

宮崎県災害対策本部 総合対策部マニュアル

令和 8 年 4 月
危機管理局

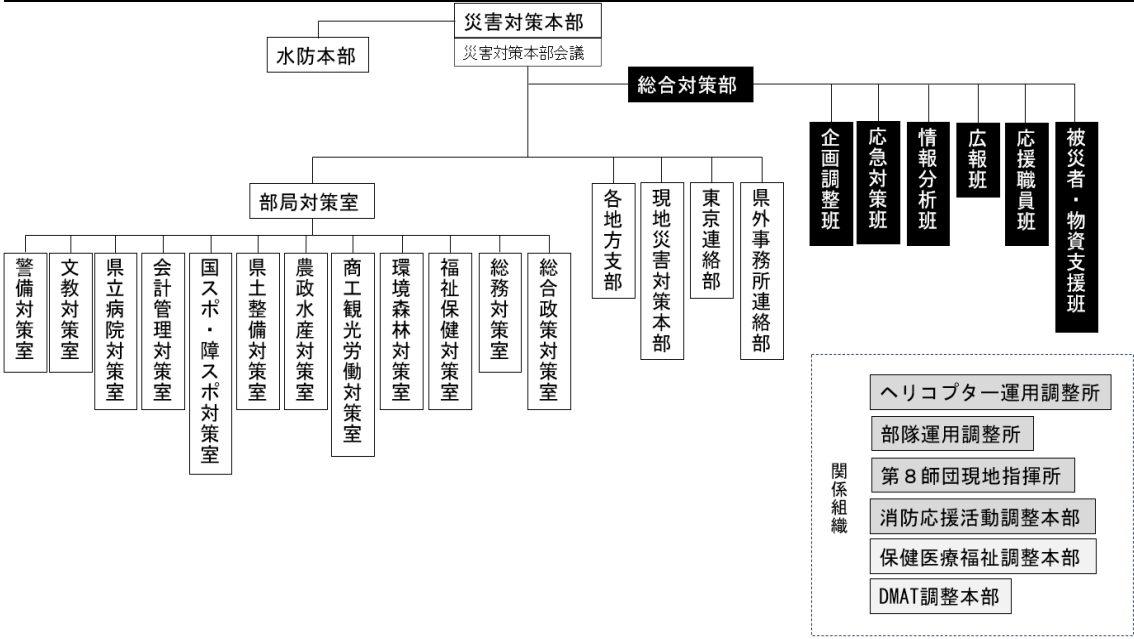
目次

項 目	page
1 宮崎県災害対策本部組織図	1
2 災害対応業務のプロセス	2-4
3 総合対策部組織図	5
4 総合対策部室配置図	6
5 総合対策部要員の参集	7
6 クロノロジーによる情報の共有化	8
7 情報処理のフロー図 要員は全員必修	9
【様式】情報連絡・処置票	10-11
8 機器設定手順（ドライブ設定・印刷ドライバー・システム・電話の使い方）	12-14
9 初動対応	15-19
【参考】災害対策本部会議 配席	20
【参考】地域衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿	21
【様式】屋上からの視認結果	22
10 行動要領	
ア 発災初日の業務の流れ	23
イ 2日目以降の業務の流れ	24
(1) 総合対策部幹部	
ア 総合対策部長	26-27
イ 副部長	28-29
ウ 災害報道監	30-32
【参考】時の経過に伴う記者説明の焦点	32
エ 各班長	33-36
【参考】総合対策部要員の勤務パターン	35
オ 部隊等調整監	37-40
【参考】大規模災害時における部隊等運用調整所活動要領	38-39
(2) 企画調整班	
ア 企画グループ	43-59
【参考】災害救助法の概要・運用事務	45
【参考】災害対策本部会議資料 作成分担表	48
【様式】宮崎県災害対策本部会議（第1回）	49
【様式】宮崎県災害対策本部会議（第2回）	50-53
【参考】本部長指示事項①~③（令和4年台風第14号災害の例）	54-56
【参考】本部長指示事項④（令和6年震度6弱地震災害の例）	57

項 目	page
イ 部局リエゾンチーム	60-62
【参考】能登半島地震時の資料	61
ウ 視察等調整チーム	63-64
エ 通信グループ	65-70
【参考】電話・通信手段の確保フロー	66
【参考】宮崎県災害機動通信チーム運用要領	70
オ 災対本部支援グループ	71-77
(3) 応急対策班	
ア ヘリ運用グループ	79-91
【参考】宮崎県ヘリコプター運用調整所活動要領	81-82
【参考】ヘリ運用調整所業務の細部運営要領	83-87
【参考】ヘリフォワードベース一覧	88
イ 救助対応グループ	92-99
【様式】緊急消防援助隊の応援等要請	94
【様式】応援等要請のための連絡事項	95
【様式】緊急消防援助隊連絡体制	96
ウ 災害医療グループ	100-110
【参考】宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱・実施要領	102-107
【様式】宮崎県D M A T派遣要請書	108-109
【様式】宮崎県D M A T活動実績報告書	110
(4) 情報分析班	
ア 分析グループ	112-116
【参考】情報の重要度の評価基準	113
【参考】分析の手法	114
イ 情報収集・連絡調整グループ	117-127
【参考】被害状況判定基準	118-120
【参考】災害時における氏名の公表方針について	125-126
(5) 広報班	
ア 報道・メディアグループ	129-144
【参考】HP例（R6.8.8地震、R7台風15号、R6台風10号）	130-135
【参考】HP用知事メッセージ	136-139
【参考】SNS発信例	140
【様式】報道機関向け発表事項	142
【様式】県選出国會議員向け資料提供（鑑）	143
イ 総合窓口グループ	145-152
【参考】初動からコールセンター設置までの流れ	147
【参考】災害時質疑応答例	149-151

項 目	page
ウ 災害代表窓口チーム（動員）	152
(6) 応援職員班	
【参考】 受援組織業務フロー図	154-156
ア 広域調整グループ	157-158
イ 職員調整グループ	159-161
(7) 被災者・物資支援班	
ア 被災者支援グループ	163-166
イ 物資支援グループ	167-171
【様式】 物資調達リスト	169
ウ 関係機関調整グループ	172-174
11 巻末資料	
【1】 宮崎県災害対策本部要員としての心構え	177
【2】 大規模地震発生時の災害対策本部の初動対応	178
【3】 夜間・休日等における参集の流れ	179
【4】 緊急災害発生時の国、県、市町村等の関係	180
【5】 受援・応援活動の流れ	181
【6】 受援市町が設置する調整所等と所掌事務（基準）	182
【7】 県及び支援市町が設置する調整所等と所掌事務（基準）	182
【8】 被害及び被災者支援等の見積もり	183-192
【9】 広域応援部隊の活動地域の目安	193
【10】 プッシュ型支援の市町村配分計画（想定ケース①）	194
【11】 プッシュ型支援の市町村配分計画（想定ケース②）	195
【12】 被害想定における市町村への職員派遣所要数（ケース①）	196
【13】 被害想定における市町村への職員派遣所要数（ケース②）	197
【14】 学校の津波浸水見積	198
【15】 電源の確保フロー（防災庁舎）	199
【16】 衛星携帯電話の使い方	200
【17】 衛星携帯電話番号簿及び架電要領等	201-205
【18】 災害時応援協定等一覧表	206-209
【19】 Q A	210-214
【20】 用語集・索引	215-227
【21】 別冊マニュアル等一覧	228

1 宮崎県災害対策本部組織図



災害対策本部会議		被災状況等の情報共有並びに分析結果に基づく対応方針及び重要事項の意思決定を行う。	
構成員	本部長	知事	災害対策本部を統括し、災害対策を行う上での基本的事項や重要事項の確認及び決定を行う。
	副本部長	副知事	本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、替わって指揮を執る。
	本部員	知事部局の各部長・監、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長	災害対策本部の活動にあたり、各部局の所掌に係る災害応急対策を円滑に進めるため、各部局の代表として災害対策本部会議に出席するなど、本部長の意思決定を補佐する。

本部長の代理		知事に事故があるとき、又は欠けるときは、次の順位で、本部長の職務を代理する。					
第1位	日隈副知事	第2位	佐藤副知事	第3位	総務部長	第4位	危機管理統括監

調整所等	防災庁舎各階に設置。	
ヘリコプター運用調整所	ヘリコプター保有機関のリエゾンが集結し、運用調整を行う。応急対策班（ヘリ運用G）と連携する。	3階
部隊運用調整所	災害対策活動に従事する各部隊（自衛隊、消防、警察、海保、国交省）の効率的な活動に係る運用調整を行う。	3階
第8師団現地指揮所	災害規模に応じ、自衛隊第8師団の現地指揮所が設置され、具体的な災害対策の指揮調整を行う。	4階
消防応援活動調整本部	消防機関（緊急消防援助隊を含む。）の活動を調整し、応急対策班（救助対応G）と連携する。	3階
保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療活動の総合調整を行う。	5階
DMAT調整本部	統括DMATが参集し、指揮命令を行うとともに、応急対策班（災害医療G）と連携する。	3か5階
BCP推進会議事務局	県庁非常時体制において、BCPに規定する応急業務及び非常時優先業務の指揮、進行管理等を行う。	6階

2 災害対応業務のプロセス

- 自分の業務がどこに位置づけられるか確認
- 先回りした対応を心掛ける！

	災害対策分野	予知・警報	被害把握	応急対策	復旧	復興
1	組織運営	災害対策本部の設置・運営			復旧・復興計画の策定・運用	
2	情報	情報機能の確保・復旧 ハザード情報の収集・伝達 避難指示等の発令・伝達・避難支援	被害情報の収集・報告	土地利用の検討		
3	人材運営		職員の動員・管理 応援職員の確保・活用	視察等要人・議員対応 ボランティアとの連携 自主防災組織等の支援		
4	救助・救急活動		救出・救助活動 医療救護活動・衛生管理 捜索活動・遺体安置等			
5	財政・金融			災害救助法等災害関連法令の事務 財源の確保 災害関連の出納		
6	生活支援	避難所の設置・運営 物資の調達・供給		要配慮者への支援 文教施設の対応 応急教育	義援金の受付・配分 各種生活再建支援の実施	
7	住宅再建		応急危険度判定の実施	被害認定調査の実施 罹災証明の交付 応急仮設住宅の建設・供給・管理	公的な住居修理・解体の対応	
8	社会基盤システム再建			警備・交通規制対応 道路上の障害物除去 インフラ全体の復旧 災害廃棄物の処理		
9	平常業務			平常業務		

出典：東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センターなど

【参考】他機関も含めた災害対応の流れ

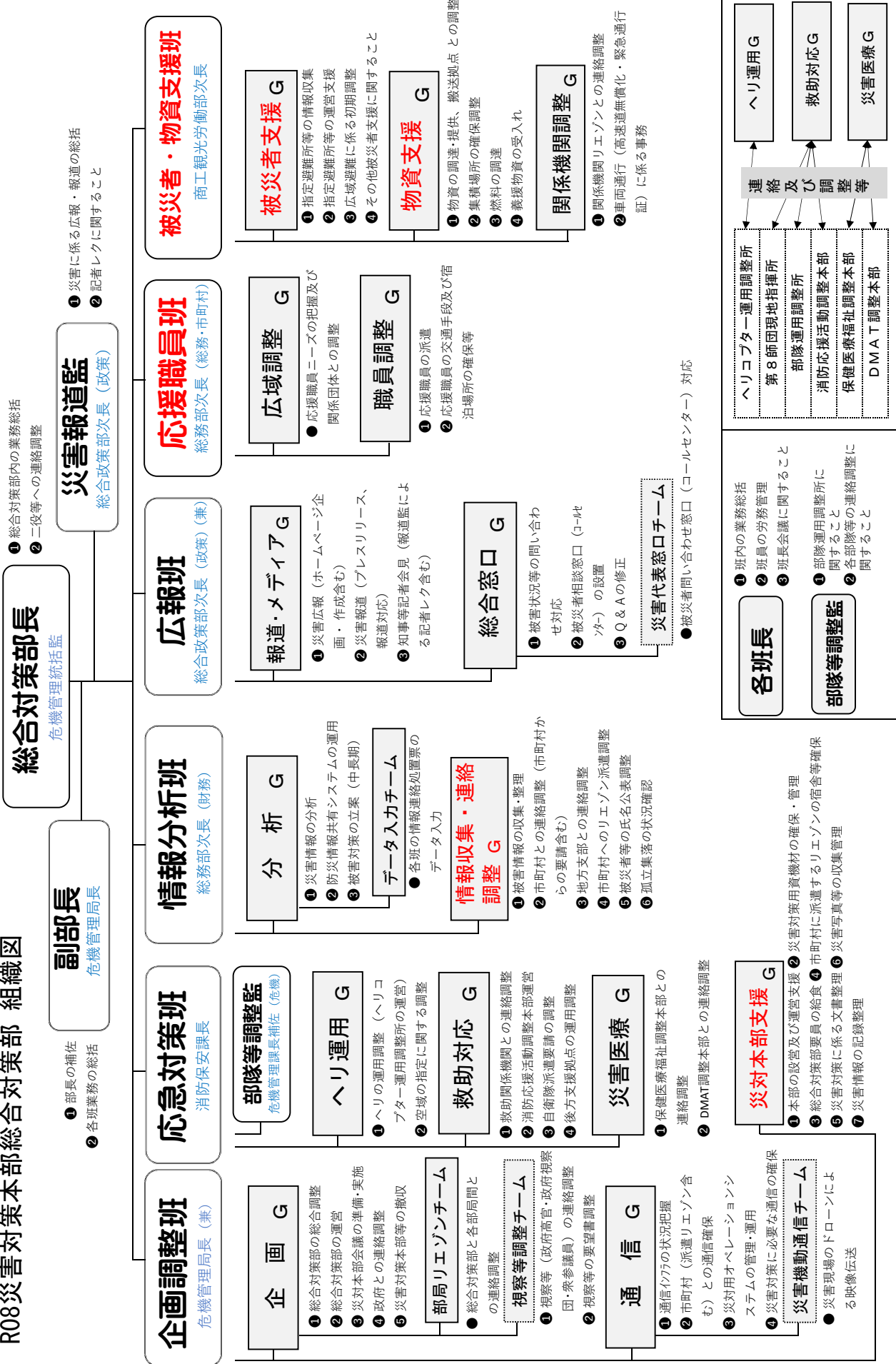
区分	発災時	1日目	2日目	3日目	4日目以降
	30分	1h	2h	3h	6h
		9h	12h	18h	24h
			36h	48h	60h
				72h	
					4日目以降～1週間～
活動の主要段階	<p style="text-align: center;">災害心身対策</p> <p style="text-align: center;">初動対応 < 即時(救急・救命)対応 < 復旧対応</p> <p style="text-align: center;">県内資源による対応・活動 < 県外(広域)資源を含めた迅速な組織的対応・活動</p> <p style="text-align: center;">緊急災害指定・災害救助法適用</p>				
災害心身対策	<p>活動体制の確立(県庁、市町村、関係機関)</p> <p>発災直後の情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p>広域応援活動の要請、受入体制の確保</p> <p>当面の救助・救急、消火活動、医療救護活動等</p> <p>避難誘導の実施、避難所の開設運営</p> <p>★第1回災害対策本部会議(15分後又は1時間後)</p> <p>★第2回災害対策本部会議(2時間半又は3時間後)</p>				
活動の概要	<p>1. 活動の集点</p> <p>○災害状況に関する認識の統一</p> <p>・現状及び今後の推移</p> <p>○要検討事項</p> <p>①現時点の被害状況と今後の見通し</p> <p>②現時点の対応状況と今後の対応</p> <p>③各種の応援要請に対する対応状況</p> <p>④被災者支援のための罹災証明等手続きの見直し</p> <p>⑤被災地及びその周辺の秩序維持、経済活動の状況</p> <p>⑥国の対応状況、本部長指示、本部長指示、被災者への呼びかけ、報道資料</p>				
活動の集点等	<p>3. 必要な検討・準備事項</p> <p>①広域分布、把握した被害状況と被害予測等の分析</p> <p>②職員、関係機関等との通信状況、通信の確保</p> <p>③関係機関等との通信状況、活動状況、支援ニーズ</p> <p>④地方支庁、市町村の被害状況、活動状況、開設状況</p> <p>⑤自衛隊、消防、警察等広域応援機関部隊等の状況</p> <p>⑥国の対応、具体計画の実施状況</p> <p>⑦本部長指示(案)、県民への呼びかけ、記者会見</p>				
情報収集	<p>ヘリ、カメラ等を活用した被害状況の概況把握</p> <p>支那等からの現地連絡員を活用した被害状況、被災者の避難状況及び市町村の支援ニーズ等の把握</p>				
緊急輸送	<p>●緊急輸送ルートの状況の集約</p> <p>●緊急輸送ルートの概況の把握</p> <p>●緊急輸送ルートの概況の把握</p> <p>●緊急輸送ルートの概況の把握</p> <p>●緊急輸送ルートの概況の把握</p>				
救助救急消火	<p>●広域進出拠点等への対応要員の派遣</p> <p>●広域進出拠点での広域応援部隊等の受入</p> <p>●広域応援部隊等の派遣先の調整</p> <p>●救助活動拠点の被災状況の把握、開設</p> <p>●救助活動拠点の被災状況の把握、開設</p> <p>●救助活動拠点の被災状況の把握、開設</p>				
医療活動	<p>●DMAT調整本部の設置</p> <p>●DMAT調整本部の設置</p> <p>●DMAT調整本部の設置</p> <p>●DMAT調整本部の設置</p> <p>●DMAT調整本部の設置</p>				
物資調達	<p>●プッシュ型支援の実施決定</p> <p>●関係者庁による物資調達の開始</p> <p>●広域物資搬送拠点の被災状況の把握</p> <p>●広域物資搬送拠点の被災状況の把握</p> <p>●広域物資搬送拠点の被災状況の把握</p>				
燃料供給	<p>●災害時石油供給連携計画の策定</p> <p>●中核給油所等の被災状況の確認</p> <p>●優先供給施設の燃料需要状況の取りまとめ</p> <p>●緊急対策本部との調整による優先供給の要請</p> <p>●緊急対策本部との調整による優先供給の要請</p> <p>●緊急対策本部との調整による優先供給の要請</p>				

宮崎県災害対策本部における災害対応の流れ

災害対策の流れ(タイムライン)

発災後の経過時間	1時間～	3時間～	6時間～	1.2時間～	2.4時間～	7.2時間～	1週間～	2週間～	1月～
総合対策部における 総合対策等の区分	①初期フェーズ ・県庁内における初期体制の確立期	②2フェーズ ・被害の把握把握期 ・関係機関等連携体制の確立期	③3フェーズ ・各部局等における応急対策確立期	④4フェーズ ・各部局等における応急対策推進期	⑤5フェーズ ・各部局等における個別応急対策実施期	⑥6フェーズ ・各部局等における個別応急対策実施期	⑦7フェーズ ・各部局等における個別応急対策実施期	⑧8フェーズ ・各部局等における個別応急対策実施期	⑨9フェーズ ・各部局等における個別応急対策実施期
災害対策本部	災害対策本部の設置 知事判断又は自衛隊の ・金庁的応急対策等の対応 ・必要	第1回災害対策本部会議 ・動員時間4.0分後 ・その他0.0分後 ・部長等会議構成員登壇 ・行政本部の発令 ・関係機関(庁外)	第2回災害対策本部会議 ・発災翌日夜 ・被害内容把握 ・緊急物資の搬入 ・緊急物資の搬入 ・明日の方針決定	第3回災害対策本部会議 ・発災翌日午前 ・被害内容把握 ・緊急物資の搬入 ・緊急物資の搬入 ・明日の方針決定	第4回災害対策本部会議 ・発災翌日夜又は翌々日 ・同左	第5回災害対策本部会議 ・夕方1回/日 ・被害内容把握 ・緊急物資の搬入 ・緊急物資の搬入 ・明日の方針決定	第6回災害対策本部会議 ・火・金曜日2回/週 ・各部局等における応急対策 ・同左	第7回災害対策本部会議 ・火曜日1回/週 ・同左	災害対策本部(廃止)
知事判断事項	●災害対策本部の設置(自衛隊を除く) ●第1回会議の招集	●災害対策本部の設置(自衛隊を除く) ●第1回会議の招集	●災害対策本部の設置(自衛隊を除く) ●第1回会議の招集	●災害対策本部の設置(自衛隊を除く) ●第1回会議の招集	●災害対策本部の設置(自衛隊を除く) ●第1回会議の招集	●災害対策本部の設置(自衛隊を除く) ●第1回会議の招集	●災害対策本部の設置(自衛隊を除く) ●第1回会議の招集	●災害対策本部の設置(自衛隊を除く) ●第1回会議の招集	●災害対策本部の設置(自衛隊を除く) ●第1回会議の招集
全般(企画調整班)	●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼
救助救急(応急対策班)	●自衛隊災害派遣要請及び準備 ●県内救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置	●自衛隊災害派遣要請及び準備 ●県内救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置	●自衛隊災害派遣要請及び準備 ●県内救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置	●自衛隊災害派遣要請及び準備 ●県内救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置	●自衛隊災害派遣要請及び準備 ●県内救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置	●自衛隊災害派遣要請及び準備 ●県内救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置	●自衛隊災害派遣要請及び準備 ●県内救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置	●自衛隊災害派遣要請及び準備 ●県内救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置	●自衛隊災害派遣要請及び準備 ●県内救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置 ●県外救助隊の配置
物資支援・物的支援(後援班)	●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入	●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入	●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入	●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入	●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入	●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入	●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入	●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入	●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入 ●被災物資の搬入
人的支援(応援職員班)	●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援	●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援	●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援	●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援	●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援	●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援	●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援	●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援	●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援 ●被災者の生活支援
情報発信(広報班)	●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援	●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援	●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援	●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援	●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援	●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援	●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援	●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援	●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援 ●被災者生活支援
備考	●部局災害の設置 ●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●部局災害の設置 ●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●部局災害の設置 ●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●部局災害の設置 ●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●部局災害の設置 ●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●部局災害の設置 ●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●部局災害の設置 ●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●部局災害の設置 ●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼	●部局災害の設置 ●県庁非常時体制(BCP)への移行 ●関係機関等10人参加 ●要員自衛隊参加 ●九州地方知事会幹事会への代行依頼

R08災害対策本部総合対策部 組織図



総合対策部長
危機管理統括監

副部長
危機管理局長

- ① 部長の補佐
- ② 各班業務の総括

災害報道監
総合政策部次長 (政策)

- ① 災害に係る広報・報道の総括
- ② 記者レクに関すること

企画調整班
危機管理局長 (兼)

応急対策班
消防保安課長

情報分析班
総務部次長 (財務)

広報班
総合政策部次長 (政策) (兼)

応援職員班
総務部次長 (総務・市町村)

被災者・物資支援班
商工観光労働部次長

企画 G

- ① 総合対策部の総合調整
- ② 総合対策部の運営
- ③ 災対本部会議の準備・実施
- ④ 政府との連絡調整
- ⑤ 災害対策本部等の撤収

部局リエゾンチーム

- 総合対策部と各部局間との連絡調整

視察等調整チーム

- ① 視察等 (政府高官・政府視察団・衆参議員) の連絡調整
- ② 視察等の要望書調整

通信 G

- ① 通信インフラの状況把握
- ② 市町村 (派遣リエゾン含む) との通信確保
- ③ 災対用オペレーションシステムの管理・運用
- ④ 災害対策に必要な通信の確保

災害機動通信チーム

- 災害現場のドローンによる映像伝送

被災者支援 G

- ① 指定避難所等の情報収集
- ② 指定避難所等の運営支援
- ③ 広域避難に係る初期調整
- ④ その他被災者支援に関すること

物資支援 G

- ① 物資の調達・提供、搬送拠点との調整
- ② 集積場所の確保調整
- ③ 燃料の調達
- ④ 義援物資の受入れ

関係機関調整 G

- ① 関係機関リエゾンとの連絡調整
- ② 車両通行 (高速道無償化・緊急通行証) に係る事務

広域調整 G

- 応援職員ニースの把握及び関係団体との調整

職員調整 G

- ① 応援職員の派遣
- ② 応援職員の交通手段及び宿泊場所の確保等

報道・メディア G

- ① 災害広報 (ホームページ企画・作成含む)
- ② 災害報道 (プレスリリース、報道対応)
- ③ 知事等記者会見 (報道監による記者レク含む)

総合窓口 G

- ① 被害状況等の問い合わせ対応
- ② 被災者相談窓口 (コールセンター) の設置
- ③ Q & A の修正

災害代表窓口チーム

- 被災者問い合わせ窓口 (コールセンター) 対応

分析 G

- ① 災害情報の分析
- ② 防災情報共有システムの運用
- ③ 被害対策の立案 (中長期)

データ入力チーム

- 各班の情報連絡処置票のデータ入力

情報収集・連絡調整 G

- ① 被害情報の収集・整理
- ② 市町村との連絡調整 (市町村からの要請含む)
- ③ 地方支部との連絡調整
- ④ 市町村へのリエゾン派遣調整
- ⑤ 被災者等の氏名公表調整
- ⑥ 孤立集落の状況確認

部隊等調整監
危機管理課長補佐 (危機)

ヘリ運用 G

- ① ヘリの運用調整 (ヘリコプター運用調整所の運営)
- ② 空域の指定に関する調整

救助対応 G

- ① 救助関係機関との連絡調整
- ② 消防応援活動調整本部運営
- ③ 自衛隊派遣要請の調整
- ④ 後方支援拠点の運用調整

災害医療 G

- ① 保健医療福祉調整本部との連絡調整
- ② DMAT調整本部との連絡調整

災対本部支援 G

- ① 本部の設営及び運営支援
- ② 災害対策用資機材の確保・管理
- ③ 総合対策部要員の給食
- ④ 市町村に派遣するリエゾンの宿舍等確保
- ⑤ 災害対策に係る文書整理
- ⑥ 災害写真等の収集管理
- ⑦ 災害情報の記録整理

各班長

- ① 班内の業務総括
- ② 班員の労務管理
- ③ 班長会議に関すること

部隊等調整監

- ① 部隊運用調整所にすること
- ② 各部隊等の連絡調整にすること

連絡及び調整等

- ヘリコプター運用調整所
- 第8師団現地指揮所
- 部隊運用調整所
- 消防応援活動調整本部
- 保健医療福祉調整本部
- DMAT調整本部
- ヘリ運用 G
- 救助対応 G
- 災害医療 G

総合対策部署の配置・電話番号

北側 (本館側)

市外局番 : 0985



大型ディスプレイ

関係機関 リエゾン

電力・ガス・通信・交通
その他のインフラ企業

8383
防2260
8382
8381
8380

広報班

災害広報を行う班

外線電話番号
26 - 7947

窓口 G
8375
8374
防2271
報道 G
8373
8372
8371

情報分析班

災害情報を収集し、とりまとめ、分析を行う班

外線電話番号
26 - 7941

8344
防2270
8343
分析 G
防2273
8342
8341
8340

被災者・ 物資支援班

被災者支援及び物的資
源の応援受援を行う班

外線電話番号
26 - 0078

8353
被災者 G
8352
物資 G
防2272
8351
8350
8349
関係機関 G

応援 職員班

人的資源の応援受援を行う班

外線電話番号
33 - 9812

8357
広域 G
8356
職員 G
防2277
8355
8354

関係機関 リエゾン

外線電話番号
33 - 9826

8070
国・九州地方知事 会・他県・他自治 体応援など
8069
防2274
8068

企画調整班

総合対策部を運営し、総合調整を行う班

外線電話番号
26 - 0081

8376
本部 G
8377
8378
企画 G
防2279
8379

外線電話番号
33 - 9802

8388
通信 G
8389
防2263
8390
8391

外線電話番号
33 - 9825

8060
8061
8062
8063
防2262

協議・調整 エリア

正副部長

DMAT
8366

医療 G
8367
8368
救助 G
8369
防2275
8370

外線電話番号
33 - 9807

部隊運用調整所

8392
8393
警 署6817
消防
自衛隊
海保
など
8394
防2278
8395
8396

外線電話番号
33 - 9811

ヘリ G

8064
ヘリ G
8065
防2266
8066
ヘリ運用調整所
8067

消防応援活 動調整本部

外線電話番号
33 - 9813

8071
防2267
8072
8073

応急対策班

救助・救急・消火等、
救助機関と調整を行う班

外線電話番号
33 - 9816

FAX
8317

外線電話番号
33 - 9814

FAX
8316

南側 (危機管理局執務室側)

音響映像機器室

8338

8339

5 総合対策部要員の参集

1 総合対策部要員の参集について

- (1) 総合対策部要員は、後掲2の参集基準により、速やかに総合対策部室（防災庁舎3階）に参集する。
- (2) 参集の際には、通常利用している交通手段にこだわらず、可能な限り早く参集するよう努める。

2 参集基準

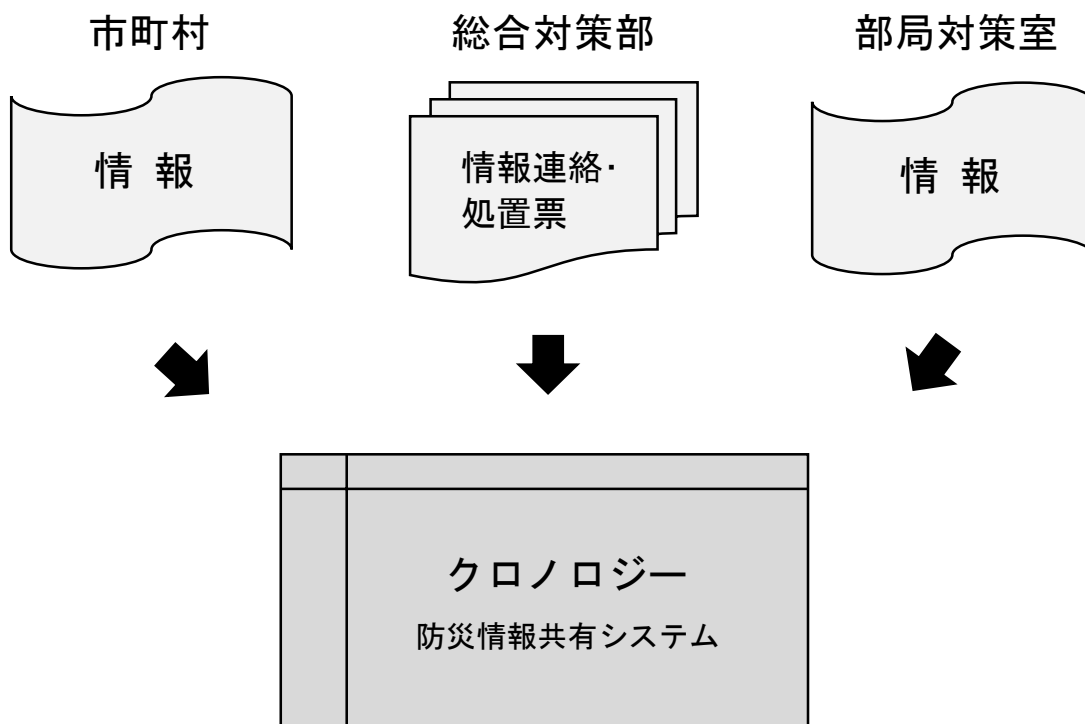
- (1) 地震・津波
第1～3要員は、一旦全員、総合対策部室に参集すること。

<u>宮崎県を 対象とした</u>	{	<ul style="list-style-type: none">◎ <u>震度6弱</u> 以上◎ <u>大津波警報</u>◎ <u>南トラ臨時情報</u> <u>「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」</u>
-----------------------	---	---
- (2) 風水害（台風など）
気象発表等を基準に参集しない。
参集を要する場合は、チームス等により連絡する。
参集要員や時間等は、その都度指示する。

地震・津波の参集基準を充足する場合、
災害対策本部は自動的に設置される。

6 クロノロジーによる情報の共有化

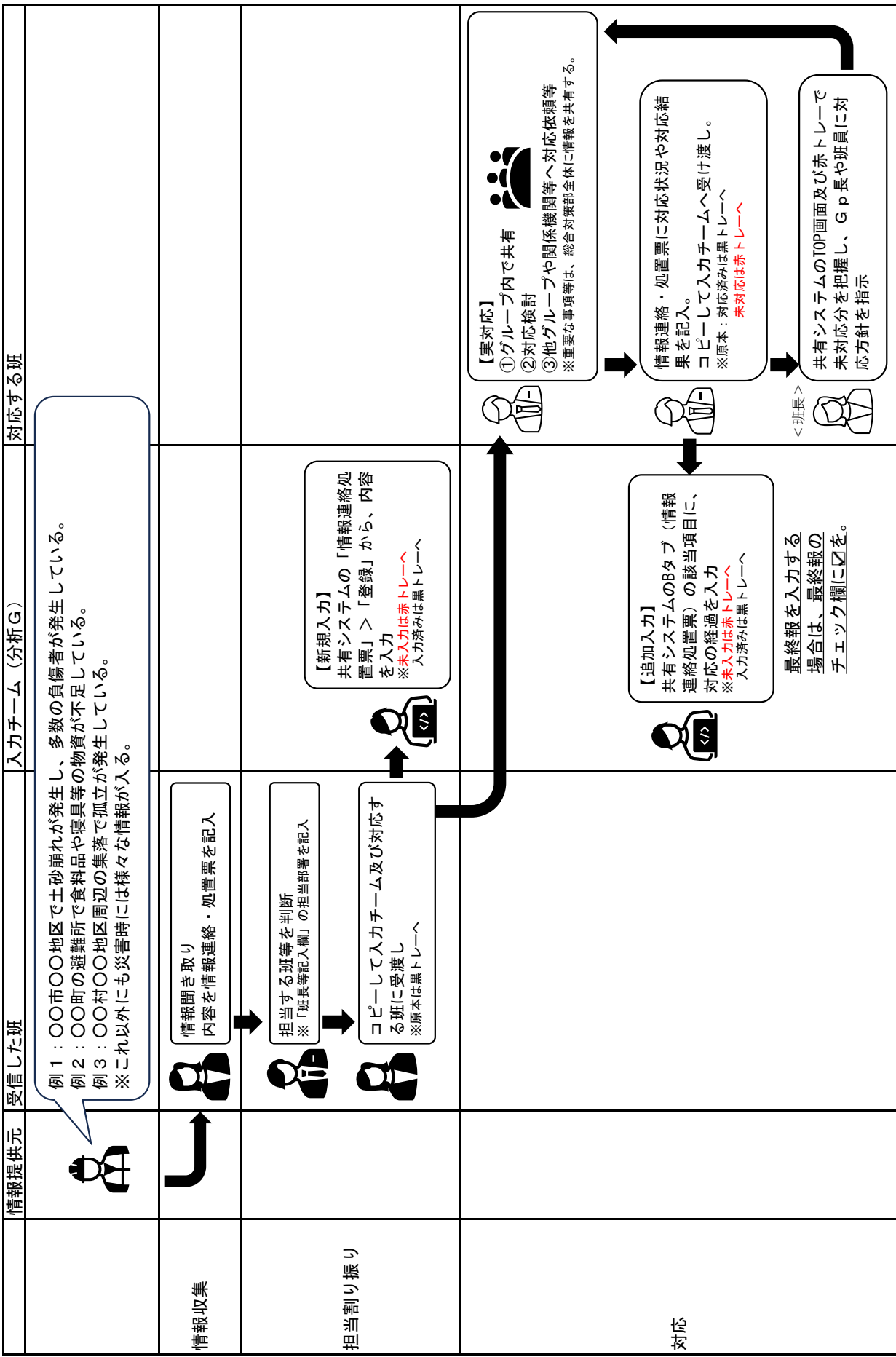
- クロノロジー（防災情報共有システム内）は、総合対策部要員のみならず、各部局・市町村・関係機関も参照することになる。
- 現在の状況を把握するツールとして極めて重要。入手した情報は即時入力・共有するよう努めること。



市町村・各班・各部局のほか、県警・国機関（自衛隊・海保・九地整・気象台など）・九電・NTT・携帯キャリアなどにIDとパスワードを配付。

7 情報処理のフロー図

要員は全員必修



※共有システムが稼働しない場合は、ホワイトボードで情報共有を行う

災害名称		<input type="checkbox"/> 基本情報(第一報)	<input type="checkbox"/> 基本情報(第二報~)	<input type="checkbox"/> 最終報
-------------	--	------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------

【1. 基本情報 (※必須で聞き取る内容)】

※件名	
※情報の内容 ・いつ ・どこで ・誰が ・何が ・なぜ ・どのように	<p>※できるだけ詳細を記入</p> <p>(例) 祝子川氾濫によるヘリ救助要請 要請時間 14:40頃 場所 桜園町94 要請者 3名(母、幼児2名)</p> <p>浸水により、住宅2階に避難しているが、浸水高約2mで水嵩が急速に増している。幼児2人を抱え身動きが取れない模様。幼児のため、危険度が高く、緊急性を要することからヘリ救助をお願いします。</p>

※発生日時	覚知 令和 年 月 日 AM・PM :	<input type="checkbox"/> 不明
	発生 令和 年 月 日 AM・PM :	<input type="checkbox"/> 不明

※発生場所	宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・串間市・西都市・えびの市・ 三股町・高原町・国富町・綾町・高鍋町・新富町・西米良村・木城町・川南町・都農町・門川町・諸塚村・ 椎原村・美郷町・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町 以下住所 その他(ランドマーク・緯度・経度、座標、UTMなど)
--------------	---

※要救助者	<input type="checkbox"/> あり(名)	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> その他
--------------	--	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------

※人的被害	<input type="checkbox"/> あり(死者: 名(うち災害関連死: 名)、行方不明: 名、 重傷: 名、軽傷: 名、程度不明: 名) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他
--------------	--

※住家等被害	<input type="checkbox"/> あり(全壊: 棟、半壊: 棟、一部破損: 棟、 床上浸水: 棟、床下浸水: 棟、程度不明: 棟) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他
---------------	--

※発信元 組織

氏名

電話番号

情報連絡・処置票 (2)

【2. 情報整理 (内容を整理してシステムへ入力) (※必須項目)】

※公開範囲	<input type="checkbox"/> 庁内限定		<input type="checkbox"/> 関係機関まで共有						
※緊急度	<input type="checkbox"/> 高 (人命直結・大規模被害・広域影響)			<input type="checkbox"/> 中 (早期対応推奨)		<input type="checkbox"/> 低 (情報共有のみ)			
※対応状況	<input type="checkbox"/> 要対応 (未着手・対応中・対応済)				<input type="checkbox"/> 対応不要				
※情報種別 (複数選択可)	災害・事象	<input type="checkbox"/> 河川氾濫	<input type="checkbox"/> 浸水	<input type="checkbox"/> 土砂災害	<input type="checkbox"/> 突風・竜巻	<input type="checkbox"/> 液状化	<input type="checkbox"/> 火災	<input type="checkbox"/> 事故	
		<input type="checkbox"/> その他							
	被害情報	<input type="checkbox"/> 人的被害	<input type="checkbox"/> 住家被害	<input type="checkbox"/> 建物被害	<input type="checkbox"/> 道路被害	<input type="checkbox"/> ライフライン被害			
		<input type="checkbox"/> その他							
	その他	<input type="checkbox"/> 救助	<input type="checkbox"/> 医療・保健・福祉		<input type="checkbox"/> 避難所	<input type="checkbox"/> 安否・孤立		<input type="checkbox"/> 物資・輸送	
		<input type="checkbox"/> 応援・受援	<input type="checkbox"/> 交通	<input type="checkbox"/> 復旧	<input type="checkbox"/> 生活再建	<input type="checkbox"/> 本部・調整	<input type="checkbox"/> 広報・報道		
<input type="checkbox"/> その他									

【3. 対応・連携 (対応の記録)】

日時	対応グループ・部署等	対応内容・状況等	対応結果	済
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

※受信者情報

受信日時 令和 年 月 日 AM・PM :

グループ名

氏名

8 機器設定手順

※災害発生時は自席パソコンを持参すること

1 災害対策本部用ネットワークドライブの設定

(1) 総合対策部要員が使用するドライブは「Oドライブ : share」及び「Rドライブ : honbu」

ドライブ	使用者	用途
share【O:】	総合対策部 要員	【総合対策部共有】災害対策に関し、総合対策部で共有すべきファイル
honbu【R:】		【総合対策部各班作業用】総合対策部員及び各班の業務検討等のために共有して作業するファイル

(2) ドライブに接続するため、「bat (バッチファイル)」をパソコンにインストールする。

《設定の手順》

1	「共有 (N:) フォルダ」 > 「【重要】災害対策関係(災害対策本部総合対策部員用)」 > 「バッチファイル」 から「DriveMap(honbu).bat」と「DriveUnMap(All).bat」 ファイルをデスクトップに保存。
2	「DriveMap(honbu).bat」 をダブルクリック
3	黒いDOS画面が開くので、その画面でパスワード「kiki-honbu」を入力 ※ 入力した文字は表示されません。
4	新ドライブとして、「share」「honbu」が表示されます。

※ 手順3においてパスワードの入力に失敗した場合には、表示されるメッセージに従って、次のユーザー名、パスワードを入力するか、手順1から再度やり直します。

ユーザー名 : user3 パスワード : kiki-honbu

※ 「DriveUnMap(All)」 というファイルは、インストールしたドライブを削除するものです。

※各種様式や個別マニュアル等については、下記に保存しております。
R:¥【重要】★総合対策部各G様式等保管フォルダ★

2 印刷用ドライバーの設定

《設定の手順》

1	「共有 (N:) フォルダ」 > 「【重要】災害対策関係(災害対策本部総合対策部員用)」 > 「プリンタドライバ」 から「総合対策部室(西)」をフォルダごとデスクトップにコピー
2	コピーしたフォルダを開き、「setup.exe」をダブルクリック
3	ツールが起動するので「はい」で進み、「インストールの開始」をクリック
4	5分ほどでインストールが終了するので、再起動をして完了 ※ デスクトップにコピーした「ドライバー」のフォルダは削除してください。

3 防災情報共有システムの起動

《起動の手順》

1	デスクネット > リンク集 > 宮崎県防災情報共有システム
2	<ログイン画面> 「災害名」を選択、「ユーザー名」「パスワード」(下記参照)を入力し、ログイン

課・室等名称	アカウント	パスワード
総合対策部 幹部	honbu_taisaku	Zw3cYX6z
企画 G	honbu_kikaku	M3dcUDxV
部局リエゾン T	honbu_bukyokul	xQ8pzLYR
視察等調整 T	honbu_sisatsu	xU4rXVHa
通信 G	honbu_tsushin	T6cHzJsq
災害機動通信 T	honbu_dmct	x6PsFide
災对本部支援 G	honbu_honbushien	rD39bNVk
ヘリ運用 G	honbu_heli	c7AK3BkS
救助対応 G	honbu_kyujyo	S6tVbdWk
災害医療 G	honbu_iryu	R6nXwLJD
分析 G	honbu_bunseki	iG8nFyfA
データ入力 T	honbu_data	nB2xka3N
情報収集・連絡調整 G	honbu_jyoho	x9Pry4wn
報道・メディア G	honbu_hodo	fW3PVUkN
総合窓口 G	honbu_madoguchi	xS8D7nNj
広域調整 G	honbu_koiki	sG3kXM85
派遣調整 G	honbu_haken	v2CdbL4Q
被災者支援 G	honbu_hisaisya	Gi3jwYyd
物資支援 G	honbu_bussi	w4FYDiXs
関係機関調整 G	honbu_kankeikikan	kG2beNFj

4 内線の使い方

(1) 県庁内線機から県庁内線機への電話

内線番号のみ

(2) 県庁内線機から防災電話機への電話

9 + 内線番号

(3) 防災電話機から防災電話機への電話

内線番号のみ

(4) 防災電話機から県庁内線機への電話

8 + 内線番号

(参考：要員用PCを使用する場合) Microsoft Officeの設定

- 「アカウントにサインインまたはアカウントを作成」を押下。
- 使用する職員のメールアドレス（例：yamada-taro@pref.miya…）を入力。その後、パスワード（職員が通常ログイン時に用いるもの）を入力してサインインする。
- 「いいえ、このアプリのみサインインします」を押下。使用開始。
- ⇒ 使用が終了したら、右上の人型マークを押下し、サインアウトする。

9 初動対応

発災後
40分以内

※ 休日・夜間は**60**分以内

- 初動対応は、危機管理局員が行う。
- 参集した第1～3要員は、初動対応を支援する。
- 以下の業務を同時並行に行うので、手の空いている者は積極的に手伝えること。

1 【危機】地震・津波情報の収集（県内・県外）

- 宮崎地方気象台ホットライン（0985-25-5541or5542）、県防災・防犯情報メールサービス、テレビ、ラジオ、インターネット等により、積極的に収集する。
- 防災情報共有システムに災害名、本部設置、被害情報等を登録する。

2 【統括監（局長又は危機補佐（総括））】 知事・副知事への報告等（二役チームス又は秘書への電話）

- 二役の安否及び所在を確認するとともに、地震・津波の情報、災害対策本部の設置を報告する。
- 第1回災害対策本部会議（防災庁舎3階災害対策本部会議室）の開催を意見具申する。

3 【危機】自衛隊へ災害派遣の準備を依頼

- 災害対策本部設置を連絡するとともに、派遣準備を依頼する。
→連絡先は、陸上自衛隊第43普通科連隊第3科 0986-23-3944
（内線 236、237、239）

4 【通信】津波一斉指令の送信

- 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、災害監視室より、沿岸市町及び沿岸に位置する関係機関に「津波一斉指令」を送信する。

※ 詳細は、災害監視室にある関連マニュアルを参照。

5 【南トラ】総合対策部要員等への連絡

- チームス、庁内放送、庁内電話又は防災行政無線を通じて、災害対策本部設置を通知するとともに、各要員へ所定の体制をとるよう連絡する。

6 【企画】各地方支部へ通知

- チームス又は防災行政無線電話を通じて、災害対策本部の設置を通知するとともに、各要員へ所定の体制を取るよう連絡する。

7 【企画と危機】連絡調整課・県警に連絡

- チームスにより、各部局へ災害対策本部の設置を通知するとともに、第1回災害対策本部会議（防災庁舎3階災害対策本部会議室）への各部局長の出席を求める。

※ 災害対策本部会議については、ペーパーレスで行うため、各部局長はPCを持参するよう依頼する。
併せて、随行者には、災対本部会議資料を部局長のPC上で表示できるよう調整を依頼する。

→連絡先は、知事部局、企業局、病院局、教育庁、会計管理局

- ホットラインにより、県警本部警備第二課へ災害対策本部の設置を通知するとともに、災害対策本部会議（防災庁舎3階災害対策本部会議室）への県警本部長の出席を求める。

→連絡先は、ホットライン（防災企画担当横に設置）
or 内線3377 or 警電5782・5783

8 【南トラ】 関係機関へ災害対策本部設置を連絡

- 防災FAX（防災企画担当横に設置）により、OMRシートを用いて一斉送信する。

9 【危機】 警備第二課へ警察災害派遣隊の活動予定等を確認

- 宮崎県での警察災害派遣隊の活動予定等を確認する。
- 情報収集のためのヘリ偵察等を依頼する。

10 【消防補佐と通信】 県防災ヘリの出動要請等

- 大規模な災害が予想される場合や津波警報又は大津波警報が出された場合は、県防災救急航空センターに県防災ヘリの出動を要請し、上空より沿岸部又は被災地の映像伝送を依頼する。
- 県警ヘリの出動状況を把握する。
- 出動要請後、ヘリテレ映像の受信に向けた準備を行う。

11 【危機】 自衛隊への災害派遣要請

- 自衛隊への派遣要請について、知事に意見具申する。
- 大規模災害の発生に対する災害派遣の要請を行う。
→状況により、副知事（又は統括監）から連隊長へ
- 情報収集のためのヘリ偵察等を依頼。
→連絡先は、陸上自衛隊第43普通科連隊第3科0986-23-3944
（内線 236、237、239）

12【消防】消防庁への緊急消防援助隊の応援要請

- 緊急消防援助隊への応援要請について、意見具申する。
- 災害対策本部の設置を連絡するとともに、大規模災害の発生に対する応援を要請する。
- 連絡先は、消防庁広域応援室TEL03-5253-7527(FAX03-5253-7552)
地域衛星通信ネットワーク 96-048-500-90-43432
同FAX 9P6-048-500-90-49033

【資料】 地域衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿 (p. 21)

13【企画】内閣府（防災）への報告

- 大規模災害の発生に伴う想定被害の報告及び国への包括的な応援を要請する。
- 連絡先は、内閣府（防災）災害緊急事態対処担当 03-3501-5695

14【産業保安と通信】庁舎屋上から偵察・映像配信

- 屋上ヘリポートから市街地状況（火災・倒壊・浸水など）を視認。
→視認結果はp. 22の様式に記録する。
→ヘリポート入り口の鍵は防災庁舎守衛室に保管。
- 市街地状況を映像伝送する。

15【総務と通信と産業保安】会議室等の準備

- 総合対策部室、災对本部会議室及び4階の開錠・準備を行う。
- 災害対策本部長室・副本部長室、関係機関リエゾンや（国）現地対策本部等が使用する会議室等の準備を行う。
- 本部運営に必要な資機材や消耗品等を準備する。

16【企画】災害情報等の発信

- 報道・メディアG等と連携の上、県庁ホームページのほか、あらゆる情報発信手段により、県民が必要とする情報を正確かつ迅速に提供する。

17【危機】第1回災害対策本部会議の資料準備

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 会議資料の原稿を作成する。 |
| <input type="checkbox"/> | 危機管理統括監のチェックを受け、適宜修正する。 |
| <input type="checkbox"/> | 完成後、資料をチームスにて「総合対策部第1・第2・第3要員」（要員）、「災害情報共有グループ」（連絡調整課等）、「災対地方支部グループ」（地方支部）に送信する。 |
| <input type="checkbox"/> | 資料をメディアに送付。→広報戦略室へ依頼
報道担当公用携帯：090-3606-3075
090-8226-6776
※ 広報戦略室が不在の場合は、広報企画主任（総括補佐）が把握している「閉庁時プレスリリース先」へ直接送付 |
| <input type="checkbox"/> | 資料を印刷する。（予備：10部程度）→総務班等に依頼
※ 第1回災害対策本部会議後に開催する知事会見用の資料（知事メッセージ）やプレスリリース資料（第1報）を準備する。 |

18【総務と通信と産業保安】会議室の準備

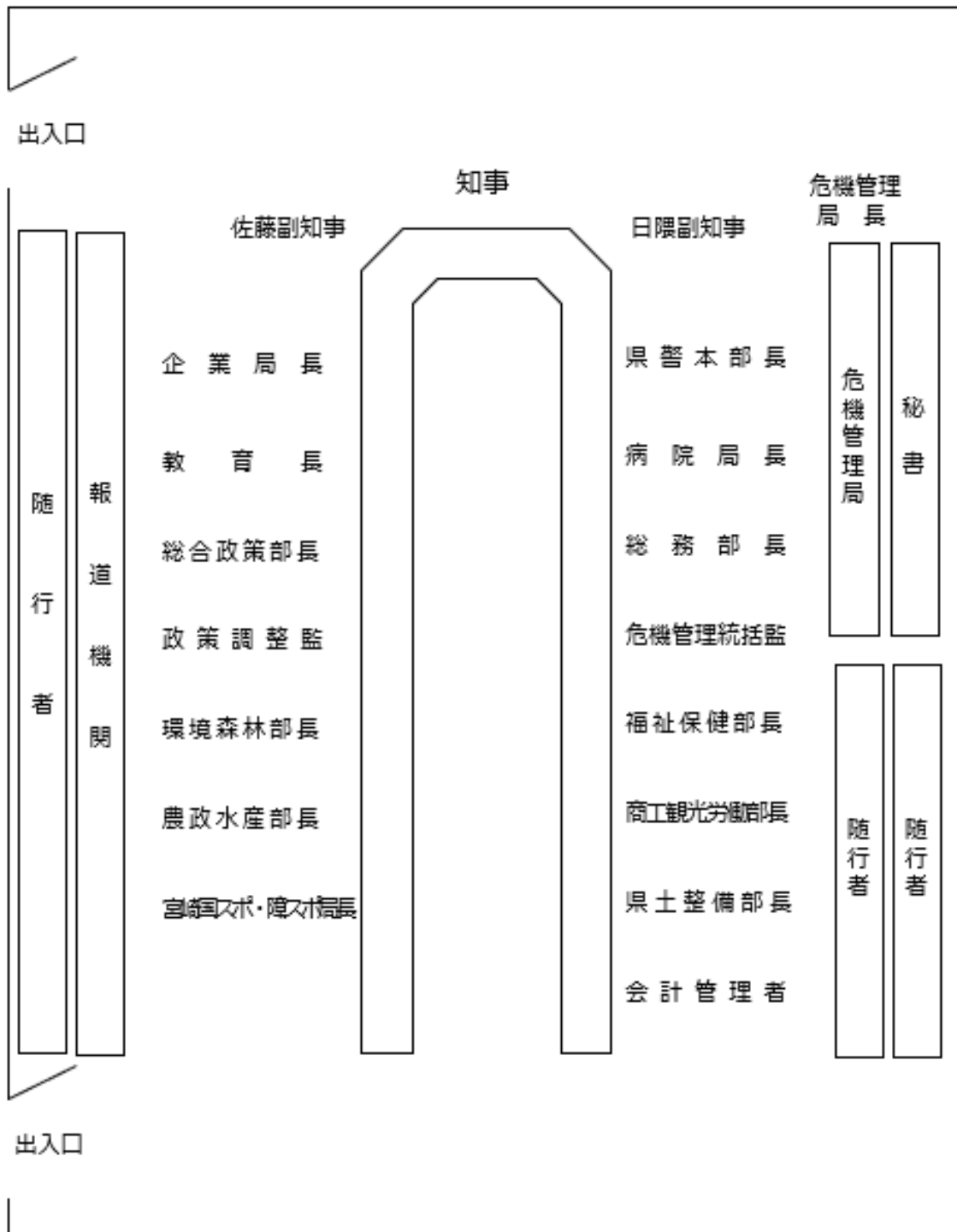
- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 随行者席、記者席のセッティング、本部員用の配席プレートを設置する。（次ページ参照） |
| <input type="checkbox"/> | マイクを設置する。 |
| <input type="checkbox"/> | スクリーン画面、音声のセッティングを行う。 |
| <input type="checkbox"/> | 知事・副知事用PC（要員用PC）を机上に準備する。
会議資料完成後、PC画面に表示しておく。 |

19 第1回災害対策本部会議の開催

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 災对本部会議室（防災庁舎3階）にて、発災後40分（休日・夜間は発災後60分）を目途に開催する。 |
|--------------------------|---|

宮崎県災害対策本部会議 配席図

防災庁舎 3 階・災害対策本部会議室



自然災害

【参考】地域衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿
(L A S C O M ネット)

自治体専用の衛星通信回線で、全国の地方自治体・消防機関、総務省・消防庁を結んでいるネットワーク。電話、FAX、映像伝送等が可能。

県庁内線電話機からかける場合は下記のとおり。

発信先	電話番号
消防庁 広域応援室	9-6-048-500-90-43432
消防庁 広域応援室(FAX)	9P6-048-500-90-49033
消防庁 宿直室	9-6-048-500-90-49101
消防庁 宿直室(FAX)	9P6-048-500-90-49036
大分県 防災局防災対策企画課	9-6-044-200-4-3155
大分県 防災局防災対策企画課(FAX)	9P6-044-200-4-1750
熊本県 危機管理防災課	9-6-043-300-8-3416
熊本県 危機管理防災課(FAX)	9P6-043-300-7108
山口県 防災危機管理課	9-6-035-201-7021
山口県 防災危機管理課(FAX)	9P6-035-201-7390
福岡県 防災企画課	9-6-048-330-101、音声ガイダンスに従い、PBボタン-36-040-700-7021
福岡県 防災危機管理局(FAX)	-
佐賀県 危機管理防災課	9-6-048-330-101、音声ガイダンスに従い、PBボタン-36-041-200-1367
佐賀県 危機管理防災課(FAX)	-
長崎県 危機管理課	9-6-048-330-101、音声ガイダンスに従い、PBボタン-36-042-111-7226
長崎県 危機管理課(FAX)	-
鹿児島県 危機管理課	9-6-046-311-7-2276
鹿児島県 危機管理課(FAX)	9P6-046-311-7-5519
沖縄県 防災危機管理課	9-6-047-200-71-2090
沖縄県 防災危機管理課(FAX)	9P6-047-200-71-4819
宮崎県 東京事務所	9-6-048-300-9-4028
宮崎県 東京事務所(FAX)	9P6-048-300-9-4029

※ 防災電話機からかける場合は冒頭の9が不要
※ 「P」はポーズ。

参考：本県の衛星番号 9-6-045-101-8-(県庁内線)

【様式】屋上からの視認結果

日 時	月 日 時 分
場 所	県防災庁舎 屋上ヘリポート
視認者	消防保安課 ()

1 火 災

視認方向	火災の状況
宮崎港方面 (東)	
山形屋方面 (北)	
大塚方面 (西)	
南宮崎駅方面 (南)	
特記事項	

2 津波・浸水害

視認方向	津波・浸水害の状況
宮崎港方面	
イオン方面	
市役所方面	
特記事項	

3 その他

建物の倒壊、交通渋滞、停電など、気付いたことは全て書く。

--

10 行動要領

- 各班は、災対本部会議を軸に行動する。
- 発災初日と2日目以降のバトルリズムを以下で示す。
- 業務の流れ（図表）を参考に見通しを立てること。

発災初日の業務の流れ	
発災	参集
↓	初動対応
40分後	災害対策本部会議（第1回）
↓	班長会議（総合対策部）
3時間半後※	災害対策本部会議（第2回）
↓	災害報道監による記者レク
初日夜	災害対策本部会議（第n回） —被害・対応状況と明日の方針決定—

※ 状況や時間帯による。

災害対策本部の2日目以降の日々の業務の流れ

- シフトチェンジを08:00及び20:00の12h勤務の3交代制として各要員は勤務
- 2日目以降は、10:00及び16:00に2回の災害対策本部会議を開催、これに合わせてプレスリリースを実施

時間	01	03	05	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
全般					データ更新 00-20	MR 00-20	データ更新 40-50	災害対策本部会議 00-50	データ更新 40-50	災害対策本部会議 00-50	データ更新 40-50	二役レク 40-50	災害対策本部会議 00-50	二役レク 40-50					チームス実施 ER		
総合対策部					部隊運用調整会議 00-30	会議資料完成 45	班長会議 00-30	資料作成指示 []	班長会議 00-30	資料作成指示 []	班長会議 00-30	会議資料完成 45	班長会議 00-30	シフトチェンジ []	部隊運用調整会議 00-30	シフトチェンジ []			資料作成指示 []	役員リエゾン会議 []	
報道対応																					

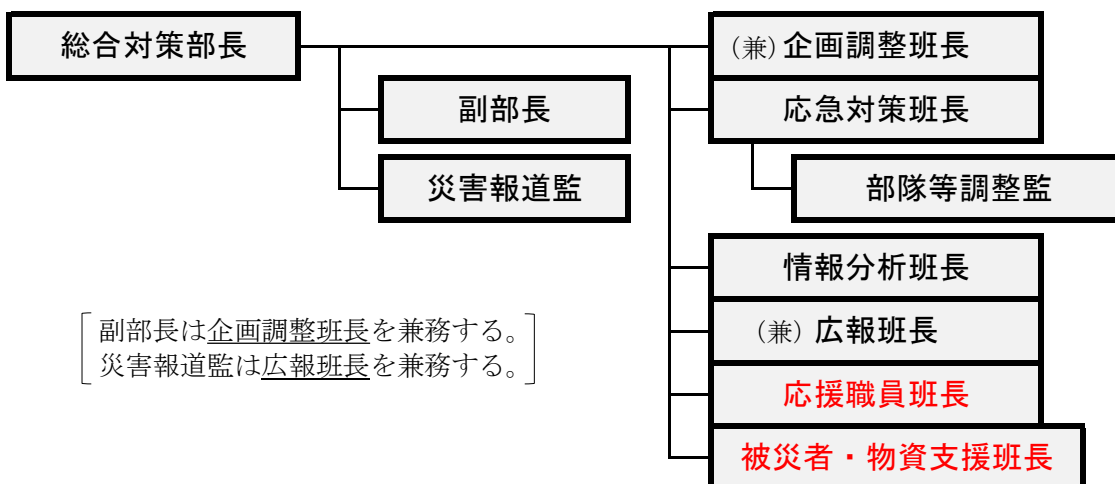
凡例 []: 状況により、開催する会議等

MR: モーニングレポート ER: イブニングレポート

(1) 総合対策部幹部

総合対策部長
<ul style="list-style-type: none"> ① 総合対策部内の業務総括 ② 二役等との連絡調整
副部長
<ul style="list-style-type: none"> ① 部長の補佐 ② 各班業務の総括
災害報道監
<ul style="list-style-type: none"> ① 災害に係る広報・報道の総括 ② 記者レクに関すること
各班長
<ul style="list-style-type: none"> ① 班内の業務総括 ② 班員の労務管理 ③ 班長会議に関すること
部隊等調整監
<ul style="list-style-type: none"> ① 部隊運用等の総合調整に関すること ② 関係部隊の現況把握等に関すること

幹部の構成



業務記録（日時/相手方/内容）を必ず残すこと。

① 総合対策部内の業務総括

部長

1 事案対応の目的と戦略を指示

- 対応方針の策定（企画Gが原案作成）に際し、事案対応の目的と戦略（方向性）を指示する。

2 活動に優先順位を付与

- 被害情報等の報告を受けて、総合対策部内の活動に優先順位を付与する。

3 当面の対応計画を承認

- 班長から示された対応計画（案）を承認する。情勢により対応計画の変更を要する場合、班長に対し必要な指示をする。

4 広報情報の内容承認

- 災害報道監から示された広報情報（案）について、内容を確認し、承認する。

5 災害対応の撤収承認

- 災害対策本部等の廃止について、廃止理由や時期等の検討を指示するとともに、二役に意向を確認する。
二役の了承が得られたら、廃止に向けた事務を指示する。
※ 廃止検討の事務取扱は**企画G**。災害対策本部会議の要否も併せて検討すること。

② 二役等との連絡調整

部長

1 二役との連絡調整

- 応急対応事案をはじめ主要な被害情報等について、二役に情報を入れるとともに、指示を仰ぐ。
※ チームス等を活用し随時情報を入れる。

2 県議会・正副議長への報告

- 二役と調整済の案件をはじめ主要な被害情報等について、正副議長（事案によっては常任委員長・地元県議も）に報告する。
※ 議会事務局リエゾンを通じて時間調整。

3 県選出国会議員への情報提供

- 主要な被害情報や政府高官の視察予定等について、県選出国会議員への情報提供を副部長（企画調整班長）に指示する。
※ 提供方法（訪問・電話・メール）は東京事務所と調整。

4 知事と市町村長とのWEB会議の開催決定

- 市町村のニーズ把握、被害情報と災害対応の共有等を目的に、二役と協議の上、知事と市町村長とのWEB会議の開催を決定する。

業務記録（日時/相手方/内容）を必ず残すこと。

① 部長の補佐

副部長

1 「① 総合対策部内の業務総括」の補佐

- (1) 事案対応の目的と戦略について、災害対策本部会議の知事指示事項等との整合を確認し、助言する。
- (2) 部内活動への優先順位の付与について、部内の配置調整の要否等を確認し、助言する。
- (3) 当面の対応計画の承認について、対応方針（案）との整合を確認し、助言する。
- (4) その他業務総括について、必要に応じて助言する。

2 「② 二役等への連絡調整」の補佐

- (1) 二役への連絡調整について、部長の指示により二役に情報を入れる（随時情報はチームスを活用すること）。
- (2) 県議会・正副議長への報告について、部長の指示により正副議長（事案により常任委員長・地元県議も）に報告する。
- (3) 地元選出国會議員への情報提供について、部長の指示により東京事務所と調整し対応する。

② 各班業務の総括

副部長

1 各班の主要事案の把握

- 各班長からの随時報告により各班の主要事案を把握し、二役等への報告時期や対外的発信の要否などについて検討・指示する。
※ 対外的発信を要する場合、方法等について災害報道監と協議。

2 災害対策本部会議・班長会議の議題調整

- (1) 災害対策本部会議に上程する議題等について、二役等の意向や対外的な諸情勢を踏まえ、必要な検討・調整を行う。
- (2) 班長会議で協議する議題等について、企画Gに必要な指示を行う。

業務記録（日時/相手方/内容）を必ず残すこと。

① 災害に係る広報・報道の総括

報道監

1 災害広報の総括

県民等への広報について、以下の視点を確認し必要な指示をおこなう。

- 県の災害対応方針、災害救助活動、市町村が実施した避難情報、避難所開設運営情報等を積極的に広報し、災害救助に対する協力を得るとともに、県民の人心安定に努める。
- SNSの誹謗中傷やデマ情報に対しては速やかに正しい情報を提供し、ダメージコントロールを図る。
- 来県者・外国人向けの対応を検討する。
- 広報の優先順位は適切か、確認する。

※ 特に重要な災害広報は、正副部長と協議する。

2 災害報道の総括

報道機関向けの情報提供について、以下の視点を確認し必要な指示をおこなう。

- 報道機関には災害対策本部会議や定時報告により情報提供することを基本とするとともに、原則、次回の本部会議実施予定や定時報告の時間を明示する。
- 報道機関はSNSから情報を得ていることが多く、この情報に対する確認を求めてくることから、分析Gと連携しspectee情報等をリアルタイムで把握するよう努める。
- 問い合わせに対しては、最新の定時報告により回答することを基本とする。また、数字の誤りに注意し、曖昧な事項、推測事項、個人意見は回答しない。

※ 特に重要な災害報道は、正副部長と協議する。

1 記者レク実施の検討

以下の事項を把握した上で、定時報告以外に記者向けの説明が必要かを検討する。

- 新たな発見（御遺体の発見、火災等）
- 新たな活動（緊急消防援助隊の投入等）
- 継続して実施してきた活動の大きな変化とその理由
（道路啓開に伴う開通、孤立解消）
- 継続して実施してきた活動の成果とその理由
（行方不明者捜索）
- 各地の災害について共通的に質問される事項
（死者・安否不明者公表、避難の遅れ、避難情報発令の妥当性、災害対策基本法、災害救助法等法令改正への適応）

※ 発災初日から数日は、デマ情報等に対処するため、上記の事項の有無にかかわらず、定期的な記者レク実施が適当。

2 実施に向けた準備

実施に向けて、以下の事項を報道・メディアGに指示する。

- 日時調整・記者への告知
（災害対策本部会議との兼ね合い、数日間は定時実施にするなど）
- レク事項の選定
（前掲1での検討を参考に、企画Gと調整）
- レク事項に関係する部局に資料作成・同席等を依頼
（部局リエゾンを通じて調整。過剰な資料作成依頼はしない。）
- 想定問答作成
 - 【参考1】災害時における死者・行方不明者の氏名公表について
 - ・ **情報収集・連絡調整G**が事務担当。
 - ・ 「災害時における氏名の公表方針について」（平成31年3月20日危機管理課）（**情報収集・連絡調整G**の行動要領に添付）により対応することを基本とする。

【参考2】時の経過に伴う記者説明の焦点（次頁）

時の経過に伴う記者説明の焦点

- 時の経過により、記者はもとより県民の関心事は変化する。
- 以下の「記者説明の焦点」を参考に、記者会見・レクの構成を検討するのが望ましい。

時の経過	視点	記者説明の焦点
発災直後 (1時間後) 	規模 どこ 何が必要か	<ul style="list-style-type: none"> ●震度分布：想定と比較して（大・同・小） ●どの市町村と連絡が取れているか ●被害が大きいと予想されるのはどこか ●当面、何が必要か（情報？救助？消火？） ●県庁・職員はどうなっているか（概要）
 発災数時間後 	被害状況 活動状況 何が必要か	<ul style="list-style-type: none"> ●気象状況 ●判明している被害状況 ●連絡が取れない市町村 ●活動状況の概要 ●県庁・職員はどうなっているか（まとめて） ●今後何が必要か（体制強化、民生支援など）
 定例的	被害状況 活動状況 今後の支援要領	<ul style="list-style-type: none"> ●気象状況 ●判明している被害状況・被害額 ●今後の支援の方向性（各部局に対する指針）

業務記録（日時/相手方/内容）を必ず残すこと。

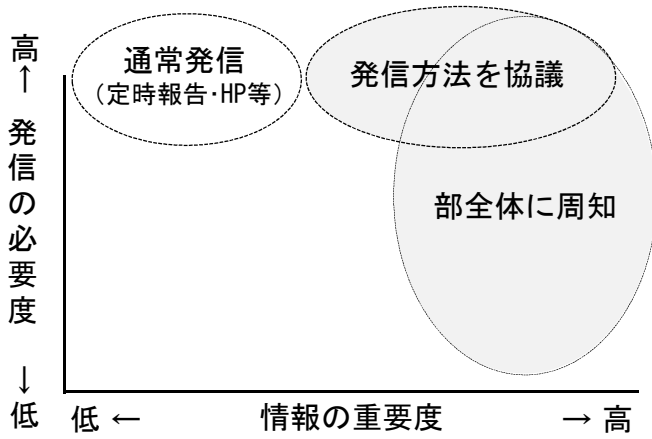
① 班内の業務総括 **班 長**

1 自班の役割を確認・指示

- (1) 初動～救命～応急～復旧の各ステージにおける自班の役割について、改めて確認する。
- | 対応期 | 時間軸 | 自班の役割（各自記入） |
|-------|-----------|-------------|
| 初動 | 発災～ 3h | |
| 救急・救命 | 3h～72h | |
| 応急 | 72h～1week | |
| 復旧・復興 | 1week～ | |
- (2) 自班の各グループに当面の方向性などを指示。
- ※ (1) の自班の役割のほか、各指示事項（知事・総合対策部長）や対応方針（企画G作成）を参照すること。

2 報告のあった情報への対応

- (1) 報告のあった情報のうち特に重要と認められるものは、総合対策部全体に対する周知を指示する。
- ※ マイク周知（繰り返す）・ペーパー差入れ・班長会議で発言など
- (2) 対外的な発信が特に必要と認められるものは、発信方法等（本部会議での報告・知事会見・報道監記者レクなど）について班長会議で協議する。
- ※ 急を要する場合は、正副部長・災害報道監と協議して対応を決定する。



※ 情報の重要度は、被害の規模・程度、対応の必要性などを総合的に勘案し判断すること

※ 発信の必要度は、県民全体の関心度、県民生活への影響などを総合的に勘案し判断すること。

② 班員の労務管理

班 長

1 班員の参集状況の確認

- 班員の参集状況を確認する。人員不足により支障が生じる場合は、企画調整班に要員の調整を依頼する。

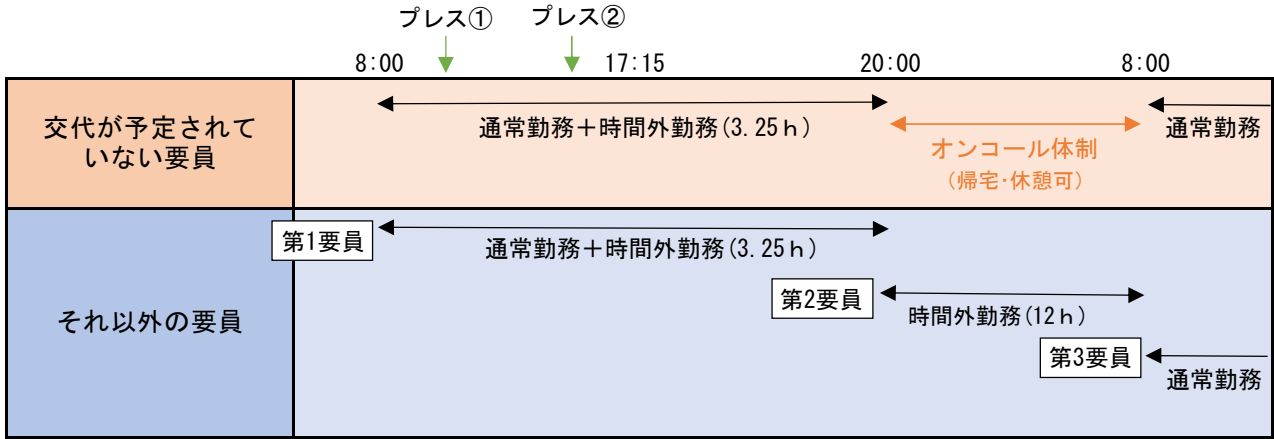
2 班員の健康状態の確認

- 体調の優れない班員は申し出るように指導する。申し出のあった班員は休憩室に移すか、帰宅させる。人員不足により支障が生じる場合は、企画調整班に要員の調整を依頼する。

3 その他の労務管理

- 第1～3要員の勤務ローテーションは、次頁表を基本とする。具体的な運用については、**企画調整班**（災対本部支援G）からアナウンスがある。

総合対策部要員の勤務パターン



	1ローテーション				2ローテーション				
	1日目	2日目	3日目	4日目	1日目	2日目	3日目	4日目	
	外	時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外	時間内	時間外
第1要員	← 通+外 (3.25h) →		← 帰宅・休憩 →	← 外 (12h) →	← 帰宅・休憩 →		← 通+外 (3.25h) →		← 帰宅・休憩 →
第2要員		← 外 (12h) →	← 帰宅・休憩 →	← 通+外 (3.25h) →		← 帰宅・休憩 →	← 通+外 (3.25h) →		← 帰宅・休憩 →
第3要員			← 通+外 (3.25h) →	← 帰宅・休憩 →	← 外 (12h) →	← 帰宅・休憩 →	← 通+外 (3.25h) →		← 帰宅・休憩 →

* 目安であり、災害対応の状況により変更となる場合があります。

③ 班長会議に関すること

班 長

1 班長会議での報告事項の整理

(1) 班長会議で報告すべき事項を整理する。

- 主要事案の進捗状況
- 要員に周知すべき重要な事項
- ※ 他班業務に関係する事項は、速報的なマイク周知に加えて、できる限り班長会議でも報告及び協議すること。

- (2) 班長会議に出す資料は、既存のものを使用すること。
※ 資料作成に時間を費やさない。分かれば良い。

2 班長会議後の自班への指示

- 班長会議での他班報告のなかで自班業務に関係する事項については、対応を検討するよう各グループ長に指示する。

業務記録（日時/相手方/内容）を必ず残すこと。

① 部隊運用等の総合調整に関すること

部隊監

1 部隊等の運用等に関する調整

(1) 救助部隊の運用調整

- 域内部隊（被災県内で動員する警察・消防等の部隊）調整
 - ・ 県警と連携して機動隊の運用を調整
 - ・ 消防応援活動調整本部と連携して応援消防の派遣調整
 - ・ 県内所在の自衛隊部隊の運用を調整
 - ・ 県内の海保、国交省（TEC-FORCE）の運用を調整
- 広域応援部隊（広緊隊・緊援隊・災害派遣部隊等）調整
 - ・ 広域応援部隊の被災自治体への勢力配分を調整
 - ・ 広域応援部隊の受援調整（救助活動拠点の指定等）
- 艦船・船舶の運用調整
 - ・ 漂流者の救助等に関する運用を調整

(2) 避難者支援の調整

- 被災自治体の避難者支援上のニーズや問題・課題の把握
- 上記の対策に関する関係機関との調整

(3) 物資支援の調整

- 県の物流拠点運営、備蓄品運用及び国のブッシュ型・プル型支援、燃料調達等に関する問題・課題の把握
- 上記の対策に関する関係機関との調整

(4) 災害医療支援の調整

- 医療搬送、DMAT運用等の支援に関する関係機関との調整

2 部隊運用調整所の運営及び部隊調整会議の開催

(1) 部隊運用調整所の運営

「大規模災害時における部隊運用調整所活動要領」（次ページ）に基づき運営

(2) 部隊調整会議の開催

- 部隊運用の総合調整及び現況確認の場として開催
- 「災害対策本部の2日目以降の日々の業務の流れ」（p. 24）を基準として開催するとともに、必要により臨機に開催

大規模災害時における部隊等運用調整所活動要領

1 目的

この要領は、宮崎県内に大規模災害が発生し、各自衛隊、各消防局（本部）、宮崎県警察本部、海上保安庁及びTEC-FORCE等の部隊が災害対策活動に従事する場合、宮崎県災害対策本部（以下「本部」という。）において各部隊の効率的な活動に係る運用調整を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 部隊等運用調整所の設置

（1）設置要領

宮崎県内で大規模な災害が発生し、多数の部隊が災害対策活動に従事する必要がある場合において、各部隊の効率的な活動に係る運用調整を行うため、宮崎県災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指示により、本部内に宮崎県部隊等運用調整所（以下「部隊等運用調整所」という。）を設置する。

（2）構成

部隊等運用調整所は、部隊等調整監を運営責任者とし、救助対応グループリーダー、災害医療グループリーダー、被災者支援グループリーダー、物資支援グループリーダー及び別表に定める機関（以下「参画機関」という）等から派遣され各部隊の調整権限を有する者を調整所員とする。ただし、本部長は、必要に応じ、被災市町村やその他の機関等の者を部隊等運用調整所員に加えることができる。

3 部隊等運用調整所の業務

部隊等運用調整所は、次の業務を行うものとする。

- （1）被災市町村へ部隊等の勢力配分及び救助活動拠点の指定に関する調整
- （2）人命救助、医療支援、消火、被災者支援及び物資支援等の諸活動に関する調整
- （3）各部隊の活動状況の把握
- （4）情報共有のため、各機関が収集した情報の提供
- （5）その他必要な事項

4 部隊等運用調整所の活動終了等

災害の推移等により、運営責任者が各部隊の災害対策活動等の調整を要しないと判断した場合は、本部長の指示により部隊等運用調整所を解散する。

5 要領の準用

宮崎県知事は、本部の設置に至らない災害が発生した場合であっても、参画機関の部隊が宮崎県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合は、この要領を準用して部隊等運用調整所を設置することができる。

ただし、本要領は、緊急の場合に独自に行う災害対策活動を妨げるものではない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

部隊等運用調整所の構成員派遣機関

	機関名	所属名
1	陸上自衛隊	西部方面総監部
2		西部方面総監部第8師団
3		西部方面総監部第8師団第43普通科連隊
4	海上自衛隊	呉地方総監部
5	航空自衛隊	西部航空方面隊第5航空団
6	自衛隊宮崎地方協力本部	
7	県内の各消防局（本部）	
8	宮崎県警察本部	
9	海上保安庁	第十管区海上保安本部
10		第十管区海上保安部宮崎海上保安部
11		第十管区海上保安部鹿児島航空基地
12	国土交通省	九州地方整備局
13		九州地方整備局宮崎河川国道事務所

② 関係部隊の現況把握等に関すること

部隊監

1 各部隊の活動状況を把握

- (1) 各関係Gを通じて以下の現況を把握
 - 救助部隊の現況把握
域内部隊及び広域応援部隊の勢力、活動状況の把握
 - 被災市町村の避難者状況及び支援活動状況を把握
 - 県・市町村の備蓄物資状況及び支援活動状況の把握
- (2) 現況の情報共有
 - 中央指揮台の活用による共有
 - 防災情報共有システム・物資の活用による共有

2 支援ニーズ等の把握

- 救助活動、被災者支援活動、物資支援活動、医療支援活動等の諸活動に関する支援ニーズを把握

(2) 企画調整班

企画グループ	
①	総合対策部の総合調整
②	総合対策部の運営
③	災害対策本部会議の準備・実施
④	政府との連絡調整
⑤	災害対策本部等の撤収
部局リエゾンチーム	
①	総合対策部から各部局等への連絡調整
②	各部局等から総合対策部への連絡調整
視察等調整チーム	
①	視察等（政府高官・政府調査団・衆参議員）の連絡調整
②	視察等の要望書調整
通信グループ	
①	通信インフラの状況把握及び災害対策に必要な通信の確保
②	市町村（派遣リエゾン含む）との通信確保
③	災対用オペレーションシステムの管理・運用
④	その他通信機器の管理・運用（衛星携帯電話, DMCT, ヘリテレ等）
災害機動通信チーム	
●	ドローン等による現地撮影

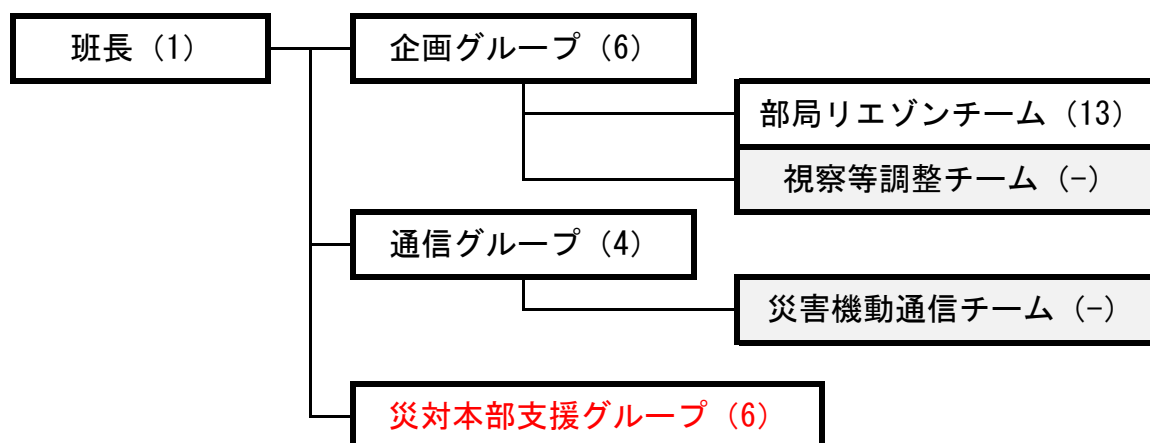
(2) 企画調整班

災对本部支援グループ

- ① 本部の設営及び運営支援
- ② 災害対策用資機材の確保・管理
- ③ 総合対策部要員の給食
- ④ 市町村に派遣するリエゾンの宿舎等確保
- ⑤ 災害対策に係る文書整理
- ⑥ 災害写真等の収集管理
- ⑦ 災害情報の記録整理

企画調整班の人員構成

※ 括弧内は人数



1 対応方針の策定に係る総合調整

□	(1) 応急対策の重点（地域的重点を含む）に関する調整・検討 ※ 各地域の被災状況から想定被害を上回る地域等の特定を判断することが重要（分析Gと連携）。																					
□ 優	(2) 各班への具体的な指示及び業務予定表の作成・管理 ○ 災害対応のステージに応じ収集する重要な情報（重要度、先度）、総合対策部対応方針の周知 ○ 班長会議の適時の開催による情報共有・進捗管理 ○ 本部会議資料（対応状況）作成時程の指示																					
□	(3) 広域応援要請に係る調整・検討 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">部隊等</th> <th style="width: 20%;">連携</th> <th style="width: 40%;">調整・検討結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急消防援助隊</td> <td>救助対応G</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察災害派遣隊</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">《要請不要》</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">《要請不要》</td> </tr> <tr> <td>TEC-FORCE（国交省）</td> <td>県土リエゾン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT</td> <td>災害医療G</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部隊等	連携	調整・検討結果	緊急消防援助隊	救助対応G		警察災害派遣隊	〃	《要請不要》	自衛隊	〃		海上保安庁	〃	《要請不要》	TEC-FORCE（国交省）	県土リエゾン		DMAT	災害医療G	
部隊等	連携	調整・検討結果																				
緊急消防援助隊	救助対応G																					
警察災害派遣隊	〃	《要請不要》																				
自衛隊	〃																					
海上保安庁	〃	《要請不要》																				
TEC-FORCE（国交省）	県土リエゾン																					
DMAT	災害医療G																					

2 災害対策本部の業務予定に係る調整・統制

□	(1) 災害対策本部全般に係わる業務予定の作成 ○ 本部全般に係る業務予定の総合調整 ○ 災害対策本部会議の開催周期・朝夕の開催時間の決定（政府調査団対応、県議会との関係で開催時期調整）
□	(2) 災害対策本部業務の調整・統制の実施 ○ 災对本部会議資料の作成担任、作成要領等に係る指示の実施 ○ 総合対策部のバトルリズムに基づく業務進捗の管理
□	(3) 関係部署への業務予定の周知

3 報道対応に関する調整

□	(1) 報道・メディアGとのプレスリリースに関する方針の確立 ○ 災害対策本部会議とプレスリリースのシンクロ化。 ○ プレスリリースに関する業務の合理化・効率化。 ○ 発災2日目以降、プレスリリースを11時、16時の1日2回を基本として実施（県政記者クラブ幹事社への説明）。
□	(2) プレスリリース資料の作成 ○ 本部会議資料をリリース資料の基本とし、作成する場合は、努めて共有システム資料を活用する等、簡明かつ軽易に作成。

4 災害救助法の適用

被害状況に基づく、救助法適用に関する検討、特に適用する市町村の判定。

- 適用にあたっては、市町村の適用意向を確認。
- 南海トラフ地震の場合、県独自の判断で沿岸市町の適用判断が可能（沿岸市町以外の市町村の適用にあたっては、市町村との適用確認は必須。）。

5 B C P 推進会議事務局との連絡調整

- (1) 職員の安否情報について、B C P 推進会議事務局から情報を取得する。
※ 発災から当面の間は、B C P 推進会議事務局（総括班）から情報提供がある。

- (2) 防災庁舎5階及び6階の余剰スペースの利用を協議する（余剰スペースがある場合のみ）。

【参考】災害救助法の概要・運用事務

＜災害対策法制上の位置づけ＞

○ 我が国の災害対策法制は、災害の予防、大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、**応急期における応急救助に対応する主要な法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



＜災害救助法が適用になると自治体の業務はどう変わる＞

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体（法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）

2

3. 災害救助法の運用（①事務の流れ）

	国（内閣府）	都道府県・救助実施市	市区町村
被害状況の把握	・都道府県等からの情報収集等 ・報道からの情報収集等	・市区町村等からの情報収集	・市区町村内の被害状況を把握
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認し、必要に応じて助言	・市町村からの被害情報を確認、内閣府へ報告	・都道府県への情報提供
災害救助法適用の決定	・都道府県等からの情報の受理、必要な助言 ・適用に関する公表準備等 ・関係省庁に情報提供	・市区町村からの情報の受理、災害救助法の適用を決定、内閣府へ情報提供、公表準備 ・県内各関係機関に連絡	・都道府県へ災害救助法適用要請 ・適用後、管内への伝達 ・都道府県からの事務委任の内容調整
応急救助の実施	・他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 （他の都道府県知事等に対して救助業務の応援要請）	・救助の実施等（都道府県から委任を受けた救助）
救助の中間情報	・情報の受理、必要な助言	・現状報告、今後の実施予定内容等を情報提供（随時）	・現状報告、今後の実施予定内容等を情報提供（随時）
特別基準の協議	・同意の要否及び程度等判断及び必要な助言、指導	・特別の事情がある場合、その都度、特別基準を内閣府に協議	・特別の事情がある場合、その都度、特別基準を都道府県に協議
救助完了（情報提供）	・情報の受理及び必要な助言、指導	・応急救助完了後、 ①被害状況の確定 ②4条各号の救助実施状況 ③救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助完了後、 ①被害状況の確定 ②委任を受けた救助の実施状況 ③救助費概算所要額等を情報提供
救助費負担金の申請等	・精算監査（現地or書面） ・申請に基づく交付決定 ・額の確定、精算	・市町村からの精算資料の提供及び確認 ・精算監査（現地or書面） ・精算交付申請（概算交付可）	・救助費（繰替支弁額）を都道府県に申請

15

1 総合対策部内の勤務体制に関する調整・統制

- 災害対応のステージに応じた勤務交代時期の調整・統制の実施
 - 要員の勤務体制は、12h勤務3交代制を基本とする。
 - 特に初動対応の交代時期について調整が必要。
(災害対応のステージに応じた勤務シフトの最適化)

2 総合対策部内要員の配置換に関する調整

- (1) 部内各班の業務状況について、班長及びグループリーダーを通して適宜確認
 - ※ 各班の業務量、人員の参集状況に応じた人員配置
- (2) 必要に応じ、要員の配置換を調整・指示
 - 部内業務が円滑に運ぶよう、応援・受援ともに柔軟に対応することが重要。

3 総合対策部の業務予定（バトルリズム）に関する調整・統制

- (1) 班長会議の開催
 - 災对本部会議前に班長会議を開催することを基本とする。
 - 対処方針の変更が必要と判断される場合は臨時開催を検討。
- (2) 部局リエゾン会議の開催
 - 必要により、総合対策部業務の焦点を伝達。
 - 部局対策室の業務状況（特に課題、措置事項等）の把握を行う場合に部局リエゾン会議の開催を検討。
- (3) 本部会議の資料作成を指示
 - 必要により、部内各Gの要員を参集して会議資料の作成担任、作成・提出要領について調整・徹底を実施。
- (4) シフトチェンジ時の調整
 - 勤務交代（シフトチェンジ）時の各Gへの申し送り等を部全体で統制。

4 被害情報等の収集依頼

- 部局リエゾンに収集のタイミング等を指示する。

1 災害対策本部会議の開催に係る調整

- (1) 会議の開催の検討や開催周期・日時、会議内容及び本部長指示事項（案）に関する調整・決定
- (2) 会議開催の関係部署への周知
- マスコミ等への周知は、広報班のツールを使うこと。
 - 各部局への連絡（部局リエゾンに依頼すること！）は会議構成員の出席依頼を兼ねるので、確実に伝わったかを確認。
《警察本部長への出席依頼を忘れないように！》
- ※ 第1回本部会議はBCP推進会議事務局（6階）にも連絡。
- ※ 県議会の災害対応の一環として、県議または事務局職員が災害対策本部会議に出席する場合があるので、議会事務局リエゾンを通じて意向を確認すること。

2 災害対策本部会議資料の作成に関する調整

- (1) 関係部署への作成担任及び作成要領に関する調整・指示
- 会議資料の「当面の課題と措置方針案」及び「将来に予測される課題と措置方針案」について部局対策室との連携が必要（部局リエゾンの積極的活用）
- (2) 作成担任資料の提出時期及び要領に関する調整・統制
- 作成担任資料の提出は、データ提出を基本とし、指定されたシステム内のフォルダに提出。

3 災害対策本部会議の準備

- (1) 会議資料等を班長会議で検討後、二役レク（必要に応じて正副議長レクも）を行う。
- (2) 会場準備及び会議資料の印刷・配付等について災对本部支援Gと調整・依頼
- (3) 会議の録音・録画記録写真撮影について通信Gと調整・依頼
- (4) 会議録作成（文字起こし）について、災对本部支援Gに依頼

4 災害本部会議資料の管理

- 使用した本部会議資料の管理を災对本部支援Gに調整・依頼。

災害対策本部会議資料 作成分担表

1 第1回会議

	資料項目	分 担
1	地震・津波の状況	分析 G
2	現在の対応状況	企画 G
3	当面の対応方針等	〃
4	その他	〃
5	(必要に応じて) 添付資料	対象 G・対象部局

2 第2回会議

	資料項目	分 担
1	地震・津波の状況	分析 G
2	現在までの対応状況	企画 G
3	当面の課題とその対応 (1) 救助活動	救助対応 G
	〃 (2) 医療活動	災害医療 G
	〃 (3) ヘリ運用	ヘリ運用 G
	〃 (4) 道路運用	県土整備対策室
4	今後の対応方針等	企画 G
5	その他	〃
6	(必要に応じて) 添付資料	対象 G・対象部局

3 第3回会議以降

	資料項目	分 担
1	地震・津波の状況	分析 G
2	政府及び県・関係機関の対応状況	企画 G
3	被害・被災状況及び対応状況 (1) 人的被害・住家被害	情報収集・連絡調整 G
	〃 (2) 避難状況	被災者支援 G
	〃 (3) 救出活動	救助対応 G
	〃 (4) 医 療	災害医療 G
	〃 (5) ア 電気 / イ 電話	関係機関 G
	〃 (5) ウ 水道	福祉保健対策室
	〃 (6) 道 路	県土整備対策室
	〃 (7) 港 湾	〃
	〃 (8) 空 港	総合政策対策室
	〃 (9) ボランティア等	〃
	〃 (10) 学 校	文教対策室 外
〃 (11) その他	対象 G・対象部局	
4	当面の課題と処置方針案	対象 G・対象部局
5	将来に予測される課題と措置方針案	対象 G・対象部局
6	参考資料	対象部局
7	今後の指示事項(案)について	企画 G
8	その他	〃

宮崎県災害対策本部会議 (第1回)

日時：令和〇年〇月〇日〇〇：〇〇～
場所：災害対策本部会議室

- 次第
- 1 地震の概要
 - 2 現在の対応状況
 - 3 当面の対応方針等
 - 4 B C P Pに関する指示

宮崎県災害対策本部会議 (第1回)

1 地震・津波の概要 (〇〇：〇〇時点)

- (1) 地震の情報
 発生日時：本日13時30分頃
 震源及び地震規模：日向灘沖 深さ約10km マグニチュード9.0
 震度：震度7 〇〇市、〇〇市、〇〇町
 ※他の地域の震度等は別添〇(気象庁資料)のとおり
- (2) 津波の情報
 警報等の状況：大津波警報
 津波襲来の予想地域：(県全域) から () までの沿岸
 予想される津波の大きさ：巨大(10m以上)
- (3) 県内の被害
 人的被害、建物被害等について、現在情報収集中
 庁内においてもBCPPに基づき、現在情報収集中

2 現在の対応状況

- (1) 内閣府(防災)に対し、災害の発生及び本県に対する支援を要請
- (2) 自衛隊(陸上自衛隊第43連隊)に対して、災害派遣を要請
- (3) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の応援を要請
- (4) 警察庁に対し、県警察本部から警察災害派遣隊の派遣を要請
- (5) 統括DMATに対し、対応を要請

宮崎県災害対策本部会議 (第1回)

3 当面の対応方針等

方 県は、本日〇〇：〇〇、災害対策本部を設置し、県庁非常時体制に移行して、沿岸
 部の住民に対する避難呼びかけを徹底するとともに、被災状況把握のための情報収集
 針 及び被災者の人命救助を最優先した初動対応を実施する

方針を踏まえ、当面、以下の事項について万全を尽くすこと。

1	各機関のヘリによる、沿岸部に対する津波避難の呼びかけと、被災情報の収集
2	自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、DMAT等との連携による救助・救命及び医療救護
3	国の各機関や全国知事会、九州知事会等との連携による、災害応急対策への広域対応体制及び、各市町村役場との連絡体制の確立
4	被災者支援に向けた事前準備

4 B C P Pに関する指示

県庁非常時体制に移行する。全庁的に通常業務を停止するとともに、災害対策業務並びにBCPPに規定する応急業務及び非常時優先業務を実施すること。

【その他】

次回、災害対策本部会議(第2回)を、〇月〇日〇時〇〇分を目処に開催する。

宮崎県災害対策本部会議 (第2回)

日時：令和〇年〇月〇日 〇〇：〇〇～
場所：災害対策本部会議室

〇次第

- 1 地震の概要
 - 2 県内の被害・被災状況
(1) 人的被害・住家被害等
(2) 電気・電話・ガス
 - 4 避難の状況
 - 5 政府及び県・市町村の体制等
 - 6 救命・救助等の活動状況
 - 7 被災市町村等に対する支援の状況
(1) 人的支援
(2) 物的支援
 - 8 部局対策室からの報告等
 - 9 今後の対応方針等
 - 10 次回の会議予定について
- 第〇回災害対策本部会議：令和 年 月 日 〇〇時〇〇

1 地震の概要

- (1) 地震の情報 (〇〇：〇〇時点)
発生日時：本日〇〇時〇〇分頃
震源及び地震規模：日向灘沖 深さ約10km マグニチュード9.0

震度7	〇〇市、〇〇市、〇〇町
震度6強	〇〇市、〇〇町
震度6弱	〇〇市、〇〇町、〇〇孫

※その他の地震の詳細情報は別添〇 (気象庁資料) のとおり

- (2) 津波の情報 (〇〇：〇〇時点)
津波襲来の予想地域：(県全域) から () までの沿岸
予想される津波の大きさ：巨大 (10m以上)

〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	津波警報 発令 (〇〇地域)
〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	大津波警報に切り替え (〇〇地域)
〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	津波警報に切り替え (〇〇地域)
〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	津波注意報に切り替え
〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	津波注意報 解除

2 県内の被害・被災状況

- (1) 人的被害・住家被害等
【人的被害】
死者：〇〇〇名、行方不明者：〇〇〇名、負傷者：〇〇〇名
【住家被害】
全壊：〇〇〇棟、半壊：〇〇〇棟、一部破損：〇〇〇棟

市町村名	人的被害(人)			住家被害(棟)					合計	
	死者	行方不明者	負傷者 重傷者 軽傷者 不明	合計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水		床下浸水
〇〇市										
〇〇市										
〇〇市										
〇〇町										
〇〇町										
〇〇町										
〇〇町										
〇〇村										
合計										

2 県内の被害・被災状況

(2) 電気・電話・ガス

- ① 電気 県内全体で停電（約00000戸）
※詳細は別添○（九州電力資料）のとおり
- ② 電話
ア 固定電話 県内全体で不通（約00000回線）
※詳細は別添○（NTT西日本資料）のとおり
イ 携帯電話

docomo	〇〇市、〇〇町の一部でつながりにくい状況。 原因は現在調査中。
au	〇〇市、〇〇町の一部でつながりにくい状況。 原因は現在調査中。
ソフトバンク	〇〇市、〇〇町の一部でつながりにくい状況。 原因は現在調査中。
楽天	〇〇市、〇〇町の一部でつながりにくい状況。 原因は現在調査中。

③ ガス（都市ガス）

- 宮崎市で約00000戸の供給停止が発生
都城市で約00000戸の供給停止が発生
延岡市で約00000戸の供給停止が発生

5 政府及び県・市町村の体制等

(1) 国

00月00日 00時00分	緊急災害対策本部 設置
00月00日 00時00分	熊本市に緊急災害現地対策本部 設置

(2) 宮崎県

00月00日 00時00分	災害対策本部へ移行
00月00日 00時00分	第1回災害対策本部会議
00月00日 00時00分	緊急消防援助隊の応援要請
00月00日 00時00分	災害救助法4号適用（〇〇市、〇〇町）

(3) 市町村

00月00日 00時00分	〇〇市町村 災害対策本部 設置
00月00日 00時00分	災害救助法の適用を要請
00月00日 00時00分	災害救助法4号適用（〇〇市、〇〇町）

5 政府及び県・市町村の体制等

市町村の行政機能の状況

凡例 ◎：正常に稼働、○：一部損傷等があるが稼働、◇：代替装置等で稼働、×：利用不可、▲：不明

市町村	本館庁舎	本部機能		備考	市町村	本館庁舎	本部機能		備考	市町村	通信		備考
		本館庁舎	本部機能				本館庁舎	本部機能			ネット	電話	
1 宮崎市					14 高鍋町								
2 都城市					15 新富町								
3 延岡市					16 西米良村								
4 日南市					17 木城町								
5 小浜市					18 川南町								
6 日向市					19 都農町								
7 串間市					20 門川町								
8 西郷市					21 諸塚村								
9 えびの市					22 椎葉村								
10 三股町					23 美郷町								
11 高原町					24 高千穂町								
12 国富町					25 日之影町								
13 綾町					26 五ヶ瀬町								

4 避難の状況

(1) 避難状況

避難世帯数	0000世帯	避難者数	0000人
開設避難所数	000箇所	開設率	00%

(避難者数の内訳)

市町村	避難者数(人)	市町村	避難者数(人)	市町村	避難者数(人)
宮崎市		三股町		都農町	
都城市		高原町		門川町	
延岡市		国富町		諸塚村	
日向市		綾町		椎葉村	
小浜市		高鍋町		美郷町	
日向市		新富町		高千穂町	
串間市		日向市		日之影町	
西郷市		西米良村		五ヶ瀬町	
えびの市		本埴町		合計	
		川南町			

(2) 市町村からの要望及び対応状況等

要望内容	
対応状況及び課題	
今後の対応方針	

6 救命・救助等の活動状況



(1) 救助関係機関の活動概況

00月00日 00時00分	県は自衛隊派遣要請
① 自衛隊	00月00日 00時00分 第〇〇普通科連隊 (約●●名) が〇〇市に到着
	00月00日 00時00分 〇〇方面隊 (約●●名) が〇〇市に到着
	【今後の予定】
	〇月〇日の早朝に〇〇方面隊 (約●●名) が〇〇市に到着予定

00月00日 00時00分	県は緊急消防援助隊の応援要請
② 消防	00月00日 00時00分 第〇〇普通科連隊 (約●●名) が〇〇市に到着
	00月00日 00時00分 〇〇方面隊 (約●●名) が〇〇市に到着
	【今後の予定】
	〇月〇日夕方〇〇隊 (約●●名) が〇〇市に到着予定

00月00日 00時00分	県警は警察災害派遣隊の支援要請
③ 警察	00月00日 00時00分 〇〇県警 (約●●名) が〇〇市に到着
	00月00日 00時00分 〇〇県警 (約●●名) が〇〇市に到着
	【今後の予定】
	〇月〇日の昼頃に〇〇県警 (約●●名) が〇〇市に到着予定

9

6 救命・救助等の活動状況



(2) 救助の対応状況

現在の活動方針	活動方針に基づき、自衛隊約〇〇〇名、消防〇〇〇名、警察〇〇〇名をもって救出活動を実施中。
対応状況及び課題等	
今後の対応方針	

10

6 救命・救助等の活動状況



(3) 救命の対応状況

①現在の状況

稼働数	〇拠点稼働
特記事項	〇〇病院において電気、水、医療ガスが一部使用不可の状況が生じ
DMA T	00月00日 00時00分 DMA T派遣要請
	他県DMA T〇〇組を災害拠点病院等に配置。〇月〇日00時頃から活動中

その他状況	<ul style="list-style-type: none"> ●宮崎県DMA T調整本部：総合対策部 災害医療G ●DMA T活動拠点本部：県北(県立延岡病院)、県央県南(宮崎大学医学部附属病院)、県西(都城市郡医師会病院) ●SOM：新田原基地 ●ドクターヘリ本部(宮崎大学医学部附属病院)
-------	--

②今後の対応方針等

課題等	
今後の対応方針	

11

6 救命・救助等の活動状況



(4) ヘリ運用の対応状況

①現在の状況

県	
警察	
消防	
自衛隊	
海保	
その他特記事項	防災庁舎 屋上ヘリポート 10:10開設済み

②今後の対応方針等

課題等	
今後の対応方針	

12

7 被災市町村等に対する支援の状況



(1) 人的支援

①現在の状況

市町村 要望内容	〇〇市：避難所運営80名(当面) 〇〇市：避難所運営50名(当面) 〇〇市：本部機能補助30名(1週間) 〇〇町：避難所運営25名(当面)
対応状況	〇〇市：九州知事会、近畿市町村と調整 〇〇市：九州知事会38名、日之影町3名、五ヶ瀬町3名、高千穂町6名 〇〇市：原職員30名 〇〇町：原職員25名 ※徳治氏は受入れ自治体にて確保、または調整中(〇〇市以外は確保済み)。 移動手段は派遣元において調整。県職員についてはバス確保済み。
②今後の対応方針等	
課題等	△△市が5~10名派遣可能だが、移動手段の確保が困難とのこと。対応検討中。
今後の 対応方針	内陸部の自治体から沿岸部の自治体へ職員の派遣ができないか引き続き調整を行う。

13

53

7 被災市町村等に対する支援の状況



(2) 物的支援

①現在の状況

市町村 要望内容	〇〇市：食料00,000食、毛布00,000枚、簡易トイレ00,000回分、飲料水00,000ℓ △△市：飲料水00,000人分(断水)
対応状況	〇〇市：必要物資は県備蓄で対応。県トラック協会と物資輸送について調整中。 △△市：飲料水(ペットボトル)を県から支援。 成急給水について、福祉医療調整本部や自衛隊と調整

②今後の対応方針等

課題等	要望が多く、県の備蓄だけでは対応できない可能性が高い。
今後の 対応方針	国のプッシュ型支援を待機中。プッシュ型支援を受け入れる広域物資輸送拠点として、災害支援物資拠点施設、都城トラック団地協同組合、高千穂家畜市場の3つが開設可能。

14

8 部局対策室からの報告等(〇〇〇部局)



(1) 〇〇〇〇〇〇

①

(〇月〇日〇〇時〇〇分時点)

15

9 今後の対応方針等



1	被害の全容解明のため、被災市町村及び消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携して情報収集に努めること。
2	沿岸地域に甚大な被害が見込まれる。余震や津波、地震に伴う火災等による二次被害には十分に注意をしながら、人命を最優先に活動すること。現在は県内の消防、警察、自衛隊等の機関を主体として各被災地域の救助活動を実施しているが、今後、県外からの広域応援部隊の応援が見込まれる。被災市町村や関係機関、応援部隊と密接に連絡を取り合い、一人でも多くの命を助けられるよう、部隊運用の調整に万全を尽くすこと。
3	多数の避難者がいることから、市町村や関係機関と連携し、必要な物資の提供や避難所の環境整備を行うなど、引き続き避難者の支援に万全を尽くすこと。また、被災市町村管内での避難者受け入れが困難なことが想定されるので、広域的な避難についても、国や隣県等と協議を進めること。
4	孤立地域への支援を急ぐとともに、他に孤立地域がないか市町村等と連携して改めて確認を行うこと。孤立が確認された場合は、状況に応じて救助や食料品等の提供、孤立解消に向けた道路啓開など、必要な措置を速やかに実施すること。
5	今後、国からのプッシュ型支援や隣県からの支援が見込まれる。受け入れ体制を整備するとともに、被災市町村と緊密に連携し、被災者ニーズを早期に把握して、迅速かつ効果的な被災者支援を実施すること。
6	県民が落ち着いて行動することができるよう、県HPや公式SNSを活用するとともに、報道機関とも連携し、被害情報や救助活動情報、避難所・被災者支援等の情報を、県民に対して適切に提供すること。

16

【参考】本部長指示事項①（令和4年台風第14号災害の例）

- ◎ 第1回災害対策本部会議（9月17日（土）午後4時）
 - 明日、暴風域に入る、という予報であり、また、降雨量も平成17年の台風14号にせまる過去最大級のものになると見込まれている。
 - 職員においては、役割をしっかりと認識しつつ、状況把握に努めるとともに、感染症対策にも配慮しながら、災害対応に当たってほしい。
 - また、市町村、関係機関等とも連携し、被害の発生を未然に防ぐとともに、被害が発生した場合には、応急対策に万全を尽くしてもらいたい。

- ◎ 第2回災害対策本部会議（9月19日（月・祝）午前11時半）
 - 17日の本部設置から今に至るまで、長時間の災害対応となっている。
 - 台風接近時は、県内の至る所で、特別警報や土砂災害警戒情報が発表される中、県民の皆様が、早め早めの避難行動をとっていただいたことは、関係機関をはじめとして、これまでの訓練等が生かされたのではないかと考えている。
 - ただし、人命に関わる案件、応急対応が必要な案件等、課題は残されている。引き続き、緊張感をもって各事案に当たっていただきたい。
 - その上で、今後の指示事項として、
 - ① 人命を最優先に活動すること。二次災害には十分に注意すること。
 - ② ライフラインの被害に伴う様々なニーズに適時適切に対応できるよう、市町村や関係機関と連携を強化すること。
 - 災害対応のフェーズも応急から復旧段階に変化する中でもあるので、臨機応変に対応できるよう、人的体制も整えていただきたい。

【参考】本部長指示事項②（令和4年台風第14号災害の例）

- ◎ 第3回災害対策本部会議（9月22日（木）午後2時）
 - 今回の台風14号は、県内に大きな被害をもたらしており、亡くなられた方にお悔やみ申し上げるとともに、被災された方にお見舞い申し上げます。
 - 17日の本部設置から今に至るまで、長時間の災害対応となっており、各部局においては、疲労もあるかと思うが、県民の生命財産を守るため、現場で被災されている方に思いを寄せて頑張っていたきたい。
 - 昨日の市町村長とのWEB会議による意見交換にあっては、内水面氾濫の対策、停電やそれを原因とする水道等への対応など、多くの意見があり、職員の応援についても言及された。
 - 県としても、すぐにできること、中長期でやっていかなければならないことなど、しっかりと整理していく必要がある。
 - そういった意味で、今後、市町村のニーズに応じて、応援職員の派遣を行うものであり、すでに先行して、県土整備部から派遣が行われている。
 - その上で、今後の指示事項をお伝えする。
 - ① 復旧復興については、住民・事業者・市町村からの声にしっかり耳を傾け、全部局において、切れ目なく、隙間なく対応していくこと。また、庁内はもとより、関係先との連携を十分に図っていくこと。
 - ② 特にライフラインの復旧については、市町村や関係機関と連携しながら迅速に行うこと。
 - ③ 被害の全容把握を急ぎ、必要に応じて国への要望等を検討すること。

【参考】本部長指示事項③（令和4年台風第14号災害の例）

- ◎ 第4回災害対策本部会議（10月7日（金）午後3時）
 - 台風が過ぎて半月ほどになるが、職員におかれては、被害の全容把握や復旧対応に全力であたっただいており、感謝する。
 - しかしながら、住家被害のほか道路の崩壊等による孤立状態など、未だに従来の生活を取り戻せていない方々がいることについて、改めて、我々は思いを寄せなければならない。
 - 先ほど決定したように、応急対策のための災害対策本部は、本日をもって廃止し、災害対策室に移行するが、災害復旧は部局横断的に実施することが重要であり、今後の取り組みは、災害対策室を中心に、部局間で十分に連携を図りながら、迅速に行っていただきたい。
 - 台風通過直後から、谷防災担当大臣や寺田総務大臣などに現場を御視察いただいたほか、先月30日には、農水省、国交省など関係省庁を訪問し、要望を行ったところである。
 - 来週には、本県の江藤衆議院議員を委員長とする衆議院災害対策特別委員会が現地調査に来られるとのことであるが、庁内各部局で十分に連携を図りながら対応いただきたい。
 - また、今後、この台風被害やその対応について、振り返りを行い、ソフト・ハードともに、風水害に強い県づくりを進めていく必要があるが、当面は、引き続き、復旧に全力で取り組み、総力で被災から立ち上がる県民を支えていただきたい。

【参考】本部長指示事項④（令和6年震度6弱地震災害の例）

- ◎ 第1回災害対策本部会議（8月8日（木）午後5時45分）
 - 当面、以下の事項について万全を尽くすこと。
 - ① 各機関のヘリによる被災情報の収集
 - ② 被災者支援に向けた事前準備

- ◎ 第2回災害対策本部会議（8月8日（木）午後9時）
 - 1 確認できていない被害も予想されることから、被害状況の全容解明のため、被災市町村及び関係機関と連携して情報収集に努めること。
 - 2 引き続き余震や津波に警戒しながら、状況に応じて速やかに救助活動が実施できるよう、万全の体制をとること。
 - 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことから、「日頃からの地震への備えの再確認」や「1週間程度は揺れを感じたら直ぐに避難できる準備」を行うよう、県民に対して周知を行うこと。

- ◎ 第3回災害対策本部会議（8月9日（金）午前10時）
 - 1 引き続き被害状況の把握に努め、確認された被害の早期復旧に努めること。また、市町村や関係機関と連携し、被災者に対し支援を行うこと。
 - 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、今後も地震に警戒が必要であることから、「日頃からの地震への備えの再確認」や「揺れを感じたら直ぐに避難できる準備」を行うよう、引き続き県民に対して注意喚起を図ること。
 - 3 次の強い地震があっても速やかに対応ができるよう、災害対策本部は継続する。

- ◎ 第4回災害対策本部会議（8月16日（金）午前10時）
 - 1 確認された被害の早期復旧に努めるとともに、次の強い地震があっても速やかに対応ができるよう、備蓄物資や関係機関との連絡体制など、災害への備えの再確認を改めて実施し、防災対策に万全を期すこと。
 - 2 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、引き続き県民に対して、建物の耐震性の確認や家具の固定、避難場所・避難経路の確認、必要な物資の確認など、日頃の備えについて啓発を図ること。
 - 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴い、国は対象地域の自治体に対し防災対応を呼びかけていたが、昨日の17時をもって解除された。
本会議の終了をもって災害対策本部から情報連絡本部へ移行するが、職員は改めて常在危機の意識を持つておくこと。

1 政府の活動状況の把握

<input type="checkbox"/>	(1) 発災初動期間においては、緊急災害対策本部会議の実施状況、政府調査団（先遣隊）の派遣及び政府現地対策本部の設置に係る状況を把握
<input type="checkbox"/>	(2) 県に関連する政府の応急・復興対策や政府高官の現地視察の情報を収集

1 災害対策本部の廃止

- 災害対策本部の廃止時期及びその理由を検討する。
- ※ 総合対策部長から検討の指示があることになっているが、過去事例や他県事例の収集など、予め事務を進めておくこと。

2 災害対策室の設置

- 災害対策室の設置を検討する。

※ 地域防災計画 第2編第3章第1節第1款 県災害対策本部等の設置

10 災害対策室の設置

災害対策本部が廃止された場合において、復旧活動への円滑な移行のために関係機関相互の調整が必要とされる場合は、災害対策室を設置するものとする。災害対策室の組織については、別に定める。

※ ファイル場所

Q: ¥01 災害対策本部 (諸々の細かい災害対応を含む) ¥災害待機R4年度
¥R4.9.17 台風14号★★★★¥★★★★★000_災害対策室

※ 先例 H17台風14号、R04台風14号

①総合対策部から各部局等への連絡調整 部局リエゾン

1 担当部局の調整窓口を把握

担当部局の調整窓口（連絡調整課の担当者）を把握。その者と役割分担（連絡調整の方法等）を確認する。

- ※ 部局リエゾン（情報連絡員）は、総合対策部の情報を“繋ぐ”のが仕事。部内調整は調整窓口が行うことを再度確認する。
- ※ 各リエゾンの増員を要する場合、各部局で調整すること。

2 災害対策本部会議に係る連絡

- (1) 会議開催が決定したら、調整窓口に連絡。部長等の出席について調整するよう依頼すること。

- (2) 第2回会議（発災から3時間後）では、各部局所管分の被害状況を公開する予定。各部局は、能登半島地震時の資料（次頁）を参考に作成するよう、調整窓口に連絡すること。

- (3) 会議後のぶら下がり結果について、調整窓口に連絡。
 - ※ ぶら下がりで質問が予想される場合は、関係職員立会を調整するよう調整窓口に連絡すること。

3 その他会議に係る連絡

班長会議等の内容について、調整窓口に連絡。

- ※ 会議内容のほか、部局として対応が必要（となりそう）な事項は、肌感覚も含め調整窓口に繋ぐこと。

4 総合対策部各班からの照会等

- 総合対策部各班からの照会等（対応依頼を含む。）について、調整窓口に連絡。

※ 必要に応じ、他部局リエゾンとも調整すること。

5 【議会事務局リエゾンのみ】県議への情報提供

- 県議への情報提供は、議会事務局が対応する。議会リエゾンは、必要な情報を収集し、議会事務局に提供すること。
（執行部から直接説明が必要な事案は、企画Gと調整し対応すること。）

能登半島地震時の資料（参考）

令和6年能登半島地震による被害等の状況について(企画振興部)

【第1報(修正) 令和6年1月1日21時40分現在】 連絡先:企画課 (076-225-1311)

交通関係

○運行情報

北陸新幹線	全線運転見合わせ
JR北陸本線	全線運転見合わせ
JR七尾線	全線運転見合わせ
のと鉄道	全線運転見合わせ
北陸鉄道 石川線	全線運転見合わせ
〃 浅野川線	全線運転見合わせ
IRいしかわ鉄道	全線運転見合わせ
バス	能登地区、加賀地区で運転取りやめ 金沢地区も20時以降運転取りやめ
へちま航路	欠航

○空港関係

○運航情報

能登空港	欠航2便
→能登空港滑走路にヒビ割れも確認(詳細確認中)	
小松空港	欠航15便

○電力関係

○停電情報

輪島市	約8,300戸
珠洲市	約8,100戸 ※停電原因や復旧見込みについては調査中
穴水町	約5,300戸
能登町	約6,000戸

上記の奥能登を中心に、県内で約32,480戸停電中
※志賀原発 稼働停止中
※七尾火力 1号機、2号機とも地震により稼働を停止

○珠洲ビーチホテル
宿泊客・従業員の安否は確認済み
建物被害については確認中

令和6年能登半島地震の被害状況について(県民文化スポーツ部)

【令和6年1月1日19時30分現在】

○所管施設の被害状況
現在、確認中 ※現時点で、人的被害の報告は無し

○県災害ボランティア本部
県災害対策本部設置と同時に立ち上げ

令和6年1月1日地震の被害状況について(健康福祉部)

【第1報 令和6年1月1日(月)19時30分現在】 連絡先(健康福祉部企画調整室) 076-225-1412

1 DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣状況
・県内にDMAT活動支援室を立ち上げ、派遣に向け、各病院の状況や交通状況等を情報収集中

2 所管施設
＜医療機関＞
・能登総合病院で給水塔が破損、七尾市から給水車派遣要請あり、対応を調整中

＜社会福祉施設＞
・高齢者施設 確認中
・障害者関係施設 中能登町1(断水) 穴水町2(断水) 七尾市1(断水)
・児童関係施設 穴水町1(停電)

3 出先機関
・能登北部保健福祉センター ガラス破損、受水槽から水漏れ 断水・停電、非常電源で対応
・能登中部保健福祉センターほか 確認中

1月1日の地震による被害等の状況について(生活環境部)

【第1報 令和6年1月1日19時30分現在】 連絡先:企画調整室 (076-225-1461)

水道関係

- 断水 以下市町で断水が発生又は発生のおそれ(詳細確認中)
七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
→日本水道協会石川県支部(金沢市)が県内の給水車派遣を確認中
同中部地方支部(名古屋市)にも派遣要請

令和6年1月1日地震の被害状況等について(商工労働部)

【令和6年1月1日19時30分現在】

＜商工労働部関連施設＞

○水素ステーション・・・金沢・能登ともに免震装置起動、停止
明日、詳細な点検と確認を予定

○産業技術専門学校・・・七尾校、能登校 被害状況を確認中
小松校、金沢校 被害なし

中小企業・小規模事業者を支援するための緊急相談窓口を設置

緊急相談窓口連絡先 076-225-1525(経営支援課)
窓口営業時間 9:00～17:00

令和6年能登半島地震の被害の状況について(観光戦略推進部)

【令和6年1月1日22時30分現在】

施設名(所在地)	被害内容	備考
のとしま水族館(七尾市)	・人的被害なし ・お客さん・職員(飼育員等)の200人程度が、水族館の駐車場で、車の中で待機している。避難所(能登県生涯学習総合センター)への誘導を調整中。 ・ジャンプ台の水槽の水位が通常の半分以下となっている(現場職員で考えられる対応を実施中、原因究明中)	・売店の食品等は避難者に配布中。 ・橋2つも通行止め。
いしかわ動物園(能美市)	異常なし	
ふれあい昆虫館(白山市)	異常なし	
能登勤労者プラザ(能登町)	人的被害なし、施設の被害状況は確認中	・宿泊客・従業員は避難してきた周辺住民とともに本館ロビー及び隣接する体育館に避難している(約250人) ・公社職員による炊き出しを実施中
辰口丘陵公園(能美市)	人的被害なし(休園のため、現場確認できず)	

令和6年能登半島地震の被害の状況について(観光戦略推進部)

【令和6年1月1日21時30分現在】

施設名(所在地)	被害内容	備考
健康の森(輪島市)	人的被害なし(休園のため、現場確認できず)	
森林公園(津幡町)	人的被害なし(休園のため、現場確認できず)	
県民の森(加賀市)	人的被害なし(休園のため、現場確認できず)	
県国際交流センター(金沢市)	異常なし	
県留学生交流会館(金沢市)	異常なし	
石川国際交流フロンティア(金沢市)	異常なし	
石川国際交流センター(金沢市)	異常なし	

令和6年1月1日地震による被害等の状況について(農林水産部)

【令和6年1月1日23時00分現在】 連絡先(農林水産部企画調整室) 076-225-1612

被害状況

庁舎関係：農業試験場のガラス破損
畜産試験場のガラス破損
(水産総合センター等は津波警報解除後確認)

畜産農家：停電、断水が発生(詳細確認中)

1月1日の地震による被害等の状況について(第1報)

【令和6年1月1日19時30分現在】 競馬事業局

○建物等の被害の状況
スタンド棟1階の複数のガラスにヒビ
スタンド棟周辺に数カ所の地盤沈下

令和6年1月1日地震の被害状況について(土木部)

【第1報 令和6年1月1日22時30分現在】

○道路関係

【県管理道路】
通行止め 15路線17箇所

・のと里山海道(上下全線)	・(国)249号 羽咋市柴垣町
・(主)内港御田線 能登町天坂	・(国)415号 羽咋市宇土野町
・(主)七尾輪島線 輪島市三井町	・(主)高松津幡線 津幡町浅田
・(国)249号 志賀町末吉	・(主)松任宇ノ氣線 内灘町西荒屋～かほく市大崎
・(国)249号 志賀町清水今江	・(国)359号 金沢市宮野町～富山県境
・(主)福浦港中島線 志賀町若葉台	・(一)清水小坂線 金沢市御所町
・(主)田鶴浜松島線 志賀町徳田	・(一)飯守堅田線 金沢市南千谷町
・(主)若葉台松島線 志賀町松木	・(一)瀬津串線 加賀市新保町
・(主)七尾能登島公園線 能登島大橋	

【高速道路】 通行止め
北陸自動車道(丸岡IC～新潟中央IC)
能越自動車道(穴水IC～のと三井IC)・(高岡IC～七尾IC)

令和6年1月1日地震の被害状況について(土木部)

【第1報 令和6年1月1日22時30分現在】

○県水
・津幡町、かほく市、宝達志水町、羽咋市、中能登町、七尾市の6市町で断水中(漏水箇所調査中)

○金沢城公園・兼六園
・開園(石垣崩落等)

令和6年1月1日地震による被害等の状況について(教育委員会)

【令和6年1月1日19時30分現在】 連絡先(庶務課) 076-225-1813

○県立学校等の被害状況
大きな被害報告なし
詳細確認中

1 災害対策本部会議で扱う資料等の共有

会議における部提出資料や部長発言メモ（項目）を収集し、企画Gと共有する。

- ※ 内容によっては迅速な調整を要するので、部局内調整が済んでいない素案の段階でも仮共有することが望ましい。

2 被害情報等の共有

部局が独自で収集した被害情報等を収集し、企画Gと共有する。

- ※ 各省庁が指示した被害調査のほか、マスコミの取材が予想される被害等を想定。公開（予定）か否かも把握すること。
※ 収集のタイミング等は企画Gが指示。

3 視察情報等の共有

- 省庁幹部（課長以上）や国会議員等の視察情報があれば、企画Gと共有する。

※ 些細なものでも共有すること。

4 その他情報の共有

- 災害対策に資する（と思われる）情報は、企画Gをはじめ他Gとも積極的に共有する。

※ 些細なものでも共有すること。

5 【議会事務局リエゾンのみ】議会情報等の共有

- 全員協議会や幹事長会議等の議会の動きについて、企画Gに情報を入れること。

① 視察等（政府高官・政府調査団・衆参議員） の連絡調整

視察等チーム

1 視察者側との全般調整（調整窓口）

- 窓口となる者を決めて、その者が一元的に対応すること。

2 視察計画の作成

- 被害状況や関係者の意向（政府側・視察先が所在する市町村等）を踏まえ、視察計画を作成する。

3 関係者との総合調整・資料等の作成

- (1) 視察資料を取りまとめる関係上、各担当を決め作業を実施。
- 政府連絡担当（全般調整）《前掲1》
 - 次第・名簿担当（次第・政府名簿作成）
 - 意見交換会配席図担当
 - 行程表担当（行程表作成（視察場所、移動時間について市町村等と調整））
 - 災害状況資料担当（災害状況概況は情報分析班が作成。概況以降の資料を関係部局と調整のうえ取りまとめ。）
 - 要望書担当（取りまとめ）《次頁②》
 - 現地調査担当（現地調査を行う市町村等との調整）
 - 知事への業務報告担当（業務報告書作成、秘書との日程調整）
 - 報道機関資料担当（報道機関への投げ込み資料の作成）
 - その他担当（知事挨拶、進行要領、机上名札の作成）
- ◎ **重要** 県選出国會議員には、必要に応じ情報を入れること。

- (2) 資料のとりまとめ
- 必要部数を印刷（※資料番号、ページ番号を忘れずに。）
（報道機関用部数を考慮）
 - 印刷した資料を取りまとめ
 - 要望書への押印

- (3) プレスリリース（報道・メディアG対応）

4 視察対応の実施

- (1) 意見交換時（意見交換会場の設営、政府出迎え、出席者及び報道機関への資料配付、写真の記録、会議録の作成等）

- (2) 現地視察時（時間管理、次の視察先への情報提供（現況及び到着予定時間等）、写真の記録等）

1 各部局等への要望書作成依頼

過去の要望書内容を参考に、災害の規模や内容を考慮し、部局リエゾンを通じて要望書作成を依頼。

- ※ 過去要望書を送付し、今回の災害を考慮して文面を加筆修正するよう依頼するなど、迅速に作業できるようにする。

Q:¥01 災害対策本部 (諸々の細かい災害対応を含む) ¥災害待機R4年度¥R4.9.17 台風14号
★★★

2 提出された要望書の統合

各部局等から提出された要望書を統合し、一つにする。

- ※ 要望書提出先の宛名確認
- ※ 内容により、総合政策課(広域連携課)との調整を要する。
[例] ●内閣総理大臣 ○○○○ 様
●内閣府特命担当大臣(防災担当) ○○○○ 様
●総務大臣 ○○○○ 様 など

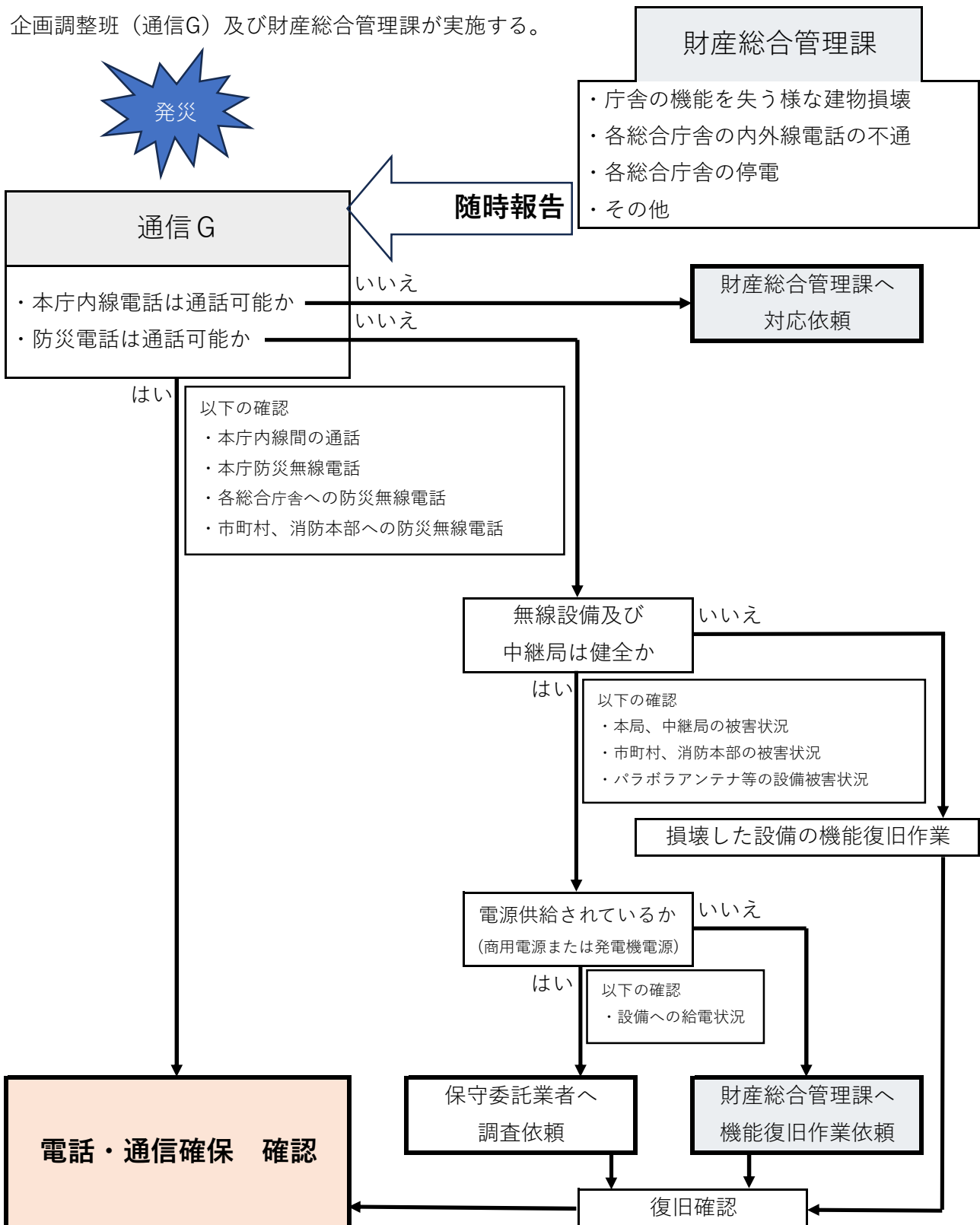
1 通信インフラの状況把握

庁内の電話設備及び通信設備（情報通信回線等）の被災状況を確認し、必要な対応を取る。

※【参考】電話・通信手段の確保フロー（次頁）参照のこと。

【参考】電話・通信手段の確保フロー

企画調整班（通信G）及び財産総合管理課が実施する。



※財産総合管理課は独自の基準で災害調査を実施するため、異常確認時に災対本部に随時報告するものとする

② 市町村（派遣リエゾン含む）との通信確保

通信 G

1 市町村との通信確保

- (1) 市町村との通信状況を確認する。
- (2) 地上系の通信手段のない市町村が発生した場合、自治体専用の衛星通信回線で電話・FAXを行うよう総合対策部内に周知（部局対策室には部局リエゾンを通じて周知。）。

2 市町村に派遣するリエゾンとの通信確保

- (1) 被災状況を勘案し、リエゾンとの通信手段を検討。
- (2) 通信手段に係る機器等を用意。

③ 災対用オペレーションシステムの 管理・運用

通信 G

1 本部会議開催時の対応

- (1) 本部会議室の映像・音声等の設定・調整
- (2) 総合対策部室、2階プレス室、4～5階での同時中継
- (3) 会議中の録画（天井カメラ）
※ 会議録画は県ホームページで公開予定。

2 班長会議開催時の対応

- (1) 総合対策部室での映像・音声の設定・調整
- (2) （必要に応じて）4～5階での同時中継
- (3) 会議中の録画（天井カメラ）

3 災害報道監による記者レク時の対応

- (1) プレス室での映像・音声の設定・調整
- (2) 総合対策部室及び4～5階での同時中継

④ 災害対策に必要な通信の確保
(衛星携帯電話、DMCT、ヘリテレ等)

通信 G

1 災害対策に必要な通信の確保

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | (1) 衛星携帯電話・イリジウムGOの動作確認 |
| <input type="checkbox"/> | (2) 災害機動通信チーム(DMCT)が使用する機器の動作確認
※「宮崎県災害機動通信チーム運用要領」(次頁)を参照 |
| <input type="checkbox"/> | (3) ヘリテレ映像(県防災・県警・九地整・自衛隊等)の受信、配信、
記録及び整理 |
| <input type="checkbox"/> | (4) 防災関係機関や応援部隊との通信環境の整備 |

宮崎県災害機動通信チーム運用要領

令和4年7月1日
危機管理局

(目的)

第1条 この要領は、災害時等における現場の映像伝送等を効果的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(チームの設置)

第2条 前条の目的を達成するため、危機管理局に災害機動通信チーム（Disaster Mobile Communication Team。以下「DMCT」という。）を置く。

2 危機管理局長は、DMCTの効果的な運用を図るため、DMCT登録者名簿の作成、研修や訓練の実施、資機材の整備等、DMCTの機能の維持及び向上に努める。

3 DMCTは、災害警戒本部又は災害対策本部の設置時においては総合対策部の統制下に入り、平時は危機管理局の統制下に入る。

(DMCTの構成)

第3条 DMCTは、次の者により構成する。なお、安全管理者は状況によっては地方支部職員に依頼することができるものとし、ロジスティクス担当及び安全管理者は、兼ねることができるものとする。

- ①ドローン操縦又は通信担当 1名
- ②ロジスティクス担当 1名
- ③安全管理担当 1名

(活動)

第4条 危機管理局長は、災害時等における現場の映像伝送等が必要と判断したときは、現地の状況や安全の確保を考慮した上で、DMCTを現地に派遣する。

2 DMCTは、ヘルメットを着用するとともに、危機管理局の職員であることが明確にわかる服装等を着用しなければならない。

3 DMCTは、予め準備している資機材等を携行し、現地での安全確保を最優先事項として、映像伝送等を行う。なお、現場の状況などにより二次災害が発生するおそれがあると判断した場合や、安全が確保できないおそれのある場合は、活動を中止しなければならない。

4 DMCTの活動に必要な資機材の運用については、「宮崎県危機管理局消防保安課モバイル映像伝送システム管理運用要領」によるものとし、ドローンの飛行にあつては「宮崎県危機管理局消防保安課ドローン管理運用要領」によるものとする。

(DMCTの運用及び人材育成計画)

第5条 危機管理局長は、危機管理局の職員のうち、DMCTの構成員となり、ドローンの操縦を担う予定の者について、その必要な資格を取得できるよう計画的に育成を図るものとする。

2 前項の規定により、資格を取得した者で、DMCT登録者名簿に登載されたものは、危機管理局以外の所属に属する場合であっても、DMCTの活動に必要な場合は、当該職員の所属長の許可を得て、DMCTとして活動するものとする。

(プライバシー保護)

第6条 DMCTが撮影した画像等の利用に際して、住民の肖像権及びプライバシーの保護に努めなければならない。

2 DMCTにより記録された画像データ及び記録媒体にあつては、宮崎県情報セキュリティポリシー等の諸規程を準用する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

① 本部の設営及び運営支援

本部支援 G

1 総合対策部要員の参集

- (1) 総合対策部要員に参集をかける。参集にはチームスグループ（202〇総合対策部第1・2・3要員）を利用し、連絡が取れない要員は、電話連絡する。
参集不能な要員がいる場合には、企画調整班に報告し人員調整を依頼する。

※ 総合対策部名簿の場所
K:¥09 : 防災企画担当¥13_災害対策本部¥03災对本部組織改編¥本部班編制

- (2) 総合対策部員の勤務時間及び休憩時間を記録整理する。
- (1) の参集時に、チームスで『総合対策部要員の参集について』（ワードファイル）を共有し、キントーンアプリで記録を行う。
 - ファイルは次の場所に保存している。
<R:¥【重要】★総合対策部各G様式等保管フォルダ★¥12 災对本部支援G>

2 執務環境の整備

- 総合対策部室や災害対応本部会議室における執務環境を整備する。（清掃、換気、ごみ処理等）

3 災害対策本部会議関係

- (1) 資料の印刷及び製本
会議開始までに10部程度印刷・製本する。
※ 原則、データ配布。上記10部は予備として準備。
※ 原稿を企画Gにもらうこと。
- (2) 災害対策本部会議室の設営
配席プレート・マイクの配置、随行者席・記者席のセッティング、知事・副知事用PC（要員用PC）の配置。
※ 配席は、p. 20参照。
※ 映像伝送・マイク調整等は通信Gが行うので、連携すること。
- (3) 会議中の録音・記録写真撮影
※ 本部会議、記者レク、班長会議等 全般

② 災害対策用資機材等の確保・管理

本部支援 G

1 総合対策部で不足する資機材及び緊急的に必要となる短期の業務委託等を把握

コピー用品・文具、物資拠点の開設など。各班に確認して把握。

2 不足資機材の購入等

伺作成・決裁、発注（契約）・納入及び支出命令書作成対応を行う。

※ 会計処理の人員が不足する場合は、会計班に応援を依頼すること。

※ 具体的な会計処理については、『宮崎県災害対策本部総合対策部会計処理マニュアル』を参照すること。

3 購入資機材等の管理

資機材については、防災庁舎3階倉庫等での保管、及び払い出し管理などを行う。

短期の業務委託等については、当該業務を所管するGが進捗管理を行う。

③ 総合対策部要員の給食

本部支援G

1 庁舎内の備蓄食料を確認

- 備蓄倉庫3-2（防災庁舎3階西側）に要員用食料の備蓄あり。できる限り賞味期限が近いものから出すこと。
食料リストの保存場所 R:¥【重要】★総合対策部各G様式等保管フォルダ★¥12
災对本部支援G

2 不足分食料の確保

- 伺作成・決裁、発注・納入対応を行う。
※ 会計処理の人員が不足する場合は、会計管理対策室に応援を依頼すること。
※ BCP応急業務のうち職員の飲食料の確保は農政水産部（事務担当：農政企画課企画調整担当）が責任部局となっている。調達先の検討など連携すること。
参考：「食料・飲料水調達のための行動マニュアル」
R:¥【重要】★総合対策部各G様式等保管フォルダ★¥12 災对本部支援G

3 給食場所の確保

- 防災庁舎3～6階の空きスペースで調整。
※ 5・6階の利用については、BCP推進会議事務局と調整すること。

④ 市町村に派遣するリエゾンの 宿舎等確保

本部支援 G

1 リエゾンセットの準備

派遣リエゾンに持参させる物品等を準備する。

標準的な例	
<input type="checkbox"/>	ノートパソコン（Wi-Fiドングル等の通信機器を含む。）
<input type="checkbox"/>	県本部との連絡手段（衛星携帯電話など）
<input type="checkbox"/>	筆記具・紙ノート
<input type="checkbox"/>	飲食料
<input type="checkbox"/>	ヘルメット
<input type="checkbox"/>	防寒着（冬）
※ 派遣人数・期間・時期等により柔軟に対応すること。	

2 リエゾンの宿舎確保

宿舎（ビジネスホテル等）の手配を行う。

- ※ 派遣先自治体には依頼しない。自己完結が原則。
- ※ 手配が困難な場合、寝袋等を持たせること。

1 文書等の保全

情報公開請求等に対応するため、災害対策本部運営に係る文書、電磁的記録、図画及び写真等を保全※する。

- ※ 文書等の所在場所が明らかであれば、災害対策本部支援Gで保管する必要はない。その場合、所在リストを作成して管理すること。
ただし、特に重要なもの、使用頻度が高いと思われるものは、R:¥【★Rドライブは総合対策部各班作業用ドライブです】¥災害対策本部支援Gに特出しで保存。
- ※ 応急対策班（救助G）のホワイトボード情報は、定期的に写真撮影し保全すること。

□ [保全すべき文書等]

- 災害対策本部会議資料・会議録・写真等
(本部会議録の文字起こし等も行う。)
- 班長会議資料・会議概要・写真等
- 定時報告資料
- 災害報道監記者レク資料・写真等
- 内閣府・消防庁への被害等報告
- 各班で作成した情報連絡・処置票（原本）
- その他保全を要する文書・電磁的記録・図画及び写真等

2 文書等の整理

保全した文書等を、類型別に整理する。

◎ 類型別整理の一例

	初動	救急・救命	応急	復旧・復興
	発災～3h	3h～72h	72h～1week	1week～
会議関係				
定時報告				
省庁等への報告				
重要案件への対応				
県民向け発信				
その他				

1 災害写真等の保全

記録資料作成やマスコミ対応のため、災害対応に係る写真等を保全※する。

※ 写真等の所在場所が明らかであれば、**災対本部支援G**で保管する必要はない。その場合、所在リストを作成して管理すること。

ただし、特に重要なもの、使用頻度が高いと思われるものは、R:¥【★Rドライブは総合対策部各班作業用ドライブです】¥**災対本部支援G**に特出して保

存。

□

[保全すべき災害写真等]

- 被災現場の図画・写真・動画
- 現場活動（救助・DMAT・避難所・災害廃棄物・市町村災害対策本部など）の様子を記録した写真・動画
- 防災ヘリ等からの空撮写真・動画
- その他保全を要する災害写真等

2 災害写真等の整理

保全した災害写真等を、類型別に整理する。

◎ 類型別整理の一例

□

	初動	救急・救命	応急	復旧・復興
	発災～3h	3h～72h	72h～1week	1week～
空撮データ				
被災現場での活動				
避難所活動				
市町村役場				
その他				

1 災害情報の保全

災害後の情報公開請求等に対応するため、災害対策本部設置及び運営の根拠となった災害情報を保全※する。

※ 災害情報の所在場所が明らかであれば、**災対本部支援 G** で保管する必要はない。その場合、所在リストを作成して管理すること。

ただし、特に重要なもの、使用頻度が高いと思われるものは、R:¥【★Rドライブは総合対策部各班作業用ドライブです】¥**災対本部支援 G** に特出して保

存。

□ [保全すべき災害情報]

- 気象情報（特別警報・警報など）
- 気象解説資料・写真・動画
- 被害情報（重大な人的被害・物的被害など）
- 関係省庁からの指示（文書・電磁的記録など）
- 知事・県幹部からの指示（会議録・復命書など）
- その他保全を要する災害情報

2 災害情報の整理

保全した災害情報を、類型別に整理する。

◎ 類型別整理の一例

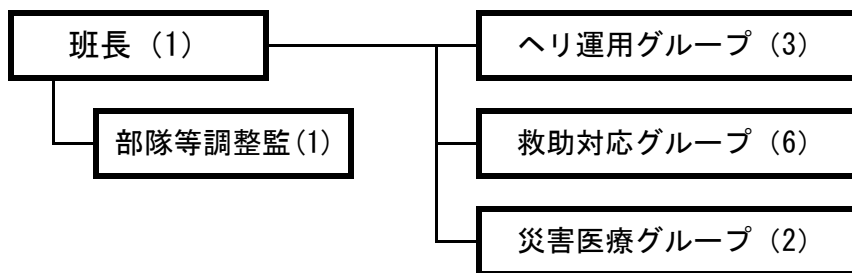
	初動	救急・救命	応急	復旧・復興
	発災～3h	3h～72h	72h～1week	1week～
災害対策本部設置				
自衛隊への災害派遣要請				
県版 G A D M 派遣				
現地対策本部設置				
その他				

(3) 応急対策班

ヘリ運用グループ	
①	ヘリの運用調整（ヘリコプター運用調整所の運営）
②	空域の指定に係る調整
救助対応グループ	
①	救助関係機関との連絡調整
②	消防応援活動調整本部の運営
③	自衛隊派遣要請の調整
④	後方支援拠点の運用調整
⑤	艦船・船舶の運用調整
災害医療グループ	
①	保健医療福祉調整本部との連絡調整
②	DMAT調整本部との連絡調整

応急対策班の人員構成

※ 括弧内は人数



①ヘリの運用調整（ヘリコプター運用調整所の運営）

ヘリ運用G

1 ヘリコプター運用調整所の設置等

- (1) 県防災ヘリ及び県警ヘリの出動
 - 地震発生直後より、県防災ヘリ及び県警ヘリが出動し、上空より県内沿岸部の様子を映像伝送する。
 - 映像の確認・分析により、県内沿岸部の津波等による被害状況を把握する。

機関	名称	担当地域
宮崎県防災救急航空センター	あおぞら	宮崎県南部（沿岸部）
宮崎県警察本部	ひむか	宮崎県北部（沿岸部）
- (2) 本部長の指示によるヘリコプター運用調整所の設置
 - ※「大規模災害時における宮崎県ヘリコプター運用調整所活動要領」を参照のこと。

2 ヘリコプター運用調整所における調整

- (1) 構成機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け
 - 被害規模や被害集中地域の把握
 - 活動拠点（宮崎空港や新田原基地が候補）の被害状況の把握
 - 構成機関の活動状況の把握
 - 活動拠点の振り分け
- (2) 本部及び構成機関との活動連絡調整
 - 市町村等からのヘリ出動要請の調整
 - 《要請時の伝達事項》
 - （災害発生の場合）
 - ・ 災害の状況（発生日時・場所（座標で）・処置状況）
 - ・ 派遣を要する区域
 - ・ 現地着陸場所 ・ 希望する活動内容
 - ・ 現場の状況（現場指揮者・連絡手段）・必要とする資機材（救急活動の場合）
 - ・ 患者の状況（住所・氏名・年齢・性別・症状・処置状況・付添者）
 - ・ 現地病院名・収容先病院名 ・ 搬送要請区間
 - 調整結果を応急対策班長及び救助対応Gに報告

2 ヘリコプター運用調整所における調整

□	(3) 航空燃料の給油及びヘリベース・フォワードベースに関する調整 ○ 政府（緊急災害対策本部又は現地対策本部）への燃料供給要請も検討すること。要請に係る事務は物資Gが行う。 ○ ヘリベース及びフォワードベースの設定も検討。
□	(4) ヘリコプターの安全運航に関する調整 ○ 国土交通省航空局安全部安全政策課に「飛行自粛ノータム」航空交通情報の発行を依頼する。 (回転翼航空機の飛行要領を参照すること。)

※ そのほかは、「ヘリ運用調整所業務の細部運営要領」を参照のこと。

【ノータムとは】
航空保安施設の運用休止や代替施設の情報・
滑走路灯や滑走路自体の閉鎖情報等、航空機
等の運航に重要な情報のこと。
「Notice To Airmen」の頭字語

大規模災害時における宮崎県ヘリコプター運用調整所活動要領

1 目的

この要領は、宮崎県内に大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、宮崎県災害対策本部（以下「本部」という。）におけるヘリコプターの安全かつ効率的な運用調整を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、本要領は、宮崎県ヘリコプター運用調整会議の構成機関（以下「構成機関」という。）が緊急の場合に独自に行う災害対策活動を妨げるものではない。

2 ヘリコプター運用調整所の設置

(1) 設置要領

宮崎県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプターの安全運航及び効率的な運用調整を行うため、宮崎県災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指示により、本部内に宮崎県ヘリコプター運用調整所（以下「ヘリ運用調整所」という。）を設置する。

(2) 構成

ヘリ運用調整所は、本部長が指名する者を運営責任者とし、別表に定めるヘリコプターを保有する機関等から派遣された連絡調整員をヘリ運用調整所員とする。ただし、本部長は、必要に応じ、被災市町村やその他の機関等の者をヘリ運用調整所員に加えることができる。

3 ヘリ運用調整所の業務

ヘリ運用調整所は、次の業務を行うものとする。なお、業務の細部運営要領については、別に定める。

- (1) 構成機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け
- (2) 本部及び構成機関との活動連絡調整
- (3) 航空燃料の給油に関する調整
- (4) ヘリコプターの安全運航に関する調整
- (5) 国への緊急用務空域指定の検討・依頼（変更・解除含む）及び緊急用務空域の飛行許可申請・飛行通報が行われた場合の調整
- (6) 情報共有のため、各機関が収集した情報の提供
- (7) その他必要な事項

4 ヘリ運用調整所の活動終了等

災害の推移等により、運営責任者がヘリコプターの災害対策活動等の調整を要しないと判断した場合は、本部長の指示によりヘリ運用調整所を解散する。

5 要領の準用

宮崎県知事は、本部の設置に至らない災害が発生した場合であっても、構成機関が保有するヘリコプターが宮崎県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合は、この要領を準用してヘリ運用調整所を設置することができる。

6 要領の見直し

本要領は、宮崎県ヘリコプター運用調整会議において必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則
この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年8月22日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年9月22日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年6月27日から施行する。

別表

へり運用調整所構成員派遣機関

	機関名	所属名
1	陸上自衛隊	西部方面総監部
2		第8師団
3		第43普通科連隊
4	海上自衛隊	呉地方総監部
5	航空自衛隊	西部航空方面隊
6		西部航空方面隊 第5航空団
7		航空救難団 新田原救難隊
8	自衛隊宮崎地方協力本部	
9	国土交通省	九州地方整備局
10		九州地方整備局 宮崎河川国道事務所
11		大阪航空局 宮崎空港事務所
12	海上保安庁	第十管区海上保安本部
13		第十管区海上保安部 宮崎海上保安部
14		第十管区海上保安部 鹿児島航空基地
15	宮崎大学医学部附属病院	統括DMAT
16	宮崎県警察本部	警備部 警備第二課
17	宮崎県	福祉保健部 医療政策課
18		総務部 消防保安課
19		総務部 防災救急航空センター

ヘリ運用調整所業務の細部運営要領

平成26年5月23日策定
平成27年4月22日改正
平成29年8月22日改正
令和5年6月27日改正
宮崎県ヘリコプター運用調整会議

1 災害対策活動の実施

構成機関は、災害対策本部（以下「本部」という。）の活動方針に基づき、次の業務に係る調整を行うものとし、活動の振り分けについては、発災時の状況により定める。
ただし、大規模災害の発災直後の情報収集活動の振り分けは、事前に定める。

（1）情報収集活動

- ① 被災直後の被災状況の把握と伝達
- ② 地上部隊の活動支援のための情報提供
- ③ 被災地のヘリコプター離着陸適地の調査

（2）被災者の救出・救助及び捜索活動

（3）搬送活動

- ① 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）
- ② 救援隊、医師等（DMATを含む。）の人員搬送
- ③ 被災地への医薬品及び救援物資の搬送
- ④ 応急復旧用資機材等の搬送
- ⑤ 孤立地域からの被災者の搬送

（4）広報活動

避難指示、避難誘導及び災害情報の伝達等

（5）その他の活動

- ① 林野火災等の空中消火
- ② その他ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

2 活動拠点の確保及び振り分け

（1）ヘリ運用調整所は、災害対策本部、関係機関と調整して、ヘリコプターの集結拠点、前方の活動拠点となる場外離着陸場を選定確保する。

（2）ヘリ運用調整所は、拠点場外離着陸場の使用について各派遣機関に使用割当てを行う。

3 ヘリコプターの補給支援について

航空燃料の給油、搭乗員等の給食及び宿泊等の補給支援は、原則として各派遣機関において実施するものとする。

必要に応じて、ヘリ運用調整所で調整することができるものとする。

4 ヘリコプターの安全運航に関する対策

(1) 安全運航に関する調整

ヘリ運用調整所は、ヘリコプターの安全運航を確立するため、次の事項について調整するものとし、その具体的な調整事項については、別に定めるところによるものとする。

- ① 安全運航確保のための航空情報（NOTAM）
- ② 構成機関の飛行計画及び災害対策活動
- ③ 使用航空波
- ④ 使用場外離着陸場
- ⑤ 他機関ヘリコプター（報道関係機関等）の活動状況の把握
- ⑥ その他ヘリコプターの安全運航に関する事項

(2) 安全確保要領及び連携要領

航空機の安全確保要領及び連携要領は、次によるものとし、規定のないもの及び細部については、必要に応じて、ヘリ運用調整所で調整する。

- ① 宮崎空港及び新田原基地の航空管制圏内の航空管制
航空管制官の指示による。
- ② 安全運航に関する調整

災害対策本部総合対策部に設置されるヘリ運用調整所において構成機関の保有する航空機の飛行計画、飛行状況等の情報を共有するとともに安全運航に関する調整を実施する。必要に応じて国土交通省航空局安全部安全政策課に飛行自粛ノータムの発出及び航空交通情報（アドバイザリー）の提供を依頼する。

③ 共通周波数

航空管制圏内では、航空管制用周波数で航空管制系に加入するとともに航空機間の情報交換のための共通周波数としてVHF帯の123.45MHz又は122.6MHzを使用する。

管制圏外では、航空機間の共通周波数としてVHF帯の123.45MHz及び122.6MHzを使用する。

④ 待機位置等の設定

航空管制圏内において、他の航空機等の離発着のため航空機が待機をする場合、待機する空域は、航空管制官の指示による。

管制圏外において、待機する空域を設定する必要がある場合には、ヘリ運用調整所において協議し、設定するものとする。

⑤ 飛行高度の統制

救難機は、1,500ft以下、ヘリ映伝機は、2,000ft以上を飛行するのを原則とする。

安全運航のため飛行経路等を設定する必要がある場合には、ヘリ運用調整所において協議し、設定するものとする。

⑥ 地上安全員等の設置

各機関等の臨時着陸場等への離着陸にあたっては、原則として、各機関が独自に又は関係機関等の支援を受けて地上安全員を配置するものとする。

ただし、病院内専用ヘリポートにおいては、平素の離着陸要領に準ずる。

(3) 気象状況に応じたヘリの運用基準

ヘリ運航の実施については、活動地域周辺の気象状況に応じて、各機関が判断するものとする。各機関は、ヘリ運航の実施、変更または中止を決定したならば、その内容について速やかにヘリ運用調整所に通報するものとする。

航空機の運航に関わる気象情報については、構成機関から提供を受ける。

5 緊急用務空域の指定依頼（変更・解除含む）処理について

(1) ヘリコプター運用調整所は、無人航空機から緊急用務の航空機の飛行の安全を確保するためドローン等の無人航空機の飛行を禁止する必要がある場合は、次の事項について調整を行いヘリ運用グループに国への緊急用務空域指定依頼を行う。

- ① 緊急用務空域の指定を検討・依頼する理由
- ② 緊急用務空域として指定を検討・依頼する範囲及び高度（次の事項に留意）
 - ・ 指定する範囲及び高度は、以下の要領で可能な限り明確かつ必要最小限で提示
 - ・ 緯度・経度により指定した中心点から半径〇km、緯度・経度により指定した複数の地点を結ぶ多角形で示す等、可能な限り範囲は明確にすること。
 - ・ 高度の設定は必須としない。
 - ・ 必要に応じて図面を添付すること。
- ③ 緊急用務の指定を依頼する期間（次の事項に留意）
 - ・ 始期を「可及的速やかに」、終期を「別途通知するまで」等とする依頼も可
- ④ 国土交通省航空局と連絡調整が可能な窓口（担当部署、連絡先等）

本県の常設窓口として国に届けている機関は、次の2箇所

① 宮崎県消防保安課

TEL : 0985-26-7627 e-mail:kiki-shoboan@pref.miyazaki.lg.jp

② 宮崎県防災救急航空センター

TEL : 0985-56-0586 e-mail:bosaiyukyukoku-c@pref.miyazaki.lg.jp

(2) ヘリ運用グループは、救助対応班長に報告了承を得た後、次の機関に様式1で依頼の連絡を行う。

国土交通省航空局 安全部無人航空機安全課

指定依頼用メールアドレス : hqt-cab-fsd-rep@gxb.mlit.go.jp

【平日9:00~17:00】代表03-5253-8111（内線48687, 48675）

直通03-5253-8696

【上記以外】 080-2181-4169 or 080-8853-9311

【電子メールによる連絡】

必要な情報の連絡は電子メールによることとし、メール送信をしたことを上記電話番号に架電し連絡すること。

(3) 国からの指定の連絡と関係者への周知協力依頼

国土交通省は、緊急用務空域を指定した場合、以下のメールアドレスにより公示及び全ての緊急用務者にメーリングを通じて情報が共有されるので、ヘリ運用Gは確認するとともにヘリ運用調整所及び関係班（総括班広報対応G、救助対応班救助対応G、社会基盤対策班重要インフラ対策G、ラフライン・二次災害対策G）に連絡し関係機関へ周知協力を要請する。

* 公示する場所

https://www.mlit.go.jp/koku_tk10_000003.html

(4) 緊急用有無空域を変更又は解除する場合の手続き

緊急用務空域を変更（指定空域の規模、期間）する必要がある場合、又は緊急用務が終了した場合は、上記5（1）から（3）の手続きを行うこと。

6 緊急用務空域の飛行許可申請・飛行通報の連絡が国からあった場合の処理について

(1) 国土交通省大阪航空局関西空港事務所航空管制運航情報官から、緊急用務空域において無人航空機の飛行許可申請に対してヘリ運用Gに確認を求められた場合は、次の事項について、ヘリ運用調整所、総括班広報対応G、救助対応班救助対応G、社会基盤対策班重要インフラ対策G、ライフライン・二次災害対策Gに対し次の事項について意見確認を求める。

- ・無人航空機の飛行等の可否又は影響（飛行可能時間や飛行可能範囲）

(2) 国土交通省大阪航空局関西空港事務所航空管制運航情報官から、緊急用務空域において航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（気球の飛行、ロケット、花火等）を行う旨の通報を受けた連絡があった場合は、ヘリ運用Gはヘリ運用調整所に連絡し意見を求め、得られた意見に対して、国土交通省大阪航空局関西空港事務所航空管制運航情報官に連絡を行う。

国土交通省大阪航空局関西空港事務所航空管制運航情報官

○平日

午前9時から午後5時

TEL : 072-455-1330 FAX : 072-455-1329

E-mail : cab-kixjouhou@mlit.go.jp

○夜間、休日（緊急時に限る）

TEL : 055-3198-2870 FAX : 072-455-354

E-mail : cab-kixjouhou@mlit.go.jp

* 上記5及び6の処理については、別添「緊急用務空域指定依頼等の処理について」を参照。

様式 1

国土交通省航空局

安全部安全政策課・無人航空機安全課 御中

宮崎県災害対策部へり運用G

緊急用務空域指定依頼書

1 緊急用務空域として指定を検討・依頼する理由

2 指定を検討・依頼する範囲及び高度

(1) 範囲：北緯XX度XX分XX秒東経XX度XX分XX秒から x kmの範囲等

(2) 下限高度：指定なし、XFeet等

(3) 上限高度：指定なし、XFeet等

3 指定を検討・依頼する期間

開始：令和XX年XX月XX日XX時XX分等

終了：別途通知するまで等

時間帯：日の出/日の入り、0800/1800、24時間等

4 国土交通省航空局と連絡調整が可能な窓口（担当部署、連絡窓口等）

① 宮崎県消防保安課

TEL : 0985-26-7627 e-mail:kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp

② 宮崎県防災救急航空センター

TEL : 0985-56-0586 e-mail:bosaikyukyukoku-c@pref.miyazaki.lg.jp

【参考】ヘリベース及びフォワードベース一覧

【活動拠点ヘリベース】

No.	地区	市町村名	名称	所在地	座標（緯度・経度） ※世界測地系	最大 駐機数	備蓄 燃料等	責任者・管理者等	管轄消防本部等
								電話番号	電話番号
1	県央	宮崎市	宮崎空港	宮崎市大字赤江無番地	北緯 31度52分24秒 東経 131度26分05秒	要調整	フューラ	宮崎空港事務所長 0985-51-3223	宮崎県防災救急航空隊 0985-56-0586

【フォワードベース】

No.	地区	市町村名	名称	所在地	座標（緯度・経度） ※世界測地系	最大 駐機数	備蓄 燃料等	責任者・管理者等	管轄消防本部等
								電話番号	電話番号
1	県北	延岡市	西階陸上競技場	延岡市西階町1-3800	北緯 32度34分12秒 東経 131度38分28秒	4	無し	延岡市長 0982-22-7105	延岡市消防本部 0982-33-3327
2	県北	日向市	日向市牧水公園交流施設	日向市東郷町坪谷1267番地	北緯 32度21分37秒 東経 131度27分49秒	4	無し	日向市長 0982-52-2111	日向市消防本部 0982-52-2840
3	県央	宮崎市	宮崎市生目の杜運動公園多目的グラウンドB	宮崎市大字跡江4461-1	北緯 31度56分44秒 東経 131度22分32秒	3	無し	宮崎市長 0985-22-2111	宮崎市消防局 0985-27-1119
4	県央	西都市	清水台総合公園多目的広場A	西都市大字清水台松元迫地内	北緯 32度06分19秒 東経 131度22分46秒	6	無し	西都市市長 0983-43-1111	西都市消防本部 0983-43-3003
5	県西	都城市	高城総合運動公園	都城市高城町穂満坊2492	北緯 31度48分43秒 東経 131度07分44秒	3	無し	都城市市長 0986-23-2111	都城市消防局 0986-23-2125
6	県西	小林市	小林総合運動公園多目的広場	小林市大字南西方2085	北緯 32度00分15秒 東経 130度57分01秒	2	無し	小林市長 0984-23-1111	西諸広域行政消防本部 0984-23-0119
7	県南	日南市	日南総合運動公園陸上競技場	日南市大字殿所2200	北緯 31度36分59秒 東経 131度23分00秒	12	有り	日南市長 0987-31-1100	日南市消防本部 0987-23-1316

備考 1 最大駐機数は、BELL412EPの機体を基準に算定した駐機数である。

2 上記7箇所は、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書」を管轄消防本部へ提出済み。

【燃料備蓄庫】

No.	地区	市町村名	名称	所在地	座標（緯度・経度） ※世界測地系	最大 駐機数	備蓄 燃料等	責任者・管理者等	管轄消防本部等
								電話番号	電話番号
1	県北	延岡市	北川防災ステーション	延岡市北川町長井字押伏2265	北緯 32度40分02秒 東経 131度42分46秒		3,000ℓ (ドラム缶15本)	宮崎県防災救急航空隊 0985-56-0586	延岡市消防本部 0982-33-3327
2	県央	高鍋町	東児湯消防組合消防本部	児湯郡高鍋町大字上江4526	北緯 32度09分17秒 東経 131度30分05秒		2,000ℓ (ドラム缶10本)	宮崎県防災救急航空隊 0985-56-0586	東児湯消防組合消防本部 0983-22-1360
3	県北	椎葉村	尾向地区	椎葉村大字土野627番地18	北緯 32度29分49秒 東経 131度02分54秒		1,000ℓ (ドラム缶5本)	宮崎県防災救急航空隊 0985-56-0586	椎葉村役場 0982-67-3201
4	県南	日南市	日南市燃料備蓄庫	日南市大字殿所2026-9	北緯 31度37分00秒 東経 131度22分51秒		2,000ℓ (ドラム缶10本)	宮崎県防災救急航空隊 0985-56-0586	日南市消防本部 0987-23-1316

備考 1 備蓄燃料は、ドラム缶燃料の備蓄量である。

2 北川防災ステーションは、県所有の土地に燃料備蓄庫を建設したものである。（備蓄庫の鍵は、宮崎県防災救急航空隊と延岡市消防本部が管理している）

3 宮崎県東児湯消防組合消防本部は、既存の倉庫に保管を依頼している。

災害時のヘリコプター運用に関する覚書

宮崎県（以下「甲」という。）、宮崎県警察本部（以下「乙」という。）及び陸上自衛隊第8師団（以下「丙」という。）とは、災害時のヘリコプター運用の実行性を向上するため、次のとおり覚書を交換する。

（緊急避難）

- 第1条 甲及び乙は、宮崎空港が被災するおそれがあり、緊急避難が必要と判断した場合には、保有するヘリコプターを陸上自衛隊都城駐屯地（以下「都城駐屯地」という。）及び陸上自衛隊えびの駐屯地（以下「えびの駐屯地」という。）へ緊急避難させることができる。
- 2 甲及び乙は、当該緊急避難に当たっては、丙への連絡調整を確実に行うとともに、丙は、着陸時の安全確保の処置を行う。

（ヘリベースの使用）

- 第2条 甲及び乙は、宮崎空港が被災した場合、丙の任務遂行に支障のない範囲で、都城駐屯地、えびの駐屯地及び陸上自衛隊霧島演習場を、保有するヘリコプター及び他都道府県からの支援ヘリコプターのヘリベース（ヘリコプターの駐機、給油及び宿泊等が可能な活動拠点をいう。以下同じ。）として使用することができる。
- 2 甲及び乙は、ヘリベースの使用に当たって、県災害対策本部内のヘリコプター運用調整所を通じ、丙と受入機数等の必要な調整を行う。
- 3 甲及び乙は、宮崎空港の復旧が完了して、ヘリコプターの受入れが可能となった場合、速やかに当該ヘリベースの使用を中止し、駐機するヘリコプターを宮崎空港へ移駐する。

（緊急避難及びヘリベース使用時の支援）

- 第3条 丙は、甲及び乙が緊急避難及びヘリベースとして使用する場合、任務遂行に支障のない範囲で次の支援を行う。
- (1) ヘリコプターの駐機場の確保
 - (2) 航空燃料の給油
 - (3) ヘリコプター搭乗者の給食、宿泊等の宿営支援

2 甲及び乙は、前項の支援を丙から受けた場合の経費負担について、関係法規に基づき、丙と協議を行う。

(合意事項の反映)

第4条 甲、乙及び丙は、本合意事項について所管する計画に反映させるとともに、平素からヘリコプターの離発着訓練等を行い、実行性の向上に努める。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかからも何らかの意思表示がない場合は、同じ条件をもって1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 甲、乙又は丙が本覚書の内容を変更したい旨を申し出たときは、三者協議の上で本覚書の内容を変更することができる。

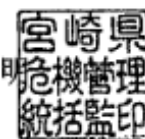
2 甲、乙及び丙は、本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈等に係る疑義が生じたときは、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

この覚書を交換した証として、本書3通を作成し、甲乙丙代表者の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年7月31日

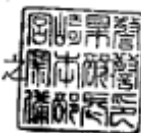
甲 宮崎県
危機管理統括監

児 玉 憲



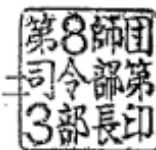
乙 宮崎県警察本部
警備部長

湯 浅 晴



丙 陸上自衛隊第8師団司令部
第3部長

伊 藤 整



② 空域の指定に係る調整

ヘリ運用G

1 国への緊急用務空域指定の検討・依頼（変更・解除含む）

指定を行う場合は、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課へ指定依頼用メールアドレスから依頼。

《依頼時に必要となる事項》

- 指定を検討依頼する理由
- 指定する範囲及び高度（可能な限り明確かつ必要最小限範囲で）
- 依頼期間（始期「可及的に速やかに」、終期「別途通知するまで」可）

2 緊急用務空域の飛行許可申請・飛行通報が行われた場合の調整

(1) 国土交通省大阪航空局関西空港事務所航空管制運航情報官から次の事項について確認を求められるのでヘリコプター運用調整所で調整し意見を提出。

- 無人航空機の飛行等の可否
- 飛行の影響（飛行可能時間や飛行可能範囲）

(2) 国から申請の飛行等の可否について連絡があった場合、ヘリコプター運用調整所の構成機関に連絡。

(3) 緊急用務空域において航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の通報が国にあった場合、連絡がくるのでヘリコプター運用調整所の構成機関に連絡する。

1 救助関係機関の活動状況入手

関係機関リエゾン（警察・消防・自衛隊）を通して、情報入手する。リエゾン不在の場合は電話等を使用する。

※ 防災情報共有システムに入力すること。
→データ入力工に依頼

2 広域応援部隊（警察・消防・自衛隊等）の要請検討

被害規模や被害集中地域等を把握したうえで、派遣規模や派遣先を検討する。緊急消防援助隊及び自衛隊については、次頁以降に示す手順で要請。

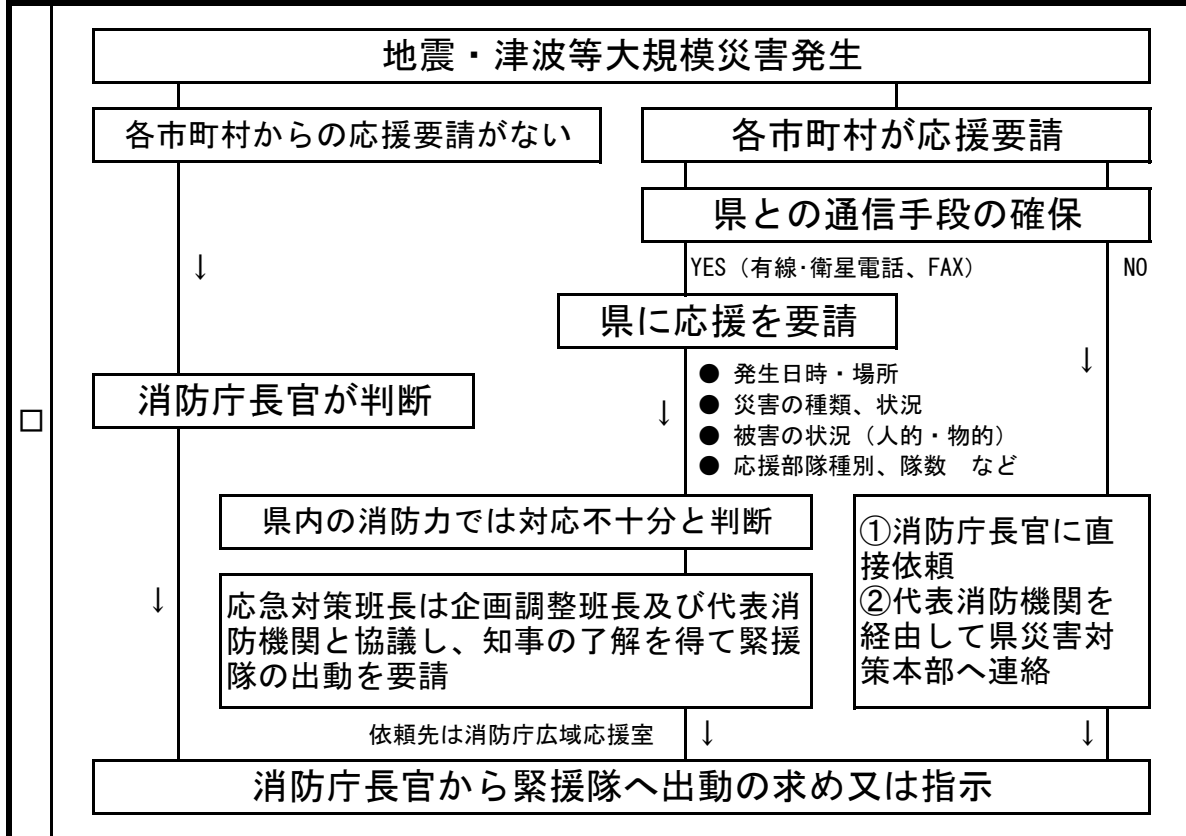
《派遣要請が不要な広域応援部隊》

◎ 警察災害派遣隊

県公安委員会が警察庁に要請を実施。

※ 県災害対策本部から派遣要請するものではない。警察組織の対応で「要請→受理→活動調整」まで一連完結するが、県災害対策本部として、対応状況について情報共有する必要がある。

1 緊急消防援助隊の応援要請



2 消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊の出動要請に伴い設置される。

《消防応援活動調整本部の業務》

- ・ 県外応援部隊の進出拠点及び出動先に係る情報の連絡調整
- ・ 被災地管轄の消防本部、県内応援部隊及び県外応援部隊の活動調整
- ・ 関係機関との連絡調整 (自衛隊、警察、医療機関など)
- ・ 県外応援部隊の部隊移動調整
- ・ 被災地の市町村災害対策本部等への本部員派遣

《消防応援調整本部の初動期事務》

- ・ 緊急消防援助隊の要請 (消防庁広域応援室への電話、速やかに文書での依頼)
- ・ 緊急消防援助隊指揮支援部隊の受入れ調整 (ヘリを使用して県庁入りする場合、ヘリポート利用調整及び安全管理が必要)

緊急消防援助隊の応援等要請

第	報
令和 年 月 日	時 分

(消防庁長官) 殿

宮崎県知事

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、令和 年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	令和 年 月 日 時 分
災害発生場所	宮崎 都道府県 市区町村
応援等要請日時	令和 年 月 日 時 分
出動を希望する区域・活動内容	
災害の状況	原子力施設等 有・無 被害 有・無・調査中
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・調査中

・ **必要な応援都道府県大隊** ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊			
指揮隊	後方支援小隊	特殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊
消火小隊	通信支援小隊		消防活動二輪小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊		震災対応特殊車両小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊		水難救助小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊		その他 ()
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)			

・ **必要な応援部隊** ※必要な隊 (部隊) に○を付ける。必要 (部) 隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮支援部隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
	指揮支援隊	NBC災害即応部隊
	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)		

<連絡責任者>

担当課室	消防保安課	氏名	
NTT回線電話	0985-26-7627	NTT回線FAX	0985-26-7304
地域衛星電話	045-101-2139	地域衛星FAX	045-101-2640

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項 (別記様式 1-2) を把握した段階で速やかに行うこと。

応援等要請のための連絡事項

第	報
令和 年 月 日	時 分

(消防庁長官又は宮崎県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	令和 年 月 日 時	分頃
災害発生場所	都道 府県	市区 町村
応援等要請日時	令和 年 月 日 時	分
出動を希望する区域・活動内容		
災害の状況	原子力施設等	有 ・ 無 被害 有 ・ 無 ・ 調査中
	石油コンビナート等	有 ・ 無 被害 有 ・ 無 ・ 調査中

・ **必要な応援都道府県大隊** ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊			
指揮隊	後方支援小隊	特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊
消火小隊	通信支援小隊		消防活動二輪小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊		震災対応特殊車両小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊		水難救助小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊		その他 ()
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)			

・ **必要な応援部隊** ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指 揮 支 援 部 隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
	指揮支援隊	NBC災害即応部隊
	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航 空 部 隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)		

<連絡責任者>

担当課室	消防保安課	氏 名	
NTT回線電話	0985-26-7627	NTT回線FAX	0985-26-7304
地域衛星電話	045-101-2139	地域衛星FAX	045-101-2640

宮崎県 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

令和 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部（広域応援班 陸上・航空）

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

宮崎県

災害対策本部 設置場所：県庁本館2階 講堂

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

政府現地对策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

○○市町村

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

○○都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		TEL	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

○○都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		TEL	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース（HB） 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			
航空後方支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

○○都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		TEL	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

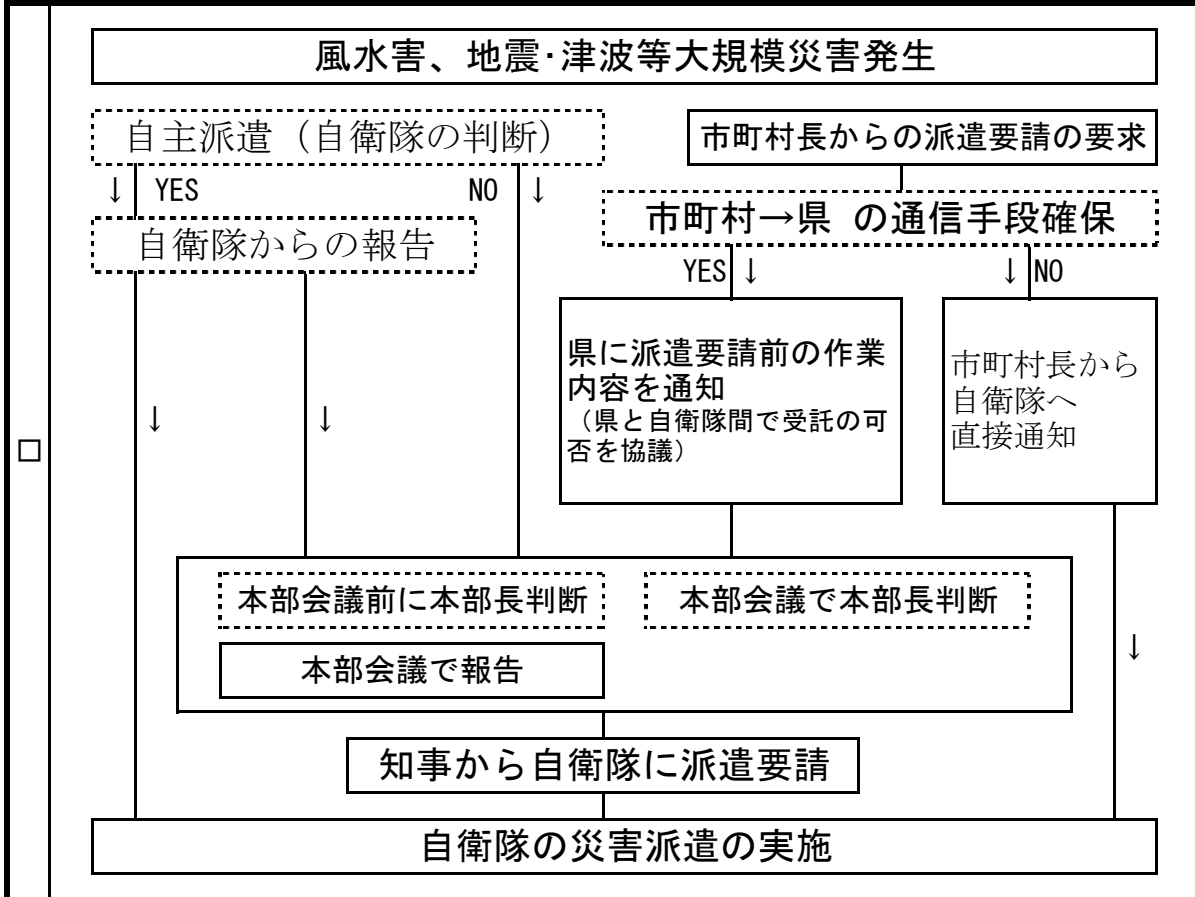
○○都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		TEL	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース（FB） 設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

1 派遣要請に関するフロー



2 派遣調整前の事前協議

3要件（緊急性・公共性・非代替性）への適合性を調整するために、作業内容を自衛隊側と事前協議（自衛隊側からは、こういう表現ならば受け入れられる等の助言がある。）。

【〇〇市】

地区名・施設名等	作業要請内容	備考
〇〇地区	給水車による給水	対象人員 約100人
〇〇地区	入浴支援及び入浴に係る人員輸送	対象人員 約50人
道の駅〇〇及び周辺道路	堆積土砂の撤去	1km×500mの範囲

1 後方支援拠点の施設占用の要請

施設占用要請を実施するよう、各地方支部に指示。

※ 後方支援拠点とは…

自衛隊、警察及び消防等の各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資器材集積及び燃料補給等を行う拠点で、地域防災計画において指定されている。

2 後方支援拠点の施設使用可否の把握

情報を入手し、関係機関リエゾンとも情報共有する。

⑤ 艦船・船舶の運用調整

救助対応 G

1 漂流者救助のための船舶等利用

(1) 漂流者発生（が予想される）海域を大まかにでも特定する。

(2) 艦船等保有機関に、海上捜索状況を確認する。
（リエゾン在庁の場合はリエゾンに確認）

区分	機関名	保有船艇等
県内	宮崎海上保安部 0987-22-3021	巡視船「くにみ」油津港
		巡視艇「さつき」油津港
	日向海上保安署 0982-52-8695	巡視艇「しろかぜ」細島港
		巡視艇「ほこかぜ」細島港
	宮崎県警察	警察用船舶「あおしま」宮崎港
宮崎県水産政策課	漁業取締船「たかちほ」宮崎港	
	宮崎県水産試験場	漁業調査取締船「みやざき丸」
県外	海上自衛隊呉地方総監部 0823-21-4193	（広島県呉港）

(3) 上記の機関に情報提供し、人命救助優先の対応を要請。

2 陸路搬送（輸送）ができない場合の船舶等利用

(1) 各 G に搬送等ニーズを確認する。
例：DMAT（医療 G）、救急部隊（救助 G）、救援物資（物資 G）等

(2) 前掲 1 (2) の機関に打診し、搬送等を要請する。

(3) 対応機関の担当者との運用調整。

- 人員、燃料等
- 搬送先、搬送ルート
- 搬送対象者（物）の受領要領

① 保健医療福祉調整本部との連絡調整

災害医療 G

1 福祉保健部リエゾンとの業務分担を確認

- 福祉保健部リエゾンと業務が重複する可能性があるので、予め業務分担について確認する。

2 総合対策部から保健医療福祉調整本部への連絡調整

- (1) 災害対策本部会議の実施について連絡。
- (2) 班長会議等の内容について連絡。
- (3) 総合対策部各班からの照会等（対応依頼を含む。）について、連絡。

3 保健医療福祉調整本部から総合対策部への連絡調整

- (1) 災害対策本部会議における提出資料やシナリオを収集し、企画 G と共有する。
※ 内容によっては総合対策部（企画 G）との迅速な調整を要するので、部局内調整が済んでいない素案の段階でも仮共有することが望ましい。
- (2) 本部が独自で収集した被害情報等を集約し、企画 G と共有する。
※ 各省庁が指示した被害調査のほか、マスコミの取材が予想される被害等を想定。公開（予定）か否かも把握すること。
※ 収集のタイミング等は企画 G が指示。
- (3) 省庁幹部（課長以上）や国会議員等の視察情報があれば、企画 G と共有する。
※ 些細なものでも共有すること。
- (4) 災害対策に資する（と思われる）情報は、企画 G をはじめ他 G と積極的に共有する。
※ 些細なものでも共有すること。

1 D M A T 調整本部の設置

<input type="checkbox"/>	(1) D M A T 調整本部の設置 ※ 「宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱」、「宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱実施要領」、「日本 D M A T 活動要領」を参照のこと。
<input type="checkbox"/>	(2) 統括 D M A T の県庁への登庁要請
<input type="checkbox"/>	(3) 県内医療機関の被災状況等の把握

2 S C U 関係

<input type="checkbox"/>	(1) S C U 設置に係る協議 統括 D M A T が S C U 設置の必要性があると判断した場合、企画 G と協議を行う。
<input type="checkbox"/>	(2) S C U 設置の決定 S C U の設置場所等が決まったら、S C U 施設の施設管理者に施設使用を要請する。
<input type="checkbox"/>	(3) D M A T 調整本部との調整 災害医療 G は、統括 D M A T に、S C U への D M A T 派遣調整を依頼。

宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震などの自然災害や大規模事故等の災害現場等で、急性期の救命処置等を行う災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣等に関し、必要な事項を定める。

(指定病院及び協定締結)

第2条 宮崎県（以下「県」という。）は、県内のDMATが所属する病院であって、DMATの派遣等の協力を申し出た病院を宮崎DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）に指定する。

2 県は、指定病院に所属するDMATを宮崎DMATとして、また、その構成員を宮崎DMAT隊員として登録する。

3 県と指定病院は、宮崎DMATの派遣に関する協定を締結する。

(編成)

第3条 宮崎DMATは、1チームにつき医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の隊員で編成することを標準とする。ただし、被害状況や指定病院の実情に応じて、当該チームを編成することができる。

2 各チームにリーダー1名をおく。

3 リーダーは、チームの医療活動を統括する。

(派遣基準)

第4条 宮崎DMATの派遣基準は、次のとおりとする。

(1) 県内で、災害、事故等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生し、又は発生することが予想される場合

(2) 国又は他の都道府県から宮崎DMATに対する派遣要請があった場合

(3) その他、宮崎DMATが出動することが傷病者の救命救急に特に効果があると認められる場合

(派遣要請)

第5条 県は、前条の派遣基準に照らして派遣の必要があると認めるときは、指定病院に対して宮崎DMATの派遣を要請するものとする。

(宮崎DMATの派遣)

第6条 指定病院の長は、前条の規定による派遣要請を受けたときは、直ちに当該病院の宮崎DMATを、県が指定する災害現場等に派遣するものとする。

2 指定病院の長は、派遣した当該病院の宮崎DMATが、第8条の活動を終了したときは、速やかに活動の実績を県に報告するものとする。

(派遣要請の特例等)

第7条 次の各号のすべてに該当する場合には、市町村長又は消防機関の長は、指定病院の長に対して宮崎DMATの派遣要請をすることができるものとする。

(1) 第4条第1項第1号に規定する派遣基準に該当する場合

(2) 通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができない場合

(3) 災害等の現場における救命措置の遅れが被災した傷病者の生命、身体に重大な影響を及ぼすと判断される場合

2 前項の規定にかかわらず、消防機関の長は、災害等により負傷者が多発し、通常の救急業務の一環として行う医師派遣だけでは十分な対応が困難であると判断した時は、指定病院の長に対して宮崎DMA Tの派遣要請をすることができるものとする。

3 指定病院の長は、第1項各号のすべてに該当する場合又は前項の要請があった場合において、特に緊急を要すると判断したときは、当該病院の宮崎DMA Tを派遣することができるものとする。

4 前3項の場合において、当該市町村長若しくは消防機関の長又は指定病院の長は、可能な限り速やかに県に報告を行い、当該派遣要請又は派遣に対する県の承認を得るものとする。

5 前項の規定により県が承認した宮崎DMA Tの派遣は、第5条に規定する県の要請に基づく派遣とみなす。

(活動内容)

第8条 宮崎DMA Tの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場での医療情報の収集と伝達
- (2) 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- (3) 被災地内の病院における診療支援
- (4) 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置

2 宮崎DMA Tは、原則として、現地までの移動、関係機関との連絡、医薬品等の医療資器材の調達及び生活手段等を自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。

3 宮崎DMA Tは、行政、消防、警察、自衛隊、災害拠点病院等関係機関と十分に連携を図るものとする。

(費用負担)

第9条 指定病院の長は、第6条の規定による当該病院の宮崎DMA Tの派遣に要した費用の全部又は一部を県に請求することができる。

(傷害保険の加入)

第10条 県は、宮崎DMA Tの活動に伴う事故等に対応するため、宮崎DMA T隊員にかかる傷害保険に加入する。

(研修等)

第11条 県は、宮崎DMA Tの質的向上を図るための研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

2 指定病院の長は、当該病院の宮崎DMA T隊員の技術向上等を図るための研修、訓練の実施に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、宮崎DMA Tに関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年12月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。

宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱（平成23年12月28日定め。以下「要綱」という。）に基づき活動する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣要請に係る具体的な手順等について定めることにより、宮崎県、宮崎県医師会（郡市医師会を含む。）、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等が緊密な連携の下に、円滑な運用を図ることを目的とする。

(隊員登録)

第2条 県は、厚生労働省等が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了し、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）のDMAT登録者管理「DMAT登録者基礎情報」に登録された者を要綱第2条第2項の宮崎DMAT隊員（以下「隊員」という。）として登録したものとみなす。

2 隊員は、EMISの緊急連絡用メールシステム（以下「一斉連絡」という。）で利用される「DMAT登録者基礎情報」のメールアドレス等については、常に正確な情報の登録・更新に努めるものとする。

3 宮崎DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）は、隊員の異動に伴う変更又は登録抹消等の必要が生じたときは、EMISの「DMAT登録者基礎情報」を30日以内に変更又は更新するとともに、県に報告するものとする。

(編成)

第3条 指定病院の長は、EMISに登録されている隊員から、1チームにつき医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の4名を標準として、宮崎DMATを編成し、派遣する。ただし、必要に応じて、災害医療に関する研修・訓練等に参加し、隊員と同等の学識・技能を有する者として指定病院の長が指名した職員を加えることができる。

2 各チームは、登録された隊員より編成することを原則とする。ただし、やむを得ない事由により隊員のみでチーム編成が困難な場合は、隊員登録を行っていない職員を加えてチーム編成を行えるものとする。

3 前項の定めによるチーム編成を行う場合であっても、チームの半数以上は登録された隊員で構成するものとする。

(派遣要請)

第4条 要綱第5条に基づく県から指定病院に対する派遣要請は、災害対応関係機関連絡先一覧（別表第1）の電話番号に連絡するとともに、速やかに宮崎県DMAT派遣要請書（別記様式第1号）を送付するものとする。

2 要綱第7条第1項及び第2項に基づく市町村長又は消防機関の長から指定病院の長に対する派遣要請は、前項の規定を準用するとともに、速やかに宮崎県DMAT派遣要請書（別記様式第2号）を県及び指定病院に送付するものとする。

3 前項の規定により宮崎DMATを派遣したときは、指定病院の長は、当該派遣に対する県の承認を得るものとする。

4 指定病院の長は、宮崎DMATの活動が終了したときは、要綱第6条第2項の規定に基づき宮崎DMAT活動実績報告書（別記様式第3号）を県に送付するものとする。

(待機要請及び解除)

第5条 災害等の発生時に医療支援が必要とされる場合において、県は、EMISの一斉連絡により宮崎DMATの待機を要請するものとする。ただし、被災地の状況等から宮崎DMAT派遣の可能性がなくなったと判断した場合には、遅滞なく待機の要請を解除しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず指定病院は、日本DMAT活動要領で定める以下の災害が発生した場合は、宮崎DMAT派遣のための待機を行うものとする。

- (1) 東京23区で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (3) 津波警報(大津波)が発生した場合
- (4) 東海地震注意報が発表された場合
- (5) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合

(費用負担)

第6条 要綱第9条に規定する宮崎DMAT派遣に要した費用の基準は、別表第2に定める額とする。

(傷害保険の加入等)

第7条 要綱第10条に規定する傷害保険の補償基準は、別表第3に定める額とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、宮崎DMATに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月5日から施行する。

災害対応関係機関連絡表

医療圏	保健所		D M A T 指定医療機関		消防機関		防災電話	電話	衛星電話	消防機関	電話	防災電話
	電話	防災電話	電話	防災電話	電話	防災電話						
延岡西臼杵	延岡保健所	0982-33-5373	50-1301	0982-32-6181	50-1343	EXPLORER 870-772284997	延岡市消防本部	0982-33-3327	50-6021			
	高千穂保健所	0982-72-2168	50-1311				西臼杵広域行政 事務組合消防本部	0982-82-2902	50-6101			
	日向保健所	0982-52-5101	50-1291	0982-52-7111	50-6611	EXPLORER 870-772254285	日向市消防本部	0982-52-2840	50-6031			
日向入郷				0982-63-1321	50-6771	ワイドスター 080-1790-9531	椎葉村	090-5292-1490	50-4301			
				0982-52-0011	50-6621	EXPLORER 870-772256515	美郷町	0982-66-3600	50-4241			
							諸塚村	080-1727-0119	50-4291			
西都児湯	高鍋保健所	0983-22-1330	50-1281	0983-42-1113	50-6601	EXPLORER 870-772256533	西都市消防本部	0983-43-3003	50-6161			
							宮崎県児湯 消防本部	0983-22-1360	50-6071			
							西米良村	0983-36-1111	50-4031			
宮崎東諸県	中央保健所	0985-28-2111	50-1211	0985-24-4181	50-1321	EXPLORER 870-772283175	宮崎市消防局	0985-27-1118	50-6011			
	宮崎市保健所	0985-29-4111	50-6551	0985-85-1510	50-6561	EXPLORER 870-772254255						
				0985-24-9119	50-6571	ワイドスター 080-1771-6403						
				0985-26-1599		ワイドスター 070-4094-9988						
				0984-23-4711	50-6631	ワイドスター 080-2770-5056	西諸広域行政事務 組合消防本部	0984-23-0119	50-6091			
都城北諸県	小林保健所	0986-23-4504	50-1251	0986-36-8300	50-6581	ワイドスター 080-2777-1765	都城市消防局	0986-23-2125	50-6081			
	日南保健所	0987-23-3141	50-1231	0987-23-3111	50-1333	EXPLORER 870-772286754	日南市消防本部	0987-23-1316	50-6031			
日南串間							串間市消防本部	0987-72-0297	50-6051			
宮崎県	福祉保健部 医療政策課	電話番号	0985-44-2796	防災電話	2151	衛星電話	EXPLORER 870-772580525					

別表第 2

実費弁償の基準

旅費（交通費、宿泊費）	実費
職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定により職員の受ける旅費に相当する額	1 賃貸料 2 需用費 （消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、燃料費、その他知事が認める経費） 3 役務費（通信運搬費）

別表第 3

補償基準

<p>【国内旅行傷害保険】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡・後遺障害：2億円 （ただし、天災（地震・噴火・津波）による死亡等の場合は5千万円のみ） 2 入院日額：1万5千円 3 通院日額：1万円 4 賠償責任：1億円（医療行為に関する賠償は対象外） 5 携行品損害：10万円（免責金額3千円）

宮崎県DMAT派遣要請書

指定病院の長 殿

宮崎県知事

宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり、宮崎県DMATの派遣を要請します。

記

要請日時		令和 年 月 日 時 分			
要請担当者	所属				
	氏名				
	連絡先	TEL			FAX

災害の概要

発生日時		令和 年 月 日 時 分頃			
発生場所					
被災状況	種別	交通（自動車・鉄道・航空機・船舶）、火災、水難、自然（風水害、地震）、崩壊、NBC災害（疑いも含む）、中毒（疑いも含む）、その他（ ）			
	負傷者数	約 名と想定			
特記事項					

※ 特記事項には、参集拠点、予想される活動内容等、要請時点で把握している情報等を記入すること。

宮崎県DMAT派遣要請書

指定病院の長 殿
（宮崎県知事）

市町村長
消防機関等の長

宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱第7条第1項及び第2項の規定に基づき、
下記のとおり、宮崎県DMATの派遣を要請します。

記

要請日時	令和 年 月 日 時 分			
要請担当者	所属			
	氏名			
	連絡先	TEL	FAX	

災害の概要

発生日時	令和 年 月 日 時 分頃			
発生場所				
被災状況	種別	交通（自動車・鉄道・航空機・船舶）、火災、水難、自然（風水害、地震）、崩壊、NBC災害（疑いも含む）、中毒（疑いも含む）、その他（ ）		
	負傷者数	約 名と想定		
特記事項				

※ 特記事項には、参集拠点、予想される活動内容等、要請時点で把握している情報等を記入すること。

進入経路	
------	--

県記入欄（担当者 ）

指定病院から県への出勤報告： 月 日 時 分（要綱第5条第3項）

宮崎県DMAT活動実績報告書

宮崎県知事 殿

指定病院の長

宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

派遣要請日時	令和 年 月 日 時 分
要請元	
派遣先	

派遣した者

職種	氏名	活動機関	備考

※ 行が足りない場合は、適宜追加すること。

業務内容

派遣先 到着日時	令和 年 月 日 時 分
活動内容	
備考	

※ 今後の活動に資するため、可能な限り詳細に記載すること。

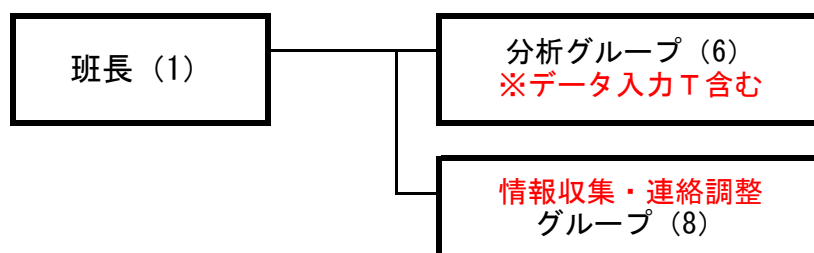
（別途作成した報告書等による報告の添付でも可とする。）

(4) 情報分析班

分析グループ	
①	災害情報の分析
②	防災情報共有システムの運用
③	災害対策の立案（中長期）
情報収集・連絡調整グループ	
①	被害情報の収集・整理
②	市町村との連絡調整（市町村からの要請含む。）
③	地方支部との連絡調整
④	市町村へのリエゾン派遣調整
⑤	被災者等の氏名公表に係る調整
⑥	孤立集落の状況確認

情報分析班の人員構成

※ 括弧内は人数



1 分析の材料となる情報の収集

□	<p>(1) 県内・県外の気象情報（特に地震・津波）を収集する。</p> <p>○ 収集ツール 防災情報共有システム、防災・防犯情報メールサービス、気象台リエゾン（JETT）、テレビ、ラジオ、インターネット、ヘリ映像伝送など</p>
□	<p>(2) クロノロジー（共有システム）で各班の対応情報を確認する。 ※ ホワイトボードやマイク周知からも拾うこと。</p>
□	<p>(3) specteeからSNS情報を収集する。 ※ 誹謗中傷・デマ情報もあるので見極めること。</p>

2 収集した情報を整理・分析

□	<p>(1) 収集した情報について、以下の観点で整理する。 【特にクロノロジー（共有システム）】</p> <p>○ 重複情報の統合</p> <p>○ 情報の信頼度・重要度（次頁参照）を判定し、段階別に整理</p> <p>○ 対応の緊急度を判定し、段階別に整理</p>
□	<p>(2) 整理された情報について、以下の観点で分析する。</p> <p>○ 被害規模（全市町村の被害状況から推計） ※ 巻末の被害想定も参照。</p> <p>○ 対応の進捗状況（特に緊急度の高い事案）</p> <p>○ 不足する情報の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報空白地域 ・ 被害甚大地域 ・ 支援可能経路等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; display: inline-block;"> <p>情報を図上転記するなどして、不足する情報を可視化する。</p> </div>
□	<p>(3) 不足する情報は、該当班に収集を依頼する。 ※ クロノロジーに情報が反映されるよう指導すること。</p>
□	<p>(4) 前掲（2）の分析結果を班長会議等で報告する。</p>

情報の重要度の評価基準

- 重要度は、総合対策部全体で共有すべき事項を漏らさないためのツールとして位置づける。
- 重要度を高・中・低の3段階とし、評価基準を設定する。
- 時の経過とともに情報の重要性は変化するが、ここでは発災直後の対応を想定する。

重要度	評価基準
高	災害対応に重大な影響を与える事項 県として緊急に対応が求められる事項
中	災害対応に影響を与える事項 県として対応が求められる事項
低	「高」及び「中」に該当しない事項

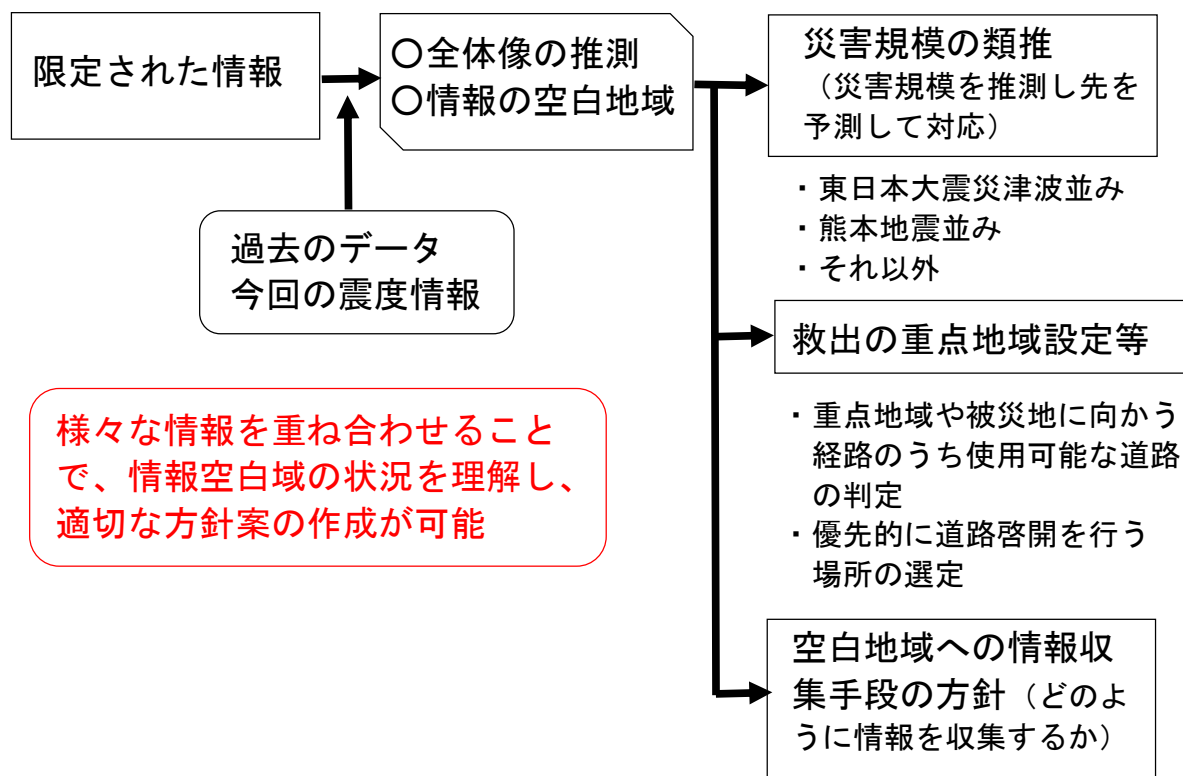
◎ 発災当初の例（時の経過とともに重要度は変化する。）

	重要度高	重要度中	重要度低
気象情報	◎特別警報 ◎津波警報等	○警報 ○週間天気予報 ○気象解説（将来予測）	・その他解説 （将来予測以外）
災害情報	◎被災集計 ◎公的機関からの被害情報 ◎津波の遡上状況 ◎輸送ルート情報 （通行可能道路など） ◎二次被害につながる災害情報 （火災、感染症等）	○住民からの被害情報 ○SNSによる被害情報 （被害把握の端緒として活用。また、誹謗中傷・デマ情報はダメージコントロールした上で有用な場合のみ活用）	・SNSの被害情報 （地域や被害特定にある程度有効な場合）
救助要請	◎人命に係わる救助要請 ◎人命に係わる物資要請（食糧、医薬品等） ◎孤立地域に係わる要請	○直接人命には係わらないが対応が必要な要請 （帰宅困難、県外観光客） ○個人の安否確認	・その他の物資要請
対応情報	◎重要度高に係る関係機関の活動状況 ◎人命救助対応・結果 ◎避難者受入	○重要度中に係る関係機関の対応状況 ○避難所開設・運営 ○遺体に関する情報 ○物資輸送対応・結果 ○国の対応	・ボランティア情報 ・対応状況への苦情、非難

(参考) 分析の手法

- ◎ 収集した情報をもとに、県全体の被害状況を想定。
- ◎ 不足する情報を明確化。
- ◎ 不足する情報を収集し、今後の情報収集方針を決定。

例：発災当初の分析



例えば、空白地域への情報収集手段の方針

市町村役場自体の被災、地区全体の被災や通信の途絶など、一地区が極端に被災した場合、被災情報の空白域が発生する場合がある。



この場合、建物倒壊により通信不能なのか、それとも建物は倒壊しておらず通信の意思はあるが通信不能の状態にあることが予想される。



発災直後はこのような地域が存在するため、まずは空白地域を特定し、空白地域の情報をどう収集するかの方針を立案する必要がある。

1 システムへの入力

- 情報処理のフロー図（p.9）を参考に、各Gから渡される処置票の内容をシステムに入力する。→データ入力T

2 各班からの問い合わせ対応

- システムの操作方法などの問い合わせに対応する。

③ 災害対策の立案（中長期）

分析G

1 被害規模（推計）を更新

- ① 2 (2) で推計した被害規模を更新する。

2 中長期の災害対策を立案

被害規模（推計）をもとに、復旧復興期（発災後1週間後）の大まかな対策を立案。

- 被害規模から、類似の過去事例（他県）を調査。
- 国・他県・民間支援の必要性・大まかな分担

※ 立案に当たっては、被災者支援Gや部局対策室（福祉や県土など）と連携すること。

1 県内全市町村の被害状況を確認

防災情報共有システム（TOP「被害・災害情報」など）を用いて確認する。状況不明の市町村等については、電話等により被害状況を問い合わせる。

〈留意点〉

- ○ 被害状況は、地域防災計画「表-2 被害状況判定基準」（次頁参照）により判定することとなっている。市町村入力分について、この表により確認すること。
- 「行方不明」と「安否不明」に違いがあり、公表時の県民感情にも影響するので注意を要する。適用に当たっては企画Gと、公表に当たっては報道・メディアGと調整すること。

【安否不明者とは】

「行方不明者」となる疑いのある者のこと。

【行方不明者とは】

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者のこと。

※「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令和5年3月 内閣府）

2 県内全市町村の被害状況取りまとめ

消防庁に報告する（加えて、内閣府に報告する場合もある。）。

※防災情報共有システム B被害・災害情報 4. 4号様式管理
災害対策本部会議や定時報告でも使用する。

〈留意点〉

- ○ 人的被害は、「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用（平成24年3月9日消防庁）」を参照すること（「災害関連死」も報告対象）。
- 住家被害の取扱いは、前出「被害状況判定基準」（大本は災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防庁））によるが、災害救助法や被災者生活支援法が適用され（災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災））、市町村がこれに基づく報告を求められた場合は注意を要する。

消防庁の被害区分：全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水

内閣府運用指針の区分：全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水

被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区分	判定基準		
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。	
	軽傷者	災害のため医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みの者とする。	
2 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。	
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
	3 非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
		公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
その他非住家被害		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。	

被害区分		判定基準
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
5 その他 の被害	畑の流失・埋没	田の例に準じて取扱うものとする。
	畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他 の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	る、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	

被害区分		判定基準
5 その 他の 被害	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

② 市町村との連絡調整 (市町村からの要請含む。)

情報収集G

1 被災市町村の要請状況の把握

(1) 被害状況を踏まえ、各種要請状況や支援ニーズを把握する。

- ※ **情報収集・連絡調整G**は、包括的に要請等を把握する立場から事務を進めること(=取り敢えず何でも把握する。)。もともと、内容によっては各Gや部局対策室がそれぞれ把握している可能性(例えば、避難所に関する要請等は被災者**支援G**と福祉保健**対策室**など)もあるので、他班・部局対策室への照会もあわせて行うこと。

(2) 市町村から県への要請について、取りまとめる。

- ※ 対応中のものについては進捗率も含め、取りまとめること。

2 要請等一覧の共有

- 要請等一覧(取りまとめ結果)について、班長会議等で共有すること。

③ 地方支部との連絡調整

情報収集 G

1 市町村への情報収集

- 防災情報共有システムに入力が無いなど、特定の市町村の状況が不明の場合、地方支部事務局（支庁・農林振興局総務課）に情報収集を指示する。

2 その他

- 現地確認などを指示する。

④ 市町村へのリエゾン派遣調整

情報収集 G

1 リエゾン派遣が必要な市町村を検討

- 防災情報共有システム等で情報空白地域や被害の甚大な市町村を把握。

2 派遣決定

- 正副部長・報道監と協議し、派遣を決定する。
※ プッシュ型派遣であるので、対象市町村の事前了解は必要ない。決定後に、「〇時頃、県職員2名（〇〇と〇〇）が入ります。課の一角に事務スペース（机とイスと電源）のみ御準備いただければ結構です。」などと連絡する。とにかく、市町村が負担感を覚えないように対応すること。

3 地方支部等にリエゾン派遣を指示

- (1) 緊急招集職員名簿の中から派遣者（危機管理局経験者枠）を決定し、対象者に連絡する。
※ 対象者にはチームス電話等を活用。所属の補佐にも連絡。
緊急対応職員名簿等の保存場所：
Q:¥09：防災企画担当¥13_災害対策本部¥03災対本部組織改編¥本部班編制¥緊急招集職員（局OB）
- (2) 地方支部にリエゾン派遣を指示する。
※ 支庁・振興局の地域企画調整担当（または総務課長）に連絡する。対象者に直接連絡する必要はない。
※ 詳細は「災害時における市町村への情報連絡員派遣に関する要綱」を参照すること。
K:¥1216_危機管理局¥08：危機管理担当¥☆危機管理担当新フォルダ
¥01 災害対応¥07 情報連絡員（リエゾン）、市町村支援チーム
¥リー情報連絡員（リエゾン）制度
- (3) 以下の事項を検討し、対応する。
○ 派遣目的等の共通認識のため、事前に協議を実施。
○ 対象自治体へのルート確認。
○ 派遣職員との連絡体制の確保
○ ローテーション表の作成（経験者+支部 計2名で1日交替）

1 基本方針

- 「災害時における氏名の公表方針について」（平成31年3月20日 危機管理課）（次ページ～）により対応すること。

2 各論（事例別対応）

- (1) 安否不明者の氏名等の公表
- 「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令和5年3月内閣府（防災担当））の事例8を参照すること。
- (2) 被災した可能性のある方の名簿提供
- 「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令和5年3月内閣府（防災担当））の事例9を参照すること。

※ 「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令和5年3月内閣府（防災担当））は、内閣府ホームページから取得可能。

災害時における氏名の公表方針について

平成31年3月20日
危機管理課

1 経緯

平成30年7月豪雨では、所在不明者・死者に係る氏名等の公表が、被災した3県(広島県、岡山県、愛媛県)によって異なったことにより混乱が生じた事例があり、本県においてもこれまでに明確な方針等が定められていなかったことから、今回、公表の方針を整理することとしたもの。

2 氏名の公表方針について

災害時における氏名の公表については、当面、以下のとおり運用するものとし、今後、運用を行う中で課題を明らかにしながら、適宜見直しを行うものとする。

なお、県内市町村、県警本部及び消防機関からは下記の方針について同意を得ている。

(1) 所在不明者に係る氏名の公表方針

以下の全てに該当する場合に、宮崎県個人情報保護条例第9条第2項の「人の生命、身体、又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」に該当するものとして氏名を公表する。

- ①氏名を公表することで捜索活動の円滑化に資することが見込まれること。
- ②市町村において、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

(2) 死亡者に係る氏名の公表方針

以下の全てに該当する場合に、宮崎県個人情報保護条例第9条第2項第7号(審議会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき)に該当する類型のうち「県民等に知らせる公益上の必要があるため、報道機関に発表し、又は報道機関の取材要請に応じて提供する場合」に該当するものとして氏名を公表する。

- ①(死亡者に遺族がいる場合)遺族の同意があること。
- ②市町村において、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

なお、死亡者に遺族がない場合、上記②を満たせば公表する。

(参考)

方針当時、根拠としていた
条例（令和5年度末廃止）

宮崎県個人情報保護条例(抄)

○第9条第1項【利用及び提供の制限】

実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条、第11条及び第27条第1項において同じ。)を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない

○第9条第2項【利用及び提供の制限の例外等】

前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1)～(2) (略)

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4)～(6) (略)

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

○「目的外利用・提供の制限」の例外事項(条例第9条第2項第7号)

【類型事項】

番号	類型	目的外で利用・提供する理由又は必要性
1	(報道取材対応) 県民等に知らせる公益性の必要があるため、報道機関に発表し、又は報道機関の取材要請に応じて提供する場合	・対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断して、社会通念上許容される範囲内であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、報道機関に発表し、又は報道機関を取材要請に応じることが必要な場合がある。

1 県内全市町村の孤立集落の有無及び状況を確認

- 防災情報共有システム（B被害・災害情報 3. 孤立情報など）を用いて確認する。状況不明の市町村等については、電話等により確認する。
※県土整備対策室が把握している可能性もあるので、部局リエゾンを通じて、随時確認する。

【孤立の定義】

孤立の定義は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き来可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- ・地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
- ・津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- ・地震または津波による船舶の停泊施設の被災

2 県内全市町村の孤立集落の有無及び状況の取りまとめ

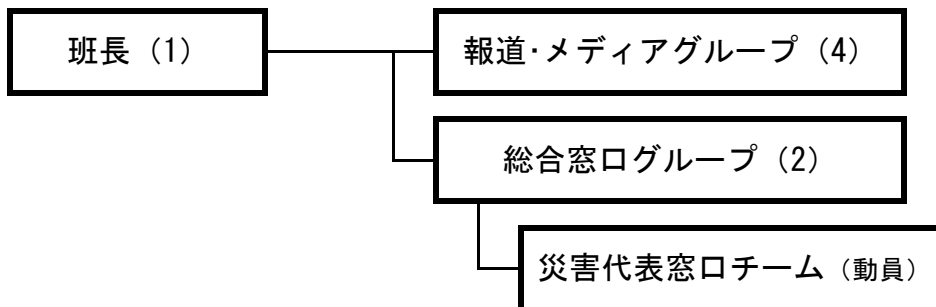
- 随時、班長及び総合対策部長等へ報告する。
- 併せて、内閣府（防災）に報告する。
- 災害対策本部会議や定時報告でも使用する。
- 【内閣府防災への報告方法】**
- 「防災情報共有システム B被害・災害情報 3. 孤立情報」の「CSV」より、様式を出力。
様式をメールにて送付。
(送付先) oukyuu.taisei.r3j@cao.go.jp
oq@cao.go.jp
- ※「災害時における孤立地域等にかかる情報収集について（依頼）（令和6年12月4日府防政第1541号）」も参照。

(5) 広報班

報道・メディアグループ	
①	災害広報（ホームページ企画・作成含む）
②	災害報道（プレスリリース、報道対応）
③	知事記者会見（報道監記者レク含む）
総合窓口グループ	
①	被害状況等の問い合わせ対応
②	災害代表窓口（コールセンター）の設置・運用
③	Q & Aの作成
災害代表窓口チーム（動員）	
●	災害代表窓口（コールセンター）対応

広報班の人員構成

※ 括弧内は人数



1 県民、被災者、来県者等への広報

<input type="checkbox"/>	(1) 県の災害対応方針、災害救助活動、市町村が実施した避難情報、避難所開設運営情報等を積極的に広報し、災害救助に対する協力を得るとともに、県民の人心安定に努める。
<input type="checkbox"/>	(2) 分析Gが把握したSNSの誹謗中傷やデマ情報に対しては速やかに正しい情報を提供し、ダメージコントロールを図る。
<input type="checkbox"/>	(3) 来県者には、県内事情に詳しくないことを前提に丁寧な説明に努める。
<input type="checkbox"/>	(4) 外国人には、多言語対応や簡単な日本語での説明とする。
<input type="checkbox"/>	(5) 時の経過に伴い災害対応の焦点が移行することから、広報の優先順位は、企画Gと協議した上で調整する。

※ 災害報道監「① 災害に係る広報・報道の総括」も必ず参照すること。

2 各種媒体の活用

<input type="checkbox"/>	(1) 災害に係るホームページの企画・作成・更新 (災害対策本部会議資料・ <u>会議動画</u> のアップ、HP用知事メッセージの作成・発出も行う。)
<input type="checkbox"/>	(2) 県公式SNS (LINE、X、Facebook) による情報提供
<input type="checkbox"/>	(3) 県政記者クラブへの投げ込み
<input type="checkbox"/>	(4) 知事記者会見や災害報道監記者レク

* その他の事項は、「広報対応グループ業務実施マニュアル」（秘書広報課作成）を参照すること。

令和6年8月8日地震（最大震度6弱）について

[知事メッセージ](#)[関連情報](#)[会議・発表資料](#)

知事メッセージ（令和6年8月16日）

県民の皆さん、宮崎県知事の河野俊嗣です。

8月8日に日向灘沖で発生した地震により、けがや住宅の損壊など、被害に合われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

8月15日の国の発表により、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」による特別な注意の呼びかけが終了しましたが、巨大地震発生の可能性が普段より高まっている状態が元に戻りつつあるだけで、大規模地震発生の可能性がなくなっただけではありません。

今後40年以内に南海トラフ地震の発生する確率が90%程度とされていることに加え、日向灘地震については、プレートの「割れ残り」（過去に発生した地震の震源域で、プレートの岩盤が破壊されずに残った領域）が生じ、地震のリスクが高まっている可能性も指摘されています。



このため、県では、現在の災害対策本部を情報連絡本部に移行し、引き続き警戒体制を維持してまいります。

県民の皆様におかれましては、今後、日常生活を送る上で、今回の地震をきっかけに高まった地震に備える意識を継続していただきますようお願いいたします。そして、次の点にも留意しながら、改めて家具類の転倒防止をはじめ、建物の耐震性や避難場所・避難経路の確認、必要な物資の備蓄など、地震への備えを再確認していただくようお願いいたします。

- 水や食料は最低3日分、可能であれば1週間分を備蓄し、日常的に消費しながら、その都度買い足して備える「ローリングストック」方法をお願いします。
- 地震により大きな揺れがあった地域では、木造の建物の構造耐力が低下している可能性があります。そのまま住み続けて大丈夫か、強度のチェックをお願いします。

現在の科学では、地震の発生は予知できません。SNSなどを通じたデマ情報に惑わされないよう留意ください。

以前の知事メッセージ

- [PDF](#) [（令和6年8月15日）「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に伴う注意の呼びかけ終了を受けての知事囲み取材時メッセージ（PDF：100KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年8月8日）「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を受けての知事メッセージ（PDF：129KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年8月8日）発災直後知事メッセージ（PDF：132KB）](#)

関連情報（相談窓口など）

工商業者向け「中小企業特別相談窓口」の設置等について

令和6年8月8日地震の被害に起因する商工業者の経営・金融相談に対応するため、「中小企業特別相談窓口」を設置するとともに、関係団体に対して、特別相談窓口の設

円滑化について、協力依頼を行いました。

また、売上減少等が生じている県内中小企業は、宮崎県中小企業融資制度等を利用することができず。

- 令和6年8月8日地震の被害に起因する商工業者向け「中小企業特別相談窓口」の設置等について

木造住宅の地震後の安全チェック方法について

地震で大きなゆれのあった地域の住宅は、損傷により構造耐力が低下している可能性があります。

このため、木造戸建て住宅について、居住者ご自身で住宅の状況をチェックのうえ、そのまま住み続けてよいか、専門家に相談した方がよいかを判定する方法を整理したパンフレットをご紹介します。

地震で大きなゆれのあった地域にお住まいの方は、是非ご活用ください。

- 木造住宅の地震後の安全チェック方法について

外国人のための防災情報

県内に在住される外国人のみなさんに、風水害や地震などの災害が発生した際に役立つ情報をお届けします。

- 外国人のための防災情報

土砂災害警戒基準の暫定的な運用について

宮崎県と宮崎地方気象台は、地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった宮崎県日南市、宮崎市、串間市、都城市について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げた運用します。

- 令和6年8月8日16時43分頃の日向灘の地震に伴う土砂災害警戒情報基準の暫定的な運用について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について

8月15日17時をもって、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけは終了しましたが、大規模地震の可能性がなくなったわけではありません。

県民の皆様には、災害への備えを再確認していただくとともに、継続した取組をお願いします。

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について

会議・発表資料

災害対策本部会議資料

- PDF [（令和6年8月16日10時00分）第4回災害対策本部会議（PDF：1,279KB）](#)
- PDF [（令和6年8月16日10時00分）第4回災害対策本部会議【別冊】（PDF：5,087KB）](#)
- PDF [（令和6年8月9日10時00分）第3回災害対策本部会議（PDF：802KB）](#)
- PDF [（令和6年8月8日21時00分）第2回災害対策本部会議（PDF：856KB）](#)
- PDF [（令和6年8月8日17時45分）第1回災害対策本部会議（PDF：361KB）](#)

定時発表資料

- PDF [（令和6年8月15日16時00分）発表資料（PDF：330KB）](#)
- PDF [（令和6年8月14日16時00分）発表資料（PDF：366KB）](#)
- PDF [（令和6年8月13日16時00分）発表資料（PDF：820KB）](#)
- PDF [（令和6年8月12日16時00分）発表資料（PDF：259KB）](#)

- [PDF](#) [\(令和6年8月11日16時00分\) 発表資料 \(PDF : 160KB\)](#)
- [PDF](#) [\(令和6年8月10日16時00分\) 発表資料 \(PDF : 155KB\)](#)
- [PDF](#) [\(令和6年8月9日18時30分\) 発表資料【9日16時00分一部更新】 \(PDF : 35KB\)](#)
- [PDF](#) [\(令和6年8月9日16時00分\) 発表資料 \(PDF : 853KB\)](#)

お問い合わせ

総務部危機管理局危機管理課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7618

ファクス：0985-26-7304

メールアドレス：kiki-kikanri@pref.miyazaki.jp



宮崎県

法人番号：4000020450006

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

Copyright© Miyazaki Prefecture. All rights reserved.



台風第15号に警戒をしてください！

台風第15号が本県に接近しています。

県民の皆様には、特に下記の点に注意されるようお願いいたします。

1. 身の安全の確保

雨や風が強まってきたからの外出は控えてください。
特に海や川等の危険な場所には近づかないでください。

2. 情報の収集

テレビ・ラジオなどの気象情報や市町村からの避難指示等の防災情報に十分に注意してください。

3. 互いに声かけを

高齢の方など避難に手助けを必要とされる方がご近所にお住まいの場合は、一言お声がけをお願いします。

4. 事前の備え

- 風が強くなる前に庭やベランダなどを点検し、飛散の恐れがあるものは屋内へ移動するか固定してください。
- ハザードマップや避難場所の確認をしてください。
- 備蓄や非常持出品を確認しましょう。備蓄は最低3日分、できれば1週間分用意し、非常持出品には、必要に応じて消毒液やマスクなども入れておきましょう。

【避難するときに気をつけること】

- 暗くなってからの避難は危険なので、明るいうちに避難しましょう。

- 避難が遅れて家の周りの道路などに水が溢れた状況での避難はかえって危険な場合があります。

このような場合は、自宅や隣接建物の2階以上に避難する「垂直避難」についても検討してください。

関連リンク

- [外部](#) 宮崎県の防災情報（気象庁ホームページ）（外部サイトへリンク）
- [外部](#) 宮崎県道路規制情報（外部サイトへリンク）
- [外部](#) 宮崎県の雨量・河川水位観測情報（外部サイトへリンク）
- [風水害に関する心得](#)

お問い合わせ

総務部危機管理局危機管理課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7064

ファクス：0985-26-7304

メールアドレス：kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp



宮崎県

法人番号：4000020450006

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

Copyright© Miyazaki Prefecture. All rights reserved.

令和6年台風第10号について

[県民の皆様](#)[資料](#)[関連情報](#)[関連リンク](#)

- 窓や雨戸はしっかりしめ、必要に応じて補強する。
 - 側溝や排水口は掃除して水はけをよくしておく。
 - 風で飛ばされそうな物は飛ばさないように固定したり、家の中に入れておく。
- ### 2. 家の中の備え
- 懐中電灯、携帯用ラジオ（乾電池）、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ポンベ式コンロ、貴重品など備蓄品・非常持ち出し品を準備する。
- ### 3. 避難場所の確認など
- 学校や公民館など避難場所や避難所として指定されている場所への避難経路を確認する。
 - 家庭で避難場所や連絡方法について話し合っておく。

まずは命を守る事が最優先です。今いる場所の安全性に不安がある場合は、ためらわずに避難してください。

知事から県民の皆様へ

宮崎地方気象台によりますと、猛烈な台風第10号は、非常に強い勢力を維持したまま、30日午前中に宮崎県に最接近する見込みであり、29日夜にかけて線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まる可能性もあるとのことでした。

今回の台風は、雨、風ともに最強クラスであること、本県に甚大な被害をもたらした2年前の台風14号や平成17年の台風14号と同じ進路をとっていること、先日の地震で地盤が緩んでおり土砂災害の危険性が高まっていることから、過去最悪の台風災害のリスクに直面しています。最大限の警戒が必要です。

今夜には風雨が強まり、外出もままならない状況が想定されます。県民の皆様には、本日のうちに災害に備え、市町村の避難情報に留意しながら、早めの避難を含め、万全の対応をお願いします。

1. 家の外の備え

資料

- [PDF](#) [（令和6年9月13日16時00分）発表資料（PDF：160KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年9月9日16時00分）発表資料（PDF：382KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年9月8日16時00分）発表資料（PDF：170KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年9月6日16時00分）発表資料（PDF：888KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年9月4日16時00分）発表資料（PDF：733KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年9月4日10時00分）発表資料（PDF：171KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年9月2日16時00分）発表資料（PDF：820KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年9月1日16時00分）発表資料（PDF：1,348KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年8月31日10時00分）第3回災害対策本部会議（PDF：1,935KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年8月30日16時00分）発表資料（PDF：1,687KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年8月30日10時00分）第2回災害対策本部会議（PDF：1,613KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年8月29日16時00分）発表資料（PDF：1,607KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年8月29日10時00分）発表資料（PDF：1,856KB）](#)
- [PDF](#) [（令和6年8月28日16時00分）発表資料（PDF：1,763KB）](#)



- [PDF](#) [\(令和6年8月28日10時00分\) 第1回災害対策本部会議 \(PDF: 986KB\)](#)

関連情報

- [自然災害等に伴い中止・延期となった県内市町村のイベント・行事等について](#)
- [令和6年台風第10号に伴う災害資金の発動及び相談窓口について](#)
- [大規模災害による旅券手数料の減免について](#)
- [自然災害により被害を受けた方への支援制度](#)
- [令和6年8月8日地震又は令和6年台風10号の被害に起因する商工業者向け「中小企業特別相談窓口」の設置等について](#)
- [令和6年台風第10号に伴う災害に係る介護報酬等の取扱いについて](#)
- [災害による県税の減免、猶予制度について](#)

関連リンク

ライフライン

- [外部](#) [九州電力送配電 \(停電情報\) \(外部サイトへリンク\)](#)
- [外部](#) [NTT西日本 \(電話\) \(外部サイトへリンク\)](#)
- [外部](#) [KDDI株式会社 \(電話\) \(外部サイトへリンク\)](#)
- [外部](#) [株式会社NTTドコモ \(電話\) \(外部サイトへリンク\)](#)
- [外部](#) [ソフトバンク株式会社 \(電話\) \(外部サイトへリンク\)](#)
- [外部](#) [楽天モバイル株式会社 \(電話\) \(外部サイトへリンク\)](#)

交通情報

- [外部](#) [宮崎県道路規制情報 \(外部サイトへリンク\)](#)

- [外部](#) [NEXCO西日本 \(高速道路\) \(外部サイトへリンク\)](#)
- [外部](#) [JR九州運行情報 \(鉄道\) \(外部サイトへリンク\)](#)
- [外部](#) [宮崎交通 \(バス\) \(外部サイトへリンク\)](#)
- [外部](#) [宮崎ブーゲンビリア空港 \(航空機\) \(外部サイトへリンク\)](#)
- [外部](#) [宮崎カーフェリー \(海上\)](#)

その他

- [外部](#) [気象庁ホームページ \(外部サイトへリンク\)](#)
- [県内の災害情報 \(県民の皆様へ\)](#)
- [知っておくべき避難のポイント](#)

お問い合わせ

総務部危機管理局危機管理課
〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
電話：0985-26-7618
ファクス：0985-26-7304
メールアドレス：kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp



宮崎県

法人番号：4000020450006
〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

Copyright© Miyazaki Prefecture. All rights reserved.

HP用知事メッセージ（案①）

県民の皆さん、宮崎県知事の河野俊嗣です。

午前●時●●分頃、日向灘沖を震源とするマグニチュード●●●を超える巨大地震が発生しました。沿岸部には大津波警報が発表され巨大津波が来襲する恐れがあります。

直ちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。

この地震により、県内全域で大きな被害が発生しており、特に、沿岸部では津波被害が甚大になる恐れがあります。

このため、県では、地震発生後直ちに、私を本部長とする災害対策本部を設置し、県庁非常時体制に移行しました。私の方からは、被災状況の把握や、避難呼びかけ、被災者の人命救助を優先した初動対応に早急に取り組むよう指示したところです。

県民の皆さんの生命の安全確保に全力を挙げてまいりますので、余震や津波に十分注意するとともに、テレビ、ラジオなどの避難・注意情報に留意いただき、落ち着いて行動されますようお願いいたします。

HP用知事メッセージ（案②）

県民の皆さん、宮崎県知事の河野俊嗣です。

このたびの地震により、県内全域で人的・建物、ライフライン等において甚大な被害が発生しております。また、沿岸部では、津波による被害も大きくなっています。

いまだ、県内で震度●程度の地震が頻発しており、今後も同規模の余震が続く可能性があります。また、繰り返し襲ってくる津波や、火災・危険物爆発等の二次被害など、十分に注意をお願いします。

災害対策本部では、自衛隊や消防、警察、海上保安庁、医療機関に派遣要請を行うとともに、国や九州知事会にも必要な応援を要請するなど、救命・救助活動に取り組んでおります。

引き続き、救命・救助活動を優先した災害対策を講じるとともに、避難所における被災者の支援等に、関係機関が一丸となって全力で取り組んでまいります。

県民の皆さんの生命の安全確保や災害復旧、被災者支援に全力を挙げてまいりますので、皆さんにおかれましては、被害・避難情報など必要な情報を、テレビ・ラジオや県ホームページで正確に確認いただき、落ち着いて行動されますようお願いいたします。

HP用知事メッセージ①（令和4年台風第14号災害の例）

◎ 9月19日アップ分

台風第14号については、県内で大雨特別警報や土砂災害警戒情報が発表される中、三股町での土砂崩れや高原町での水源地の被害などの情報が入ってきております。

県の災害対策本部では、

- ① まずは人命を最優先に活動すること、二次災害には十分に注意すること
- ② ライフラインの被害に伴う様々なニーズに適時適切に対応できるよう、市町村や関係機関との連携を強化すること
- ③ しっかりと全容を把握し、早期の復旧に務めること

を指示したところであります。

県内は、風雨は弱まりましたが、河川は相当増水しています。土砂災害の危険は続いておりますので、二次災害に十分警戒しながら必要な対応をお願いします。

令和4年9月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

◎ 9月22日アップ分

このたびの台風では、県内で3名の尊い命が失われるとともに、多岐にわたる大きな被害が県下全域で発生しております。

お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私は、9月20日から21日にかけて、諸塚村の国道327号の路肩崩壊現場、三股町の崖崩れ現場、高原町での自衛隊による給水活動や西都市の農業ハウスの被災現場など、県内いくつかの被災箇所を自らの目で直接見てまいりました。

この台風による大きな被害が県内の広範囲で発生していることを改めて実感したところです。

また一方で、自衛隊や九州電力など、多くの関係機関の皆様が連携して災害対応に当たられていることに深く感謝の念を抱いたところであります。

未だ孤立状態であったり、停電が続いたりする中、懸命に前を向いて浸水や損壊等の片付け作業に追われている方々がいらっしゃるということをしっかりと受け止めつつ、今後とも被害の全容把握と迅速な復旧に全力で取り組んでまいります。

令和4年9月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

HP用知事メッセージ②（令和4年台風第14号災害の例）

◎ 10月7日アップ分

台風第14号が、県内各地に甚大な被害をもたらしてから、約半月が経過しました。

県内では3名の方が亡くなられ、現時点で判明しているだけでも、住家被害が1,500戸を超え、被害額が540億円余に及んでいます。亡くなられた方々とそのご遺族に対し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私は、台風通過直後から、被災状況を確認するため、県内各地の現場に足を運び、被災された多くの方々の悲痛な声をうかがい、改めて災害の傷跡の深刻さを実感しました。

また、谷防災担当大臣や寺田総務大臣にも、現場を視察し、被災された方々を激励いただきました。私は両大臣に対し、迅速かつ十分な支援をいただくよう強く要望するとともに、先月30日には、農林水産省や国土交通省など関係省庁を訪問し、災害の早期復旧について要望を行ったところです。

県では、これまで、全力で被害の全容把握や復旧対応にあたってまいりましたが、住家被害に遭われた方や、道路の崩壊等により孤立状態にある方など、未だに多くの方々が日常生活を送ることができない状況にあることを思うと、胸の痛む思いがしております。

引き続き、被害の全容把握を急ぐとともに、甚大な被害に直面して辛い思いをされている方々にしっかりと寄り添い、一日も早く日常を取り戻していただくことができるよう、国や市町村、関係機関と連携しながら、迅速な復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

令和4年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

HP用知事メッセージ③（令和6年震度6弱地震災害の例）

◎ 8月8日（発災直後）

県民の皆さん、宮崎県知事の河野俊嗣です。午後4時43分、日向灘沖を震源とする地震が発生し、日南市で震度6弱などを観測しました。沿岸部には津波注意報が発表され、津波が来襲するおそれがあります。直ちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。県では、地震発生後直ちに、私を本部長とする災害対策本部を設置し、私からは、被災状況の把握や、避難呼びかけ、被災者の人命救助を優先した初動対応に早急に取り組むよう指示したところです。県民の皆さんの生命の安全確保に全力を挙げてまいりますので、余震や津波に十分注意するとともに、テレビ、ラジオなどの避難・注意情報にご留意いただき、落ち着いて行動されますようお願いいたします。

◎ 8月8日（南海トラフ地震臨時情報発表後）

気象庁は、今後1週間程度は、巨大地震の可能性が普段より高まっているとして、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表しました。初めてのことで戸惑われる方も多いと思いますが、県民の皆さまには、この情報をしっかりと受け止め、日頃からの地震への備えの再点検や、地震が発生したらすぐに避難できる準備をしていただきたいと思います。

もし今、大きな地震が起こったら、

- ・どのような避難経路でどこに避難するのか、ハザードマップなどの確認
- ・家具の転倒防止など室内の対策
- ・出火や延焼の防止対策

など、自分の身を守るため、改めて1つ1つ点検をお願いします。また、日頃から避難が必要になったときに備えて3日程度の水や食料の備蓄をお願いしていますが、慌ててお店に急いでいただくということではありません。

大きな地震はいつ起きてもおかしくありません。これまで以上にその可能性が高まっているということを受け止めて、自分の身を守るためには何がベストなのかということをこの機会に考えて、実践していただくようお願いします。

夏休みで旅行に来られている方、帰省されている方も多いと思います。普段は宮崎にお住まいでない方も、どこに避難をすればいいのかなど、一人一人がチェックし、お互いに声をかけあって、みなさまが安全にお過ごしくださるようお願いいたします。

12:24

【台風10号が非常に強い勢力を維持したまま、29日午後宮崎県に最接近する見込みです。雨風が強まる前に、備蓄品の準備、ハザードマップの確認、避難場所・避難方法等をご確認ください。また、気象情報や避難情報等に注意し、早めの避難をお願いします。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/bosai/saigai/20240827195011.html>

令和6年台風第10号について
このサイトではJavaScriptを使用したコンテンツ・機能...



2024年8月27日(水) 13:00

【台風15号が非常に強い勢力を維持したまま、29日午後宮崎県に最接近する見込みです。雨風が強まる前に、備蓄品の準備、ハザードマップの確認、避難場所・避難方法等をご確認ください。また、気象情報や避難情報等に注意し、早めの避難をお願いします。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/kurashi/bosai/bousai-kikikanri/kokoro-fuusuigai.html>

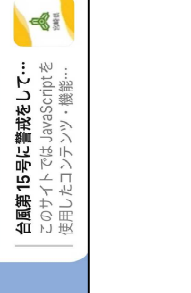
風水害に関する心得
風水害に関する心得

14:30

【台風15号が近づいています！】
台風15号が本県に接近しており、**災害**発生のおそれがあります。雨や風が強まる前に、ハザードマップを確認し、自分のいる場所の危険性、避難場所や避難ルートを確認しておきましょう。気象情報や避難情報等の防災情報に注視してください。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/bosai/saigai/20250904114424.html>

台風第15号に警戒をして...
このサイトではJavaScriptを使用したコンテンツ・機能...



19:15

本日午後4時43分、日向灘沖を震源とする震度6弱の地震が発生しました。県民の皆さまにおかれましては、生命の安全確保を最優先に、余震や津波などに十分ご注意ください。また、早めの避難をお願いします。

最新の防災情報はこちらからご確認ください。(県ホームページ)
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

宮崎県[Miyazaki Prefecture]
宮崎県の公式ホームページ。暮らし、福祉、産業等の最新情報...

18:50

本日(8月15日)17時をもって、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけは終了しました。

なお、大規模地震が発生する可能性がなくなったわけではないため、引き続き「**災害**」への備えの再確認をお願いします。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/bosai/saigai/20240808174409.html>

令和6年8月8日地震(最大震度6弱)
このサイトではJavaScriptを使用したコンテンツ・機能...



2024年8月11日(日) 10:00


現在、気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されています。県民の皆さまは、通常の生活を送りながら、地震への備えを再確認し、揺れを感じたらすぐに避難できる準備をお願いします。

県庁や旅行されている方は、旅行先や宿泊場所において、緊急時の避難経路・避難場所などを事前に確認しておいてください。

南海トラフ地震臨時情報とは？いま何をすればいいの？といった情報はまとめました。地震に備えたチェックリスト等もありますので活用ください。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/bosai/saigai/20240810134625.html>

南海トラフ地震臨時情報...
このサイトではJavaScriptを使用したコンテンツ・機能...



1 部屋の設営

- 災害対策本部会議室及び記者会見ルーム等
（記者受付や記者席配置、記者用資料確保、カメラ位置指定など）

2 プレスリリース（定時・緊急）の発出

- プレスリリース資料は総合対策部各班、各部局対策室（部局リエゾン通し）、県外事務所、県議及び県選出国會議員にも提供すること。
※ 災害報道監「① 災害に係る広報・報道の総括」も必ず参照すること。

* その他の事項は、「報道対応グループ業務実施マニュアル」（秘書広報課作成）を参照すること。

宮崎県災害対策本部 発表事項

報道機関向け発表

令和 年 月 日 時 分 発表

- 第 回 災害対策本部会議の開催
 - ・日時 月 日 時 分から
 - ・場所
 - ・内容

- 第 回 記者会見の開催
 - ・日時 月 日 時 分から
 - ・場所
 - ・内容

- 災害・被害状況に関する事項

- 避難・応急対策状況に関する事項

- その他の事項

【連絡先】
県災害対策本部
総合対策部 報道・メディアグループ
電話 0985-26-7937

(全 枚)

令和 年 月 日

宮崎県選出国會議員事務所 御中

宮崎県災害対策本部

標題は内容ごとに別々に作成すること

〇〇災害による被害状況等(〇〇時時点)について

第〇回災害対策本部会議資料について

お世話になります。

標記につきまして、別添のとおり取りまとめましたので、御報告します。

どうぞよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

宮崎県災害対策本部

総合対策部 報道対応グループ

電話 0985-26-7947

1 知事記者会見の実施

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | (1) 実施をマスコミに周知 |
| <input type="checkbox"/> | (2) 会場設営 |
| <input type="checkbox"/> | (3) 記者会見資料の作成
○ 企画 G と連携して作成する。
○ シナリオ等も作成。 |
| <input type="checkbox"/> | (4) 知事の県民向けメッセージの作成 |

2 災害報道監による記者レクの実施

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | (1) 実施の検討
※ 災害報道監「 ② 記者レクに関すること」のページを参照すること。 |
| <input type="checkbox"/> | (2) 実施をマスコミに周知 |
| <input type="checkbox"/> | (3) 会場設営 |
| <input type="checkbox"/> | (4) レク資料の作成 |

① 被害状況等の問い合わせ対応

窓口G

1 被害情報等の把握

- オープン情報（本部会議資料、県HPなど）を把握する。

2 被害状況等の問い合わせ対応

- (1) 県民、被災者、来県者等への対応を行う。原則として、オープン情報をもとに対応すること。

※ 部局対策室マターは、各部局で対応。
総合窓口Gは、災害対策の全般的な問い合わせに対応すればよい。
- (2) 問い合わせ後は対応票を作成すること。Gp長は全ての対応票を確認し、必要に応じて他班・室への情報提供を行う。

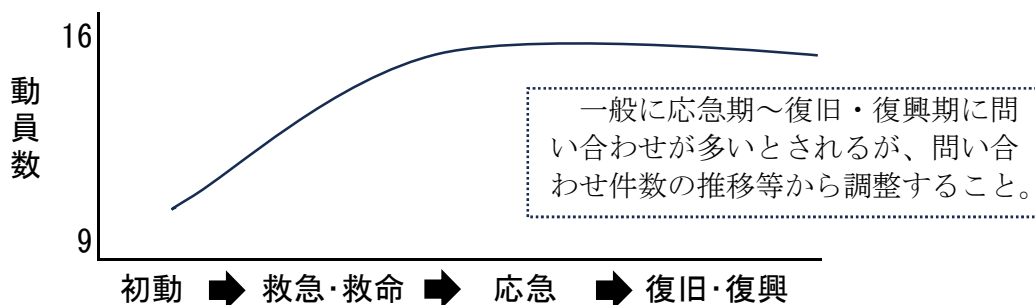
② 災害代表窓口（コールセンター） の設置・運用

窓口 G

1 動員数の決定・各部局への要求

□ (1) 動員の1クール当たり時間は、半日（4時間程度）を基本に調整。

□ (2) 動員数は、災害対応のステージに応じて決定。



□ (3) 各部局への要求は、部局リエゾンを通じて行う。各部局に予告している内容は、次のとおり。

《動員割当数》

- 総合・総務・福祉・環境・農政・県土・教委 （1クール当たり）最大各2名
- 商工・会計 （1クール当たり）最大各1名

※ 動員は、県民からの問い合わせ（電話や電子メール等）対応業務を予定。

※ 1クール毎の動員数及び1クールの時間帯（勤務すべき時間）は、災害の規模等を勘案し都度決定する。

2 コールセンターの設営

□ コールセンターは、防災庁舎6階（経営管理課の隣室：旧コロナ調整本部）に設置する予定。電話回線等は、コロナ対応時に使用したものを使う。

初動からコールセンター設置までの流れ

県民、被災者、来県者等から被災状況等の問い合わせ対応は、原則、公開情報を元に対応するところ、各体制については、以下のとおり。

初動(災害発生時)

危機管理課職員にて対応
危機管理課(Tel0985-26-7064, 7618, 7066, 7949)
平時からHPに電話による問い合わせ先を掲載中

災害対策本部設置

広報班の体制確立後

広報班総合窓口Gにて対応
総合対策部広報班(Tel0985-26-7947)
✓ HPの問い合わせ先を変更

住民等からの問い合わせが殺到

- 対応の業務量が増え、他の業務対応が困難
- 住民等の不安解消のためにも、別途対応窓口(コールセンター)を設置し、着実な対応が必要である状況
- ✓ コールセンター設置に関し、総合対策部長(危機管理統括監)の了承を得る
- ✓ 部局リエゾンを通じ、各部局に対して動員を依頼
- ✓ コールセンターの設営
- ✓ コールセンター設置に関する周知(県HPへ掲載等)

災害代表窓口の設置 (コールセンター)

災害代表窓口(コールセンター)にて対応
各部局から動員された要員
外線番号は設置場所に通電するものを使用

問い合わせ減少

- ✓ 業務量が減り、総合対策部室内における対応で十分可能
- ✓ 総合対策部長に状況を説明し、体制縮小の了承を得る

体制縮小

広報班総合窓口Gにて対応
総合対策部広報班(Tel0985-26-7947)
又は
危機管理課職員にて対応
危機管理課(Tel0985-26-7064, 7618, 7066, 7949)

③ Q & Aの見直し

窓口 G

1 県民向け電話対応 Q & Aの見直し

- 日々の問い合わせの傾向を分析し、加筆修正を行う。
- 加筆修正に当たっては、内容について分析 G と調整すること。

災害時質疑応答例

分野	質問	回答	備考
気象等情報	現在の気象概況は。	・宮崎地方気象台のHPを案内	
	警報・注意報の発令状況は。	・特設「県庁HPトップ」左側「宮崎県の警報・注意報」を案内	
	警報・注意報の発令(解除)見込みは。	・上記ページ下部「早期注意情報(警報発令の可能性：中・高)」を案内	
	河川の水位の状況・見通し、洪水の予報は。	・宮崎県の雨量・河川水位観測情報を案内 (ライブカメラ映像、洪水予報情報あり)	
		・国のリアルタイム防災情報を案内 (ライブカメラ映像あり)	
		・気象庁の洪水「キキクル」を案内	
	浸水の見通しは。	・気象庁の浸水「キキクル」を案内	
土砂災害の危険度・見通しは。	・気象庁の指定洪水予報を案内 ※ 大淀川、本庄川、五ヶ瀬川・大瀬川、小丸川、川内川、清武川、広渡川水系(広渡川、酒谷川)について、氾濫注意情報(レベル2)から氾濫発生情報(レベル5)の発表があれば掲載。		
	・土砂災害警戒情報を案内 ・気象庁の土砂「キキクル」を案内		
県・市町村の警戒体制	県や市町村の体制は。	・災害情報共有システムにより回答 (システム業務マニュアルP10)	
避難関連	避難指示等の発令状況は。	・特設「県庁HPトップ」左側「避難指示等の発令状況」を案内 ・災害情報共有システムにより回答 (システム業務マニュアルP10)	
	近くの避難場所は。	・特設「県庁HPトップ」右側「避難場所を地図で探す」を案内	市町村の避難所・福祉避難所のリストを用意
	開設中の避難場所は。	・特設「県庁HPトップ」左側「開設中の避難場所を探す」を案内	
	現在の避難者数は。	災害情報共有システムにより回答 (システム業務マニュアルP14)	

災害の内容 (被災地 域、被害の 概要)	被災地域はどこか、 どのような被害が 出ているのか。	・公表済み対策本部会議資料に記載の内容で回答 ・特設「県庁HPトップ」左側「被害情報」を案内	
	最新の被害情報を教 えてほしい。	「現時点で確認中。被害の状況は○時開催予定の対策 本部会議で公表するのでお待ちいただきたい」	
	〇〇で〇〇の被害が 出ていると聞いた が、事実か。	※ 未確定な情報では回答しない。SNS情報では回答 しない。公的に確認された情報であれば回答可能だ が、状況が変わる可能性もある。	
	県庁舎の被害状況 は。	・公表済み対策本部会議資料に記載の内容で回答。 ・総務対策班に確認	
	被害者の氏名を教え てほしい。	「本部には情報が入らないため不明である」 ※ 住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていなこと を前提に、行方不明者は氏名公表により捜索活動の円 滑化に資することが見込まれている場合、死者は遺族 の同意（遺族がいなければ同意不要）がある場合に公 表する。	
	浸水地域の消毒の開 始時期は。	「市町村に問い合わせさせていただきたい」	
医療関係	災害拠点病院（宮崎 病院等）を予約して いるが受診できるか	・福祉保健対策室に確認	
	〇〇病院に予約して いるが受診できるか	「病院に問い合わせさせていただきたい」	
交通情報	道路、航空機、鉄 道、バス、海上交通 の状況は。	・公表済み対策本部会議資料に記載の内容で回答 (例) 現時点で国道10号は〇〇地区で通行止め 迂回路は現時点で把握していない。 ・特設「県庁HPトップ」右側「交通情報」を案内 ※ 未確定な情報では回答しない。SNS情報では回答 しない。公的に確認された情報であれば回答可能だ が、状況が変わる可能性もある。	紙で県内道路 地図を用意
ライフライン	電気、電話の状況 は。	・特設「県庁HPトップ」右側「ライフライン情報」を 案内	
	水道の状況は。	・公表済み対策本部会議資料に記載の内容で回答 ・福祉保健対策室に確認	
ボランティア センター 運営	ボランティアの募集 は。	・総合政策対策室に確認	

被災者支援	被災者向けの支援制度は。	・ 自然災害により被害を受けた方への支援制度を案内	
	被災者（事業者）向けの支援制度は。	・ 公表済み資料等から案内	
本部運営関係	今後の記者会見の予定は。	「災害対策本部会議が○時に予定されている」 ※発災2日目以降は、朝10時、夕方4時が基本。記者レクは必要に応じて別途設定	
	本部会議の取材は可能か。	「会場が狭いので、V、スチールのみ入室でお願いしたい」 ※2階にプレスルームを設けており、本部会議終了後、報道監が取材対応を受ける。	
	知事への取材は可能か。	「報道監が対応する」 ※ 必要に応じて知事コメントの発出、知事取材も。	

1 被害状況等の問い合わせ対応

(1) 県民、被災者、来県者等への対応を行う。原則として、オープン情報をもとに対応すること。

- ※ 部局対策室マターは、各部局で対応。
災害代表窓口では、災害対策の全般的な問い合わせに対応すればよい。

- (2) 問い合わせ後は対応票を作成する。

(6) 応援職員班

広域調整グループ

- 応援職員ニーズの確認・把握、関係団体との調整、災害マネジメント支援

職員調整グループ

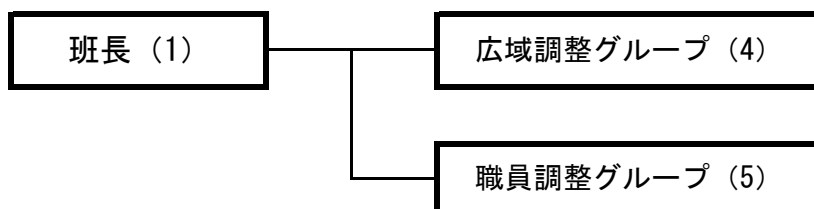
- ① 応援職員の派遣
- ② 応援職員の交通手段及び宿泊場所の確保等

※ 各業務の詳細については、下記フォルダ内の各マニュアル等を参照すること。

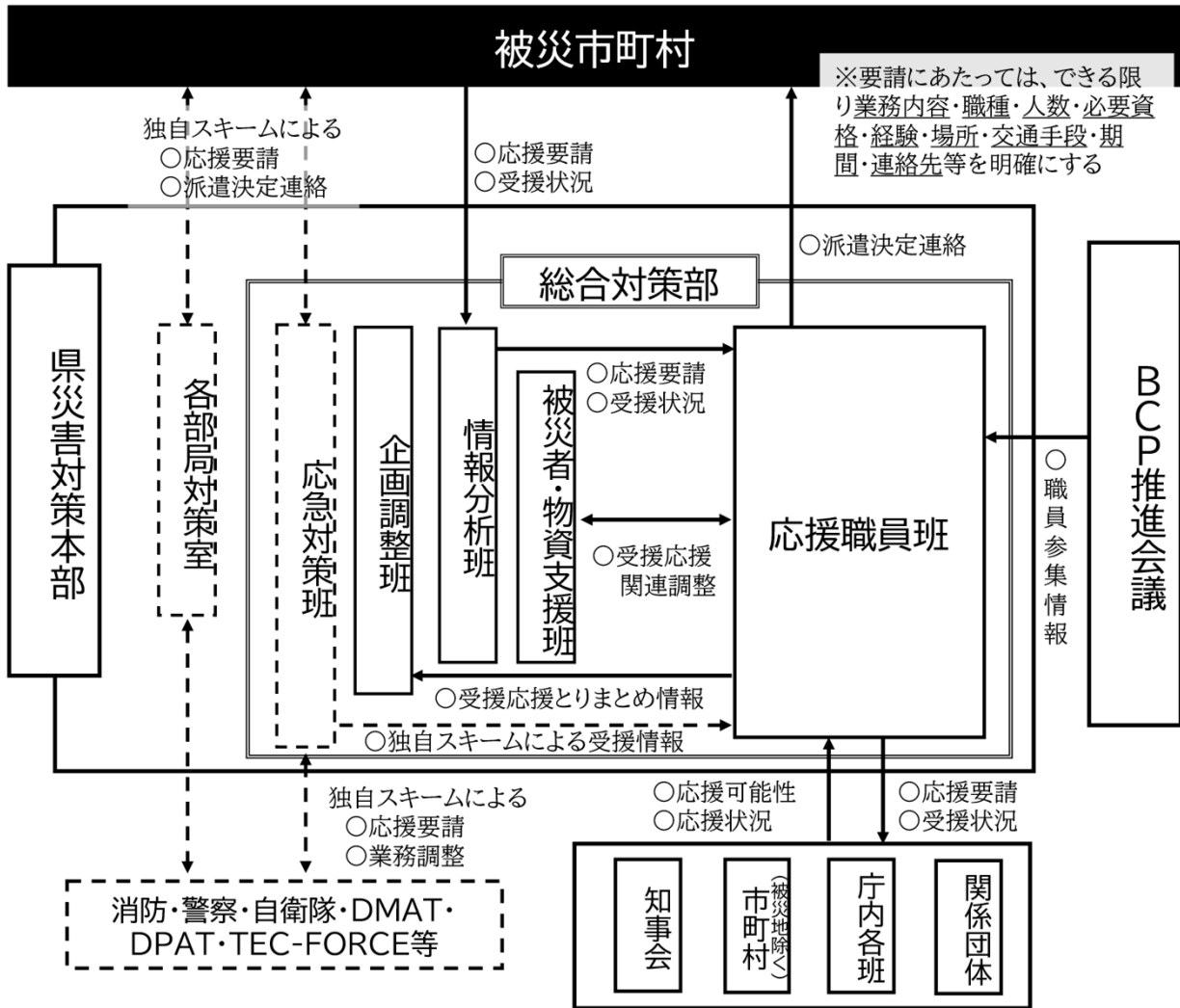
R:¥【重要】★総合対策部各G様式等保管フォルダ★
¥17 職員調整G

応援職員受援・派遣班の人員構成

※ 括弧内は人数

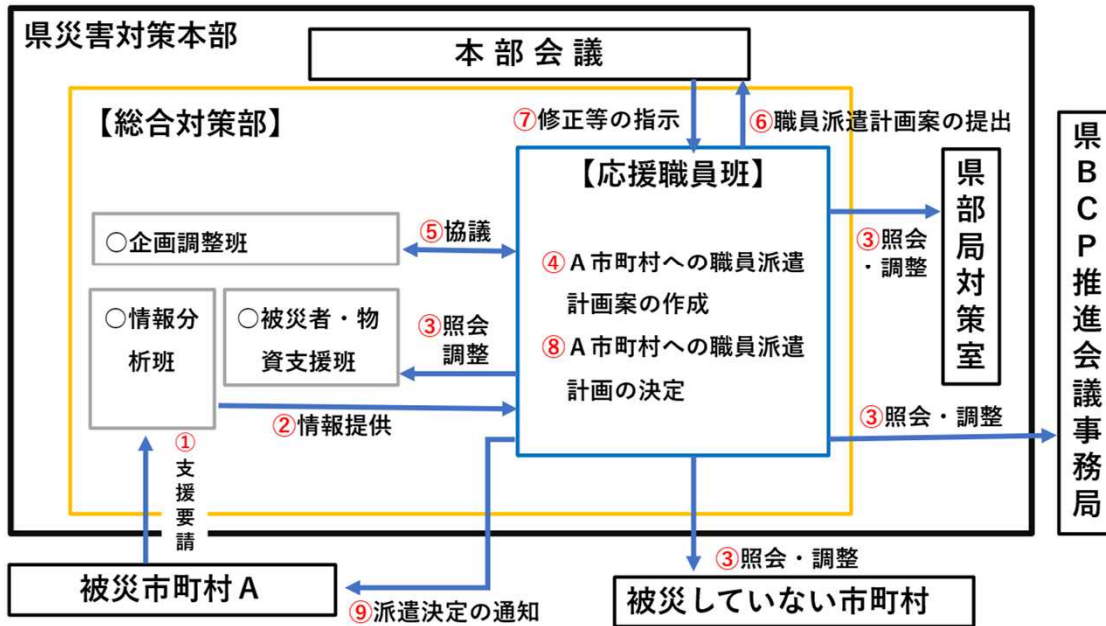


受援組織業務フロー図



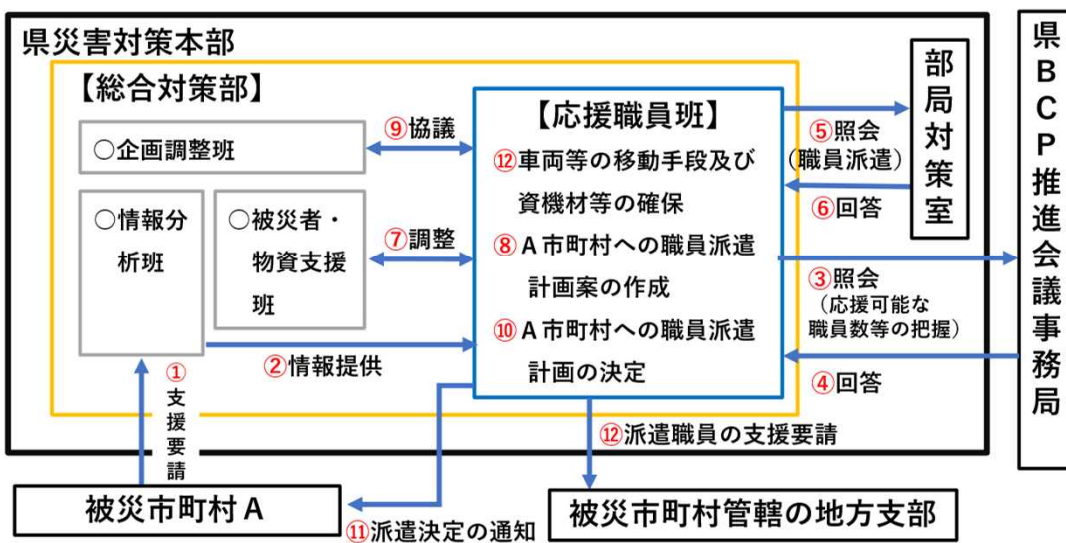
参考1 方針等の決定の流れ

(例) 被災市町村Aからの職員派遣の要請に対する決定



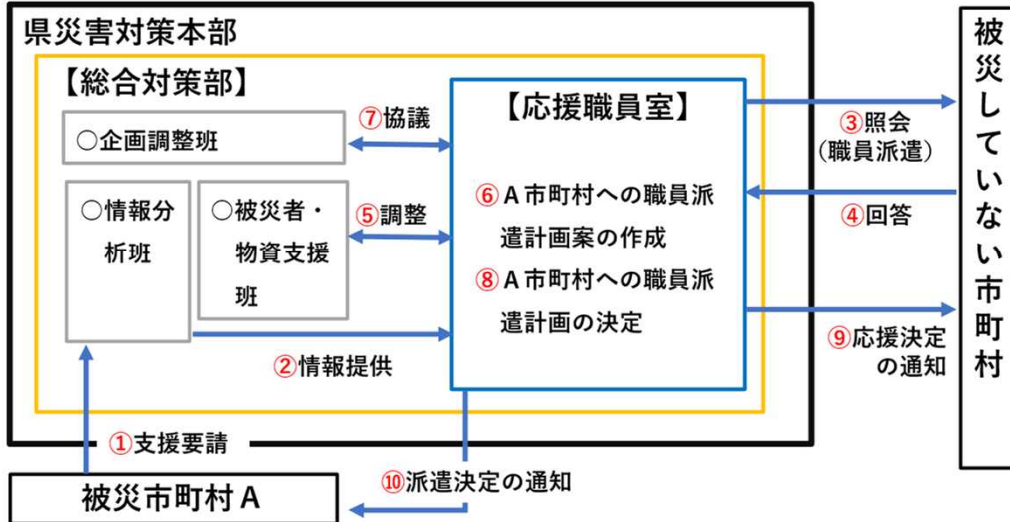
参考2-1 人的資源

(県職員を派遣する場合)



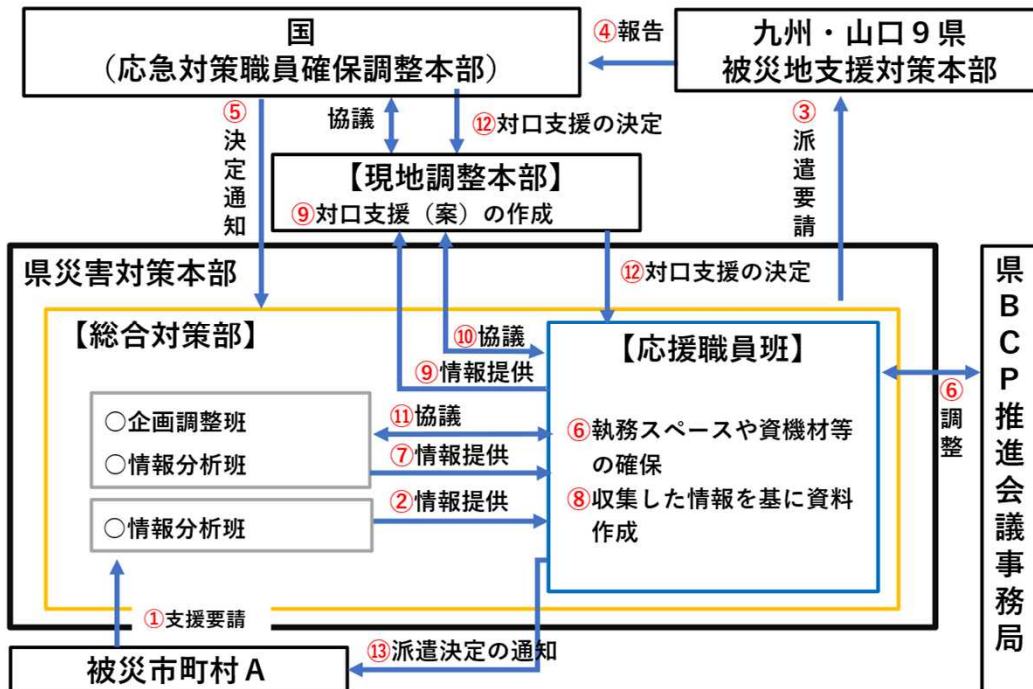
参考 2-2 人的資源

(被災していない県内市町村から職員を派遣する場合)



参考 2-3 人的資源

(国派遣制度が発動される場合)



● 応援職員ニーズの把握及び関係団体との調整

広域調整 G

1 被害情報・ニーズ等の把握及び職員派遣の検討

- (1) 災害情報共有システムからの把握
- (2) 市町村、地方支部、県派遣リエゾンからの把握
※市町村 G においても被災市町村の要請状況を把握している可能性があるため、確認を行うこと。
- (3) 派遣方針の決定
- (4) 派遣の準備

2 県内市町村間の職員派遣の調整

- (1) 独自応援の実施状況の確認
- (2) 応援可能な市町村の調整

3-1 応急対策職員派遣制度等による調整

- (1) 総務省、全国知事会及び九州地方知事会との調整
- (2) 現地調整会議（事務局：総務省）設置に係る調整
- (3) 現地応援事務所（事務局：九州地方知事会）設置に係る調整

3-2 南海トラフ地震応援職員派遣アクションプラン適用による調整

- (1) プランに基づく受援体制発動と、先遣隊派遣県（福岡県、鹿児島県）との調整
- (2) 九州地方知事会幹事代行県（熊本県）との調整
- (3) 九州地方知事会幹事代行県（熊本県）とのブロック内調整（備蓄物資、被害確認後の応援県への応援要請）

被災市町村に聞き取る内容	
<input type="checkbox"/>	① 被害の状況
<input type="checkbox"/>	② 応援業務の内容
<input type="checkbox"/>	③ 必要となる応援職員の職種・人数
<input type="checkbox"/>	④ 必要な資格・経験
<input type="checkbox"/>	⑤ 応援場所・応援場所への交通手段
<input type="checkbox"/>	⑥ 応援の期間
<input type="checkbox"/>	⑦ 応援要請責任者の氏名及び連絡先
<input type="checkbox"/>	⑧ その他必要事項

① 応援職員の派遣

職員調整 G

1 県職員の県内市町村への派遣

- (1) BCP推進事務局からの情報収集及び調整
- (2) 部局対策室（総務対策室人事班）との調整
- (3) 派遣職員の調整

2 県外からの応援職員の受入及び派遣

- (1) 広域調整Gからの情報収集
- (2) 対口支援団体との調整
- (3) 対口支援団体以外の支援団体との調整

3 応援職員の交通手段及び宿泊場所の確保等

- (1) 被災状況（道路状況等）の把握
- (2) 交通手段の確保
- (3) 宿泊場所の確保

対口支援団体等に聞き取る内容	
<input type="checkbox"/>	① 応援組織名
<input type="checkbox"/>	② 所在地
<input type="checkbox"/>	③ 担当者名
<input type="checkbox"/>	④ 担当者連絡先
<input type="checkbox"/>	⑤ 応援業務
<input type="checkbox"/>	⑥ 派遣人数
<input type="checkbox"/>	⑦ 派遣先
<input type="checkbox"/>	⑧ 出発予定・到着予定
<input type="checkbox"/>	⑨ 派遣手段
<input type="checkbox"/>	⑩ 派遣終了予定日
<input type="checkbox"/>	⑪ 応援内容に基づく協定等
<input type="checkbox"/>	⑫ 有償の応援（金額等）
<input type="checkbox"/>	⑬ 備考

② 応援職員の交通手段及び宿泊場所の確保等

職員調整 G

1 応援職員の交通手段及び宿泊場所の確保等

(1) 被災状況（道路状況等）の把握

(2) 交通手段の確保

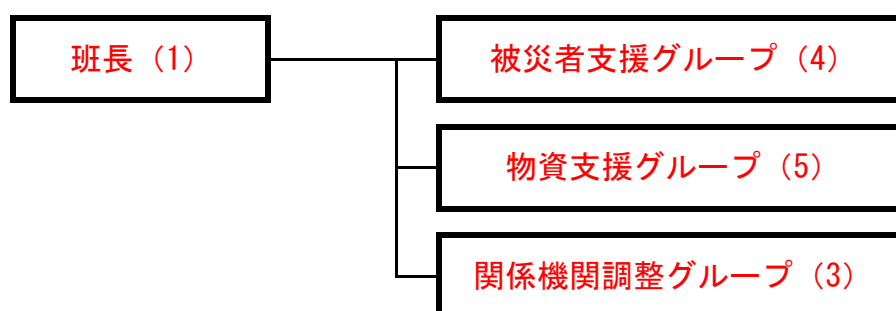
(3) 宿泊場所の確保

(7) 被災者・物資支援班

被災者支援グループ	
①	指定避難所等の情報収集（部局対策室が所掌しないもの）
②	指定避難所等の運営支援（部局対策室が所掌しないもの）
③	広域避難に係る初期調整
④	その他被災者支援に関すること（部局対策室が所掌しないもの）
物資支援グループ	
①	物資の調達・提供、搬送拠点との調整
②	集積場所の確保調整
③	燃料の調達
④	義援物資の受入れ
関係機関調整グループ	
①	関係機関リエゾンとの連絡調整
②	車両通行（高速道無償化・緊急通行証）に係る事務

被災者・物資支援班の人員構成

※ 括弧内は人数



① 指定避難所等の情報収集
(部局対策室が所掌しないもの)

被災者G

1 指定避難所の開設状況の把握

- 防災情報共有システムで開設状況を把握
- ※ 市町村が入力対応できない場合は、地方支部による代理入力や現地確認を検討。

2 福祉避難所の開設状況の把握

- 防災情報共有システムで開設状況を把握
- ※ 不明の場合、福祉保健対策室福祉保健班が調査する。

* 福祉避難所とは、高齢者、障がい者や妊婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。指定された福祉避難所と、協定に基づき確保された福祉避難所がある。

② 指定避難所等の運営支援
(部局対策室が所掌しないもの)

被災者G

1 指定避難所に関する要望・要請への対応

□ (1) 災害情報共有システムで要望・要請を把握
 ※ 市町村が入力対応できない場合は、地方支部による代理入力や現地確認を検討。

□ (2) 要望・要請への対応
 部局リエゾン（または他G）を通じて調整を依頼する。
 ※ 予想される要請：

以下の例を参考に、調整手順をイメージトレーニングしておくこと。
 また、要請を待たずに調整するものもあり得るので、被災状況等から、柔軟に判断して動くこと。

- 避難所での医療・保健活動（医師・保健師等派遣）
- 避難所への被災者搬送（搬送方法の調整等 後掲④1を参照）
- 避難所から医療施設への搬送
 （搬送方法の調整等 後掲④1を参照）
- ボランティア派遣 →生活・協働・男女参画班へ
- 物資支援 →物資支援Gへ
- 遺体対応 →福祉保健対策室へ
- 暑さ・寒さ対策（扇風機やエアコン・ストーブの設置など）
- ヒアリング調査の一斉実施（衛生環境・食事内容等）
 → 福祉保健対策室と協議か？
- 避難所での給水支援 →自衛隊・福祉保健対策室と連携
- 風呂調整 →自衛隊と調整
 → 自衛隊との調整は、部隊等調整監に依頼すること。
- 感染症・食中毒・栄養不足対策 →福祉保健対策室へ
- 避難所の集約・閉鎖対応 など

2 福祉避難所に関する要望・要請への対応

□ (1) 福祉リエゾンを通じて、物資・人員等の要請情報を入手。

□ (2) 部局リエゾン（または他G）を通じて調整を依頼する。

③ 広域避難に係る初期調整

被災者G

2次避難や1.5次避難に係る事務が本格化すると、対応要員の不足が予想される。

班長は、必要に応じ企画調整班に人員を要求すること（総合対策部内での人員調整が困難な場合、企画調整班はBCP推進会議事務局に人員要求することになる。）。

1 広域避難（2次避難、1.5次避難）ニーズの把握

居住市町村以外の自治体への避難ニーズを調査する。

※ 2次避難：被災地外への長期的な避難

※ 1.5次避難：被災地外への短期的な避難（ショートステイ）

2 【2次避難】受入れ市町村の調整

1の調査結果をもとに、市町村に打診して調整する。

3 【1.5次避難】事業の企画等

(1) 1の調査結果をもとに、事業を企画する。

※ 宮城県（H23東日本大震災）では、ホテル・旅館等を活用したショートステイ支援事業として構築。一方、石川県（R06能登半島地震）では、石川県スポーツセンター（金沢市）にプライベートルームテントを並べて対応。

宮城版については、宮城県編『みやぎの3.11～現場編～』（令和5年3月）53～56頁を参照すること。

(2) （宮城版の場合）県ホテル旅館生活衛生同業組合と調整した上で、市町村に参画希望を照会する。

(3) 事業の周知・広報活動を行う。

4 ルート、搬送手段等の検討

ルートや搬送手段等を検討する。

④ その他被災者支援に関すること
(部局対策室が所掌しないもの)

被災者 G

1 車両搬送等の運用調整

(1) 指定地方公共機関等が所有する車両等の提供の可否を確認する。

機関名	お願いする業務
九州運輸局 (宮崎運輸支局) 0985-51-3824 ガイダンス	① 災害時における輸送分担、運輸分担等の調整に関すること ② 緊急輸送命令に関すること
J R九州 0985-51-5988	① 避難者等の緊急輸送に関すること
宮崎交通(株) 0985-32-5780	① 被災者のバスによる輸送の確保 ② 不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 ③ 学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

※ 必要に応じて、福祉タクシー協会、バス協会、レンタカー協会など民間事業者の協力を求める。

(2) 負傷者、避難者、帰宅困難者（県外観光客を含む。）等の搬送ニーズを収集する。

(3) 対応可能な関係機関に対し、提供を要請。

※ 運転手や燃料等を含めて、調整。

2 浸水地域での消毒に係る防疫活動の要請

被災状況に応じて、自衛隊及び隣接県に対し、防疫活動の実施を要請。

※ 衛生管理班（市町村が行う消毒作業を支援）と連携して要請の要否を見極めること。

3 生活確保資金融資の検討

被害状況により、以下を検討（企画 G や福祉保健班とも協議）。

- 「被災者生活再建支援法」の適用
- 宮崎県・市町村災害時安心基金の設置

① 物資の調達・提供、搬送拠点との調整

物資G

1 市町村からの物資ニーズの把握

- ① B-PLoや災害情報共有システムから把握
- ② 市町村から（または地方支部経由で）電話等での直接的要請
- ③ 地方支部や県派遣リエゾンによる把握

2 県災害備蓄物資の払出し、協定団体や国等との調整

- (1) 県災害備蓄物資の払出し（輸送は、県トラ協会に依頼）
- (2) 協定締結団体に、物資調達（輸送も含む）を依頼。
- (3) 九州・山口9県災害時応援協定に基づく物資提供を依頼
- (4) 国のプッシュ型支援（発災後3日目～）
内閣府防災（物資担当）から「プッシュ型物資支援の対象品目について」通知が来る。請求する際は算定根拠を求められるので、避難所の避難者数は押さえておくよう市町村に助言する。
- (5) 国へのプル型支援要請（発災後8日目～）
- (6) 災害の政府所有米穀の拠出要請（農政水産対策室に依頼）

3 物資輸送計画の作成

- 需給状況等を確認し、市町村への輸送計画を作成。

4 物資輸送手段の確保

- (1) トラックの確保
- (2) 陸路以外の支援物資の受入れ
- (3) 避難所までの輸送

※ 「物的資源に係る『受援』マニュアル」も参照すること。
R:¥【重要】★総合対策部各G様式等保管フォルダ★¥08 物資支援G

1 広域物資輸送拠点の開設検討

- (1) 広域物資輸送拠点の被災状況を把握。活用の可否を判断。
災害支援物資拠点施設 0983-22-1877
 都城トラック団地協同組合 0986-36-3160
 高千穂家畜市場 0982-72-2470
 (代替) 九州西濃運輸宮崎支店 0985-85-3393
 (代替) 宮崎県経済連椎茸流通センター 0982-52-6217
 (代替) 南郷くろしおドーム 0987-31-1125
- (2) インフラや市町村の情報把握。
 - 物資輸送に係る道路（緊急輸送ルート、緊急輸送地域ルート）や港湾の被害情報を収集。
 - ルート一覧の保存場所
R:¥【重要】★総合対策部各G様式等保管フォルダ★¥08 物資支援G
 - 市町村の連絡体制や地域内輸送拠点開設状況等を把握。

2 広域物資輸送拠点の開設

- (1) 開設の要請
 - 国からの支援物資受入れが始まる前に、拠点の施設管理者に対し開設を要請。
 - 協定締結物流事業者団体に、物流コーディネーターの派遣を要請。
- (2) 県職員を派遣（広域物資輸送拠点の拠点運営要員として）
- (3) 各拠点毎に緊急物資対策チームの編成状況を確認

班名	役割分担	担当
拠点総括班 (通信班)	○拠点長、職員配備 ○業務総括、連絡調整、マスコミ ○輸送改革確認、在庫管理表作成	県職員
配送管理者	○輸送車両の配置、配送管理 ○道路被災情報把握、ルート選定	物流 コーディネーター
受入班	○輸送車両からの荷卸・検品 ○受入管理表の発行	県職員 施設管理者 (応援者)
	○品目毎の物資を仕分、数量確認	
払出班	○市町村毎の物資の積込 ○払出管理表の発行	県職員 (応援者)
	○輸送車両への物資の積込	
警備班	○輸送車両の誘導 外	県職員 外
- (4) フォークリフト等の確保を以下の団体に要請。
 県倉庫協会 0985-22-2183 または 県トラ協会 0985-22-2183

③ 燃料の調達

物資G

1 中核サービスステーション開設を要請

要請先：県石油商業組合 0985-24-7775／090-4983-7775（公用）

中核SS開設と緊急通行車両への優先給油を要請する。

緊急通行車両	<input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第13条に規定する緊急自動車 (赤色警告灯が常設されている車両)
	<input type="checkbox"/> DMAT関係車両
	<input type="checkbox"/> 自衛隊車両
	<input type="checkbox"/> 県が指定する防災上重要な施設等へ配送を行う車両 (石油製品の配送を含む。)
	<input type="checkbox"/> その他(緊急通行車両確認標章を掲示する車両等)

2 燃料需要の把握

燃料の優先供給を必要とする施設の燃料需要を把握。

「燃料調達シート」を作成

(大規模災害時における燃料供給対策マニュアルを参照すること。)

区分	優先供給施設
県・市町村・警察・消防	本部機能を有する各庁舎、保健所
災害医療拠点等	災害拠点病院、二次救急医療機関、 日本赤十字社血液センター
地域防災計画に定める 指定公共機関	県内郵便局、JR九州、通信機関、 日本銀行、日本赤十字社、日本放送 協会、NEXCO西日本、日本通 運、九州電力
地域防災計画に定める 指定地方公共機関	宮崎交通、宮崎ガス、宮崎日日新 聞、宮崎運輸、センコー、県トラ協 会、UMK、MRT、FM宮崎、県 医師会、県歯科医師会、県薬剤師 会、県看護協会、県LPガス協会、 日豊汽船、県管工事協同組合連合 会、県警備業協会、建設業協会、宮 崎CATV、BTV、ケーブルメ ディアワイワイ
市町村地域防災計画に定める避難所	
その他重要性の高い物流拠点等	

3 政府への燃料供給要請

石油連盟「災害時情報収集システム」で手続。

④ 義援物資の受入れ

物資G

1 受入れの基本方針を確認

- (1) 義援物資の受入れにあたっては、要配慮者を始めとして被災者が抱えていると想定される特性に十分に配慮する。
- (2) 義援物資の受入れにあたっては、企業その他の団体から大口の義援物資の受入れを優先する。
- (3) 県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

2 受入れに係る留意事項を確認

- (1) 小口及び混載の物資については送付を控えるよう求める。
- (2) 扱いに注意を要する人物・団体（議員、著名人等）からの義援物資提供については扱いが難しいため、総合対策部長の指導を受ける（初動の対応が重要。担当部局に回してからでは県が受けるとの意思を示したと受け取られる。）。

* その他留意事項があれば、適宜追加すること。

3 大口支援受入れの調整

- 内容物の確認、仕分け作業等の負担の生じない大口支援について、調整のうえ受け付ける。

4 広報の検討／実施

- (1) 広報（案）を作成したうえで、報道・メディアGに依頼。
 - 媒体は、ホームページ・SNS・記者レク など
 - 広報内容は、2（1）など
- (2) 広報前に、義援物資の対応方法等について庁内各部局と共有する。

5 義援金の取扱い

- 福祉保健対策室（福祉保健班）に依頼。

① 関係機関リエゾンとの連絡調整

関係機関G

1 来庁した関係機関リエゾンを把握

(1) 来庁したリエゾン（LO:Liaison Officer）に記入を求める。

関係機関リエゾン受付簿（様式）

所属	役職	代表氏名	人数	所属連絡先	入庁日時	退庁日時
九電宮崎支店	〇〇	〇〇〇〇	2	0985-00-0000	9/20 16:00	9/21 09:00
KDDI九州支社	□□	□□□□	2	092-000-0000	9/20 17:30	
九州地方整備局	☆☆	☆☆☆☆	2	092-000-0000	9/20 18:30	
九電宮崎支店	△△	△△△△	2	0985-00-0000	9/21 09:00	

保存場所 R:¥【重要】★総合対策部各G様式等保管フォルダ★¥11 関係機関調整G

(2) LOに次の事項をアナウンスする。

- 県側の窓口は関係機関Gが担当する。欲しい情報（道路状況など）があれば、関係機関Gに申し出ること。
- LOの人員交代があった場合、関係機関リエゾン受付簿に記入すること。
- LO間協議（情報交換）を積極的にお願したい。
- 本部会議や班長会議の資料は原則提供する。

2 ライフラインの状況把握及び関係資料の作成

災害対策本部会議などで使用する資料（原案）を作成する。

《作成要領》

- 電気・ガス・通信（固定・携帯）の現状と復旧見通しについて、LOから聴取。
 - ※ 水道は**福祉保健対策室**、交通機関は**総合政策対室**。
 - ※ LO不在の場合は、電話や検索するなどして収集。
- 企画Gから示される様式をもとに資料を作成。

3 リエゾンからの問い合わせ対応

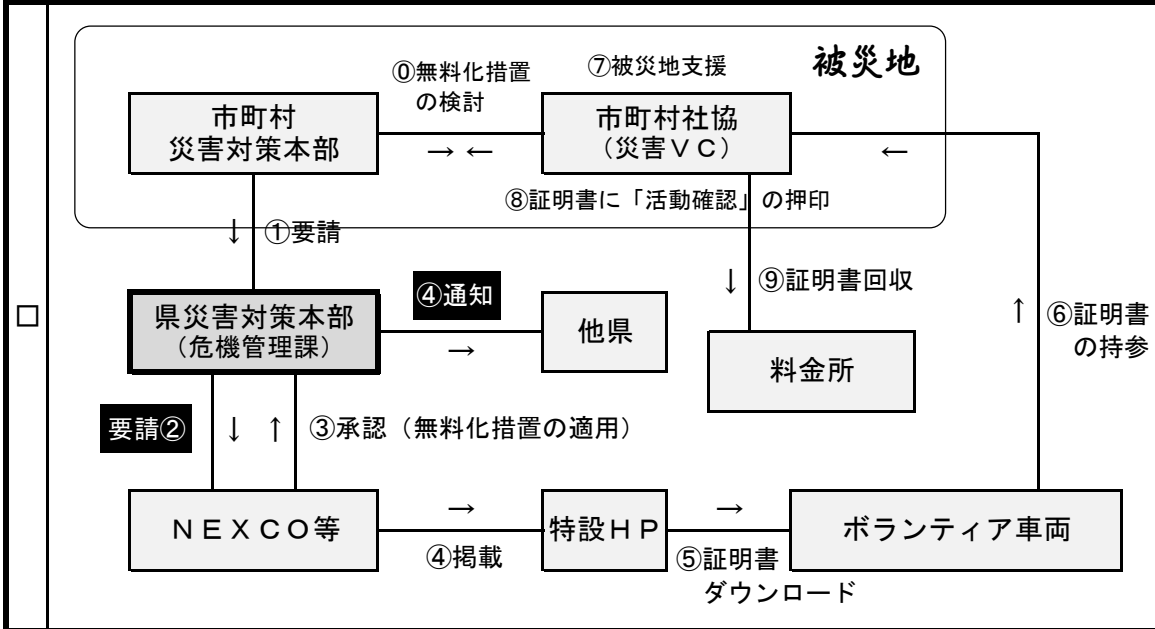
(1) LOからの問い合わせ（特定の道路の状況確認、救助対応情報の提供など）がある場合、関係班・室に繋ぎ情報を収集する。

※ 救助情報は、応急対応班と直接やり取りもあり。

(2) LOからの要望等（特定の道路啓開など）は、緊急性や県民生活への影響などを意識して関係班・室・市町村などに繋ぐ。

※ 進捗する災害対応を阻害しないよう十分に配慮すること。

1 災害ボランティア車両の高速道無料化措置適用のフロー



※ 県災害対策本部では、白抜きの業務を行うことになっている。

③ 緊急車両通行証の発行

関係機関 G

1 公用車の状況確認

- BCP推進会議事務局から情報入手して確認する。

2 災害対策本部用務で使用する公用車の調整

- 必要に応じ、レンタカーの手配（協定は無いので、個別対応）。

3 緊急車両通行証の発行

事前届出されていない場合は、緊急通行車両等確認申請書に必要な事項を記入し、県警（原則警察署）に申請。

- ※ 大規模災害に伴う交通規制の実施要領並びに緊急通行車両等及び交通規制除外車両の事務処理に関する要領（警察本部作成）参照のこと。

※ 災害対策基本法施行令等の改正により、令和5年9月1日から、災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の円滑な運行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けることが可能となった。

卷末資料

【 1 】 宮崎県災害対策本部要員としての心構え

1 災害対応の基本姿勢

- (1) 職員は、大きな災害が発生したことを認識し、自らの安全を確保しつつ、全庁的な災害対応体制を直ちに確立する。
- (2) 県庁非常時体制へ移行した際は、原則として、災害対策業務、BCPに規定する業務（応急業務及び非常時優先業務）以外は、すべて停止する。
- (3) 発災後3日目までは人命救助に関する業務を最優先にする。
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合は、被害全容の把握を待つことなく「被害想定」を基に、先手先手の対策を執る。
- (5) その結果の空振りは許されるが、見逃しは許されない。

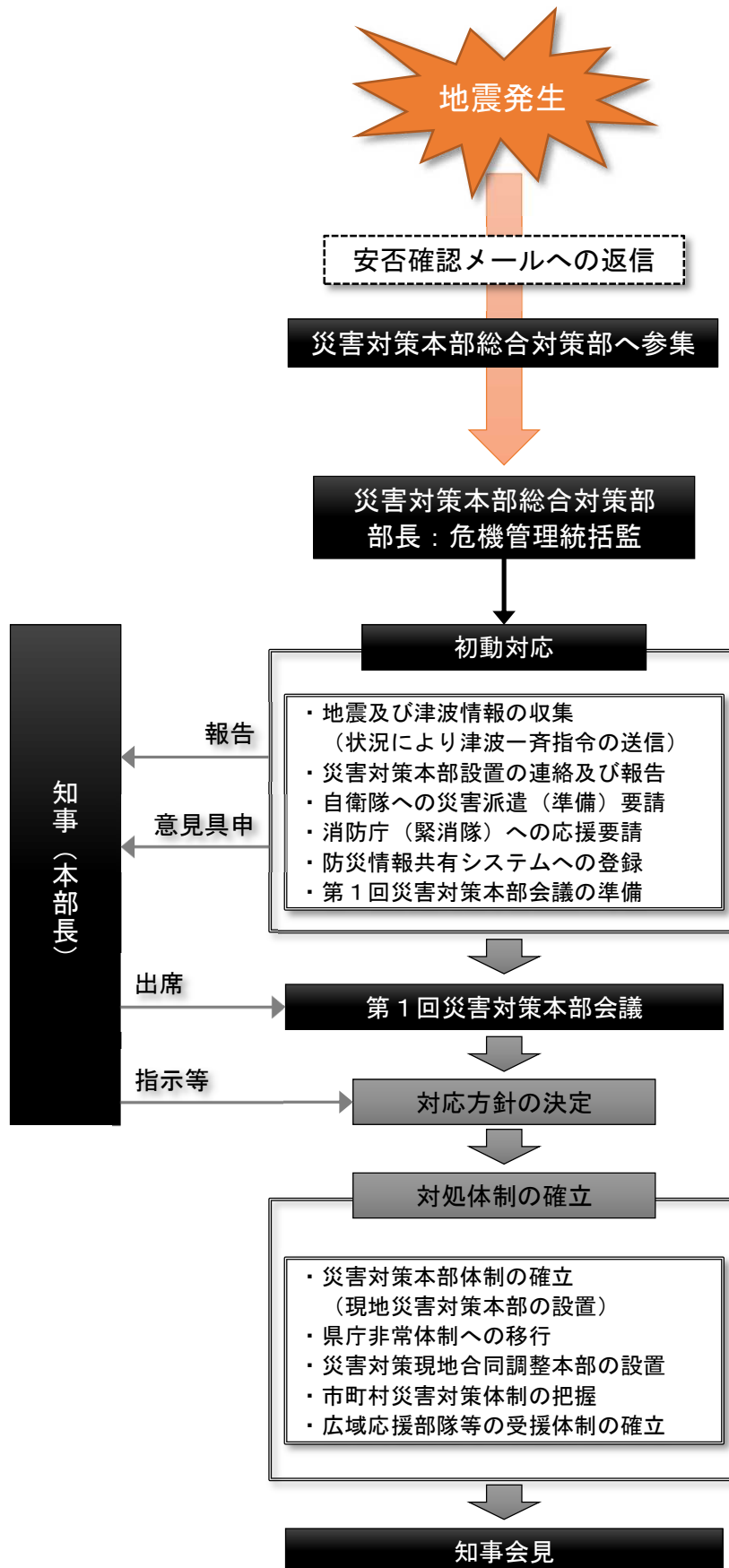
2 各班の行動原則

- (1) 班長は、個別の電話には対応せず、運営に徹すること
- (2) G長もできる限り個別の電話には対応しないこと
- (3) 各班長は、班員が不足すると判断した場合は、企画調整班長に人員調整を依頼すること
- (4) 他の班や関係機関との情報共有、積極的な協議に努めること
- (5) 情報の整理・分析に際し、防災情報共有システム、ホワイトボードや地図を積極的に活用すること

<災害対策基本法第4条より抜粋>

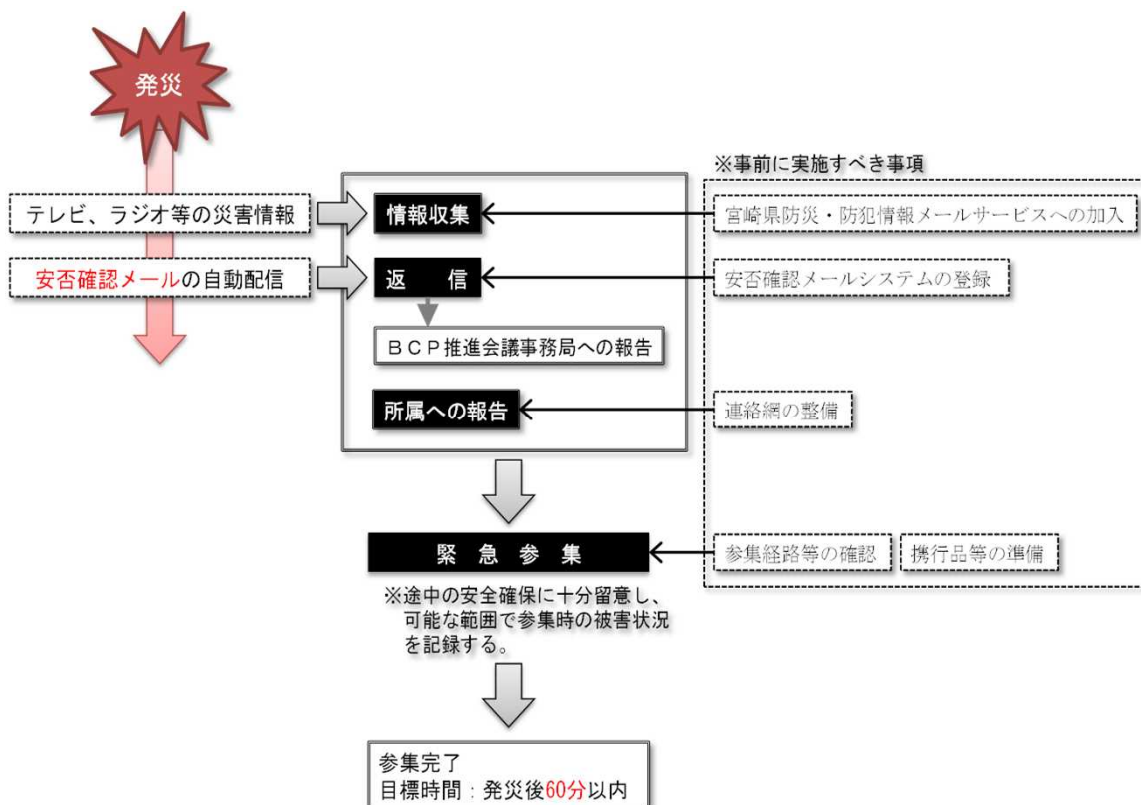
都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県地域防災計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

【2】大規模地震発生時の災害対策本部の初動対応



【3】夜間・休日等における参集の流れ

夜間や休日等の閉庁時、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、全職員が登庁して所定の配置につく。



1 災害情報の収集

- 気象台とのホットラインや、テレビ、ラジオ、「宮崎県防災・防犯情報メールサービス」等を活用して、積極的に災害情報を収集する。

2 安否確認メールへの返信

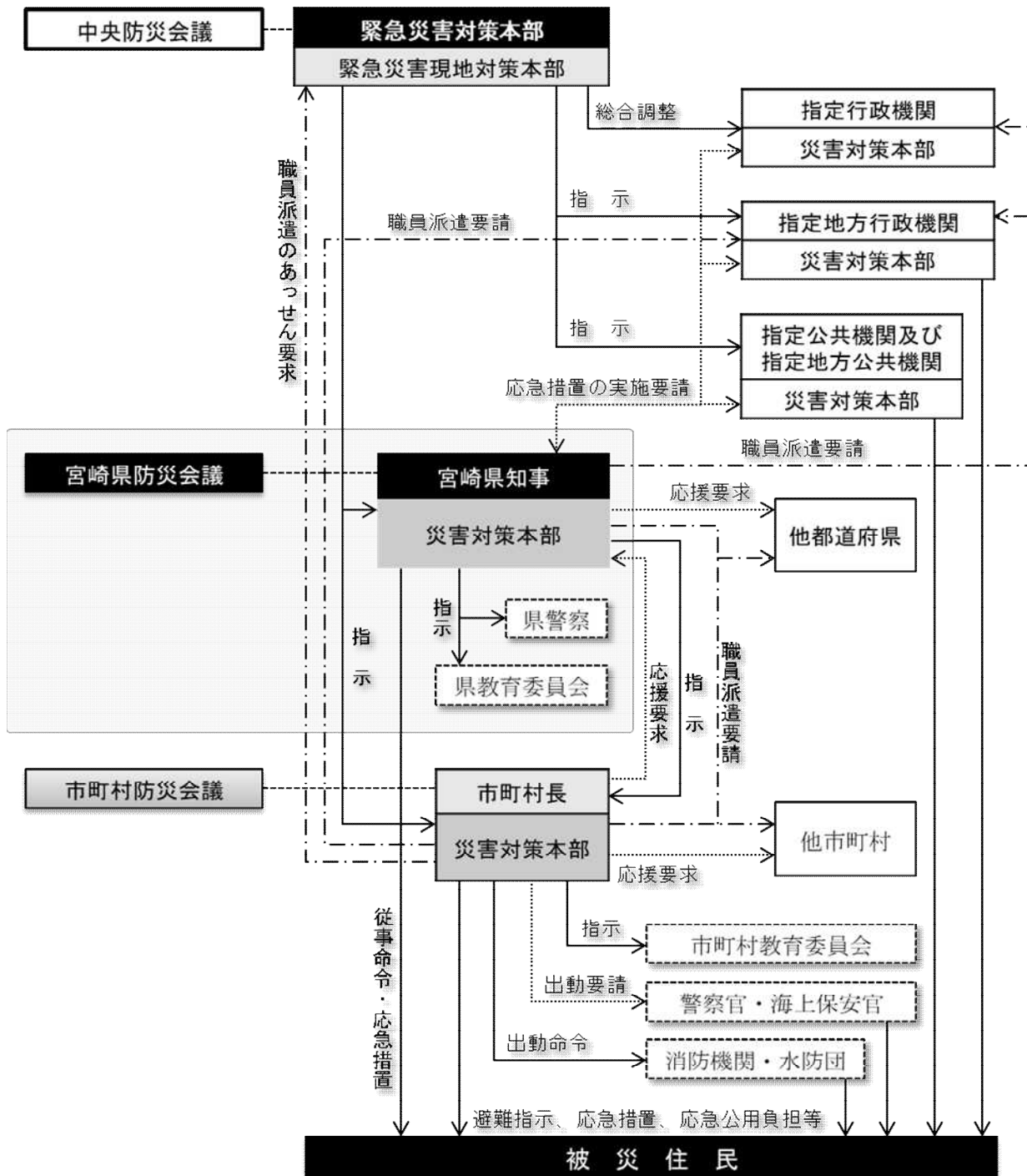
- 発災後、安否確認メール（震度6弱以上は自動配信）に速やかに返信するとともに、あらかじめ各所属において整備された連絡網を活用する。

3 緊急参集

- 自分自身や家族等の安全を確保したうえで、必要な携行品を持参し、あらかじめ指定された場所に、安全・迅速に登庁する。その際、交通渋滞や混乱等を考慮し、四輪自動車の使用は、極力控えることとする。

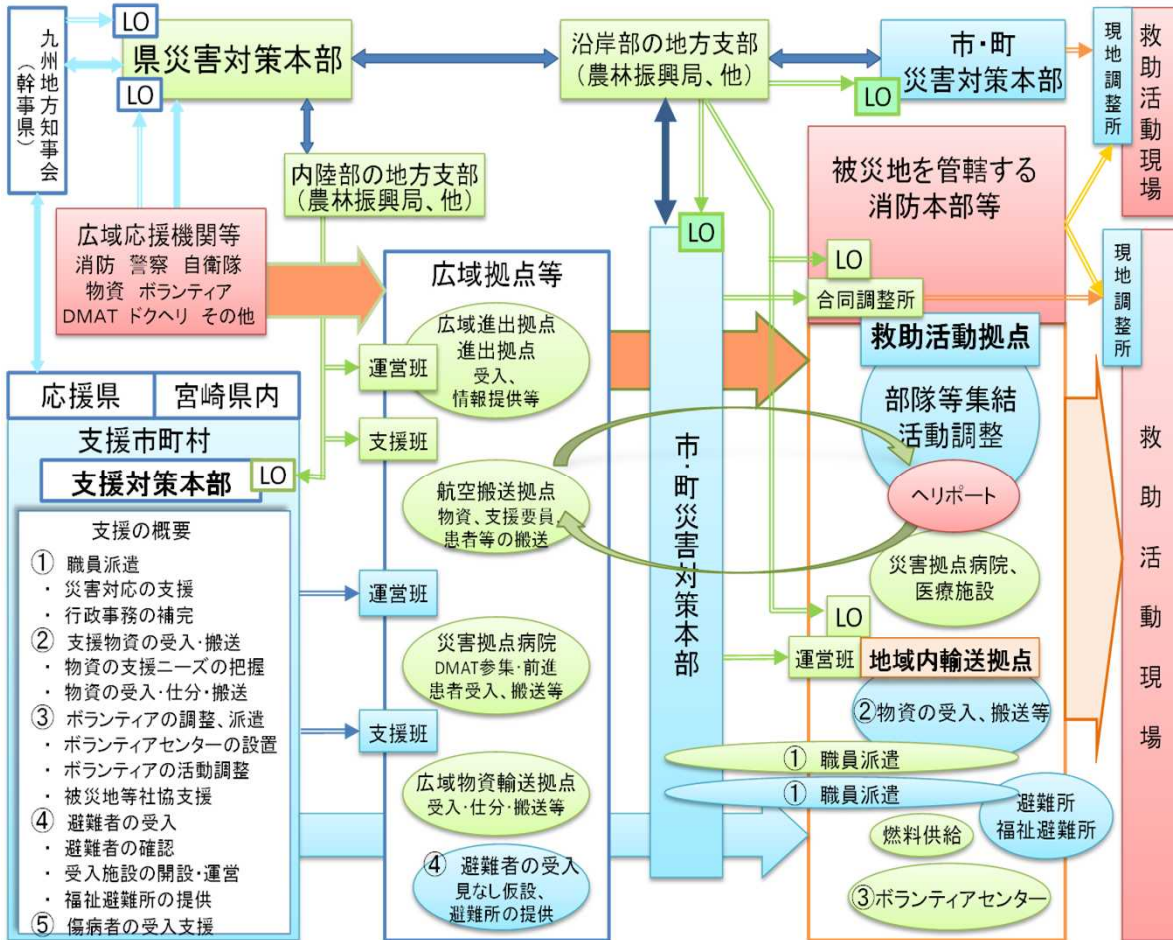
【4】緊急災害発生時の国、県、市町村等の関係

緊急災害（著しく異常かつ激甚な非常災害）が発生した際における、国、県、市町村及び関係機関等の防災体制の概要は、以下のとおり。



【5】 受援・応援活動の流れ

宮崎県及び被災市町村の受援活動、応援県及び支援市町村の応援活動の流れとその調整機能の概要は、以下とおり。



【6】 受援市町が設置する調整所等と所掌事務（基準）

区分	設置主体	設置場所	責任者	構成機関等	所掌事務	通信
救助活動	合同調整所 受援市町	又は当該市町 又は当該消防本部 救助活動拠点 又は当該消防本部等	受援市町村 長の指名する者	市の職員等 消防 警察 県の連絡員 (地方支部の職員)	活動拠点に参集する機関等支援に係る次の事項に関する事 ① 活動拠点の開設・運営全般 ② 広域参集する機関等に係る情報の収集、通報連絡 ③ 広域参集機関の活動に係る調整 ④ 広域参集機関の給養・補給等に係る調整 ⑤ ヘリポート等の開設運営支援に関する次のこと。 ・ ヘリポート全般の安全確保に必要な事項 ・ ヘリポートに離着陸するヘリとの通信の確保 ・ 患者、避難住民、物資等のヘリ搬送に係る調整、支援	防災無線 消防無線 衛星携帯
地域内輸送拠点	受援市町	地域内輸送拠点	受援市町村 長の指名する者	受援市町の職員 応援市町の職員 物流コーディネーター 施設管理者 輸送関係業者等 ボランティア等他	地域内輸送拠点における物資等の受入・仕分・搬送に関する事 ① 物資の搬送等に関する市災害対策本部との連絡調整 ② 物資の搬送等に関する輸送業者との調整、実施確認	防災無線 衛星携帯
現地調整所	受援市町	被災現場	受援市町村 消防長等の 指名する者	消防現場指揮所 救助関係機関等	現場における活動調整に係る次の事項に関する事 ① 搜索救助活動に係る情報の共有 ② 搜索救助活動の手順、連携、区域配分 ③ 安全確保及び通信等統制に関する事項 ④ 救護活動、搬送先病院、搬送手段等 ⑤ ヘリポート等の開設運営支援に関する次のこと。 ・ ヘリポート全般の安全確保に必要な事項 ・ ヘリポートに離着陸するヘリとの通信の確保 ・ 救出者のヘリ搬送に係る調整、要請、地上搬送、搭載	防災相互波 消防無線 衛星携帯 その他

【7】 県及び支援市町が設置する調整所等と所掌事務（基準）

区分	設置主体	設置場所	責任者	構成機関等	所掌事務	通信
支援市町村	支援市町村 支援対策本部	市町村役場等	支援市町村 長の指名する者	支援市町村 関係機関等 県の連絡員 (地方支部の職員)	被災地に対する支援に関する次の事項の調整に関する事 ① 職員の派遣時期、場所、活動内容等 ② 物資の調達・受入・搬送 ③ ボランティアの調整、派遣 ④ 避難者の受入、その他、被災者支援に関する事項	防災無線 TV会議 衛星携帯
広域進出拠点、進出拠点	運営班 県 (当該地方支部)	〇西階総合運動公園 〇高千穂町総合公園 〇都市公設地方卸売市場 〇霧島SA 〇えびのPA(下り線) 〇えびのPA(上り線)	当該地方支部 長の指名する者	県の職員 (地方支部の職員) 施設等管理事務所 消防、(警察)	進出拠点に集結する機関等に対する次の事項に関する事 ① 進出拠点の開設運営、受入及び進出支援 ② 広域参集する機関等に係る情報の収集、通報連絡 ③ 広域参集機関に対する情報の提供 ④ 広域参集機関の休養・補給に係る調整 ④ ヘリポート等の開設運営支援に関する次のこと。 ・ ヘリポート全般の安全確保に必要な事項 ・ ヘリポートに離着陸するヘリとの通信の確保 ・ 避難住民、物資等のヘリ搬送に係る調整、支援	防災無線(車 載型) 衛星携帯 既設NTT 消防無線
災害拠点病院	運営支援班 県 (当該地方支部)	災害拠点病院	当該地方支部 長の指名する者	県の職員 (地方支部の職員) 消防 (警察) ボランティア等	隣接するヘリポートの開設運営、患者搬送支援に関する事 ① ヘリポート全般の安全確保に必要な事項 ② 患者の搬送支援 (③ ヘリポートに離着陸するヘリとの通信の確保)	防災無線 衛星携帯
広域物資輸送拠点	緊急物資対策チーム 県	(南郷くろしおドーム) (経済連携推進流通センター) 九州西濃運輸宮崎支店 高千穂家畜市場 都城トラック団地	県知事の指名 する者	県の職員 (地方支部の職員) 物流コーディネーター 施設管理者 輸送関係業者等 ボランティア等他	広域物資搬送拠点における物資の受入・配分・払出に関する事 ① 物資の仕分け等に関する県災害対策本部との連絡・調整 ② 物資の仕分け、搬送に関する輸送業者との調整、実施確認	防災無線(車 載型) 衛星携帯

【8】被害及び被災者支援等の見積もり

南海トラフ地震が発生した場合は、被害全容の把握を待つことなく、「被害想定」を基に、先手先手の対策を練る必要がある。そのため、以下の資料を参考に、被害予測等を実施する。

分析Gは特にこの見積もりと実被害の齟齬に注視しておくこと。

※ 「被害想定」「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等については、令和7年4月1日時点のもの。

※ 「被害想定」については令和7年度に、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」については令和8年度に改訂されるため、両者が改訂された後、本書も改訂する予定。

※ 最新のデータは、下記フォルダを参照すること。
R:¥【重要】★総合対策部各G様式等保管フォルダ★¥09 分析G

被害見積総括表 (ケース①冬深夜(但し、家屋被害は冬18時))

区分種別	累計	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市	日向市	串間市	西都市	えびの市	三股町	高原町	国富町	綾町	高鍋町	新富町	西米良村	木城町	川南町	都農町	門川町	諸塚村	椎葉村	美郷町	高千穂町	白之影町	五ヶ瀬町	
		死者	15,250	2,100	60	3,300	1,000	10	5,900	70	200	20	10	10	70	20	400	250		60	520	250	1,000		0	10		
負傷者合計	18,150	6,400	960	2,800	750	180	2,000	130	810	310	150	30	360	120	780	530	10	200	770	320	450	10	10	70				
内 重傷	9,940	3,600	540	1,500	390	100	1,000	60	450	170	90	20	200	70	440	290		120	430	180	240	10	10	40				
内 軽傷	8,210	2,800	420	1,300	360	80	1,000	70	360	140	60	10	160	50	340	240	10	80	340	140	210	10	0	30	0	0	0	
救助被害	23,810	11,000	150	5,100	570	20	3,200	10	640	40	30	0	190	50	1,000	490	0	160	420	190	540	0	0	10	0	0	0	
救助救急	405	187	3	87	10	0	54	0	11	1	1	0	3	1	17	8	0	3	7	3	9	0	0	0	0	0	0	
医療救護	46,830	14,000	9,500	3,100	1,600	2,400	2,400	630	1,800	1,600	940	380	1,400	460	1,500	1,100	100	430	860	530	690	90	90	420	460	220	130	
要入院	0																											
要外来	577	19	19	49	21	4	17	17	16	5	6			6				15	9	1	5	2	31	62	51	94	70	58
孤立集落	71	5	0	20	5	0	14	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	4	1	0	1	3	0	2	0	
農業集落	41	3		5	2		6	1	8									4	1	4	1		1	3		2		
漁業集落	30	2		15	3		8	2																				
要入院患者数	3,900	1,700	400	580	230	110	260	30	120	40	10	10	40		90			10	120	20	100			10	10	10	10	
医療需要	15,430	5,500	950	2,400	720	210	1,900	100	600	220	100	20	250	70	560	320		130	600	230	450	10	10	50	10	10	10	
要外来	8,220	2,800	420	1,300	360	80	1,000	70	350	130	70	10	160	50	350	240		90	340	150	210		10	30				
被害計	33,120	11,700	1,660	7,000	3,360	700	2,930	240	1,150	980	290	60	60	30	630	170	0	130	20	50	1,950	0	0	10	0	0	0	
液状	5,570	1,800	260	1,400	660	100	430	50	190	130	30	10	10	10	100	20		20		10	350							
全壊	27,550	9,900	1,400	5,600	2,700	600	2,500	190	960	850	260	50	50	30	530	150		110	20	40	1,600			10				
半壊	106,990	38,000	6,970	14,900	3,870	1,300	9,200	570	5,600	1,780	1,130	190	2,770	850	4,800	3,400	50	1,420	4,900	2,100	2,360	60	110	600	10	30	20	
被害計	41,200	15,000	770	5,600	770	100	4,200	40	2,800	280	150	10	970	250	2,800	1,900		820	2,700	1,000	960		10	70				
全壊	65,790	23,000	6,200	9,300	3,100	1,200	5,000	530	2,800	1,500	980	180	1,800	600	2,000	1,500	50	600	2,200	1,100	1,400	60	100	530	10	30	20	
半壊	1,290	210	90	370	170	20	90	40	30	0	20	10	30	10	10	30	10	10	10	10	50	10	10	50	0	0	0	
被害計	420	70	30	130	60	10	30	10	10	10	10	10	10	10	10	10				20			20					
全壊	870	140	60	240	110	10	60	30	20		10	10	20	10	10	20	10	10	10	10	30	10	10	30				
半壊	50,260	11,200	0	15,300	4,400	0	12,500	400	0	0	0	0	0	0	1,650	360	0	0	240	180	4,030	0	0	0	0	0	0	
被害計	30,490	5,200		9,300	2,700		9,000	80							450	70			170	120	3,400							
全壊	19,770	6,000		6,000	1,700		3,500	320							1,200	290			70	60	630							
半壊	2,930	2,100	30	420	20	0	80	0	50	10	10	0	20	10	90	20	0	10	20	20	20	0	0	0	0	0	0	
被害計	128	88	2	18	1	1	3		2	1	1	1	1	1	4	1		1	1	1	1							
発生件数	2,930	2,100	30	420	20		80		50	10	10		20	10	90	20		20	20	20	20							
消失	194,590	63,210	8,750	37,990	11,820	2,020	24,800	1,250	6,830	2,770	1,450	260	2,880	900	7,180	3,980	60	1,570	5,190	2,360	8,410	70	120	660	10	30	20	
家屋被害見積合計	80,610	24,170	1,090	16,850	4,210	210	13,740	180	3,050	420	200	20	1,010	260	3,440	2,020	0	850	2,890	1,150	4,750	0	10	90	0	0	0	
全壊合計	113,980	39,040	7,660	21,140	7,610	1,810	11,060	1,070	3,780	2,350	1,250	240	1,870	640	3,740	1,960	60	720	2,300	1,210	3,660	70	110	570	10	30	20	
半壊合計	111,520	110,360	130	240	140	40	180	50	60	10	10	0	20	0	70	40	0	10	50	30	80	0	0	0	0	0	0	
災害廃棄物等合計	1,170	360	30	240	60	10	180	40	10	10		20	20		50	30		10	40	20	60							
災害廃棄物	110,350	110,000	100		80	30	50	20							20	10			10	10	20							
津波堆積物																												

被害見積積総括表（ケース①冬深夜（但し、家屋被害は冬18時））

区分種別	累計																									
	道	宮崎市	都城	延岡	日向	小笠原	日向市	西郷市	三股市	高良町	国富町	綾町	高鍋町	新富町	西郷町	木城町	川南町	都農町	門川町	諸塚村	椎葉村	美郷町	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	
道路	1,460	300	160	180	70	70	120	30	60	50	20	20	10	30	30	20	20	40	20	50	20	30	40	10	20	10
道路被害箇所合計	310	70	160	90	20	20	80	10												40						
浸水域内	1,150	230	160	90	50	70	40	20	60	50	20	20	10	30	30	20	20	40	20	10	20	30	40	10	20	10
浸水域外	643,300	228,000	97,000	73,000	33,000	28,000	35,000	13,000	18,000	14,000	13,000	4,300	4,300	12,000	8,700	1,100	2,700	8,700	5,800	9,500	1,600	2,400	4,500	7,700	2,900	2,500
電灯軒数	583,940	220,000	82,000	69,000	28,000	22,000	34,000	9,300	18,000	12,000	11,000	4,000	4,000	11,000	8,600	840	2,700	8,600	5,700	9,200	1,200	1,700	3,900	2,500	1,300	
後停電軒数	90.8%	96.5%	84.5%	94.5%	84.8%	78.6%	97.1%	71.5%	100.0%	85.7%	69.5%	100.0%	93.0%	100.0%	98.9%	76.4%	100.0%	98.9%	98.3%	96.8%	75.0%	70.8%	86.7%	32.5%	44.8%	
4日後停電軒数	119,740	48,000	3,300	22,000	3,400	540	17,000	160	4,100	490	30	1,800	470	4,600	3,100	20	950	2,500	1,400	5,100	20	30	170			
1日後停電軒数	58,240	17,000	260	15,000	2,400	60	14,000	30	800	50	40	10	320	70	1,700	770	200	670	340	4,500			10	10		
1日後停電率	9.1%	7.5%	0.3%	20.5%	7.3%	0.2%	40.0%	0.2%	4.4%	0.4%	0.3%	1.6%	14.2%	8.9%	0.0%	7.4%	7.7%	5.9%	47.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	
対象需要家数	43,200	24,000	17,000	2,200																						
直接供給停止	33,700	19,000	13,000	1,700																						
率	78.0%	79.2%	76.5%	77.3%																						
1日後供給停止	22,900	13,000	8,800	1,100																						
1日後供給停止率	53.0%	54.2%	51.8%	50.0%																						
1日後供給停止率	0	0	0	0																						
1日後供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																						
社会基础设施被害	1,068,460	397,000	160,000	121,000	53,000	44,000	80,000	18,000	27,000	19,000	25,000	8,900	7,000	20,000	18,000	710	4,900	15,000	10,000	18,000	710	740	5,000	11,000	2,700	2,800
1日後断水人口	907,720	380,000	107,000	115,000	40,000	23,000	59,000	7,200	26,000	13,000	19,000	3,100	18,000	20,000	18,000	340	4,900	15,000	9,800	17,000	350	370	3,600	830	370	560
1日後断水率	85.0%	95.7%	66.9%	95.0%	75.5%	52.3%	98.3%	40.0%	96.3%	68.4%	76.0%	34.8%	94.7%	100.0%	100.0%	47.9%	100.0%	100.0%	98.0%	94.4%	49.3%	50.0%	72.0%	7.5%	13.7%	20.0%
1ヶ月後断水人口	681,060	296,000	57,000	95,000	27,000	11,000	35,000	3,000	21,000	7,200	11,000	1,200	13,000	19,000	16,000	150	4,400	13,000	7,900	16,000	170	180	2,000	250	120	190
1ヶ月後断水率	63.7%	74.6%	35.6%	78.5%	50.9%	25.0%	91.7%	16.7%	77.8%	37.9%	44.0%	13.5%	68.4%	95.0%	88.9%	21.1%	89.8%	86.7%	79.0%	88.9%	23.9%	24.3%	40.0%	2.3%	4.4%	6.8%
1ヶ月後断水率	243,650	97,000	8,200	43,000	8,500	1,300	33,000	390	7,200	1,100	1,700	100	3,400	11,000	7,400	20	2,200	5,500	2,800	11,000	20	20	300			
1ヶ月後断水率	22.8%	24.4%	5.1%	35.5%	16.0%	3.0%	55.0%	2.2%	26.7%	5.8%	6.8%	1.1%	17.9%	42.0%	41.1%	2.8%	44.9%	36.7%	28.0%	61.1%	2.8%	2.7%	6.0%	0.0%	0.0%	
如理人口	706,410	375,000	84,000	100,000	22,000	16,000	38,000	4,800	17,000	12,000	12,000	660	8,000	7,200	7,200	530	3,700	4,400	4,500	1,600	230	30	2,300	4,000	260	
直後支障人口	672,870	369,000	71,000	99,000	19,000	12,000	38,000	3,500	17,000	11,000	470	7,700	4,300	7,200	7,200	400	3,700	4,400	4,500	1,600	170	20	2,000	1,300	110	
直後支障率	95.3%	98.4%	84.5%	99.0%	86.4%	75.0%	100.0%	72.9%	100.0%	91.7%	71.2%	96.3%	93.5%	100.0%	100.0%	75.5%	100.0%	97.8%	100.0%	73.9%	66.7%	87.0%	32.5%	42.3%		
1ヶ月後支障人口	348,940	216,000	51,000	86,000	2,900	60	35,000	20	2,100	90	90	0.0%	6.8%	4.8%	27.8%	0.0%	21.1%	28.9%	28.9%	1,400			20			
1ヶ月後支障率	49.4%	57.6%	0.6%	86.0%	13.2%	0.4%	92.1%	0.4%	12.4%	0.8%	0.0%	0.0%	6.8%	4.8%	27.8%	0.0%	21.1%	28.9%	28.9%	87.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%		
1ヶ月後支障率	314,230	197,000	40	81,000	1,300	32,000	10	230	10	10	10	40	20	500	1,200	120	760	760	760	1,200						
1ヶ月後支障率	44.5%	52.5%	0.0%	81.0%	5.9%	0.0%	84.2%	0.2%	1.4%	0.1%	0.0%	0.5%	0.4%	6.9%	0.0%	3.2%	16.9%	16.9%	16.9%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
回線数	337,550	115,000	50,000	35,000	20,000	18,000	7,500	10,000	8,200	6,400	3,700	6,400	2,300	6,700	5,400	630	1,600	5,300	3,500	4,600	820	1,200	2,200	2,500	1,200	1,400
直後不通回線数	306,750	111,000	42,000	34,000	17,000	14,000	17,000	5,400	10,000	6,900	5,700	2,600	2,100	6,700	5,400	480	1,600	5,200	3,500	4,600	600	850	1,900	790	510	720
直後不通率	90.9%	96.5%	84.0%	97.1%	85.0%	77.8%	94.4%	72.0%	100.0%	84.1%	89.1%	70.3%	96.9%	100.0%	100.0%	76.2%	100.0%	98.1%	100.0%	100.0%	73.2%	70.8%	86.4%	31.6%	42.5%	
1ヶ月後不通回線数	47,790	14,000	130	13,000	2,800	40	11,000	20	450	30	20	190	40	1,300	560	120	520	260	3,300	3,300			10			
1ヶ月後不通率	14.2%	12.2%	0.3%	37.1%	14.0%	0.2%	61.1%	0.3%	4.5%	0.4%	0.3%	3.0%	1.7%	19.4%	10.4%	0.0%	7.5%	9.8%	7.4%	71.7%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%		
1ヶ月後不通率	22,970	5,300		6,800	10		6,800	10						490	90	130	50	2,100	50	2,100						
1ヶ月後不通率	6.8%	4.6%	0.0%	19.4%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	1.7%	0.0%	0.0%	2.5%	1.4%	45.7%	0.0%	0.0%	0.0%			
直後停波局率	13%	14%	12%	14%	13%	11%	14%	10%	14%	12%	13%	10%	14%	15%	15%	11%	14%	14%	14%	14%	11%	11%	13%	5%	6%	
1日後停波局率	69%	82%	43%	79%	49%	33%	95%	27%	91%	43%	51%	23%	79%	100%	100%	30%	100%	97%	91%	94%	30%	28%	47%	7%	15%	
1W後停波局率	22%	13%	13%	35%	20%	12%	54%	11%	19%	13%	13%	10%	17%	28%	23%	23.1%	22%	22%	20%	62%	11%	11%	13%	5%	7%	

被害見積総括表 (ケース①冬深夜(但し、家屋被害は冬18時))

区分	種別	累計	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市	日向市	串間市	西都市	えびの市	三股町	高原町	国富町	綾町	高鍋町	新富町	西米良村	木城町	川南町	都農町	門川町	諸塚村	椎葉村	美郷町	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町		
避難者の推移	1 避難者	人	308,530	123,000	5,000	66,000	15,400	1,030	38,000	1,370	9,200	1,150	880	100	3,000	750	12,100	7,300	20	2,150	5,900	3,300	12,500	40	50	270	0	10	10	
	日 避難所	人	196,180	77,000	3,000	43,000	10,000	620	25,000	890	5,500	690	530	60	1,800	450	7,700	4,500	10	1,300	3,600	2,000	8,300	20	30	160		10	10	
	後 避難所外	人	112,350	46,000	2,000	23,000	5,400	410	13,000	480	3,700	460	350	40	1,200	300	4,400	2,800	10	850	2,300	1,300	4,200	20	20	110				
	1 避難者	人	368,090	155,000	19,000	61,000	15,700	3,800	35,500	1,270	13,400	2,800	3,600	420	5,800	1,760	11,700	8,800	80	2,800	7,900	4,400	12,000	140	220	780	80	60	80	
	W 避難所	人	233,130	90,000	9,500	46,000	11,000	1,900	29,000	720	6,700	1,400	1,800	210	2,900	880	7,500	4,800	40	1,400	4,300	2,400	10,000	70	110	390	40	30	40	
	後 避難所外	人	134,960	65,000	9,500	15,000	4,700	1,900	6,500	550	6,700	1,400	1,800	210	2,900	880	4,200	4,000	40	1,400	3,600	2,000	2,000	70	110	390	40	30	40	
	1 避難者	人	359,810	157,000	12,300	59,000	13,100	2,280	36,000	780	14,300	2,130	2,410	190	5,600	1,590	13,100	10,400	40	3,300	8,700	4,700	12,100	90	130	540	0	10	20	
	月 避難所	人	108,250	47,000	3,700	18,000	3,900	680	11,000	230	4,300	630	710	60	1,700	490	3,900	3,100	10	1,000	2,600	1,400	3,600	30	40	160			10	
	後 避難所外	人	251,560	110,000	8,600	41,000	9,200	1,600	25,000	550	10,000	1,500	1,700	130	3,900	1,100	9,200	7,300	30	2,300	6,100	3,300	8,500	60	90	380		10	10	
	1 避難者	人	67,120	24,100	1,130	15,100	4,600	290	7,900	400	2,360	310	210	20	720	170	2,800	1,400	0	400	1,650	720	2,730	10	20	80	0	0	0	0
日 避難所	人	42,680	15,000	680	9,900	3,000	170	5,200	260	1,400	190	130	10	430	100	1,800	860		240	1,000	440	1,800	10	10	50					
後 避難所外	人	24,440	9,100	450	5,200	1,600	120	2,700	140	960	120	80	10	290	70	1,000	540		160	650	280	930		10	30					
1 避難者	人	81,780	31,000	4,400	14,400	4,600	1,080	7,600	370	3,600	780	860	100	1,380	380	2,670	1,690	20	520	2,200	990	2,740	40	60	260	0	20	20		
W 避難所	人	52,030	18,000	2,200	11,000	3,200	540	6,200	210	1,800	390	430	50	690	190	1,700	920	10	260	1,200	540	2,300	20	30	130		10	10		
後 避難所外	人	29,750	13,000	2,200	3,400	1,400	540	1,400	160	1,800	390	430	50	690	190	970	770	10	260	1,000	450	440	20	30	130		10	10		
1 避難者	人	78,930	31,400	2,850	13,600	4,000	640	7,600	230	3,700	570	570	40	1,340	360	3,000	1,990	10	630	2,430	1,040	2,700	30	30	170	0	0	0	0	
月 避難所	人	23,660	9,400	850	4,100	1,200	190	2,300	70	1,100	170	170	10	400	110	900	590		190	730	310	800	10	10	50					
後 避難所外	人	55,270	22,000	2,000	9,500	2,800	450	5,300	160	2,600	400	400	30	940	250	2,100	1,400	10	440	1,700	730	1,900	20	20	120					
1 食料	食	706,248	277,200	10,800	154,800	36,000	2,232	90,000	3,204	19,800	2,484	1,908	216	6,480	1,620	27,720	16,200	36	4,680	12,960	7,200	29,880	72	108	576	0	36	36		
日 飲料水	ℓ	2,723,160	1,140,000	321,000	345,000	120,000	69,000	177,000	21,600	78,000	39,000	57,000	9,300	54,000	19,900	60,000	54,000	1,020	14,700	45,000	29,400	51,000	1,050	1,110	10,800	2,490	1,110	1,680		
後 毛布	枚	392,360	154,000	6,000	86,000	20,000	1,240	50,000	1,780	11,000	1,380	1,060	120	3,600	900	15,400	9,000	20	2,600	7,200	4,000	16,600	40	60	320	0	20	20		
1 食料	食	839,288	324,000	34,200	165,600	39,600	6,840	104,400	2,592	24,120	5,040	6,480	756	10,440	3,168	27,000	17,280	144	5,040	15,480	8,640	36,000	252	396	1,404	144	108	144		
W 飲料水	ℓ	2,043,180	888,000	171,000	285,000	81,000	33,000	165,000	9,000	63,000	21,600	33,000	3,600	39,000	12,900	57,000	48,000	450	13,200	39,000	23,700	48,000	510	540	6,000	750	360	570		
後 毛布	枚	466,260	180,000	19,000	92,000	22,000	3,800	58,000	1,440	13,400	2,800	3,600	420	5,800	1,760	15,000	9,600	80	2,800	8,600	4,800	20,000	140	220	780	80	60	80		
1 食料	食	389,700	169,200	13,320	64,800	14,040	2,448	39,600	828	15,480	2,268	2,556	216	6,120	1,764	14,040	11,160	36	3,600	9,360	5,040	12,960	108	144	576	0	0	36		
月 飲料水	ℓ	730,950	291,000	24,600	129,000	25,500	3,900	99,000	1,170	21,600	3,300	5,100	300	10,200	3,300	25,200	22,200	60	6,600	16,500	8,400	33,000	60	60	900	0	0	0		
後 毛布	枚	216,500	94,000	7,400	36,000	7,800	1,360	22,000	460	8,600	1,260	1,420	120	3,400	980	7,800	6,200	20	2,000	5,200	2,800	7,200	60	80	320	0	0	20		

被害見積総括表 (ケース②冬深夜(但し、家屋被害は冬18時))

区分種別	累計																										
	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市	日向市	串間市	西都市	えびの市	三股町	高原町	国富町	綾町	高鍋町	新富町	西米良村	木城町	川南町	都農町	門川町	諸塚村	椎葉村	美郷町	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	
死者	14,030	2,000	60	2,400	2,600	10	3,800	510	190	20	10	70	20	310	200	60	520	250	990	0	10	0	10	0	0	0	0
負傷者合計	20,010	6,300	1,000	2,700	2,100	180	1,900	910	790	290	140	40	360	120	790	530	210	760	310	480	10	10	70	0	0	0	0
内 重傷	10,930	3,500	570	1,500	1,100	100	970	460	450	160	80	20	200	70	440	290	120	430	170	250	0	0	40	0	0	0	0
内 軽傷	9,080	2,800	430	1,200	1,000	80	930	450	340	130	60	20	160	50	350	240	90	330	140	230	10	0	30	0	0	0	0
要救助者	22,140	10,000	150	3,800	1,900	20	2,500	280	620	30	20	180	60	820	510	170	410	190	470	0	0	10	0	0	0	0	0
要救助者*1.7%	376	170	3	65	32	0	43	5	11	1	0	3	1	14	9	0	3	7	3	8	0	0	0	0	0	0	0
帰宅困難者	46,830	14,000	9,500	3,100	1,600	2,400	2,400	630	1,800	1,600	940	380	1,400	460	1,500	1,100	430	860	530	690	90	90	420	460	220	130	
エレベーター内閉込め	0																										
医療救助	577	19	19	49	21	4	17	17	16	5	6	6	6	6		15	9	1	5	2	31	62	51	94	70	58	
孤立箇所	93	5	0	17	14	0	14	14	8	0	0	0	0	0	0	0	6	1	5	1	1	1	2	1	3	0	
農業集落	53	3		2	9		6	4	8								6	1	5	1	1	1	2	1	3	0	
漁業集落	40	2		15	5		8	10																			
要入院	4,020	1,700	400	550	370	110	250	60	120	40	10	40	80	80			10	120	20	100			10	10	10	10	
医療	16,450	5,400	980	2,300	1,800	210	1,600	570	590	210	90	30	250	70	550	310	130	590	220	450	10	10	50	10	10	10	
需要	9,140	2,800	440	1,300	1,000	80	900	460	350	120	60	20	150	50	350	230	90	330	140	230			10	30			
被害計	33,110	11,700	1,660	7,000	3,360	700	2,920	240	1,150	980	290	60	60	30	630	170	0	130	20	50	1,950	0	0	10	0	0	
全壊	5,560	1,800	260	1,400	660	100	420	50	190	130	30	10	10	100	20		20	20	10	350							
半壊	27,550	9,900	1,400	5,600	2,700	600	2,500	190	960	850	260	50	50	30	530	150	110	20	40	1,600			10				
揺れ	117,030	36,000	7,410	14,500	11,900	1,290	9,200	4,800	5,500	1,650	1,030	260	2,740	840	4,800	3,500	50	1,450	4,800	2,100	2,400	60	100	590	10	30	
全壊	47,690	14,000	810	5,200	6,700	90	4,200	2,100	2,700	250	120	10	940	240	2,800	2,000	860	2,600	1,000	1,000			70				
半壊	69,340	22,000	6,600	9,300	5,200	1,200	5,000	2,700	2,800	1,400	910	250	1,800	600	2,000	1,500	590	2,200	1,100	1,400	60	100	520	10	30		
傾斜	1,350	220	90	370	200	20	90	70	30	0	20	10	30	10	10	30	10	10	10	50	10	10	40	0	0	0	
地盤	420	70	30	130	60	10	30	20	10		10	10	10	10		10				20			10				
崩壊	930	150	60	240	140	10	60	50	20		10	20	20	10	10	20	10	10	10	30	10	10	30				
津波	40,670	9,800	0	10,900	3,800	0	10,600	880	0	0	0	0	0	0	920	190	0	210	170	3,200	0	0	0	0	0	0	
全壊	20,840	3,700		5,700	2,300		6,300	250						180	30			150	130	2,100							
半壊	19,830	6,100		5,200	1,500		4,300	630						740	160			60	40	1,100							
被害計	3,410	2,300	40	500	110	0	120	50	40	10	10	30	10	80	20	0	10	20	30	30	0	0	0	0	0	0	
発生件数	128	88	2	18	1	1	3	2	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
消失	3,410	2,300	40	500	110		120	50	40	10	10	30	10	80	20	0	10	20	30	30							
家屋被害見積合計	195,570	60,020	9,200	33,270	19,370	2,010	22,930	6,040	6,720	2,640	1,350	330	2,860	890	6,440	3,910	60	1,600	5,060	2,360	7,630	70	110	640	10	30	
全壊	77,920	21,870	1,140	12,930	9,830	200	11,070	2,470	2,940	390	170	20	990	250	3,160	2,080	0	890	2,770	1,170	3,500	0	0	80	0	0	
半壊	117,650	38,150	8,060	20,340	9,540	1,810	11,860	3,570	3,780	2,250	1,180	310	1,870	640	3,280	1,830	60	710	2,290	1,190	4,130	70	110	560	10	30	
災害廃棄物等 合計	111,520	110,360	130	240	140	40	180	50	60	10	10	0	20	0	70	40	0	10	50	30	80	0	0	0	0	0	
災害廃棄物	1,170	360	30	240	60	10	180		40	10	10	20	20	50	30		10	40	20	60							
津波堆積物	110,350	110,000	100		80	30	50	20					20	20	10		10	10	10	20							

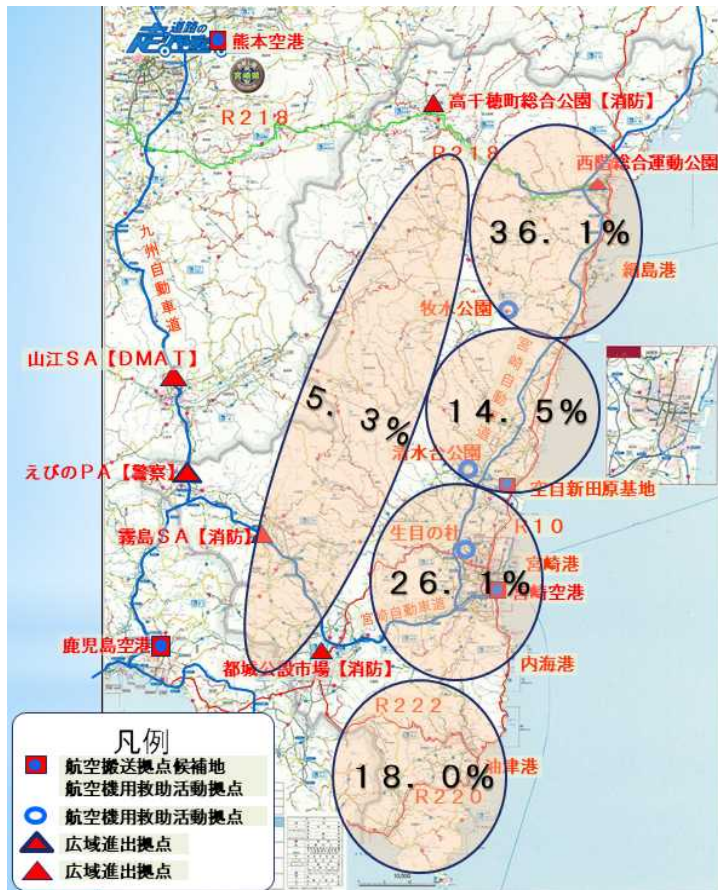
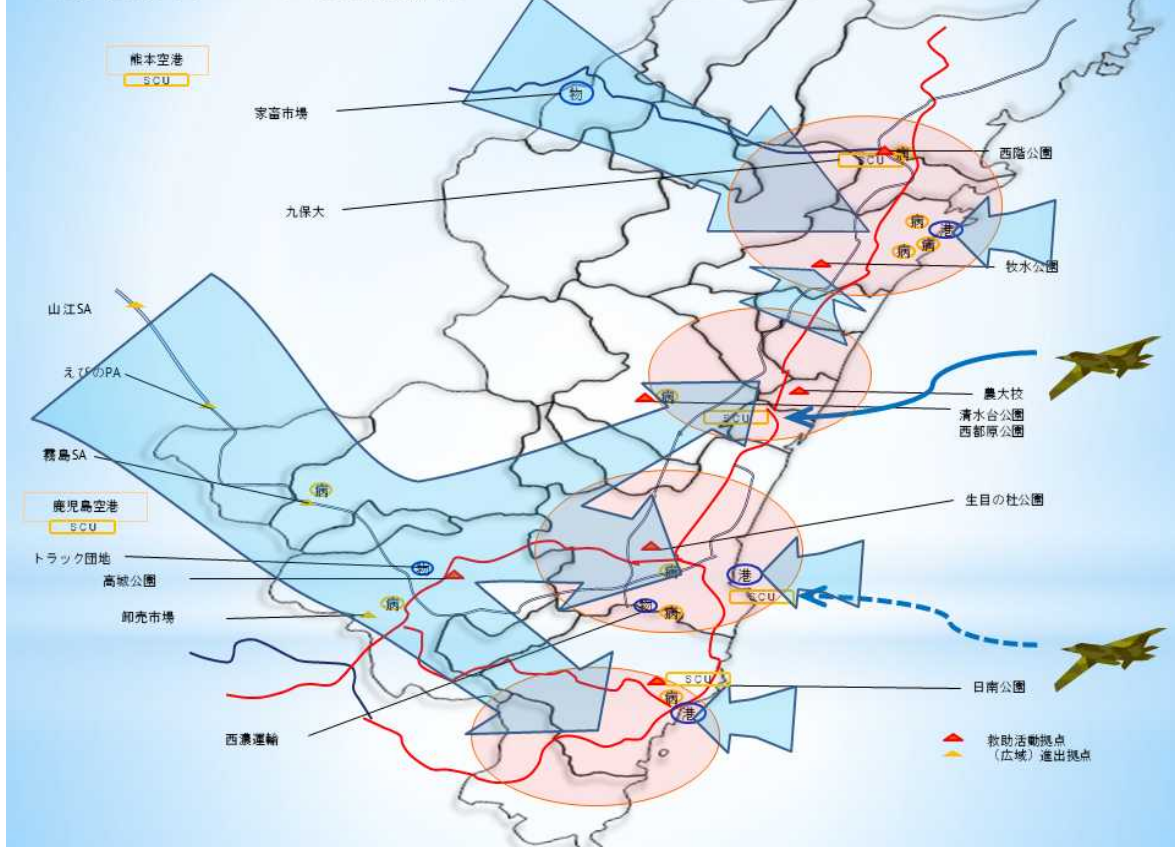
被害見積総括表（ケース②冬深夜（但し、家屋被害は冬18時））

区分種別	累計																		
	宮崎市	都城	延岡市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	
道路	1,430	290	170	90	70	90	40	60	50	20	20	30	10	30	40	20	20	30	10
道路被害箇所合計	240	60	170	90	70	90	40	60	50	20	20	30	10	30	40	20	20	30	10
浸水域内	1,190	230	170	90	70	90	40	60	50	20	20	30	10	30	40	20	20	30	10
浸水域外	643,300	228,000	97,000	73,000	33,000	35,000	13,000	18,000	14,000	13,000	5,900	11,000	4,300	12,000	8,700	1,100	2,700	8,700	2,900
電灯軒数	590,940	219,000	82,000	69,000	32,000	34,000	13,000	18,000	12,000	11,000	4,400	11,000	4,000	12,000	8,600	840	2,700	8,600	2,600
直後停電軒数	115,180	44,000	34,000	17,000	9,900	550	78,000	97.1%	85.7%	84.6%	74.6%	100.0%	93.0%	100.0%	98.9%	76.4%	100.0%	98.3%	96.8%
1日後停電軒数	17.9%	19.3%	3.5%	23.3%	30.0%	2.0%	40.0%	22.8%	3.4%	4.1%	1.0%	16.4%	10.7%	35.0%	24.1%	42.1%	1.3%	1.3%	3.8%
4日後停電軒数	46,040	13,000	260	10,000	4,800	60	9,700	610	40	40	10	310	70	1,100	710	210	670	340	3,300
1日後停電率	7.2%	5.7%	0.3%	13.7%	14.5%	0.2%	27.7%	4.7%	0.3%	0.3%	0.2%	2.8%	1.6%	9.2%	8.2%	7.8%	7.7%	5.7%	34.7%
4日後停電率	49,800	29,000	17,000	3,800															
復旧対象需要数	39,000	23,000	13,000	3,000															
直供給停止	78.3%	79.3%	76.5%	78.9%															
1日後供給停止	25,900	15,000	8,900	2,000															
4日後供給停止	52.0%	51.7%	52.4%	52.6%															
1日後供給停止	0	0	0	0															
4日後供給停止	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%															
給水人口	1,068,460	397,000	160,000	121,000	53,000	44,000	60,000	18,000	27,000	19,000	8,900	19,000	7,000	20,000	18,000	710	4,900	15,000	10,000
1日断水人口	928,180	378,000	109,000	113,000	52,000	23,000	59,000	17,000	26,000	13,000	19,000	3,800	18,000	6,200	18,000	310	4,900	15,000	9,800
1日後断水率	86.9%	95.2%	68.1%	93.4%	98.1%	52.3%	98.3%	94.4%	96.3%	68.4%	76.0%	42.7%	88.6%	100.0%	100.0%	43.7%	100.0%	100.0%	98.0%
1日後断水人口	691,260	289,000	58,000	88,000	45,000	11,000	53,000	13,000	21,000	7,100	10,000	1,600	13,000	4,200	16,000	130	4,500	13,000	7,900
1日後断水率	64.7%	72.8%	36.3%	72.7%	84.9%	25.0%	88.3%	72.2%	77.8%	37.4%	40.0%	18.0%	68.4%	60.0%	88.9%	18.3%	91.8%	86.7%	79.0%
1日後断水人口	233,110	90,000	8,400	33,000	21,000	1,300	27,000	3,800	7,100	1,100	1,500	170	3,300	1,000	8,100	10	2,300	5,500	2,700
1日後断水率	21.8%	22.7%	5.3%	27.3%	39.6%	3.0%	45.0%	21.1%	26.3%	5.8%	6.0%	1.9%	17.4%	14.3%	40.5%	1.4%	46.9%	36.7%	27.0%
処理人口	706,410	375,000	84,000	100,000	22,000	16,000	38,000	4,800	17,000	12,000	660	8,000	4,600	7,200	6,000	230	3,700	4,500	1,600
直支障人口	661,100	365,000	71,000	89,000	22,000	12,000	37,000	4,700	17,000	10,000	500	7,700	4,300	7,200	400	3,700	4,400	4,400	1,600
1日後支障率	93.6%	97.3%	84.5%	89.0%	100.0%	75.0%	97.4%	97.9%	100.0%	83.3%	75.8%	96.3%	93.5%	100.0%	75.5%	100.0%	97.8%	100.0%	73.9%
1日後支障人口	248,950	119,000	520	82,000	6,300	70	33,000	340	2,100	80	520	210	1,600	20	1,100	790	1,300	1,100	1,100
1日後支障率	35.2%	31.7%	0.6%	82.0%	28.6%	0.4%	86.8%	7.1%	12.4%	0.7%	0.0%	6.5%	4.6%	22.2%	0.0%	21.4%	28.9%	68.8%	810
1日後支障人口	207,740	94,000	40	78,000	2,400	10	31,000	20	240	10	10	40	20	280		130	740	810	810
1日後支障率	29.4%	25.1%	0.0%	78.0%	10.9%	0.1%	81.6%	0.4%	1.4%	0.1%	0.0%	0.5%	0.4%	3.9%	0.0%	3.5%	16.4%	50.6%	50.6%
回線数	337,550	115,000	50,000	35,000	20,000	18,000	18,000	7,500	10,000	8,200	6,400	3,700	6,400	2,300	6,700	5,400	1,600	5,300	3,500
直不通回線数	309,580	110,000	42,000	33,000	20,000	14,000	17,000	7,300	10,000	6,900	5,600	2,800	6,200	2,100	6,700	5,400	480	5,200	3,400
1日後不通率	91.7%	95.7%	84.0%	94.3%	100.0%	77.8%	94.4%	97.3%	100.0%	84.1%	87.5%	75.7%	96.9%	91.3%	100.0%	76.2%	100.0%	98.1%	97.1%
1日後不通回線数	37,740	10,000	140	8,700	4,900	40	8,100	470	450	20	20	10	180	40	710	470	120	520	2,600
1日後不通率	11.2%	8.7%	0.3%	24.9%	24.5%	0.2%	45.0%	6.3%	4.5%	0.2%	0.3%	0.3%	2.8%	1.7%	10.6%	8.7%	7.5%	9.8%	56.5%
1日後不通回線数	16,460	3,500	4,400	2,200	4,400	2,000	4,400	120	400	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
1日後不通率	4.9%	3.0%	0.0%	12.6%	11.0%	0.0%	24.4%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	32.6%
直後停波局率	13%	14%	12%	14%	14%	12%	14%	14%	14%	12%	13%	11%	14%	14%	15%	15%	11%	14%	14%
1日後停波局率	71%	81%	44%	76%	91%	34%	93%	82%	90%	43%	48%	28%	78%	66%	100%	100%	30%	100%	98%
1日後停波局率	21%	20%	13%	28%	29%	12%	42%	19%	19%	13%	13%	11%	17%	15%	23%	23%	11%	22%	22%

被害見積総括表 (ケース②冬深夜(但し、家屋被害は冬18時))

区分種別	累計																												
	宮崎市	都城	延岡市	日南市	小林市	日向市	串間市	西都市	えびの市	三股町	高原町	国富町	綾町	高鍋町	新富町	西米良村	木城町	川南町	都農町	門川町	諸塚村	榎葉村	美郷町	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町			
避難者	人	253,090	115,000	5,200	23,700	10,900	1,000	35,000	6,800	9,000	1,070	800	130	3,000	740	10,600	6,900	20	2,170	5,900	3,100	11,700	40	50	250	0	10	10	
日	避難所	人	142,670	72,000	3,100	3,700	600	23,000	4,300	5,400	640	480	80	1,800	440	6,600	4,200	10	1,300	3,600	1,900	7,700	20	30	150		10	10	
後	避難所外	人	110,420	43,000	2,100	20,000	400	12,000	2,500	3,600	430	320	50	1,200	300	4,000	2,700	10	870	2,300	1,200	4,000	20	20	100				
1	避難者	人	234,780	14,900	19,600	54,000	29,000	3,800	31,600	7,600	13,200	2,800	3,400	560	5,600	1,720	11,300	8,900	80	2,800	7,800	4,400	10,400	140	200	760	80	80	
W	避難所	人	148,740	8,500	9,800	38,000	19,000	1,900	25,000	4,500	6,600	1,400	1,700	280	2,800	860	6,500	4,700	40	1,400	4,300	2,400	8,400	70	100	380	40	40	
後	避難所外	人	86,040	6,400	9,800	16,000	10,000	1,900	6,600	3,100	6,600	1,400	1,700	280	2,800	860	4,800	4,200	40	1,400	3,500	2,000	2,000	70	100	380	40	40	
1	避難者	人	364,280	150,000	12,700	51,000	31,400	2,280	32,700	7,600	14,100	2,010	2,150	280	5,400	1,570	12,900	10,600	40	3,400	8,600	4,700	10,100	80	110	530	10	10	
月	避難所	人	108,810	45,000	3,800	15,000	9,400	680	9,700	2,300	4,200	610	650	80	1,600	470	3,900	3,200	10	1,000	2,600	1,400	3,000	20	30	160			
後	避難所外	人	255,470	105,000	8,900	36,000	22,000	1,600	23,000	5,300	9,900	1,400	1,500	200	3,800	1,100	9,000	7,400	30	2,400	6,000	3,300	7,100	60	80	370	10	10	
1	避難者	人	66,980	22,700	1,190	13,000	7,700	280	7,300	1,930	2,330	290	190	30	700	170	2,410	1,330	0	420	1,630	690	2,580	10	20	80	0	0	0
日	避難所	人	42,150	14,000	710	8,400	4,900	170	4,800	1,200	1,400	170	110	20	420	100	1,500	810		250	1,000	420	1,700	10	10	50			
後	避難所外	人	24,830	8,700	480	4,600	2,800	110	2,500	730	930	120	80	10	280	70	910	520		170	630	270	880			30			
1	避難者	人	83,180	30,000	4,600	12,200	8,900	1,080	6,700	2,210	3,400	760	800	140	1,360	370	2,600	1,690	20	540	2,190	990	2,240	40	60	240	20	20	
W	避難所	人	50,650	17,000	2,300	8,600	5,800	540	5,300	1,300	1,700	380	400	70	680	180	1,500	890	10	270	1,200	530	1,800	20	30	120	10	10	
後	避難所外	人	32,530	13,000	2,300	3,600	3,100	540	1,400	910	1,700	380	400	70	680	190	1,100	800	10	270	990	450	440	20	30	120	10	10	
1	避難者	人	81,650	30,000	2,980	11,700	9,400	630	6,700	2,160	3,700	540	520	70	1,310	340	2,990	2,010	10	640	2,420	1,030	2,270	30	30	170	0	0	
月	避難所	人	24,420	9,000	880	3,500	2,800	190	2,000	660	1,100	160	160	20	390	100	890	610		190	720	310	670	10	10	50			
後	避難所外	人	57,230	21,000	2,100	8,200	6,600	440	4,700	1,500	2,600	380	360	50	920	240	2,100	1,400	10	450	1,700	720	1,600	20	20	120			
1	食料	食	513,612	259,200	11,160	13,320	5,760	2,160	82,800	15,480	19,440	2,304	1,728	288	6,480	1,584	23,760	15,120	36	4,680	12,960	6,840	27,720	72	108	540	0	36	36
日	飲料水	ℓ	2,784,540	1,134,000	327,000	339,000	156,000	69,000	177,000	51,000	78,000	39,000	57,000	11,400	54,000	18,600	60,000	54,000	930	14,700	45,000	29,400	51,000	990	1,050	10,800	2,910	1,140	1,620
後	毛布	枚	285,340	144,000	6,200	7,400	3,200	1,200	46,000	8,600	10,800	1,280	960	160	3,600	880	13,200	8,400	20	2,600	7,200	3,800	15,400	40	60	300	0	20	20
1	食料	食	535,464	30,600	35,280	136,800	68,400	6,840	90,000	16,200	23,760	5,040	6,120	1,008	10,080	3,096	23,400	16,920	144	5,040	15,480	8,640	30,240	252	360	1,368	144	108	144
W	飲料水	ℓ	2,073,780	867,000	174,000	264,000	135,000	33,000	159,000	39,000	63,000	21,300	30,000	4,600	39,000	12,600	54,000	48,000	390	13,500	39,000	23,700	45,000	480	510	5,700	900	360	540
後	毛布	枚	297,480	17,000	19,600	76,000	38,000	3,800	50,000	9,000	13,200	2,800	3,400	560	5,600	1,720	13,000	9,400	80	2,800	8,600	4,800	16,800	140	200	760	80	80	80
1	食料	食	391,716	162,000	13,680	54,000	33,940	2,448	34,920	8,280	15,120	2,196	2,340	288	5,760	1,692	14,040	11,520	36	3,600	9,360	5,040	10,800	72	108	576	0	0	0
月	飲料水	ℓ	699,330	270,000	25,200	99,000	63,000	3,900	81,000	11,400	21,300	3,300	4,500	510	9,900	3,000	24,300	23,100	30	6,900	16,500	8,100	23,400	60	60	870	0	0	0
後	毛布	枚	217,620	90,000	7,600	30,000	18,800	1,360	19,400	4,600	8,400	1,220	1,300	160	3,200	940	7,800	6,400	20	2,000	5,200	2,800	6,000	40	60	320	0	0	0

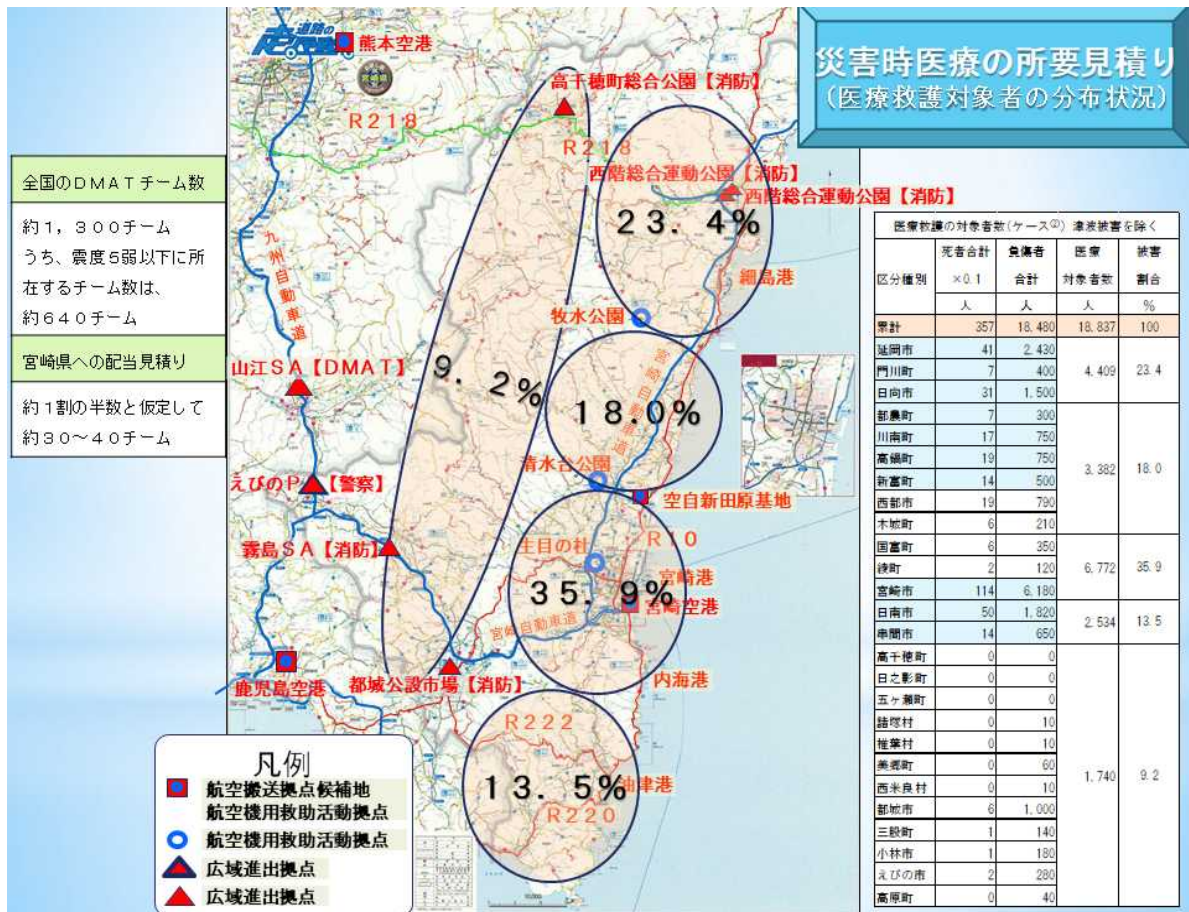
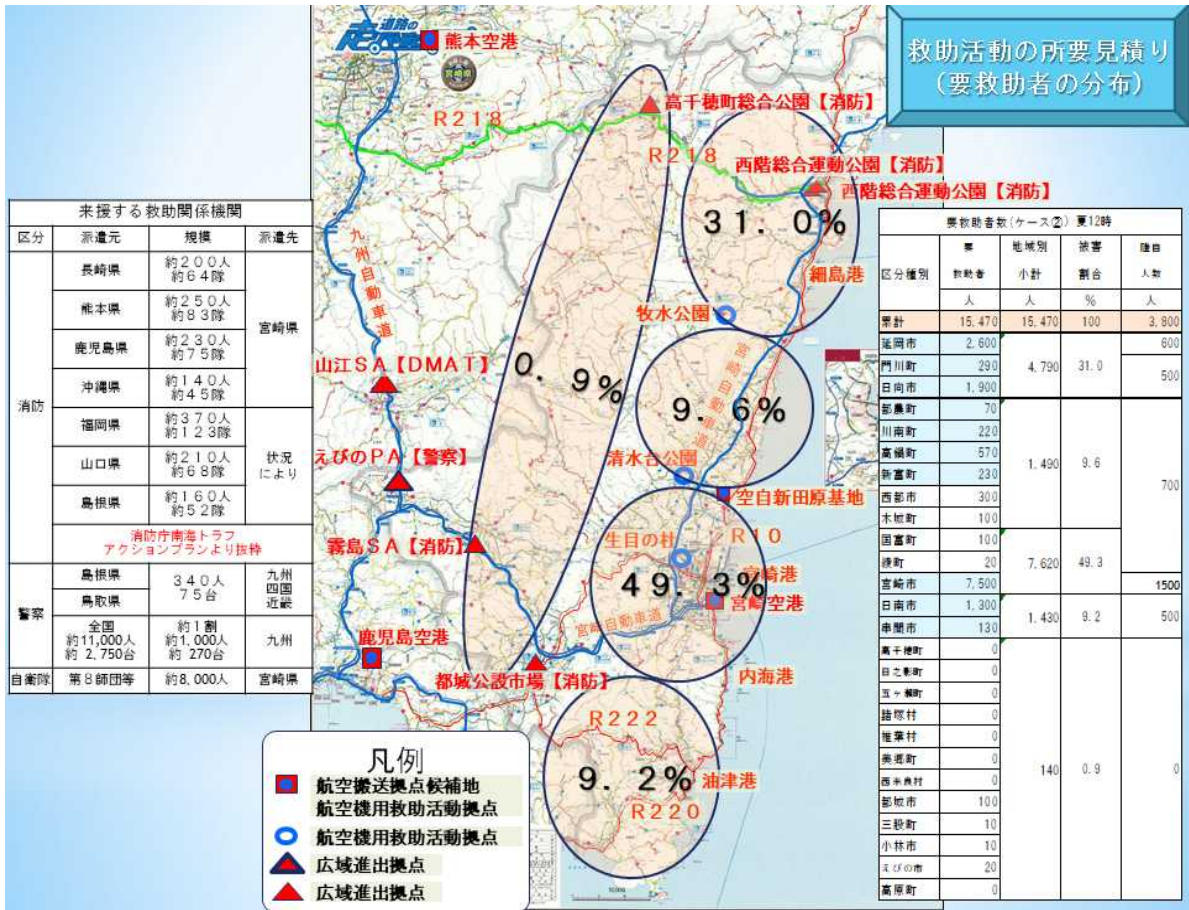
県実施計画による広域応援体制のイメージ

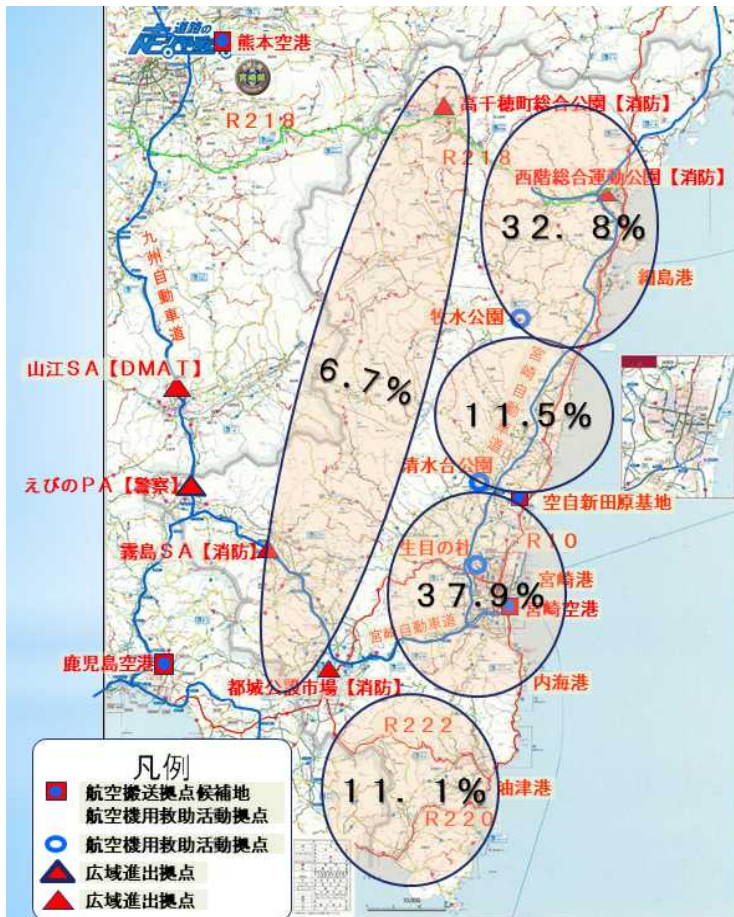


人的被害の分布状況見積り

医療救護の対象者数(ケース②)

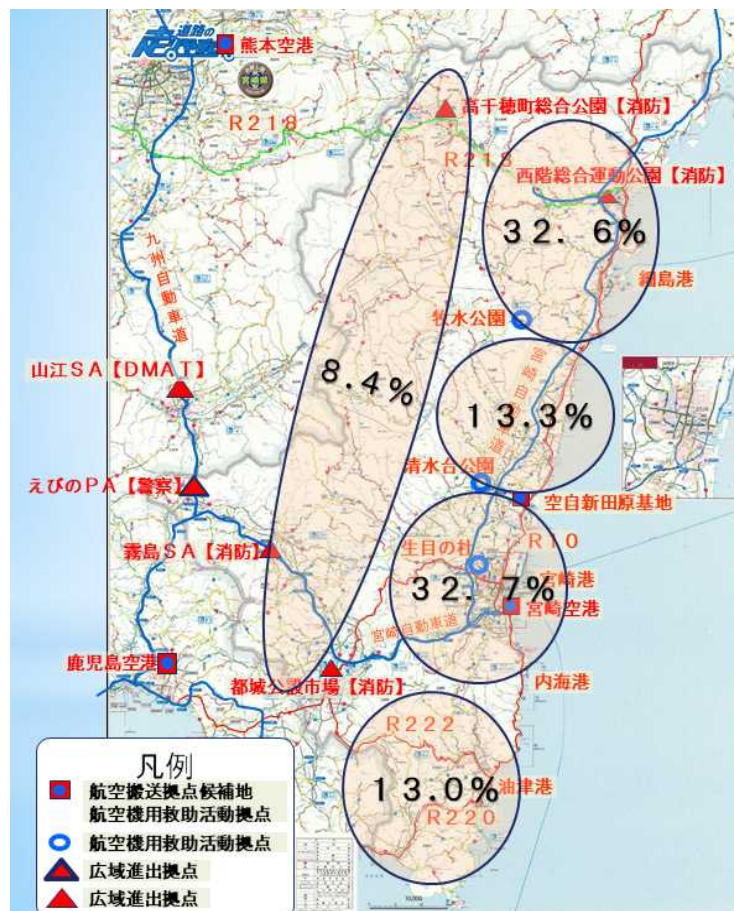
区分種別	死者行方不明者	負傷者		地域別 人的被害	被害 割合
	人	合計	小計		
累計	14,030	19,950	33,980	33,980	100
延岡市	2,400	2,700	5,100	4,920	14.5
門川町	990	480	1,470		
日向市	3,800	1,900	5,700		
都農町	250	310	560		
川南町	520	760	1,280		
高橋町	310	790	1,100	8,870	26.1
新富町	200	530	730		
西部市	190	790	980		
木城町	60	210	270		
国富町	70	360	430	6,120	18.0
綾町	20	120	140		
宮崎市	2,000	6,300	8,300		
日南市	2,600	2,100	4,700		
串間市	510	910	1,420		
高千穂町	0	0	0		
日之影町	0	0	0		
五ヶ瀬町	0	0	0		
諸塚村	0	10	10		
椎葉村	0	10	10		
栗原町	10	10	20	1,800	5.3
西米良村	0	10	10		
都城市	60	1,000	1,060		
三股町	10	140	150		
小林市	10	180	190		
えびの市	20	290	310		
高原町	0	40	40		





被災者支援の所要見積り (避難者数の分布状況)

区分種別	被災者支援対象者数			地域別 避難者数	被害 割合
	避難者(1W後)ケース②				
	避難所 人	死者数 人	支援対象 人	人	%
累計	225,240	14,030	239,270	239,270	100
延岡市	38,000	2,400	40,400	78,590	32.8
門川町	8,400	990	9,390		
日向市	25,000	3,900	28,900	27,430	11.5
都農町	2,400	250	2,650		
川南町	4,300	520	4,820		
高橋町	6,500	310	6,810		
新富町	4,700	200	4,900		
西都市	6,600	190	6,790		
木城町	1,400	60	1,460		
国富町	2,800	70	2,870		
綾町	860	20	880		
宮崎市	86,000	2,000	88,000		
日南市	19,000	2,600	21,600		
串間市	4,500	510	5,010		
高千穂町	40	0	40		
日之影町	30	0	30		
五ヶ瀬町	40	0	40		
諸塚村	70	0	70		
椎葉村	100	0	100		
美郷町	390	10	390		
西米良村	40	0	40		
都城市	9,800	60	9,860	15,890	6.7
三股町	1,700	10	1,710		
小林市	1,900	10	1,910		
えびの市	1,400	20	1,420		
高原町	280	0	280		



建物被害見積り (全壊・半壊棟の分布状況)

区分種別	建物被害判定所要、震災がれき発生見積り			地域別 全・半壊 棟合計	被害 割合
	ケース② 冬18時				
	全壊・消 失棟数	半壊棟 棟	計 棟	棟	%
累計	77,940	117,080	195,020	195,020	100
延岡市	13,000	20,000	33,000	63,600	32.6
門川町	3,500	4,100	7,600		
日向市	11,000	12,000	23,000	25,900	13.3
都農町	1,200	1,100	2,300		
川南町	2,800	2,300	5,100		
高橋町	3,100	3,300	6,400		
新富町	2,000	1,800	3,800		
西都市	2,900	3,800	6,700		
木城町	890	710	1,600		
国富町	990	1,800	2,790		
綾町	260	630	890		
宮崎市	22,000	38,000	60,000		
日南市	9,800	9,500	19,300		
串間市	2,500	3,600	6,100		
高千穂町	0	10	10		
日之影町	0	30	30		
五ヶ瀬町	0	20	20		
諸塚村	10	70	80		
椎葉村	10	110	120		
美郷町	80	550	630		
西米良村	10	50	60		
都城市	1,100	8,100	9,200	16,440	8.4
三股町	170	1,200	1,370		
小林市	200	1,800	2,000		
えびの市	390	2,200	2,590		
高原町	30	300	330		

【 9 】 広域応援部隊の活動地域の目安

単位:人

市町村名	想定ケース①				想定ケース②			
	①死者数	②要救助者数	計(①+②)	部隊人数	①死者数	②要救助者数	計(①+②)	部隊人数
宮崎市	2,100	11,000	13,100	2,264	2,000	10,000	12,000	2,239
都城市	60	150	210	36	60	150	210	39
延岡市	3,300	5,100	8,400	1,452	2,400	3,800	6,200	1,157
日南市	1,000	570	1,570	271	2,600	1,900	4,500	840
小林市	10	20	30	5	10	20	30	6
日向市	5,900	3,200	9,100	1,573	3,800	2,500	6,300	1,176
串間市	70	10	80	14	510	280	790	147
西都市	200	640	840	145	190	620	810	151
えびの市	20	40	60	10	20	30	50	9
三股町	10	30	40	7	10	20	30	6
高原町	-	-	-	-	-	-	-	-
国富町	70	190	260	45	70	180	250	47
綾町	20	50	70	12	20	60	80	15
高鍋町	400	1,000	1,400	242	310	820	1,130	211
新富町	250	490	740	128	200	510	710	132
西米良村	-	-	-	-	-	-	-	-
木城町	60	160	220	38	60	170	230	43
川南町	520	420	940	162	520	410	930	174
都農町	250	190	440	76	250	190	440	82
門川町	1,000	540	1,540	266	990	470	1,460	272
諸塚村	-	-	-	-	-	-	-	-
椎葉村	-	-	-	-	-	-	-	-
美郷町	10	10	20	3	10	10	20	4
高千穂町	-	-	-	-	-	-	-	-
日之影町	-	-	-	-	-	-	-	-
五ヶ瀬町	-	-	-	-	-	-	-	-
計	15,250	23,810	39,060	6,750	14,030	22,140	36,170	6,750

※死者数及び要救助者数は、県の被害想定等によるものであり、被害想定的前提となる「地震動・津波」について、県内に影響の大きい2つのケース(想定ケース①、想定ケース②)で被害が最大となる冬の深夜でのシーン設定での想定である。

(想定ケース①)

内閣府が設定した地震津波モデルを用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水想定に基づくケース。

(想定ケース②)

県独自に設定した地震津波モデルによる地震動及び津波浸水想定に基づくケース。

出典：「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画

【10】 県の被害想定に基づくプッシュ型支援の市町村配分計画（想定ケース①）

想定ケース①

広域物資輸送拠点【都城トラック団地協同組合】

市町村名	1週間後 避難者数 (人) ①	1週間後 避難所外 避難者数 (人) ②	計 ①+② (人)	食料 (食) 2,650,500	毛布 (枚) 246,510	粉ミルク (kg) 1,095	子供おむつ (枚) 186,445	大人おむつ (枚) 35,320	トイレ (回) 3,044,843	トイレットペーパー (巻) 158,940	生理用品 (枚) 209,341
宮崎市	90,000	65,000	155,000	1,590,936	147,965	657	111,912	21,200	1,827,637	95,402	125,655
都城市	9,500	9,500	19,000	195,018	18,138	81	13,718	2,599	224,033	11,694	15,403
日南市	11,000	4,700	15,700	161,146	14,987	67	11,336	2,147	185,122	9,663	12,728
小林市	1,900	1,900	3,800	39,004	3,628	16	2,744	520	44,807	2,339	3,081
串間市	720	550	1,270	13,035	1,212	5	917	174	14,975	782	1,030
西都市	6,700	6,700	13,400	137,539	12,792	57	9,675	1,833	158,002	8,248	10,863
えびの市	1,400	1,400	2,800	28,739	2,673	12	2,022	383	33,015	1,723	2,270
三股町	1,800	1,800	3,600	36,951	3,437	15	2,599	492	42,448	2,216	2,918
高原町	210	210	420	4,311	401	2	303	57	4,952	259	340
国富町	2,900	2,900	5,800	59,532	5,537	25	4,188	793	68,389	3,570	4,702
綾町	880	880	1,760	18,065	1,680	7	1,271	241	20,753	1,083	1,427
高鍋町	7,500	4,200	11,700	120,090	11,169	50	8,448	1,600	137,957	7,201	9,485
新富町	4,800	4,000	8,800	90,324	8,401	37	6,354	1,204	103,763	5,416	7,134
西米良村	40	40	80	821	76	0	58	11	943	49	65
木城町	1,400	1,400	2,800	28,739	2,673	12	2,022	383	33,015	1,723	2,270
川南町	4,300	3,600	7,900	81,086	7,541	33	5,704	1,081	93,151	4,862	6,404
都農町	2,400	2,000	4,400	45,162	4,200	19	3,177	602	51,881	2,708	3,567
計	147,450	110,780	258,230	2,650,500	246,510	1,095	186,445	35,320	3,044,843	158,940	209,341

広域物資輸送拠点【高千穂家畜市場】

市町村名	1週間後 避難者数 (人) ①	1週間後 避難所外 避難者数 (人) ②	計 ①+② (人)	食料 (食) 1,429,500	毛布 (枚) 133,166	粉ミルク (kg) 591	子供おむつ (枚) 100,718	大人おむつ (枚) 19,080	トイレ (回) 1,644,833	トイレットペーパー (巻) 85,860	生理用品 (枚) 113,086
延岡市	46,000	15,000	61,000	793,733	73,941	328	55,924	10,594	913,297	47,674	62,791
日向市	29,000	6,500	35,500	461,927	43,031	191	32,546	6,165	531,509	27,745	36,542
門川町	10,000	2,000	12,000	156,144	14,546	65	11,001	2,084	179,665	9,378	12,352
諫塚村	70	70	140	1,822	170	1	128	24	2,096	109	144
椹葉村	110	110	220	2,863	267	1	202	38	3,294	172	226
美郷町	390	390	780	10,149	945	4	715	135	11,678	610	803
高千穂町	40	40	80	1,041	97	0	73	14	1,198	63	82
日之影町	30	30	60	781	73	0	55	10	898	47	62
五ヶ瀬町	40	40	80	1,041	97	0	73	14	1,198	63	82
計	85,680	24,180	109,860	1,429,500	133,166	591	100,718	19,080	1,644,833	85,860	113,086
合計	233,130	134,960	368,090	4,080,000	379,676	1,686	287,163	54,400	4,689,676	244,800	322,427

【11】 県の被害想定に基づくプッシュ型支援の市町村配分計画（想定ケース②）

想定ケース②

広域物資輸送拠点【都城トラック団地協同組合】

市町村名	1週間後	1週間後 避難所外 避難者数	計 ①+② (人)	食料	毛布	粉ミルク	子供おむつ	大人おむつ	トイレ	トイレットペーパー	生理用品
	避難者数 (人) ①	(人) ②		(食) 2,650,500	(枚) 246,510	(kg) 1,095	(枚) 186,445	(枚) 35,320	(回) 3,044,848	(巻) 158,948	(枚) 289,341
宮崎市	85,700	64,000	149,700	1,454,281	135,258	601	102,293	15,379	1,670,650	87,201	114,862
都城市	9,300	9,800	19,100	191,301	17,792	73	13,457	2,549	219,763	11,472	15,109
日南市	19,700	10,000	29,700	288,348	26,325	117	19,911	3,772	325,160	16,573	22,356
小林市	1,700	1,900	3,600	37,189	3,449	15	2,609	494	49,607	2,724	2,929
串間市	4,500	3,100	7,600	74,178	6,399	31	5,213	988	85,214	4,748	5,859
西郷市	6,500	6,600	13,100	128,396	11,382	53	9,093	1,717	148,004	7,726	10,176
えびの市	1,400	1,400	2,800	27,320	2,542	11	1,922	364	31,995	1,609	2,158
三股町	1,700	1,700	3,400	33,185	3,088	14	2,394	442	38,122	1,990	2,821
高原町	280	280	560	5,466	508	2	384	73	6,279	328	432
国富町	2,300	2,900	5,200	54,358	5,083	23	3,845	728	62,790	3,278	4,317
綾町	360	360	720	7,088	661	7	1,181	224	19,286	1,001	1,326
高鍋町	6,500	4,800	11,300	110,291	10,258	43	7,753	1,470	126,700	6,614	8,711
新富町	4,700	4,200	8,900	86,366	8,079	33	6,110	1,158	99,790	5,209	6,861
西米良村	40	40	80	781	73	1	55	10	897	43	69
木城町	1,400	1,400	2,800	27,329	2,542	11	1,922	364	31,995	1,609	2,158
川南町	4,300	3,500	7,800	76,130	7,080	31	5,355	1,011	87,457	4,565	6,013
都農町	2,400	2,000	4,400	42,345	3,984	13	3,021	572	48,895	2,575	3,392
計	159,100	117,900	277,000	2,650,500	246,510	1,095	186,445	35,320	3,044,848	158,948	289,341

広域物資輸送拠点【高千穂家畜市場】

市町村名	1週間後	1週間後 避難所外 避難者数	計 ①+② (人)	食料	毛布	粉ミルク	子供おむつ	大人おむつ	トイレ	トイレットペーパー	生理用品
	避難者数 (人) ①	(人) ②		(食) 1,429,500	(枚) 199,186	(kg) 591	(枚) 100,719	(枚) 19,880	(回) 1,644,899	(巻) 85,689	(枚) 119,086
延岡市	39,700	16,000	55,700	793,187	73,390	323	55,885	11,587	912,669	47,141	62,748
日向市	25,700	6,600	32,300	464,162	43,299	192	32,703	6,195	534,081	27,579	36,719
門川町	8,400	2,000	10,400	162,762	14,281	63	10,763	2,038	176,778	9,175	12,086
諸塚村	70	70	140	2,356	182	1	145	27	2,366	124	163
権楽村	100	100	200	2,398	224	1	207	39	3,380	178	232
美郷町	380	380	760	11,163	1,040	5	787	149	12,646	671	883
高千穂町	40	40	80	1,175	109	1	83	16	1,352	71	93
日之影町	30	30	60	581	52	1	62	12	1,014	53	70
五ヶ瀬町	40	40	80	1,175	109	1	83	16	1,352	71	93
計	72,060	25,280	97,340	1,429,500	199,186	591	100,719	19,880	1,644,899	85,689	119,086
合計	225,200	143,640	368,840	2,480,000	246,510	1,095	287,163	55,200	4,689,747	244,637	322,427

南海トラフ地震・津波被害状況想定(ケース②冬18時(人的被害は冬深夜))における市町村への職員派遣所要数

区分	種別	市町村																							
		累計	宮崎市	那城市	延岡市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市	日向市				
人的被害	死者・行方不明者	14,030	2,000	60	2,400	2,600	10	3,800	510	190	20	10	70	20	310	200	60	520	250	990	0	10			
	負傷者合計	20,010	6,300	1,000	2,700	2,100	180	1,900	910	790	290	140	40	360	120	790	530	10	210	760	310	480			
	重傷	10,930	3,500	570	1,500	1,100	100	970	460	450	160	80	20	200	70	440	290	120	430	170	250	10	40		
	軽傷	9,080	2,800	430	1,200	1,000	80	930	450	340	130	60	20	160	50	350	240	10	90	330	140	230	10	30	
	小計	34,040	8,300	1,060	5,100	4,700	190	4,220	1,420	980	310	150	40	430	140	1,100	730	10	270	1,280	560	1,470	10	80	
	液状化	棟	33,110	11,700	1,660	7,000	3,360	700	2,920	240	1,150	980	290	60	60	30	630	170	0	130	20	50	1,950	0	10
	全壊	棟	5,560	1,800	260	1,400	660	100	420	50	190	130	30	10	10	10	100	20	20	20	10	350	0	0	
	半壊	棟	27,550	9,900	1,400	5,600	2,700	600	2,500	190	960	850	260	50	50	30	530	150	110	20	40	1,600	0	10	
	被害合計	棟	117,030	36,000	7,410	14,500	11,900	1,290	9,200	4,800	5,650	1,650	1,030	260	2,740	840	4,800	3,500	50	1,450	4,800	2,100	2,400	60	100
	全壊	棟	47,690	14,000	810	5,200	6,700	90	4,200	2,100	2,700	250	120	10	940	240	2,800	2,000	860	2,600	1,000	1,000	1,000	70	100
半壊	棟	69,340	22,000	6,600	9,300	5,200	1,200	5,000	2,700	2,800	1,400	910	250	1,800	600	2,000	1,500	50	590	2,200	1,100	1,400	60	100	
家屋被害	傾倒	棟	1,350	220	90	370	200	90	70	30	0	20	10	30	10	10	30	10	10	10	10	10	50	10	40
	崩壊	棟	420	70	30	130	60	10	30	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20	20	10	10
	半壊	棟	930	150	60	240	140	10	60	50	20	10	10	10	10	10	20	10	10	10	10	30	10	10	30
	被害合計	棟	40,660	9,800	0	10,900	3,800	0	10,600	880	0	0	0	0	0	0	920	190	0	0	210	160	320	0	0
	全壊	棟	20,830	3,700	5,700	2,300	6,300	250	6,300	250	0	0	0	0	0	180	30	0	0	150	120	2,100	0	0	
	半壊	棟	19,830	6,100	5,200	1,500	4,300	630	4,300	630	0	0	0	0	740	160	0	0	60	40	1,100	0	0		
	被害合計	棟	3,410	2,300	40	500	110	0	120	50	40	10	10	0	30	10	80	20	0	10	20	30	30	0	0
	発生件数	件	128	88	2	18	1	1	3	2	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	消失	棟	3,410	2,300	40	500	110	120	50	40	10	10	10	0	30	10	80	20	0	10	20	30	30	0	0
	家屋被害合計	棟	195,560	60,020	9,200	33,270	19,370	2,010	22,930	6,040	6,720	2,640	1,350	330	2,860	890	6,440	3,910	60	1,600	5,060	2,350	7,630	70	110
全壊合計	棟	77,910	21,870	1,140	12,930	9,830	200	11,070	2,470	2,840	390	170	20	980	250	3,160	2,080	0	890	2,770	1,160	3,500	0	80	
半壊合計	棟	117,650	38,150	8,060	20,340	9,540	1,810	11,860	3,570	3,780	2,250	1,180	310	1,870	640	3,280	1,830	60	710	2,290	1,190	4,130	70	110	
生活再建支援(被災証明)	受付	215	66	10	37	21	2	25	7	7	3	1	0	3	1	7	4	0	2	6	3	8	0	0	
	熊本市	254	78	12	43	25	3	30	8	9	3	2	0	4	1	8	5	0	2	7	3	10	0	0	
	被害調査	508	156	24	87	50	5	60	16	17	7	4	1	7	2	17	10	0	4	13	6	20	0	0	
	御船町	684	210	32	116	68	7	80	21	24	9	5	1	10	3	23	14	0	6	18	8	27	0	0	
	被害調査	548	168	26	93	54	6	64	17	19	7	4	1	8	2	18	11	0	4	14	7	21	0	0	
	嘉島町	1760	540	83	299	174	18	206	54	60	24	12	3	26	8	58	35	1	14	46	21	69	1	6	
	被害調査	22,140	10,000	150	3,800	1,900	20	2,500	280	620	30	20	180	60	820	510	170	410	190	470	170	410	190	470	
	要救助者	253,090	115,000	5,200	23,700	10,900	1,000	35,000	6,800	9,000	1,070	800	130	3,000	740	10,600	6,900	20	2,170	5,900	3,100	11,700	40	50	
	避難者(1日後)	142,670	72,000	3,100	3,700	1,600	600	23,000	4,300	5,400	640	480	80	1,800	440	6,600	4,200	10	1,300	3,600	1,900	7,700	20	30	
	避難所	110,420	43,000	2,100	20,000	9,300	400	12,000	2,500	3,600	430	320	50	1,200	300	4,000	2,700	10	870	2,300	1,200	4,000	20	20	
避難所外	234,780	14,900	19,600	54,000	29,000	3,800	31,600	7,600	13,200	2,800	3,400	560	5,600	1,720	11,300	8,900	80	2,800	7,800	4,400	10,400	140	200		
避難者(1W後)	148,740	8,500	9,800	38,000	19,000	1,900	25,000	4,500	6,600	1,400	1,700	280	2,800	860	6,500	4,700	40	1,400	4,300	2,400	8,400	70	100		
避難所	86,040	6,400	9,800	36,000	10,000	1,900	6,600	3,100	6,600	1,400	1,700	280	2,800	860	6,500	4,200	40	1,400	3,500	2,000	8,000	70	100		
避難所外	364,280	150,000	12,700	51,000	31,400	2,280	32,700	7,600	14,100	2,010	2,150	280	5,400	1,570	12,900	10,600	40	3,400	8,600	4,700	10,100	80	110		
避難者(1ヶ月)	108,810	45,000	3,800	15,000	9,400	680	9,700	2,300	4,200	610	650	80	1,600	470	3,900	3,200	10	1,000	2,600	1,400	3,000	20	30		
避難所	255,470	105,000	8,900	36,000	22,000	1,600	23,000	5,300	9,900	1,400	1,500	200	3,800	1,100	9,000	7,400	30	2,400	6,000	3,300	7,100	60	80		
避難所外	避難所運営支援	阿蘇市	1808	115	151	416	223	29	243	59	102	22	26	4	43	87	69	1	22	60	34	80	1	2	
運営(*7.7/1000)		毛ヅル	1174	75	98	270	145	19	158	38	66	14	17	3	28	9	57	45	0	14	39	22	52	1	
物資搬送(*2.5*2/1000)		益城町	1080	69	90	248	133	17	145	35	61	13	16	3	26	8	52	41	0	13	36	20	48	1	
運営(*4.6/1000)		毛ヅル	657	42	55	151	81	11	88	21	37	8	10	2	16	5	32	25	0	8	22	12	29	0	
物資搬送(*1.4*2/1000)																									

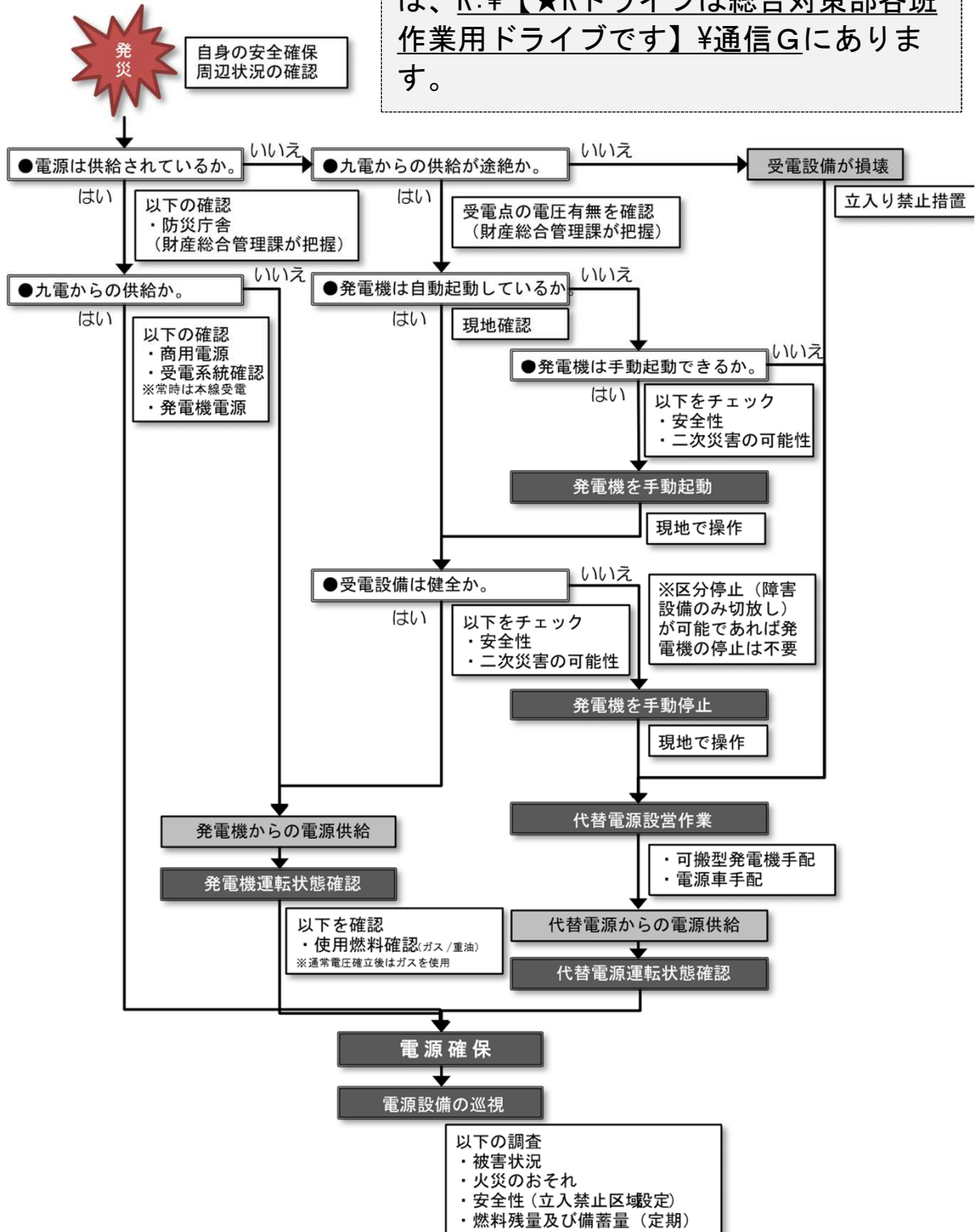
【14】学校の津波浸水見積

	市町村名	学校名	浸水深	備考
1	延岡市(25)	北浦小	5.0m以上～10.0m未満	
2		島野浦小	2.0m以上～5.0m未満	
3		熊野江小	5.0m以上～10.0m未満	
4		浦城小	2.0m以上～5.0m未満	
5		川島小	0.3m以上～1.0m未満	
6		東海東小	1.0m以上～2.0m未満	
7		方財小	2.0m以上～5.0m未満	
8		東小	1.0m以上～2.0m未満	
9		恒富小	0.3m以上～1.0m未満	
10		緑ヶ丘小	2.0m以上～5.0m未満	
11		南小	2.0m以上～5.0m未満	
12		一ヶ岡小	2.0m以上～5.0m未満	
13		土々呂小	5.0m以上～10.0m未満	
14		名水小	10.0m以上～20.0m未満	
15		北浦中	5.0m以上～10.0m未満	
16		島野浦中	2.0m以上～5.0m未満	
17		南浦中	5.0m以上～10.0m未満	
18		東海中	～0.3m未満	
19		延岡中	2.0m以上～5.0m未満	
20		南中	1.0m以上～2.0m未満	
21		土々呂中	5.0m以上～10.0m未満	
22		聖心ウルスラ中	2.0m以上～5.0m未満	
23		延岡星雲高	1.0m以上～2.0m未満	
24		延岡工業高	1.0m以上～2.0m未満	
25		聖心ウルスラ高	2.0m以上～5.0m未満	
26	門川町(3)	門川小	5.0m以上～10.0m未満	
27		草川小	5.0m以上～10.0m未満	
28		門川中	2.0m以上～5.0m未満	
29	日向市(10)	日知屋小	2.0m以上～5.0m未満	
30		財光寺小	～0.3m未満	
31		細島小	2.0m以上～5.0m未満	
32		日知屋東小	2.0m以上～5.0m未満	
33		財光寺南小	2.0m以上～5.0m未満	
34		富島中	2.0m以上～5.0m未満	
35		美々津中	5.0m以上～10.0m未満	
36		財光寺中	～0.3m未満	
37		富島高	2.0m以上～5.0m未満	
38		日向工業高	5.0m以上～10.0m未満	
39	高鍋町(3)	高鍋東小	0.3m以上～1.0m未満	
40		高鍋東中	0.3m以上～1.0m未満	
41		高鍋高	1.0m以上～2.0m未満	
42	宮崎市(15)	宮崎小	～0.3m未満	
43		檉小	～0.3m未満	
44		檉北小	0.3m以上～1.0m未満	
45		潮見小	2.0m以上～5.0m未満	
46		赤江小	1.0m以上～2.0m未満	
47		木花小	0.3m以上～1.0m未満	
48		青島小	1.0m以上～2.0m未満	
49		内海小	5.0m以上～10.0m未満	
50		宮崎港小	2.0m以上～5.0m未満	
51		宮崎中	0.3m以上～1.0m未満	
52		青島中	1.0m以上～2.0m未満	
53		赤江東中	1.0m以上～2.0m未満	
54		宮崎学園中	～0.3m未満	
55		宮崎学園高	～0.3m未満	
56		宮崎海洋高	2.0m以上～5.0m未満	
57	日南市(7)	油津小	1.0m以上～2.0m未満	
58		大堂津小	2.0m以上～5.0m未満	
59		南郷小	2.0m以上～5.0m未満	
60		油津中	1.0m以上～2.0m未満	
61		細田中	～0.3m未満	
62		鶴戸小中	2.0m以上～5.0m未満	
63		日南くろしお支援学校	1.0m以上～2.0m未満	
64	串間市(1)	金谷小	1.0m以上～2.0m未満	

【15】電源の確保フロー（防災庁舎）

総務対策室（財産総合管理班）及び県土整備対策室（設備班）が行う。

電源確保状況チェックリスト（様式）
は、R:¥【★Rドライブは総合対策部各班
作業用ドライブです】¥通信Gにあります。



【16】衛星携帯電話の使い方

令和3年2月16日

■概要

衛星電話は、下記の2回線庁舎屋上のアンテナより引き込んであります。

①【ワイドスター（NTTドコモ 080-1744-0303）】

②【イリジウム（KDDI 8816-2249-5214）】

■着信

外部から上記の番号に発信した場合、総合対策部室情報・連絡調整班 2276と危機管理課防災企画担当 2140 の両方に着信します。

個人の携帯などからかける場合は、通信料金が高額になる可能性もありますので、ご注意ください。

■発信

【ワイドスター（NTTドコモ 080-1744-0303）】

■①防災電話からかける場合

防災電話から「92」ダイヤル→電話番号をダイヤル

例) 0985-11-1111へ

・ 92 → 0985-11-1111

※携帯電話に掛ける場合も同様です。

■②県庁内線からかける場合

「9」ダイヤル→防災電話を掴みます→「92」ダイヤル→電話番号をダイヤル

・ 992 → 0985-11-1111

※携帯電話に掛ける場合も同様です。

【イリジウム（KDDI 8816-2249-5214）】

■①防災電話からかける場合

「93」ダイヤル → 「0081」ダイヤル → 市外局番及び携帯電話の頭「0」を付けずに電話番号をダイヤル（※国際電話扱いとなります。）

例) 0985-11-1111へ

・ 93 → 「0081」ダイヤル → 985-11-1111

例) 080-1111-1111へ

・ 93 → 「0081」ダイヤル → 80-1111-1111

■②県庁内線電話からかける場合

「9」ダイヤル→「93」ダイヤル → 「0081」ダイヤル → 市外局番及び携帯電話の頭「0」を付けずに電話番号をダイヤル（※国際電話扱いとなります。）

例) 0985-11-1111へ

・ 9 → 93 → 「0081」ダイヤル → 985-11-1111

例) 080-1111-1111へ

・ 9 → 93 → 「0081」ダイヤル → 80-1111-1111

【17】衛星携帯電話番号簿及び架電要領等

種 類	設置場所	電話番号
ワイドスターⅡ（NTTドコモ）	災害対策本部総合対策部室	080-1744-0303
	知事公舎	080-1744-0302
イリジウム（KDDI）	災害対策本部総合対策部室	8816-2249-5214
	南那珂支部（南那珂農林）	8816-5143 9182
	北諸県支部（北諸県農林）	8816-5143 9183
	西諸県支部（西諸農林）	8816-5143 9184
	児湯支部（児湯農林）	8816-5143 9185
	児湯支部（西都土木）	8816-5143 9186
	東臼杵支部（日向土木）	8816-5143 9187
	東臼杵支部（東臼杵農林）	8816-5143 9188
	西臼杵支部（西臼杵支庁）	8816-5143 9189
	防災救急航空センター	8816-4145 9921
	生目の杜（拠点運営員）	8816-5146 4608
	西階総合運動公園（拠点運営員）	8816-5146 4609
	日南総合運動公園（拠点運営員）	8816-5146 4610
	都城トラック団地 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4611
	高千穂家畜市場 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4612
	九州西濃運輸宮崎支店 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4613
	J A 宮崎経済連椎茸流通センター （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4614
	南郷くろしおドーム （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4615
	大阪事務所	8816-2345 2170
福岡事務所	8816-2345 2171	

固定電話から発信する場合

発信先の種類	通話料金	設置場所	電話番号	固定電話から電話をかける場合 ※
ワイドスターII (NTTドコモ)	円/20秒	災害対策本部 (総合対策部室)	080-1744-0303	080-1744-0303
		知事公舎	080-1744-0302	080-1744-0302
イリジウム (KDDI)	54円/6秒	災害対策本部 (総合対策部室)	8816-2249-5214	010-8816-2249 5214
		南那珂支部 (南那珂農林)	8816-5143 9182	010-8816-5143 9182
		北諸県支部 (北諸県農林)	8816-5143 9183	010-8816-5143 9183
		西諸県支部 (西諸農林)	8816-5143 9184	010-8816-5143 9184
		児湯支部 (児湯農林)	8816-5143 9185	010-8816-5143 9185
		児湯支部 (西都土木)	8816-5143 9186	010-8816-5143 9186
		東臼杵支部 (日向土木)	8816-5143 9187	010-8816-5143 9187
		東臼杵支部 (東臼杵農林)	8816-5143 9188	010-8816-5143 9188
		西臼杵支部 (西臼杵支庁)	8816-5143 9189	010-8816-5143 9189
		防災救急航空センター	8816-4145 9921	010-8816-4145 9921
		生目の杜 (拠点運営員)	8816-5146 4608	010-8816-5146 4608
		西階総合運動公園 (拠点運営員)	8816-5146 4609	010-8816-5146 4609
		日南総合運動公園 (拠点運営員)	8816-5146 4610	010-8816-5146 4610
		都城トラック団地 (広域物資輸送拠点運営員)	8816-5146 4611	010-8816-5146 4611
		高千穂家畜市場 (広域物資輸送拠点運営員)	8816-5146 4612	010-8816-5146 4612
		九州西濃運輸宮崎支店 (広域物資輸送拠点運営員)	8816-5146 4613	010-8816-5146 4613
		JA宮崎経済連椎茸流通センター (広域物資輸送拠点運営員)	8816-5146 4614	010-8816-5146 4614
		南郷くろしおドーム (広域物資輸送拠点運営員)	8816-5146 4615	010-8816-5146 4615
		大阪事務所	8816-2345 2170	010-8816-2345 2170
		福岡事務所	8816-2345 2171	010-8816-2345 2171

※ マイライン登録されている固定電話から発信する際は、最初に「122」を付けてダイヤルする

ワイドスターⅡ衛星携帯電話から発信する場合

発信先の種類	通話料金	設置場所	電話番号	ワイドスターから電話をかける場合
固定電話	円/秒	—	—	市外局番を付けた電話番号 例：県危機管理課 0985-26-7064
携帯電話	円/秒	—	—	通常の携帯電話番号 090の携帯：090-XXXX-XXXX
ワイドスターⅡ（NTTドコモ）	円/秒	災害対策本部（総合対策部室）	080-1744-0303	080-1744-0303
		知事公舎	080-1744-0302	080-1744-0302
イリジウム（KDDI）	円/秒	災害対策本部（総合対策部室）	8816-2249-5214	010-8816-2249 5214
		南那珂支部（南那珂農林）	8816-5143 9182	010-8816-5143 9182
		北諸県支部（北諸県農林）	8816-5143 9183	010-8816-5143 9183
		西諸県支部（西諸県農林）	8816-5143 9184	010-8816-5143 9184
		児湯支部（児湯農林）	8816-5143 9185	010-8816-5143 9185
		児湯支部（西都土木）	8816-5143 9186	010-8816-5143 9186
		東臼杵支部（日向土木）	8816-5143 9187	010-8816-5143 9187
		東臼杵支部（東臼杵農林）	8816-5143 9188	010-8816-5143 9188
		西臼杵支部（西臼杵支庁）	8816-5143 9189	010-8816-5143 9189
		防災救急航空センター	8816-4145 9921	010-8816-4145 9921
		生目の社（拠点運営員）	8816-5146 4608	010-8816-5146 4608
		西階総合運動公園（拠点運営員）	8816-5146 4609	010-8816-5146 4609
		日南総合運動公園（拠点運営員）	8816-5146 4610	010-8816-5146 4610
		都城トラック団地 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4611	010-8816-5146 4611
		高千穂家畜市場 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4612	010-8816-5146 4612
		九州西濃運輸宮崎支店 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4613	010-8816-5146 4613
		J A 宮崎経済連椎茸流通センター （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4614	010-8816-5146 4614
		南郷くろしおドーム （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4615	010-8816-5146 4615
		大阪事務所	8816-2345 2170	010-8816-2345 2170
		福岡事務所	8816-2345 2171	010-8816-2345 2171

※基本料金に含まれる無料通信分=1,000円/月

イリジウム衛星携帯電話から発信する場合

発信先の種類	通話料金	設置場所	電話番号	イリジウムから電話をかける場合
固定電話	63円/20秒	—	—	00-81-市外局番の頭の0を除いた番号 例：県危機管理課 00-81-985-26-7064
携帯電話	63円/20秒	—	—	00-81-電話番号の頭の0を除いた番号 090の携帯：00-81-90-XXXX-XXXX
ワイドスターⅡ（NTTドコモ）	63円/20秒	災害対策本部（総合対策部室）	080-1744-0303	00-81-80-1744-0303
		知事公舎	080-1744-0302	00-81-80-1744-0302
イリジウム（KDDI）	40円/20秒	災害対策本部（総合対策部室）	8816-2249-5214	00-8816-2249 5214
		南那珂支部（南那珂農林）	8816-5143 9182	00-8816-5143 9182
		北諸県支部（北諸県農林）	8816-5143 9183	00-8816-5143 9183
		西諸県支部（西諸農林）	8816-5143 9184	00-8816-5143 9184
		児湯支部（児湯農林）	8816-5143 9185	00-8816-5143 9185
		児湯支部（西都土木）	8816-5143 9186	00-8816-5143 9186
		東臼杵支部（日向土木）	8816-5143 9187	00-8816-5143 9187
		東臼杵支部（東臼杵農林）	8816-5143 9188	00-8816-5143 9188
		西臼杵支部（西臼杵支庁）	8816-5143 9189	00-8816-5143 9189
		防災救急航空センター	8816-4145 9921	00-8816-4145 9921
		生目の杜（拠点運営員）	8816-5146 4608	00-8816-5146 4608
		西階総合運動公園（拠点運営員）	8816-5146 4609	00-8816-5146 4609
		日南総合運動公園（拠点運営員）	8816-5146 4610	00-8816-5146 4610
		都城トラック団地 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4611	00-8816-5146 4611
		高千穂家畜市場 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4612	00-8816-5146 4612
		九州西濃運輸宮崎支店 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4613	00-8816-5146 4613
		J A 宮崎経済連携葦流通センター （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4614	00-8816-5146 4614
		南郷くろしおドーム （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4615	00-8816-5146 4615
大阪事務所	8816-2345 2170	00-8816-2345 2170		
福岡事務所	8816-2345 2171	00-8816-2345 2171		

※基本料金に含まれる無料通信分=1,000円/月

インマルサット衛星携帯電話から発信する場合				
発信先の種類	通話料金	設置場所	電話番号	インマルサットから電話をかける場合
固定電話	円/秒	—	—	00-81-市外局番の頭の0を除いた番号 例：県危機管理課 00-81-985-26-7064
携帯電話	円/秒	—	—	00-81-電話番号の頭の0を除いた番号 090の携帯：00-81-90-XXXX-XXXX
ワイドスターII（NTTドコモ）	円/秒	災害対策本部（総合対策部室）	080-1744-0303	00-81-80-1744-0303
		知事公舎	080-1744-0302	00-81-80-1744-0302
イリジウム（KDDI）		災害対策本部（総合対策部室）	8816-2249-5214	00-8816-2249 5214
		南那珂支部（南那珂農林）	8816-5143 9182	00-8816-5143 9182
		北諸県支部（北諸県農林）	8816-5143 9183	00-8816-5143 9183
		西諸県支部（西諸農林）	8816-5143 9184	00-8816-5143 9184
		児湯支部（児湯農林）	8816-5143 9185	00-8816-5143 9185
		児湯支部（西都土木）	8816-5143 9186	00-8816-5143 9186
		東臼杵支部（日向土木）	8816-5143 9187	00-8816-5143 9187
		東臼杵支部（東臼杵農林）	8816-5143 9188	00-8816-5143 9188
		西臼杵支部（西臼杵支庁）	8816-5143 9189	00-8816-5143 9189
		防災救急航空センター	8816-4145 9921	00-8816-4145 9921
		生目の社（拠点運営員）	8816-5146 4608	00-8816-5146 4608
		西階総合運動公園（拠点運営員）	8816-5146 4609	00-8816-5146 4609
		日南総合運動公園（拠点運営員）	8816-5146 4610	00-8816-5146 4610
		都城トラック団地 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4611	00-8816-5146 4611
		高千穂家畜市場 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4612	00-8816-5146 4612
		九州西濃運輸宮崎支店 （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4613	00-8816-5146 4613
		JA宮崎経済連携推進流通センター （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4614	00-8816-5146 4614
		南郷くろしおドーム （広域物資輸送拠点運営員）	8816-5146 4615	00-8816-5146 4615
		大阪事務所	8816-2345 2170	00-8816-2345 2170
		福岡事務所	8816-2345 2171	00-8816-2345 2171

※基本料金に含まれる無料通通信分=1,000円/月

【18】災害時応援協定等一覧表(R8.1.1時点)

1 情報伝達関係【15】

	協定の名称	締結日	締結先	担当課
1	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	S40.12.1	日本放送協会(NHK)宮崎放送局	危機管理課
2	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	S40.12.1	株式会社宮崎放送(MRT)	危機管理課
3	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	S45.7.22	株式会社テレビ宮崎(UMK)	危機管理課
4	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	S60.9.12	株式会社エフエム宮崎(FM宮崎)	危機管理課
5	災害時等における報道要請に関する協定	H9.2.10	株式会社西日本新聞社 宮崎総局	危機管理課 警察本部
6	災害時等における報道要請に関する協定	H9.2.10	株式会社日本経済新聞社 宮崎支局	危機管理課 警察本部
7	災害時等における報道要請に関する協定	H9.2.10	株式会社夕刊デイリー新聞社	危機管理課 警察本部
8	災害時等における報道要請に関する協定	H9.2.10	株式会社毎日新聞社 宮崎支局	危機管理課 警察本部
9	災害時等における報道要請に関する協定	H9.2.10	株式会社朝日新聞社 宮崎支局	危機管理課 警察本部
10	災害時等における報道要請に関する協定	H9.2.10	株式会社共同通信社 宮崎支局	危機管理課 警察本部
11	災害時等における報道要請に関する協定	H9.2.10	株式会社時事通信社 宮崎支局	危機管理課 警察本部
12	災害時等における報道要請に関する協定	H9.2.10	株式会社読売新聞社 宮崎支局	危機管理課 警察本部
13	災害時等における報道要請に関する協定	H9.2.10	株式会社南日本新聞社 宮崎支社	危機管理課 警察本部
14	災害に係る情報発信等に関する協定	H27.10.1	ヤフー株式会社	危機管理課
15	宮崎県の避難所等情報提供に関する協定	H27.10.1	ファーストメディア株式会社	危機管理課

2 食料・生活必需物資関係【13】

	協定の名称	締結日	締結先	担当課
16	災害時における飲料水調達業務に関する協定	H19.12.21	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 ベンディング宮崎支店	危機管理課
17	災害時における飲料水調達業務に関する協定	H20.9.8	サントリービバレッジサービス株式会社 宮崎支店	危機管理課
18	災害時における物資の調達に関する協定	H20.11.11	株式会社ローソン	危機管理課
19	災害時における物資の調達に関する協定	H21.8.17	NPO法人コメリ災害対策センター	危機管理課
20	災害時における支援協力に関する協定	H28.9.1	イオン九州株式会社	危機管理課
21	災害時における物資の調達に関する協定	H28.9.12	株式会社コスモス薬品	危機管理課
22	災害時における物資供給に関する協定	H28.11.29	NPO法人コメリ災害対策センター	警察本部警備第二課
23	災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	H29.10.2	南日本段ボール工業組合	危機管理課
24	災害時における量等の供給協力に関する協定	H30.1.4	宮崎県畳工業組合	危機管理課
25	災害時における物資供給に関する協定	H30.1.25	株式会社ナフコ	危機管理課
26	災害時における物資供給に関する協定	R1.10.28	萩原工業株式会社	危機管理課
27	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定	R3.12.13	太陽工業株式会社	危機管理課
28	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書	R7.3.19	宮崎フードトラックーズ	危機管理課

3 医療・福祉・救助関係【28】

	協定の名称	締結日	締結先	担当課
29	災害時における医療救護に関する協定	H19.3.28	公益社団法人宮崎県医師会	医療政策課
30	災害時における柔道整復師支援活動に関する協定	H20.1.15	公益社団法人宮崎県柔道整復師会	危機管理課
31	災害時における医薬品等の供給等の協力に関する協定	H21.3.16	宮崎県医薬品卸業協会	薬務対策課
32	宮崎DMATの派遣に関する協定	H24.1.10	宮崎大学医学部附属病院(他11医療機関)	医療政策課
33	災害時における医療救護活動に関する協定	H25.11.1	一般社団法人宮崎県薬剤師会	薬務対策課
34	災害時における医療機器等の供給に関する協定	H25.11.1	宮崎県医療機器協会	薬務対策課
35	災害時における医療ガス等の供給に関する協定	H25.11.1	一般社団法人日本産業・医療ガス協会 九州地域本部 医療ガス部門	薬務対策課
36	災害時における歯科医療救護に関する協定	H25.12.17	一般社団法人宮崎県歯科医師会	医療政策課
37	宮崎DPATの派遣に関する協定	H28.4.14	公益社団法人日本精神科病院協会宮崎県支部 国立大学法人宮崎大学 県立宮崎病院	障がい福祉課
38	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	宮崎県老人福祉サービス協議会	福祉保健課
39	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会	福祉保健課
40	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	宮崎県障害者支援施設協議会	福祉保健課
41	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	宮崎県知的障害者施設協議会	福祉保健課
42	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会	福祉保健課
43	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	宮崎県社会就労センター協議会	福祉保健課
44	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	宮崎県児童福祉施設協議会	福祉保健課
45	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	一般社団法人宮崎県介護福祉士会	福祉保健課
46	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	宮崎県医療ソーシャルワーカー協会	福祉保健課
47	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	一般社団法人宮崎県精神保健福祉士協会	福祉保健課
48	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	一般社団法人宮崎県社会福祉士会	福祉保健課
49	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.3.5	宮崎県リハビリテーション専門職協議会	福祉保健課
50	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	R3.4.26	一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会	福祉保健課
51	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	R3.6.14	一般社団法人宮崎県保育連盟連合会	福祉保健課
52	宮崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	R3.10.26	公益社団法人宮崎県老人保健施設協会	福祉保健課
53	災害・感染症支援ナースの派遣に関する協定	R6.4.1	宮崎県立延岡病院(他28医療機関等)	医療政策課
54	大規模災害時及び新興・再興感染症まん延時における傷病者等の搬送に関する協定書	R7.4.21	一般社団法人全民患者搬送協会宮崎支局	医療政策課
55	大規模災害時の支援に関する協定書	R7.6.4	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	福祉保健課
56	災害時におけるリハビリテーション支援活動に関する協定	R7.9.1	宮崎災害リハビリテーション支援関連団体協議会	長寿介護課 医療・介護連携推進室

4 交通・輸送・燃料・通信関係【29】

	協定の名称	締結日	締結先	担当課
57	災害時における交通誘導業務等に関する協定	H9.4.11	一般社団法人宮崎県警備業協会	警察本部警備第二課
58	災害時における必要な緊急輸送の確保に関する協定	H17.1.11	一般社団法人宮崎県トラック協会	危機管理課
59	災害時におけるLPガスの調達に関する協定	H21.2.16	一般社団法人宮崎県エルピーガス協会	危機管理課
60	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	H23.8.11	西日本高速道路株式会社九州支社	危機管理課
61	情報システム等にかかる災害協定	H24.1.16	富士通株式会社九州支社	デジタル推進課
62	情報システム等にかかる災害協定	H24.1.16	一般社団法人宮崎県情報産業協会	デジタル推進課
63	情報システム等にかかる災害協定	H24.1.16	日本電気株式会社九州支社	デジタル推進課
64	大規模災害発生時の緊急輸送の確保に関する協定	H24.9.24	宮崎県トラック協会	警察本部警備第二課
65	災害時における情報通信基盤に関する協定	H27.4.30	株式会社QTnet	デジタル推進課
66	災害時における物流専門家派遣及び広域物資輸送拠点の業務支援に関する協定	H27.8.24	一般社団法人宮崎県トラック協会	危機管理課
67	災害時における物流専門家派遣及び広域物資輸送拠点の業務支援に関する協定	H27.8.24	宮崎県倉庫協会	危機管理課
68	災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定	H27.8.24	九州西濃運輸株式会社宮崎支店	危機管理課
69	災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定	H27.8.24	高千穂地区農業協同組合	危機管理課
70	災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定	H27.8.24	都城トラック団地協同組合	危機管理課
71	災害情報共有支援システムの提供に関する協定	H28.8.30	株式会社スカイコム	デジタル推進課
72	防災カメラのライブ映像および録画映像情報の提供・利用に関する協定	H28.10.5	西日本電信電話株式会社宮崎支店	危機管理課
73	災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定書	H28.12.9	宮崎県経済農業協同組合連合会	危機管理課
74	災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定書	H28.12.9	日南市	危機管理課
75	災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定書	H28.12.9	日向農業協同組合	危機管理課
76	災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定書	H29.3.10	宮崎県石油商業組合	危機管理課
77	災害時における船舶での輸送等の協力に関する協定	H31.1.18	宮崎カーフェリー株式会社	総合交通課
78	宮崎県庁と宮崎県警察本部庁舎との間を結ぶ通信回線の運営に関する協定書	R1.8.1	宮崎県警察本部	消防保安課
79	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	R1.11.8	石油連盟	危機管理課
80	災害時における電動車両等の支援に関する協定	R2.3.26	宮崎三菱自動車販売株式会社三菱自動車工業株式会社	危機管理課
81	大規模災害時における物資の緊急輸送等に関する協定	R4.11.22	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク	危機管理課
82	災害時における人員輸送等に関する協定書	R5.10.16	一般社団法人宮崎県バス協会	危機管理課
83	災害時における車両等の移動協力に関する協定書	R6.5.28	一般社団法人九州レッカー事業協力会	危機管理課
84	アマチュア無線による災害時応援協定書	R6.10.25	一般社団法人日本アマチュア無線連盟宮崎県支部	危機管理課
85	災害時における電動車両等の支援に関する協定	R7.3.17	株式会社ホンダモビリティ九州	危機管理課

5 土木・建築・住宅関係【30】

	協定の名称	締結日	締結先	担当課
86	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	H8.9.5	一般社団法人プレハブ建築協会	建築住宅課
87	災害対策基本法に基づく車両等の移動等の措置に関する覚書	H17.5.31	社団法人日本自動車連盟九州本部宮崎支部	警察本部交通規制課
88	災害時における必要な用水の確保に関する協定	H18.5.24	宮崎県生コンクリート協同組合連合会	危機管理課
89	災害時における避難地(公園・広場・グラウンド)などの応急対策等に関する協定	H19.9.7	一般社団法人宮崎県造園緑地協会 一般社団法人日本造園建設業協会 宮崎県支部	危機管理課
90	災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策に関する協定	H20.1.15	一般社団法人日本塗装工業会 宮崎県支部	危機管理課
91	災害時における水道の応急対策に関する協定	H20.3.19	宮崎県管工事協同組合連合会	危機管理課
92	災害時における建築物の応急対策に関する協定	H20.7.17	一般社団法人宮崎県建築協会	危機管理課
93	災害時における防水等の応急対策に関する協定	H20.7.28	宮崎県防水工事業協同組合	危機管理課
94	災害時における電気設備の応急対策に関する協定	H20.7.31	一般社団法人 宮崎県電業協会	危機管理課
95	大規模災害及び事故発生時における応急対策業務等に関する基本協定書	H25.521 (H21.3.25)	宮崎県港湾漁港建設協会	港湾課
96	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書	H24.2.22	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会	建築住宅課
97	災害時における建築物の応急対策に関する協定書	H24.2.22	一般社団法人宮崎県建築業協会	建築住宅課
98	災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書	H24.2.22	一般社団法人全国木造建設事業協会	建築住宅課
99	災害時における冷凍空調の応急対策に関する協定	H25.2.1	宮崎県冷凍空調工業会	危機管理課
100	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	H28.1.25	独立行政法人住宅金融支援機構	建築住宅課
101	災害時における被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	H28.9.26	一般社団法人宮崎県建築士会	建築住宅課
102	大規模災害時における応急対策業務等に関する協定	H31.3.6	一般社団法人宮崎県ビルメンテナンス協会	危機管理課
103	災害時における被災した建築物等の解体撤去等に関する協定	R2.5.13	宮崎県解体工事業協同組合	循環社会推進課
104	大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	R4.3.7	一般社団法人宮崎県建設業協会	河川課
105	災害時における被害状況調査の応援協力に関する基本協定書	R4.3.7	一般社団法人宮崎県測量設計業協会	河川課
106	大規模災害時における法面崩壊等の高所作業を伴う応急対策業務等に関する基本協定書	R4.3.7	一般社団法人宮崎県法面保護協会	河川課
107	大規模災害時における道路災害の緊急対策業務等に関する基本協定書	R4.3.10	宮崎県舗装協会	河川課
108	大規模災害時の支援活動に関する協定書	R4.5.23	一般社団法人日本橋梁建設協会	河川課
109	大規模災害時の支援活動に関する協定書	R4.5.23	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会九州支部	河川課
110	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	R5.3.2	一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会	建築住宅課
111	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	R5.3.2	公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部	建築住宅課
112	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	R5.3.9	一般社団法人宮崎県建築業協会	建築住宅課
113	災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書	R6.3.21	一般社団法人日本木造住宅産業協会	建築住宅課
114	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	R6.7.2	宮崎県屋根工事組合連合会	建築住宅課
115	住家被害認定調査等に関する協定書	R7.6.9	公益社団法人宮崎県不動産鑑定士協会	危機管理課

6 廃棄物処理・衛生関係【11】

	協定の名称	締結日	締結先	担当課
116	災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定	H19.7.3	宮崎県環境保全事業連合会	循環社会推進課
117	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	H21.1.16	一般社団法人宮崎県産業資源循環協会	循環社会推進課
118	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送に関する協定	H25.3.28	宮崎県葬祭事業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会 宮崎県霊柩自動車協会	衛生管理課
119	災害時における洗濯環境の提供に関する協定	R1.10.18	WASH/ハウス株式会社	危機管理課
120	九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書	R4.6.13	一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会	環境管理課
121	九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書	R4.6.13	一般社団法人日本アスベスト調査診断協会	環境管理課
122	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書	R6.7.19	宮崎県森林組合連合会	循環社会推進課
123	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書	R6.7.19	宮崎県造林素材生産事業協同組合	循環社会推進課
124	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書	R6.7.19	宮崎県森林土木協会	循環社会推進課
125	大規模災害時における避難所の衛生環境の整備に関する協定書	R7.7.3	株式会社文化コーポレーション	危機管理課
126	大規模災害時における生活用水の確保に関する協定	R7.9.2	宮崎県貯水槽清掃協同組合	危機管理課

7 帰宅困難者・要配慮者支援関係【8】

	協定の名称	締結日	締結先	担当課
127	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H22.5.12	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	危機管理課
128	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H22.5.12	株式会社ローソン	危機管理課
129	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H22.5.12	株式会社南九州ファミリーマート	危機管理課
130	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H22.5.12	株式会社モスフードサービス(福岡事務所)	危機管理課
131	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H22.5.12	株式会社呑番屋	危機管理課
132	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H22.5.12	株式会社吉野家	危機管理課
133	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	H24.11.1	株式会社ダスキン	危機管理課
134	宮崎県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定	R3.3.26	公益財団法人 宮崎県国際交流協会	国際・経済交流課

8 その他【12】

	協定の名称	締結日	締結先	担当課
135	災害時における総合的支援に関する協定	H21.3.6	宮崎県商工会連合会	危機管理課
136	大規模災害発生時の支援に関する協定	H24.6.28	宮崎県警友会	警察本部警備第二課
137	大規模災害発生時の宿泊施設等の確保に関する協定	H25.3.14	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合	警察本部警備第二課
138	災害時における自動車教習所施設等の借用協力に関する協定	H25.10.10	一般社団法人宮崎県指定自動車学校協会	警察本部運転免許課
139	大規模災害時における相談業務に関する協定	H25.11.5	宮崎県専門士業団体連絡協議会	生活・協働・男女参画課
140	災害時における愛護動物の救護に関する協定	H26.4.9	一般社団法人宮崎県獣医師会	衛生管理課
141	災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定書	H28.1.5	九州地方整備局 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県 下関市・福岡市・北九州市・佐世保市 一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部 九州港湾空港建設協会連合会 山口県港湾建設協会 一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部 全国浚渫業協会西日本支部 一般社団法人日本潜水協会福岡支部 一般社団法人海洋調査協会 一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会	港湾課
142	防災対策に関する相互協力協定	H28.8.1	NPO法人宮崎県防災士ネットワーク	警察本部警備第二課
143	災害時における隊友会の協力に関する協定書	H29.3.24	公益社団法人隊友会宮崎県隊友会	危機管理課
144	災害時における避難所確保の支援に関する協定	R3.6.2	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合	危機管理課
145	宮崎県災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書	R3.12.7	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	生活・協働・男女参画課
146	災害応急対策に必要な協力支援に関する協定	R7.10.9	宮崎県木材青年会連合会	山村・木材振興課

9 総合的支援を内容とする協定【1】

(1) 災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定(締結日:H20.11.20)(担当課:危機管理課)

	各締結先	支援内容
147	乙:伊藤忠商事株式会社(九州支社)	・甲(宮崎県)と協力会社(丙丁戊)間の総合調整を行う。
	丙:株式会社南九州ファミリーマート	・丙の調達が可能な範囲内での商品の供給 ・商品の搬送引渡し
	丁:伊藤忠エネクス株式会社(南九州販売課)	・宮崎県内の丁のサービスステーションにおいて、災害時の緊急車両への優先的な燃料の供給 ・被災地付近の丁のサービスステーションを緊急避難場所又は帰宅困難者用の一時休憩所若しくは近隣被災者用の非常用食料、飲料水及び物資の集積地としての施設の無償提供
	戊:株式会社エコア(宮崎店 直売課)	・災害時の緊急対応設備用に炊き出し等で利用するためのLPガス、ガスボンベ及び関連機器(給湯器、ストーブ、ガスコンロ等)の指定場所への供給及び緊急避難場所においてのLPガスの使用方法の指導 ・初動緊急措置として二次被害発生防止を主眼にLPガスの供給停止等の適切な処置及び拡声器・テラン配布等による二次被害防止のための広報活動の実施

10 相互応援・連携に関するもの【24】

	協定の名称	締結日	締結先	担当課
148	防災画像情報の相互提供に関する協定	H15.3.24	国土交通省九州地方整備局	県土整備部
149	九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書	H23.3.25	国土交通省九州地方整備局	河川課
150	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	H24.12.24	国土交通省国土地理院	技術企画課
151	九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定	H25.10.22	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県、山口県	衛生管理課
152	九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定	H27.11.5	福岡県、北九州市、佐賀県、伊万里市、諫早市、大村市、松浦市、熊本県、合志市、大津町、西原村、大分県、杵築市、国東市、鹿児島県	企業局
153	福祉避難所として県有施設を使用することに関する協定書	H28.3.1	宮崎市	都市計画課
154	航空搬送拠点臨時医療施設に必要な資器材の保管等に関する協定	H28.3.9	航空自衛隊新田原基地	医療政策課
155	南海トラフ地震等の大規模災害時における基本協定	H28.3.10	学校法人順正学園 九州医療科学大学	医療政策課
156	宮崎県が設置する航空搬送拠点臨時医療施設に関する協定	H28.3.17	日南市	医療政策課
157	災害時における相互支援に関する協定書	H29.9.8	宮崎県幼稚園連合会 一般社団法人宮崎県保育連盟連合会 宮崎県認定こども園協会	こども政策課
158	九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定	H29.11.15	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県、山口県	循環社会推進課
159	航空搬送拠点臨時医療施設に必要な資器材の保管等に関する協定	H30.2.1	国土交通省 大阪航空局	医療政策課
160	宮崎県消防相互応援協定	H30.5.11	宮崎県内26市町村 宮崎県東児湯消防組合 西諸広域行政事務組合 西臼杵広域行政事務組合	消防保安課
161	宮崎県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の連携協力に関する協定書	H30.7.2	国立研究開発法人防災科学技術研究所	危機管理課
162	災害時緊急車両への燃料供給体制構築事業の実施に関する覚書	H31.4.1	宮崎県石油商業組合	危機管理課
163	九州・山口9県災害時応援協定	R2.4.24	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県、山口県	危機管理課
164	災害時における相互連携に関する協定	R3.3.24	西日本電信電話株式会社宮崎支店	危機管理課
165	災害時における相互連携に関する協定	R3.3.30	九州電力株式会社宮崎支店九州電力送配電株式会社宮崎支店	危機管理課
166	防災消防ヘリコプター相互応援協定	R4.3.25	熊本県、大分県、鹿児島県、長崎県、佐賀県	消防保安課
167	災害時における相互連携に関する協定書	R5.7.5	宮崎瓦斯株式会社	危機管理課
168	宮崎県と京都大学防災研究所の連携協力に関する協定書	R5.8.17	京都大学防災研究所	危機管理課
169	宮崎県と国立研究開発法人情報通信研究機構の霧島山(えびの高原(硫黄山))に設置した高精細カメラ映像の活用に向けた研究協力に関する覚書	R6.3.21	国立研究開発法人情報通信研究機構 ネットワーク研究所レジリエントICT研究センター	危機管理課
170	災害時のヘリコプター運用に関する覚書	R6.7.31	陸上自衛隊第8師団、宮崎県警察本部	危機管理課
171	災害時等における連携・協力に関する協定書	R7.7.2	株式会社阪急交通社	危機管理課

A. 組織・体制に関する質問

Q1: 災害対策本部の最高責任者と、その役割は？

A1: 災害対策本部長（知事）が最高責任者。本部長は被災状況等の情報共有並びに分析結果に基づく対応方針及び重要事項の意思決定を行う。また、総合対策部長は本部長を補佐し、不在時には替わって指揮を執る。（P. 1）

Q2: 総合対策部の組織体制は？

A2: 総合対策部は、総合対策部長、副部長、災害報道監、各班長（企画調整班、応急対策班、情報分析班、広報班、応援職員班、被災者・物資支援班）で構成され、さらに各班は各グループに分かれて業務を遂行する。（P. 1, 5, 6）

Q3: 各班長の主な役割は？

A3: 各班の業務総括、班員の労務管理、班長会議に関する事項の整理と指示などが主な役割。初動・救急救命・応急・復旧復興の各ステージにおける班の役割を確認し、指示を行う。（P. 33-36）

Q4: 部隊等調整監の役割は？

A4: 部隊等調整監は、救助部隊や広域応援部隊等の運用調整、避難者支援、物資支援、災害医療支援に関する関係機関との調整を行う。（P. 37-40）

Q5: 災害対策本部会議の構成員は？

A5: 災害対策本部会議は、本部長（知事）、副本部長（副知事）、危機管理統括監、本部長が指名する各部局の長（各部長、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長）などで構成される。（P. 1, 20）

Q6: BCP推進会議事務局とは？

A6: BCP推進会議事務局は、災害発生時における**職員の安否情報**や**庁舎の利用スペース**に関して、総合対策部と連絡調整を行う。（P. 1）

B. 初動・情報管理に関する質問

Q7: どのような災害で災害対策本部が自動的に設置されるか？

A7: 震度6弱以上の地震の発生や、大津波警報または南海トラフ地震臨時情報（「巨大地震警戒」もしくは「巨大地震注意」）が発表された場合に、災害対策本部が自動的に設置される。（P. 7）

Q8: 夜間・休日等に災害が発生した場合、職員はどのように参集するのか？

A8: 安否確認メールを確認し、自家用車以外の交通手段も考慮して安全かつ迅速な参集に努める。（P. 179）

Q9: 災害発生時の初動対応は誰が、どのように行うのか？

A9: 危機管理局が中心となり、参集した第1～3要員が支援する。具体的には、地震・津波情報の収集、統括監への報告、自衛隊への災害派遣依頼、津波避難指示の送付、関係機関への連絡などを行う。（P. 15-19, 178）

Q10: 災害発生から災害対策本部会議（第1回）開催までの流れは？

A10: 災害発生後、初動対応を実施し、発災後40分を目途に第1回災害対策本部会議を開催する。休日・夜間は発災後60分を目途とする。（P. 15-19, 23, 178）

Q11: 情報共有にはどのようなシステムやツールが用いられるのか？

A11: 宮崎県防災情報共有システム内の「クロノロジー」が主要な情報共有ツール。その他、ホワイトボードやマイク周知、スペクティ (Spectee) なども活用し、情報共有を行う。（P. 8）

Q12: 情報処理のフローはどのようになっているのか？

A12: 情報収集後、担当割り振りを行い、各班で対応する。併せて、データ入力チームが、新情報や追加情報（被害情報、対応状況など）を防災情報共有システムに入力する。最終的にはシステム内のクロノロジーで情報が共有される。（P. 8-11）

Q13: 情報の重要度を判断する基準はあるか？

A13: 情報の重要度は高・中・低の3段階で評価する。「高」は災害対応に重大な影響を与え、県として緊急に対応が求められる事項を指す。発災当初からの時間経過により重要度は変化する場合がある。（P. 113）

C. 応急対策・支援活動に関する質問

Q14: ヘリコプターの運用調整はどのように行われるか？

A14: ヘリ運用グループが、災害発生直後からの県防災ヘリ・県警ヘリの出動、空域の指定に係る調整、給油、ヘリベースの確保、ヘリコプター運用調整所の設置など、ヘリ運用全般を調整する。(P. 79-80)

Q15: DMAT (災害派遣医療チーム) の派遣要請はどのように行われるか？

A15: 宮崎県災害派遣医療チーム運営要綱に基づき、指定病院の長または市町村長が宮崎県知事に要請書を提出する。SCU設置の必要性がある場合は、企画Gと協議しする。(P. 101, P. 108-109)

Q16: 物資の調達・提供はどのように行われるか？

A16: **物資支援グループ**が、市町村からのニーズ把握、県備蓄物資の払出し、国からのプッシュ型支援の調整、民間からの義援物資の受入れなどを担当する。また、集積場所の確保や燃料の調達も行う。(P. 167-171)

Q17: 緊急車両通行証の発行はどこで行われるか？

A17: 災害対策本部事務用で公用車を使用する場合、県警察に申請し、緊急車両通行証を発行してもらう。大規模災害時には交通規制の実施要領等を確認する必要がある。(P. 174)

Q18: 災害救助法の適用判断は誰が、どのように行うのか？

A18: 災害救助法の適用については、市町村の適用意向を確認し、南海トラフ地震の場合は県独自の判断で沿岸市町での適用判断が可能。県と市町村・国が連携して適用を決定する。(P. 44-45)

Q19: 後方支援拠点とは何か？また、その運用調整は？

A19: 後方支援拠点とは、自衛隊、警察、消防等の各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資器材集積及び燃料補給等を行う拠点を指す。各地方支部に施設占用の要請を指示し、施設使用可否を把握する。(P. 98)

Q20: 漂流者救助のための船舶等利用はどのように行われるのか？

A20: 漂流者発生が予想される海域を特定し、海上保安庁、警察、海上自衛隊等の保有船舶を活用して捜索状況を確認する。これらの機関に情報提供を行い、人命救助を最優先に対応を要請する。(P. 99)

D. 総務・広報・その他に関する質問

Q21: 関係機関との連絡調整はどのように行われるのか？

A21: **関係機関調整グループ**が、来庁したリエゾンとの連絡調整や、ライフラインに関する資料作成、リエゾンからの問い合わせ対応などを行う。
(P. 172)

Q22: 災害対策本部会議資料の作成分担は？

A22: 第1回、第2回、第3回以降の会議資料ごとに、地震・津波の状況、現在の対応状況、当面の課題と対応、今後の対応方針など、項目と分担班が細かく定められている。(P. 48)

Q23: 災害広報の基本方針は？

A23: 県民、被災者、来県者等への広報を基本とし、災害救助活動への協力、正確な情報の提供、デマ情報の抑制、多言語対応、広報優先順位の調整などを行う。(P. 129)

Q24: 災害代表窓口（コールセンター）はどのように運営されるのか？

A24: 災害対応のステージに応じて、動員数を調整し、防災庁舎6階などに設置される。県民からの問い合わせ傾向を分析し、Q&Aを見直す。(P. 146-152)

Q25: 災害時応援協定にはどのようなものがあるか？

A25: 情報伝達、食料・生活必需物資、医療・救助、交通・輸送・燃料、土木・建築、廃棄物処理、帰宅困難者・要配慮者支援、その他、相互応援・連携に関する協定が分野別に多数締結されている。(P. 206-209)

Q26: 総合対策部要員の給食確保はどのように行われるのか？

A26: 庁舎内の備蓄食料を確認し、不足分は災対本部支援Gが確保する。給食場所は防災庁舎3～6階の空きスペースで調整される。(P. 73)

Q27: 災害情報の記録整理の主な内容は？

A27: 災害情報の保存・整理として、緊急気象情報、気象解説資料、写真・動画、被害情報、関係省庁からの指示、会議・復命書などを種類別に整理し、時系列管理を行う。(P. 77)

D. 総務・広報・その他に関する質問

Q28: 市町村へのリエゾン派遣調整の判断基準は？

A28: 防災情報共有システムで空白地帯や被害が甚大な市町村を把握した場合に、リエゾンの派遣が必要か検討する。正副部長・報道監と協議し、派遣先を決定する。(P.123)

Q29: 被災者等の氏名公表に関する基本方針は？

A29: 災害時における氏名公表については、国、県、市町村の各方針を踏まえ、その都度適切な運用を行う。特に安否不明者の氏名公表は、原則として本人や親族の同意が必要。(P.124-126)

【20】用語集・索引

用語	意味（関連ページ）	関係先
あ ISUT(アイサット) (災害時情報集約支援チーム)	現地（被災都道府県の災害対策本部等）で、国・自治体・民間の関係機関から、気象や地震等の状況、インフラ・ライフラインの被災状況、避難所・物資拠点の開設状況等の災害情報を集約するチーム。それらの情報を重ね合わせるなどし、災害対応機関のニーズに応じた地図を作成し、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）にて災害対応機関に共有する。内閣府防災、国立研究開発法人防災科学技術研究所、委託する民間企業等で構成。	企画調整班 情報分析班
アンダーパス	立体交差などにある地面を掘り下げて造った道。集中豪雨が発生すると冠水しやすい。	—
安否不明者	災害が発生した地域で所在不明となっている者。 (P. 31, 117, 124)	情報収集G
い EMIS (イーミス) (広域災害救急医療情報システム)	災害時にインターネット上で、病院の被災状況を厚生労働省、都道府県、病院で情報共有し、迅速な救護活動を支援するためのシステム。 (P. 104-105)	災害医療G
一次物資拠点 (広域物資輸送拠点)	⇒広域物資輸送拠点	物資支援G
イリジウム (Iridium)	KDDIが提供する衛星携帯電話サービス。広域通信を可能にし、災害時など通常の通信網が途絶した場合の連絡手段として活用される。 (P. 69, 200-205)	通信G
え 液状化	ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象。 (P. 11, 127, 184, 187, 196, 197)	—
エコノミークラス症候群 (肺塞栓症)	食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなり、その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがある。	—
SCU(エスシーユー) (ステージングケアユニット)	患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時的医療施設として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点に設置されるもの。被災地域に設置されるSCUは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、自衛隊等の航空機による搬送のためのトリアージを行うことを業務とする。被災地域外に設置されるSCUは、自衛隊等の航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行うことを業務とする。また、必要に応じて患者の症状の安定化を図る。 (P. 101)	災害医療G

【20】用語集・索引

	用語	意味（関連ページ）	関係先
え 続	（緊急速報）エ リアメール	⇒緊急速報（エリア）メール	危機管理担当 通信担当
	Lアラート	災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。総務省消防庁が所管。	危機管理担当 通信担当
お	応急仮設住宅	災害救助法に基づき、原則として、住家が全壊（全焼）又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに対して供与されるもの。「建設型応急住宅（プレハブや木造等）」、「賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅）」、「その他適切な方法によるもの（トレーラーハウス等）」に分類される。 （P. 2, 207）	県土整備対策室
	応急危険度判定	地震等で被災した建物について、継続して使用できるか、立ち入りが危険かなどを専門家が判定すること。二次災害の防止が目的。 （P. 2, 207）	県土整備対策室
き	応急対策職員派遣制度	(1)被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣） (2)短期間に多くの人員が必要となる災害対応業務へのマンパワー支援（「対口支援チーム」の派遣） 総務省所管。 （P. 157）	広域調整G
	キキクル	災害発生の危険度を予測した分布図。土砂災害、浸水害、洪水別に表示。 （P. 149）	（気象台）
	気象庁防災対応支援 チーム （JETT（ジェット））	⇒JETT（ジェット）	（気象台） 関係機関調整G
	帰宅困難者	大規模な地震などの発生によって公共交通機関が運行を停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難になった人。 （P. 113, 166, 184, 187, 208）	被災者支援G
	九山協定（九 州・山口9県災 害時応援協定）	九州・山口9県並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めているもの。 現在の幹事県は宮崎県。 （P. 167, 209）	広域調整G 物資支援G
記録的短時間大 雨情報	その地域にとって数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測されたときなどに発表される情報。	（気象台）	

【20】用語集・索引

	用語	意味（関連ページ）	関係先
き 続	緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計で地震による揺れをとらえ、瞬時に各地の震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のこと。	(気象台)
	緊急消防援助隊	緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された。平成15年の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年施行）されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。 (P. 1, 18, 31, 43, 92-96)	企画G 救助対応G
	緊急速報（エリア）メール	携帯電話事業者（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー（au）、ソフトバンク等）が無料で提供するサービスで、国や地方公共団体による災害・避難情報等を、回線混雑の影響なく、特定のエリア内の対応端末（携帯電話）に一斉に配信されるもの。	危機管理担当 通信担当
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。 (P. 168)	県土整備対策室 物資支援G
ぎ く	GADM(ギャドム) (災害マネジメント総括支援員)	大規模災害時に、先遣隊として「総括支援チーム」を率いて被災市区町村に入り、被害状況を把握し、行うべき業務、事務量、スケジュールを整理し、必要な応援職員の規模の助言を行うなど、被災市区町村長の災害対応を総括的に支援する者。 (P. 77)	広域調整G
	クロノロジー (Chronology)	災害発生からの時間経過に伴う事象（いつ、誰が、何を、どこで、どのようにしたか）を時系列で記録・共有する手法。情報共有の基礎となる。 (P. 8, 112)	分析G
け	警戒区域	(災害対策基本法 第六十三条) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	(市町村)
	警戒レベル	災害時にとるべき行動や避難などの行動を促す情報を、災害の切迫度に応じて5段階のレベルで表したもの。	(気象台)

【20】用語集・索引

用語	意味（関連ページ）	関係先
げ 激甚災害	激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。 なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。 (p. 3)	(内閣府防災)
こ 広域緊急援助隊	全国の都道府県警察に設置された災害警備活動を行う部隊。 ・警備部隊（被害情報の収集、被災者の救助活動等） ・刑事部隊（被災者の身元確認や死因等の究明） ・交通部隊（交通情報の収集、緊急自動車等の道路確保）等がある。 (P. 37)	(県警) 救助対応G
広域災害救急医療情報システム (EMIS (イーミス))	⇒(EMIS (イーミス))	災害医療G
広域避難	他の市町村等へ行政界を越えた避難。 (P. 3, 5, 162, 165)	被災者支援G
広域物資輸送拠点（一次物資拠点）	国等から供給される物資等を被災都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該都道府県が送り出すために設置する物資拠。 (P. 3, 168, 182, 201-205, 207)	物資支援G
後方支援拠点	自衛隊、警察、及び消防等の各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資器材集積及び燃料補給等を行う拠点で、地域防災計画において指定される。 (P. 5, 78, 98)	救助対応G
個別避難計画	災害対策基本法に基づき、市町村が作成する、高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等のための計画。	(市町村) 防災企画担当 福祉保健対策室
孤立（集落）	中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で通行可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態。 ・地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積 ・地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷 ・津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積 ・地震または津波による船舶の停泊施設の被災 (P. 5, 9, 11, 31, 56, 83, 111, 113, 127, 137-138, 184, 187)	分析G 情報収集G 県土整備対策室

【20】用語集・索引

用語	意味（関連ページ）	関係先
災害援護資金	災害が発生して災害救助法が適用された場合、区市町村が被災世帯に対して生活の再建に必要な資金を低利で貸し付ける金銭。	(市町村) 福祉保健対策室
災害救助法	発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律。 (P. 2, 3, 31, 44-45)	企画G
災害拠点病院	災害時の患者受入機能、水・医薬品・医療機器の備蓄機能が強化され、応急用資機材の貸出し等により、地域の医療施設を支援する機能等を有する災害時に拠点となる病院。 (P. 3, 103, 150, 170, 182)	災害医療G 福祉保健対策室
災害時応援協定	行政機関と民間事業者又は他の行政機関との間であらかじめ協定書を交わし、災害時における人的・物的支援についての協力を確保するためのもの。 (P. 206-209)	関係機関調整G
災害時情報集約支援チーム (ISUT(アイサット))	⇒ISUT (アイサット)	企画調整班 情報分析班
災害対策基本法	災害対策基本法は、昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に制定された、我が国の災害対策関係法律の一般法である。 この法律は、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定されたものである。 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、様々な規定を置いている。 (P. 174, 177, 206, 207)	—
災害対策本部	災害発生時に設置され、県全体の災害対策を統括する意思決定機関。知事を本部長とし、総合対策部はその実働部隊の中核を担う。 (P. 1-7 他)	—
災害対策本部会議	災害対策本部長（知事）を議長として開催される会議。被災状況等の情報共有並びに分析結果に基づく対応方針及び重要事項の意思決定を行う。 (P. 1, 15-20, 23, 29, 43, 46-48, 71, 150-151 他)	企画G
災害等伝言ダイヤル（災害用伝言板）	被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのこと。安否情報等の伝言を比較的余裕のある全国へ分散させ、交通渋滞を例とすれば、渋滞を避けたいか先で伝言のやり取りをする仕組みであり、「171」をダイヤルし、音声の指示に従う。	—

【20】用語集・索引

さ
続

用語	意味（関連ページ）	関係先
災害廃棄物	<p>害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する一般廃棄物。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に則り、一般廃棄物の処理責任を有する市町村が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。 (P. 2, 76, 184, 187, 209)</p>	環境森林対策室
災害派遣	<p>（自衛隊法 第八十三条） 1 都道府県知事その他政令で定める者は、天変地変の他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。 (P. 15, 17, 37, 77, 97, 178)</p>	危機管理担当 救助対応G
災害派遣医療チーム (DMAT(ディーマツト))	⇒DMAT(ディーマツト)	災害医療G 福祉保健対策室
災害ボランティアセンター	<p>近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設され、ボランティアの力を借りて被災者支援や復旧・復興に向けた地域支援を行うための拠点（市町村から要請を受けた社会福祉協議会により設置・運営されることが多い。）。 (P. 150, 208)</p>	総合政策対策室
災害マネジメント総括支援員 (GADM(ギャドム))	⇒GADM(ギャドム)	広域調整G
災害用伝言板	<p>携帯電話会社各社は災害時に携帯電話で安否確認ができる「災害用伝言板サービス」を提供している。インターネット接続に対応した携帯電話で文字によるメッセージの登録・閲覧が利用できる。</p>	—
指定緊急避難場所	<p>災害から身の安全を守るために緊急的に避難する場所。 (P. 208)</p>	(市町村)
指定避難所	<p>災害により自宅を失った場合などに一定期間避難生活をする場所。 (P. 2-3, 5, 9, 11, 30, 76, 113, 149, 163, 164, 167, 186, 189, 196-197 他)</p>	(市町村) 被災者支援G

し

【20】用語集・索引

	用語	意味（関連ページ）	関係先
し 続	消防応援活動調整本部	消防機関（緊急消防援助隊を含む。）の活動を調整し、応急対策班（救助対応G）と連携する。 (P. 1, 5, 6, 37, 93)	救助対応G
	進出拠点	部隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。 (P. 93, 182)	救助対応G
	新物資システム (B-PL0(ビープロ))	⇒B-PL0(ビープロ)	物資支援G
じ	JETT（ジェット） (気象庁防災対応支援チーム)	気象台職員を自治体に派遣して、随時、気象解説等を行うチーム。 (P. 112)	分析G 関係機関調整G
	事業継続計画 (BCP(ビーシーピー))	⇒BCP(ビーシーピー)	危機管理担当 総務課 BCP推進会議事務局
	自主避難	市町村が発令する警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」によるものではなく、身の安全を確保するために自分の判断で前もって避難すること。	(市町村) 情報収集G
す	情報連絡・処置票	災害対策本部内で受信した情報を記録し、関係部署への連絡、必要な処置の指示、およびその結果を記録するための様式。 (P. 5, 8-11)	分析G データ入力T
	ステージング・ケア・ユニット (SCU(エスシーユー))	⇒SCU(エスシーユー)	災害医療G
	スペクティプロ (Spectee Pro)	気象データ・道路／河川カメラ、SNS上の有益な情報から、災害時に必要なものを瞬時に収集できるとともに、最新の気象データや地形データと、AIが蓄積している過去のデータを組み合わせ、現在の浸水域や今後の被害範囲を予測するなど、「リスク」の分析、今後起こりうる「リスク」を予測できるシステム。 (P. 30, 112)	分析G
せ	線状降水帯	組織化した積乱雲群が数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される線状に伸びる強い降水をとまなう雨域。	(気象台)
	総括支援チーム	応急対策職員派遣制度の中で、対口支援に先立つ先遣隊として、被害状況、応援職員のニーズを確認するとともに、被災市区町村の災害マネジメントを支援する。災害マネジメント総括支援員（GADM）、災害マネジメント支援員、連絡調整要員等で構成される。	広域調整G 防災企画担当

【20】用語集・索引

	用語	意味（関連ページ）	関係先
そ 続	総合対策部	宮崎県災害対策本部における実働部隊の中核組織。災害発生時の情報収集、分析、関係機関との調整、広報、応急対策、被災者支援、物資支援など、災害対応の多岐にわたる業務を総括的に実施する。 (P. 1, 5-9, 12-13, 16, 18-19, 23, 25, 26, 28, 35, 41-42, 43, 46, 60, 62, 67, 71-73, 100 他)	—
	総合対策部長	危機管理統括監。総合対策部全体の業務を統括・指揮する。 (P. 1, 5, 25-27, 33, 59, 127, 171)	—
	SOBO(-WEB) (そうぼう) (新総合防災情報システム)	防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステムに集約し共有することが可能となることを目指した共通基盤である防災デジタルプラットフォーム。 内閣府防災が所管。	分析G 危機管理担当
た	対口支援	応急対策職員派遣制度の中で、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援を行う。 都道府県（都道府県は管内市区町村と一体的に支援）又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て。 原則として、総括支援チームとセットで決定。 (P. 159-160)	職員調整G 防災企画担当
	タイムライン	災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。マニュアルの「行動要領」もこれに近い概念。 (P. 4, 23-24)	—
だ	第8師団現地指揮所	災害規模に応じ、自衛隊第8師団の現地指揮所が設置され、具体的な災害対策の指揮調整を行う。 (P. 1, 5)	(自衛隊)
ち	地域内輸送拠点 (二次物資拠点)	一次物資拠点から供給された物資等を被災市町村が受け入れ、避難所等に向けて当該市町村が送り出すために設置する物資拠点。 (P. 3, 168, 182)	物資支援G
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、都道府県及び市町村の防災会議が作成する計画であり、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。 (P. 59, 117, 170, 177, 108, 117, 118, 165)	防災企画担当

【20】用語集・索引

	用語	意味（関連ページ）	関係先
ち 続	地方支部	地方における災害対策の推進を図るため、地方支部を置く。 地方支部は、その所管区域に所在する県出先機関をもって組織する。 地方支部に支部長を置き、支庁長又は農林振興局長をもって充てる。 (P. 3, 5, 16, 19, 70, 98, 111, 122-123, 157, 163-164, 167, 182)	情報収集G
	TEC-FORCE（テックフォース） （緊急災害対策派遣隊）	国土交通省災害対策緊急派遣隊。道路、河川、港湾などのインフラ被害調査や応急復旧支援を行う。 (P. 37, 38, 43)	部隊等調整監 関係機関調整G 県土整備対策室
で	DMCT （災害機動通信チーム）	災害時等における現場の映像伝送等を効果的に行うチーム。 (P. 41, 69-70)	通信G
	D-CERT（ディースアート） （災害派遣デジタル支援チーム）	大規模災害発生時に被災地に入り、被災都道府県のニーズに基づき、災害対応に必要と考えられるデジタル支援メニューの提案や、当該支援内容を具体化し、被災都道府県の災害対応が円滑に進むように必要な活動を行うチーム。デジタル庁所管。	分析G 通信G デジタル推進課
と	DMAT（ディーマット） （災害派遣医療チーム）	大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。 (P. 1, 3, 5, 6, 37, 43, 76, 78, 99, 101-110, 170, 206 他)	災害医療G 福祉保健対策室
	DMAT調整本部	統括DMATが参集し、指揮命令を行うとともに、応急対策班（災害医療G）と連携する。 (P. 1, 3, 5, 78, 101)	災害医療G 福祉保健対策室
	特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれ著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるもの。 (P. 54, 77, 113, 137)	（气象台）
	トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。 (P. 103)	災害医療G 福祉保健対策室
	ど	土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域。
土砂災害特別警戒区域		急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。	県土整備対策室
土のう		水害を防ぐために、布袋の中に土砂を詰めて用いる土木資材のこと。	—

【20】用語集・索引

用語	意味（関連ページ）	関係先
な 内水氾濫	雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること。 (P. 55)	—
南海トラフ地震 臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に気象庁から発表される。 南海トラフ地震の想定震源域内でM6.8以上の地震等の異常な現象を観測すると、まず、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。 その後、専門家等による臨時の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が速やかに開催され、その調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報（「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調査終了」のいずれか）が発表される。 (P. 7, 57, 139)	(気象庁) (内閣府防災) 南海トラフ・大規模災害対策担当
に 二次災害	最初の災害（地震、津波など）に続いて発生する、新たな災害や被害（例：土砂崩れ、火災、感染症など）のこと。 (P. 54, 70, 137)	—
は ハザードマップ	地震、津波、洪水、土砂災害などの自然災害による危険が予測される地域や、避難場所・避難経路などを地図上に示したもの。 (P. 139)	(市町村)
氾濫	川や水路などの水があふれ、川などの外に流れ出す現象。 (P. 10-11, 149)	—
ひ 被害状況判定基準	災害による被害（人的被害、家屋被害、農林水産被害など）の程度を客観的に判断するための基準。災害救助法の適用判断などにも用いられる。 (P. 117-120)	(市町村) 情報収集G
被災者生活再建 支援金	被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する制度。 住宅の被害程度に応じて算出される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて算出される加算支援金が支給される。	福祉保健対策室
被災者台帳	災害対策基本法に基づき、被災者の支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するため、被災市町村が、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した台帳。	(市町村) 情報収集G
非常災害現地対 策本部	非常災害対策本部長（防災担当大臣）の定めるところにより、非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として設置。 本部長：内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官 (P. 18, 58, 80)	(内閣府防災) 企画G

【20】用語集・索引

用語	意味（関連ページ）	関係先
ひ 続 非常災害対策本部	災害応急対策を推進するため、総理大臣が内閣府に臨時に設置する組織。 本部長：防災担当大臣	(内閣府防災) 企画G
避難行動要支援者名簿	高齢者や障害者等の災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿。災害対策基本法において、市町村に作成が義務づけられている。 名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項が記載等されている。	(市町村) 情報収集G 福祉保健対策室
避難情報	災害対策基本法 第60条 「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。」 に基づき、市町村が発令する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の総称。 (P. 31, 129, 136)	(市町村) 情報収集G 分析G 報道・メディアG 総合窓口G
ひ BCP(ビーシーピー) (事業継続計画)	大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。 (P. 1, 73, 177)	危機管理担当 総務課 BCP推進会議事務局
BCP推進会議事務局	県庁非常時体制において、BCPに規定する応急業務及び非常時優先業務の指揮、進行管理等を行う。 (P. 1, 44, 47, 73, 165, 174)	企画G 職員調整G
B-PL0(ビープロ) (新物資システム)	平時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便、迅速に把握し管理することができ、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもの。 内閣府防災が所管。	物資支援G
ふ フォワードベース	ヘリコプター部隊の運用を円滑にするための活動拠点 (P. 80, 88, 96)	へり運用G
福祉避難所	主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害救助法施行令第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する避難所 (P. 149, 163-164, 209)	(市町村) 被災者支援G 福祉保健対策室

【20】用語集・索引

	用語	意味（関連ページ）	関係先
ふ 続	副本部長	副知事。本部長（知事）を補佐し、本部長が不在の場合は、替わって指揮を執る。 (P. 1, 18)	—
	噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、5段階に区分して発表する指標のこと。	(気象台) 分析G 危機管理担当
ぶ	部隊運用調整所	災害対策活動に従事する各部隊（自衛隊、消防、警察、海保、国交省）の効率的な活動に係る運用調整を行う。 (P. 1, 5-6, 37)	部隊等調整監 救助対応G
	部隊等調整監	救助部隊、広域応援部隊、自衛隊等の運用調整、避難者支援、物資支援、災害医療支援など、災害対応に関わる各種部隊・機関との調整を専門に行う。 (P. 5, 25, 38, 78, 164)	—
ぶ ぷ	ブラックアウト	電力会社が管轄するエリア全域に及ぶ大規模停電	(電力会社) 分析G 関係機関調整G
	プッシュ型支援	国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目）のほか、避難所環境の整備に必要な物資、冷暖房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地に緊急輸送すること。 (P. 3, 167, 194-195)	物資支援G
	ヘリコプター運用調整所	ヘリコプター保有機関のリエゾンが集結し、運用調整を行う。応急対策班（ヘリ運用G）と連携する。 (P. 1, 5-6, 78-86, 91)	ヘリ運用G
へ	ヘリテレ	ヘリコプターに搭載されたカメラで撮影された災害状況の映像を、リアルタイムで災害対策本部等の関係機関に伝送するシステム。 (P. 17, 69)	通信G
	ヘリベース	災害の終始を通じて、部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示、任務付与）を実施し、かつ駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣宿泊を含む。）が可能な拠点及び航空部隊の進出拠点（集結場所）。 (P. 80, 88, 96)	ヘリ運用G
ほ	保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療活動の総合調整を行う。 (P. 1, 5, 78, 100)	災害医療G 福祉保健対策室
	本部長	知事。災害対策本部を統括し、災害対策を行う上での基本的事項や重要事項の確認及び決定を行う。 (P. 1, 3, 16, 18, 47, 54-57, 79, 97, 136, 139, 178 他)	—

【20】用語集・索引

	用語	意味（関連ページ）	関係先
ほ	防災行政無線	国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とする、無線による通信網。災害時に有線回線が途絶した場合でも、使用することが可能である。 (P. 16)	通信G
	(宮崎県) 防災情報共有システム	災害に関する多様な情報を一元的に収集、整理、共有するための情報システム。所管は宮崎県危機管理課。 (P. 8-11, 15, 112, 115, 117, 127, 149, 163-164, 177-178 他)	分析G 危機管理担当
	防災・防犯情報メール	登録者に気象情報や市町村が発表する住民発令等の防災情報、警察等の防犯情報をメールで配信するサービス。宮崎県危機管理課が所管。 (P. 15, 112, 179)	危機管理担当
ゆ	UTM（ユニバーサル横メルカトル）グリッド	ユニバーサル横メルカトル図法を決められたルールで緯度・経度方向にグリッドで分割し縦軸・横軸の交点の座標で地球上の位置を特定する手法。 UTMは、Universal Transverse Mercatorの略。	—
よ	要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。 (P. 2, 171, 186, 189, 208)	被災者支援G 福祉保健対策室
	4号様式	「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官）に定める災害即報を行うための様式。 (P. 117)	危機管理担当
ら	ライフライン	電気、水道、ガス、電話など日常生活に不可欠な生活基盤。 (P. 11, 54-55, 136-137, 150, 172)	情報収集G
り	リエゾン（LO） （Liaison）	災害対策本部と、被災市町村や関係機関（警察、消防、自衛隊など）との間の連絡調整を行う職員。情報伝達、要請内容の調整、協働作業の推進を円滑にする役割を持つ。 (P. 1, 5-6, 18, 67, 74, 92, 98-99, 123, 172 他)	・通信⇒通信G ・市町村へのリエゾン派遣調整 ⇒情報収集G ・関係機関のリエゾン ⇒関係機関調整G ・資器材・宿舎 ⇒本部支援G
	罹災証明	災害対策基本法90条の2 「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならない。」 罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。 (P. 2, 196-197)	(市町村)
わ	ワイドスター （WideStar）	NTTドコモが提供する衛星携帯電話サービス。災害時など通常の通信網が途絶した場合の連絡手段として使用される。 (P. 106, 200-205)	通信G

【21】 別冊マニュアル等一覧

名称	関係先
地域防災計画	防災企画担当 他
津波一斉指令	通信担当
宮崎県災害対策本部総合対策部会計処理マニュアル	災对本部支援G
大規模災害に伴う交通規制の実施要領並びに緊急通行車両等及び交通規制除外車両の事務処理に関する要領	関係機関調整G 警察本部
日本DMAT活動要領	災害医療G
災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用（平成24年3月9日消防庁）	情報収集・連絡調整G
災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防庁）	情報収集・連絡調整G
災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災））	情報収集・連絡調整G
災害時における市町村への情報連絡員派遣に関する要綱	情報収集・連絡調整G
防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（令和5年3月内閣府（防災担当））	情報収集・連絡調整G
災害時における孤立地域等にかかる情報収集について（依頼）（令和6年12月4日府防政第1541号）	情報収集・連絡調整G
広報対応グループ業務実施マニュアル	報道・メディアG
報道対応グループ業務実施マニュアル	報道・メディアG
宮崎県災害時受援計画	応援職員班
物的資源に係る『受援』マニュアル	物資支援G
みやぎの3.11～現場編～	被災者支援G
大規模災害時における燃料供給対策マニュアル	物資支援G